

昭和五十二年十二月十二日

四日市市議定会定例会会議録（第一号）

四日市市議會

○議事日程 第一号

昭和五十二年十二月十二日(月)

午後二時開会

第一 会議録署名議員の指名について

第二 会期の決定について

第三 報告第一一六号 専決処分の報告について

第四 報告第一一七号 専決処分の報告について

第五 報告第一一八号 専決処分の報告について

第六 議案第一二七号 昭和五十二年度四日市市一般会計補正予算(第二号)……………議案説明

第七 議案第一二八号 昭和五十二年度四日市市競輪事業特別会計補正予算(第一号)……………

第八 議案第一二九号 昭和五十二年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算(第一号)……………

第九 議案第一三〇号 昭和五十二年度四日市市と畜場食肉市場特別会計補正予算(第二号)……………

第一〇 議案第一三一号 昭和五十二年度四日市市営魚市場特別会計補正予算(第一号)……………

第一 議案第一三二号 昭和五十二年度四日市市公共下水道特別会計補正予算(第二号)……………

第二 議案第一三三号 昭和五十二年度四日市市土地区画整理事業特別会計補正予算(第二号)……………

第三 議案第一三四号 昭和五十二年度四日市市立四日市病院事業会計第一回補正予算……………

第四 議案第一三五号 昭和五十二年度四日市市水道事業会計第一回補正予算……………

第五 議案第一三六号 農業共済事業の実施について……………

第六 議案第一三七号 四日市市農業委員会の委員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき委員の定数

に関する条例の一部改正について……………

第一七	議案第一三八号	四日市市事務分掌条例の一部改正について……………	議案説明
第一八	議案第一三九号	四日市市役所出張所設置条例の一部改正について……………	”
第一九	議案第一四〇号	四日市市吏員退職料、退職給与金、遺族扶助手支給条例等の一部改正について……………	”
第二〇	議案第一四一号	四日市市社会福祉事務所設置条例の一部改正について……………	”
第二一	議案第一四二号	四日市市母子医療費の助成に関する条例の制定について……………	”
第二二	議案第一四三号	四日市市農業共済条例の制定について……………	”
第二三	議案第一四四号	四日市市建築審査会条例の制定について……………	”
第二四	議案第一四五号	四日市市特別工業地区建築条例の一部改正について……………	”
第二五	議案第一四六号	三泗伝染病隔離病舎組合規約の変更について……………	”
第二六	議案第一四七号	市道路線の認定について……………	”
第二七	議案第一四八号	工事請負契約の締結について……………	”
第二八	議案第一四九号	工事請負契約の締結について……………	”
第二九	議案第一五〇号	工事請負契約の締結について……………	”

○本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

○出席議員（四十三名）

青	天	小	伊	岩	宇	小	大	大	加	金	川	喜	訓	粉	小	小	後
山	春	井	藤	田	田	治	谷	森	藤	森	口	野	霸	川	林	林	藤
峯	文	道	信	久	良	四	喜	喜	多	定	洋	也	也	博	博	喜	寛
男	雄	夫	一	雄	市	郎	三	正	男	正	二	等	男	茂	次	夫	次

○欠席議員（一名）

○議事説明のため出席した者

財	總	市	収	助	助	市
政	務	長	入	役	役	長
部	部	公	役			
長	長	室	長			
		長				
伊	齋	阿	平	坂	三	加
藤	藤	南	井	倉	輪	藤
治	久	輝	清	哲	喜	寛
					代	
郎	美	彦	三	男	司	嗣

高	山	山	山	山	森	松	増
橋	本	中	路	口		島	山
力		忠		信	安	良	英
三	勝	一	剛	生	吉	一	一

前	堀	古	福	平	長	橋	野	野	生	中	出	坪	田	高	高	坂	後
川		市	田	野	川	本	呂	崎	川	村	井	井	中	木	井	口	藤
辰	新	元	香	行	鐸	増	平	貞	平	信		妙	基		三	正	長
男	衛	一	史	信	元	蔵	和	芳	蔵	夫	博	子	介	勲	夫	次	六

副収入役	下水道部長	建設部長	都市計画部長	環境部長	産業部長	福祉部長	市民部長
荒木三郎	奥村仁人	石井三夫	杉本義広	川合一文郎	谷沢一男	杉本治芳	矢田三郎

教育委員長	教育長	次長
栗原静夫	山鹿裕夫	六田裕

病院事務長
藪田裕

水道事業管理者	技術部長
村山了	黒川薫

消防長
松村佳美
岡本林衛

代表監査委員
森幸雄

○出席事務局職員

事務局長	議事課長	議事係長	主事
佐々木晃精	小坂大之丞	板崎大之丞	山口克彦
			金森伸夫

午後二時一分開会

○議長（大谷喜正君） ただいまから、昭和五十二年十二月、四日市市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、四十二名であります。

出席要求をいたしました議事説明者の氏名は、お手元に配布の議事説明者要求書写しのとおりであります。

○議長（大谷喜正君） これより本日の会議を開きます。

本日の議事については、お手元に配布いたしました議事日程第一号によりとり進めますので、よろしくお願いいたします。

日程第一 会議録署名議員の指名について

○議長（大谷喜正君） 日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第七十六条の規定により、議長において高木 勲君及び森 安吉君を指名いたします。

日程第二 会期の決定について

○議長（大谷喜正君） 次に、日程第二、会期の決定についてを議題といたします。

おはかりいたします。今期定例会の会期は、本日から十二月二十二日までの十一日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大谷喜正君） ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から十二月二十二日までの十一日間と決定いたしました。

日程第三 報告第一六号 専決処分の報告について、ないし

日程第五 報告第一八号 専決処分の報告について

○議長（大谷喜正君） 次に、日程第三、報告第十六号専決処分の報告について、ないし日程第五、報告第十八号専

決処分の報告についての三件を一括議題といたします。

提出理由の説明を求めます。

市長。

（市長（加藤寛嗣君）登壇）

○市長（加藤寛嗣君） ただいま、ご上程の各報告についてご説明申し上げます。

報告第十六号及び報告第十七号は、いずれも市有自動車の交通事故による損害賠償の額の決定について、地方自治法第八十条の規定に基づき専決処分したものであります。

報告第十八号は、さきの六月定例議会でご決議いただきました三重団地公営住宅建設工事（第一工区）ほか五件の工事請負契約に係る変更契約の締結について、地方自治法第八十条の規定に基づき専決処分したものであります。

○議長（大谷喜正君） 提出理由の説明は、お聞き及びのとおりであります。

ご質疑がありましたら、ご発言願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大谷喜正君） 別段、ご質疑もありませんので、本件については、これをもって報告を終了いたします。

日程第六 議案第一二七号 昭和五十二年四日市市一般会計補正予算（第二号）、ないし

日程第二九 議案第一五〇号 工事請負契約の締結について

○議長（大谷喜正君） 次に、日程第六、議案第二百二十七号昭和五十二年四日市市一般会計補正予算（第二号）、ないし日程第二九、議案第二百五十号工事請負契約の締結についての二十四件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

（市長（加藤寛嗣君）登壇）

○市長（加藤寛嗣君） ただいまご上程の各議案についてご説明申し上げます。

議案第二百二十七号は、本市一般会計補正予算第二号案であります。

今回補正の主な内容は、国の総合経済対策に基づく公共事業費の増額をはじめ国県費補助割り当ての決定によるもの、老人、心身障害者等医療費の不足見込額、南部塵芥埋立処理場用地及び小学校建設用地取得費、その他緊急に実施を要する単独事業費のほか、本市一般職員及び嘱託職員の給与改定に要する見込額の追加補正と、これに関連します債務負担行為及び地方債の補正であります。歳入歳出予算の追加補正額は、二十六億四千二百一十万円でありまして、補正後の予算総額は、三百四十八億一千四百八十八万八千円と相なるのであります。

以下、歳出から各款に計上いたしました一般職員等の給与改定関係所要見込額の補正以外の経費について、その主なものの概要をご説明申し上げます。

第一款議会費は、車両更新経費の追加であります。

第二款総務費におきましては、国庫補助事業費の増額決定による交通安全対策費の追加並びに笹川東部ほか四カ所の公会所建設費補助金及び過年度国県支出金返還金等と地方財政法等に基づく財政調整基金の積立金を計上いたしました。

第三款民生費のうち社会福祉費は、老人、心身障害者等医療費の不足見込額並びに勤労身体障害者体育施設整備費を追加するとともに、今回新たに母子家庭に対しては医療費の公費負担制度を、身体障害者に対しては事業資金の融資制度を創設いたしましたと存じ、所要経費を計上いたしました。

児童福祉費では、県補助金の決定いたしました簡易保育所運営費補助金及び大谷台、川島各民間保育園の建設費補助金並びに桜台保育園舎譲受費を追加補正するとともに、子供広場整備費補助金を増額いたしました。

第四款衛生費は、過年度の予防接種事故に対する再弔慰金と、大気汚染等監視測定機器購入費及び塩浜霊園拡張費を計上いたしました。

清掃費は、四日市市ほか三町衛生組合負担金、北部清掃工場塵芥焼却炉修繕料等の不足見込額の追加補正と内部地区における尿尿中継貯溜槽の移転新設費、北部清掃施設塵芥埋立地拡張費及び南部塵芥埋立処理場建設費を追加いたしました。

第五款労働費は、失業対策事業の就労者に対する賃金改定に伴う所要額であります。

第六款農林水産業費のうち農業費は、県補助金の決定いたしました農業生産組織育成対策事業費、農業振興地域整備促進事業費並びにマツクイムシ防除事業、作付体系団地設置事業及び家畜ふん尿処理施設設置事業に対する補助金を追加補正いたしました。

農地費では、西大鐘町及び堂ヶ山町の県単土地改良事業費を新規計上し、市単土地改良事業費等を追加補正いたしました。

また、水産業費は、県補助金の決定いたしました磯津漁港南防波堤改良費と同港維持修繕工事費を追加するものであります。

第八款土木費のうち土木管理費は、建築主事設置に伴う所要経費を追加し、道路橋梁費は、市内一円の市道の維持修繕費及び材料費の追加並びに国庫補助事業費の決定に基づき、日永八郷線、午起浜一色線及び新六名橋の新設改良

費を補正するとともに、市単独道路新設改良費を増額いたしました。

河川費においても、国庫補助事業費の増額決定により準用河川改修費の追加補正と中村川改修費を追加いたしました。

港湾費は、四日市港管理組合負担金等を追加し、都市計画費は、国庫補助事業費の決定により千歳町小生線、赤堀山城線（堀木橋）の街路事業費及び塩浜公園、鈴鹿川緑地等の公園緑地整備事業費をそれぞれ補正し、西浦地内における街路用地の購入費及び中央緑地内樹木移植費を追加計上いたしました。

都市下水道費は、排水機修繕料の不足見込額、市内一円の排水施設工事費及び材料費の追加並びに新設改良費においては朝明、羽津、雨池、塩浜の各都市下水道新設改良事業について国庫補助事業費の増額決定に基づきそれぞれ事業費の補正を行い、関連する債務負担行為を変更いたしました。

住宅費では、市営住宅維持補修費及び施設整備工事費を追加いたしました。

第九款消防費は、旅費及び電気使用料の不足見込額を追加するものであります。

第十款教育費におきましては、小中学校費で電気水道使用料、教材備品購入費及び必要保護・準要保護児童生徒の扶助費等を追加補正し、校舎建設費では、富洲原小学校渡り廊下新築費、納屋小学校あけぼの分校整備費並びに三重北八郷西及び神前小学校の用地購入費と三重北小学校通学用横断歩道橋設置費負担金を追加計上いたしました。また、日本住宅公団等に係る校舎使用料及び譲受費を所要見込みにより補正しております。

幼稚園費では、私立幼稚園就園助成費を追加し、社会教育費は、市指定文化財保存費及び郷土資料館建築費に対する補助金を計上するとともに、国庫補助事業費の決定により御池沼沢植物群落地整備費等を減額補正いたしました。保健体育費では、県補助金の決定を見ました野外サーキットコース設置事業費を計上いたしました。

第十一款災害復旧費のうち過年発生災害復旧費については、国庫補助割り当ての決定及び実施事業にあわせて補正し、本年六月及び十一月の豪雨による現年発生災害復旧費については、本年度国庫補助割当見込額を計上し、翌年度割当見込事業のうち本年度工事と同時に発注を要するものについて債務負担行為をあわせて追加しております。

以上、歳出につきまして概要を申し上げますが、歳入は、歳出各科目に関連の特定財源のほか、一般財源として市税及び前年度繰越金を計上して収支の均衡を図ったのであります。

議案第二百二十八号から議案第三百三十五号までは、各特別会計及び公営企業会計の補正予算案であります。

今回の補正につきましては、いずれも職員等の給与改定に要する見込額を追加補正しておりますので、これ以外の経費のうち主な内容をご説明申し上げます。

国民健康保険特別会計の補正は、五十一年度療養給付費の精算に伴う過年度国庫支出金の返還金及び保険給付費支払準備金積立金の追加でありまして、歳入には財産運用収入と前年度繰越金を充たいたしました。

と畜場食肉市場特別会計の補正は、業務用電気水道使用料の不足見込額の追加でありまして、歳入には事業収入の増加見込額と一般会計繰入金を充たしております。

公共下水道特別会計の補正は、業務費においては水洗便所改造資金貸付金及び下水道管清掃工事費の不足見込額を追加し、建設改良費においては、国庫補助事業費の増額決定に基づき常磐、橋北、富田、富洲原排水区の管渠工事費及び常磐ポンプ場設備工事費等の追加補正と、事業実施にあわせて事業費の一部を組み替え補正しますとともに、関連する債務負担行為の変更を行いました。

歳入につきましては、国庫補助金、市債その他の特定財源と前年度繰越金を充たいたしました。

土地区画整理事業特別会計の補正は、国庫補助事業費の決定に基づき、西浦土地区画整理事業の建物移転費及び街

路築造費を減額補正し、浜田第二土地区画整理事業に係る訴訟委託料を計上いたしました。

歳入では、保留地処分収入、前年度繰越金を追加し、国庫支出金及び市債を減額補正しております。

次に、公営企業会計の補正であります。市立四日市病院事業会計では、収益的収入及び支出におきまして、薬品、診療材料等の材料費、検査委託料、院内保育事業運営委託料等を追加補正し、さらに特別損失として過年度分診療報酬等修正損失を計上いたしました。また、企業債及び新病院改築用地取得費割賦金等の利息並びに欠員による看護学院給与費等の不用見込額を減額補正するものであり、これらの財源として診療収入の増収見込額を計上いたしました。資本的収入及び支出につきましては、看護学生等の修学資金貸付額の減額に伴い、一般会計からの負担金繰入額を減額補正いたしました。

なお、病院改築事業に伴う事業用器械備品の購入について債務負担行為と重要資産の取得事項の変更をお願いしております。

水道事業会計の補正は、収益的収入及び支出におきまして、配水細管移設工事負担金収入及び簡易水道給水収益を見込みにより計上し、支出におきましては、河原田水源揚水能力調査工事費並びに配水細管移設工事費を追加補正し、北勢水道用水受水費の不用見込額を減額補正いたしました。簡易水道費は、簡易水道組合へ委託しておりますポンプ所管理委託料を追加するものであります。

資本的収入及び支出におきましては、配水管の移設に伴う工事負担金等の収入と移設に要する工事費並びに市内の配水管布設工事費等を追加補正し、野田、水沢簡易水道施設整備事業費の精算による組み替えをいたしました。

続いて、条例その他の議案についてご説明申し上げます。

議案第三百三十六号農業共済事業の実施について及び議案第四百十三号四日市市農業共済条例の制定については、現在、四日市市農業共済組合が運営している農業共済事業について、市が本事業を行うことにより事務の合理化と事業運営の効率化を図るとともに、総合農政の一環として長期的な展望に立ち、農業経営の安定と生産性の向上に資するため、市農政と一体となった農業共済事業を運営することによって農業経営基盤の確立を目指し、当組合からの移譲の申し出を受けて、昭和五十三年四月一日から市の事業として農業共済事業を実施しようとするともに、これが実施に当たり農業災害補償法の規定に基づき条例を制定しようとするものであります。

議案第三百三十七号農業委員会の委員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき委員の定数に関する条例の一部改正案及び議案第三百三十九号市役所出張所設置条例の一部改正案は、いずれも去る九月定例会においてご決議いただきました常磐地区及び神前地区における住居表示整備事業の実施に伴い、本市農業委員会の委員の選挙区及び市役所出張所の所管区域に係る町名の変更について所要の改正をしようとするものであります。

議案第三百三十八号事務分掌条例の一部改正案は、現在県において行われている建築指導業務を、本市都市行政の一環として市民に直結したきめ細かい建築指導を行い良好な生活環境の保全に資するため、さらには、本市が次回の国勢調査において建築基準法に基づく建築指導行政の実施を義務づけられる二十五万都市になることは必至であること等を考慮し、来年二月から法に基づく建築主事を設置して、市が実施することとし、その担当部局を都市計画部に新設するため、所要の改正をしようとするものであります。

議案第四百十号吏員退職料、退職給与金、遺族扶助料支給条例等の一部改正案は、恩給法等の一部改正に伴い、これに準じて退職料年額の増額、普通退職料等の最低保障の改善及び扶助料の増額等所要の改正をしようとするものであります。

議案第四百四十一号社会福祉事務所設置条例の一部改正案及び議案第四百四十六号三泗伝染病隔離病舎組合規約の変更

案は、いずれも社会福祉事務所及び三泗伝染病隔離病舎組合事務所の位置の変更について所要の改正をしようとするものであります。

議案第四百十二号母子医療費の助成に関する条例の制定案は、母子家庭の経済的負担の軽減を図ることによって母子家庭の福祉の増進に寄与するため、十八歳未満の子を扶養している母子家庭の母及び子が国民健康保険及びその他社会保険等により療養の給付または療養費の支給を受けた場合において、当該受給者が負担した額を市が助成しようとするものであります。

議案第四百十四号建築審査会条例の制定案は、建築主事の設置に伴い、建築基準法の規定に基づき設置が義務づけられている建築審査会についてその組織及び議事等を規定しようとするものであります。

議案第四百十五号特別工業地区建築条例の一部改正案は、建築審査会条例の制定に伴い、特別工業地区建築審査会を廃止する等所要の改正をしようとするものであります。

議案第四百十七号市道路線の認定案は、坂部が丘団地及び高花平団地内における未認定道路、県道中村富田線の新設に伴い、旧市道の代替として築造された道路並びに西日野町地内の福祉センターへの進入道路をそれぞれ市道として認定しようとするもので、所在はお手元の図に示すとおりであります。

議案第四百十八号から議案第五百十号までは、いずれも下水道関係工事の請負契約締結案でありまして、それぞれ指名競争入札に付した結果、日永終末処理場汚泥焼却炉設備工事については、金額三億八千四百万円をもって名古屋市中村区泥江町一丁目月島機械株式会社名古屋出張所に、雨水一号幹線（富田幹線）函渠布設工事（その二）については、金額二億二千三百万円をもって津市栄町一丁目前田建設工業株式会社名古屋支店三重営業所に、常磐ポンプ場雨水ポンプ設備工事については、金額一億四百万円をもって名古屋市中区錦二丁目株式会社西島製作所名古屋営業所

に落札決定いたしましたので、それぞれ各業者との間に工事請負契約を締結しようとするものであります。

以上が各議案の概要でございます。どうかよろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大谷喜正君） 提案理由の説明は、お聞き及びのとおりであります。
議事日程に従いまして、本件に関する審議は留保いたします。

○議長（大谷喜正君） この際、報告いたします。

本日までには監査委員から報告が九件ありました。すでにお手元に送付しておりますので、ご了承願います。

○議長（大谷喜正君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、十二月十五日午前十時から会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午後二時三十分散会

昭和五十二年十二月十五日

四日市市議定会定例会會議録（第二号）

四日市市議會

○議 事 日 程 第二号

昭和五十二年十二月十五日(木)

午前十時開議

第一 一般質問

○本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

○出席議員(四十二名)

加	大	大	小	宇	岩	伊	小	天	青
			治						
藤	森	谷	川	田	田	藤	井	春	山
定	多	喜	四	良	久	信	道	文	峯
	喜								
男	三	正	郎	市	雄	一	夫	雄	男

○欠席議員（二名）

增高 山 山 山 山 森 松 前 堀 古 福 平 長 橋 野
 山 橋 本 中 路 口 島 川 市 田 野 川 本 呂
 英 力 忠 信 安 良 辰 新 元 香 行 鐸 增 平
 一 三 勝 一 剛 生 吉 一 男 衛 一 史 信 元 藏 和

野 生 中 出 坪 田 高 高 坂 後 後 小 小 粉 訓 喜 川 金
 崎 川 村 井 井 中 木 井 口 藤 藤 林 林 川 霸 野 口 森
 貞 平 信 妙 基 三 正 長 寬 喜 博 也 洋
 芳 藏 夫 博 子 介 勲 夫 次 六 次 夫 次 茂 男 等 二 正

○議事説明のため出席した者

市	助	助	収	市	総	財	市	福	産	環	都	建	下	副	教
長	役	役	入	長	務	政	長	社	業	境	市	設	水	収	育
加	三	坂	平	阿	斎	伊	矢	杉	谷	川	杉	石	奥	荒	六
藤	輪	倉	井	南	藤	藤	田	本	沢	合	本	井	村	木	田
寛	喜	哲	清	輝	久	治	三	文	一	義	三	三	仁	三	猶
嗣	代	男	三	彦	美	郎	郎	芳	郎	広	夫	人	郎	弘	裕

○出席事務局職員

市	職	教	次	病	水	技	消	代	議	議	事
長	務	育	長	院	道	術	防	表	事	事	務
加	代	代	長	事	事	部	長	監	係	課	局
藤	理	理	長	務	業	長	長	査	長	長	長
寛	員	員	長	長	管	長	長	委	板	小	佐
嗣	長	長	長	長	理	長	長	員	崎	坂	々
代	者	者	長	長	者	長	長	森	大	大	木
司	長	長	長	長	者	長	長	幸	之	之	晃
喜	服	服	長	長	者	長	長	雄	丞	丞	精
代	部	部	長	長	者	長	長				
司	昌	昌	長	長	者	長	長				
司	弘	弘	長	長	者	長	長				
司	夫	夫	長	長	者	長	長				
司	裕	裕	長	長	者	長	長				
司	夫	夫	長	長	者	長	長				
司	弘	弘	長	長	者	長	長				

主 事 山 口 克 彦
主 事 金 森 伸 夫

午前十時二分開議

○議長（大谷喜正君） これより、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は、三十六名であります。

本日の議事は、お手元に配布いたしました議事日程第二号のとおり、一般質問であります。

日程第一 一般質問

○議長（大谷喜正君） これより一般質問を行います。

お手元に配布しました一般質問通告一覧表のとおり、質問の通告がまいっております。

それでは、一覧表記載の順序に従い、順次発言を許します。

宇治田良市君。

〔宇治田良市君登壇〕

○宇治田良市君 おはようございます。十二月定例会の最初の質問をさせていただきますが、二番せんにならないため皆様方に深く感謝申し上げます。

質問を始めます。五十三年度予算編成に当たり、就学前教育及び五十一年度九月議会発議第七号について、二点にわたって私の考えを申し上げ、市長のお答えをお願いいたします。

まず就学前教育においてお尋ねしたい。私はあえて就学前教育という言葉を使ったのは、幼保の教育、保育内容の連携について、現在の幼児を取り巻く環境は大きく変化しております。その中で各現場の教育、保育内容は非常に揺れ動いております。保育に欠ける児童をどうするのか。幼稚園児の長時間保育をどうするのか。さらには整備計画と関連して、幼稚園・保育園の公費補助の大きな差も問題になると思います。たとえば保育所の場合、施設設備費の公費補助率は四分の三であるのに対して、幼稚園の場合は一般地域においては三分の一、運営費も保育園の場合十分の九が公費まる抱えになっております。幼稚園は本当に貧弱なこと、一言に尽きます。同じ市民の幼児を育成していくのに、これほど大きな差をつけてよいものでしょうか。

一方国でも、幼稚園と保育園の関係について、文部省・厚生省の共同通知を昭和三十八年に出しました。幼稚園・保育園の機能の違いを確認し合い、両者の一層の普及充実を図ることを宣言しております。保育園に在る保育に欠ける児童以外の幼児は、将来、幼稚園に入れるよう協定するとともに、保母の力量向上に努めることをその当時約束しましたが、文部・厚生両省の関係はあいかわらず冷たいままだった十年でございます。

行政の進み方もばらばらのため、思い余った行政管理庁は一昨年十一月に勧告を出し、両者の反省を求めたものであります。その内容は両計画には調整がなく、実際にも両者には両計画の調整のための協議は全く行われていなかったということがあります。私はいわゆるこの指摘した勧告に賛意を贈るとともに、家庭及び乳幼児全体の立場に立脚して、これら福祉と教育にまたがる基本的問題を検討し、事態の転換を図ってもらいたいと考えているものであります。

幸い行管の動きに基づき、文部省・厚生省がことしの十月三十日に、幼稚園及び保育所に関する懇談会を発足させました。時を同じくして、この四日市市にも幼児問題研究会ができました。形の上では一歩前進しましたが、十分身のがあるものにしていただきたいことを期待するものであります。

私は私なりに、こういった諸問題に対処するために、去る十一月二十五日大阪府下の交野市の幼稚園を1幼稚園じやなしに幼稚園でございます、視察してまいりました。その一端をご紹介します。

交野市の就学前教育は幼保の一元化保育を目標にしているために、市の機構の中で幼児対策室というのがあり、室長は市長と教育委員会の双方から辞令を受け、部長待遇であります。幼児に関する一切の教育と福祉の問題を一手に引き受けております。そしてまた諸問題に対処する機構にもなっておるわけでありまして。これは幼稚園でお願いするのだ、これは保育園で解決するのだと、こういったように責任のなすりつけ合いはないと説明を受けました。室長は女の方で、交野市の教育長を二期務められて、市長初め職員、市民にも親しみのある教育福祉のベテランであるとも聞きました。交野市の幼保一元化のことについて幼児対策室長の考えを聞きましたところ、次のような答えが返ってまいりました。現在の幼児教育は幼稚園、保育所と二元化されているが、しかし交野市ではどの子供も平等に教育を受けるといふ権利があるわけでございます。教育の機会均等の立場から就学前一年のすべての幼児と同じ施設の中で、学校教育法に沿った幼稚園教育を受けつつ、同じ小学校に就学させるという考えのもとに、幼稚園と保育所とを併設し、幼保一元化の保育を行っていると言われていました。

私の見てきた幼稚園はくま幼稚園と市民は呼んでおりますが、正式名は交野市立第三保育園と市立第二幼稚園の二つの施設からなっております。幼稚園は交野市独特の構想であり、独立の幼稚園と保育所を一カ所に開設一本化したものであります。幼稚園は五歳児のみ、保育所はゼロ歳児から五歳児まで。幼稚園の五歳児には短時間児と長時間児と区分されております。しかし五歳児に関して、保育時間が重なる午後二時までは幼保の区別なくクラス編成がしてあります。幼稚園教諭も保母も固定せず両方を受け持ち、当然カリキュラムは、幼稚園として一本化してあります。交野市長の考え方は、幼保一元化がどうのとむずかしいことを考えて始めたものではないとおっしゃっ

ています。いいですか、これからですが、同じ地区の子供を仲間同士として一緒に育ててやりたかった、幼稚園はエリート教育だという市民の偏見を解消したかった。それに同じ役所の職員である保母と幼稚園教諭の労働条件、給与の差をなくしたかったという市長の言葉を聞いて、幼保一元化に向かって大きな壁が一つ突破されたと感じたものであります。文部省・厚生省にまたがる地方自治体の行政施策の解決に新たな出発をされた交野市に、市長も見習っていただきたいものであります。

そこで、私は五十三年度以降にどのような就学前教育をしたらいいのか提言し、市長の考えをただしていきたいと思っております。就学前の五歳児についての幼保の希望者は、現在総数で約五千名程度と調べがついております。内訳は、公立幼稚園が二千三百名、私立幼稚園は約一千五百名、保育園は公・私立ともで一千二百名であります。この希望者の中で公立幼稚園について取り上げていきますと、定数については三千八十名であります。四日市の幼稚園の定数は三千八十名であります。希望者総数十二月十二日現在で二千三百七名。七百七十三名のまだまだ定員を入れられる器があるということをよくご存じだと思います。公立という場合、お役所仕事でいわゆる国鉄並みに関西線ががらで走っておるといふようなことで、非常に経費を無視してともかく経営されておるんじゃないかという疑わしさも私には感じられるわけであります。この現象は公立幼稚園に魅力がないのかということでございますけれども、たとえば長時間保育をしてくれないとか、給食がないとか、お迎えのバスがない等いろいろ考えられることは多々あるという原因はあるだろうと思っております。しかし私は、公立であれば、公立でなければできないような特色を生かした幼稚園経営をする施策を打ち出してもらいたい。市民に喜んでもらえるような、また希望者が公立に入りたいという本当に熱烈的な気持ちで申し込みが殺到するような、定数を上回るような対策と施策を打ち出してもらいたいとお願ひするものであります。

次に、保育料の問題であります。この問題も私は大事な問題だと思います。幼稚園も保育園も公・私立を問わず、市民の子供が入園すれば格差のない均等な扱いをするのが本来の姿であります。格差のない均等な扱いです。市行政の立場だと、それはもうはっきりしたものでございますから、だから均等な立場で臨んでもらいたい。現在保育料が公立幼稚園は二千元でございます。私立の場合は平均一万二千元程度と私は調べはついております。保育園は国の基準より約一千三百円下回っております。七千九百九十三円であり、下回った差額の市負担は年間四億円、市税から繰り出してある勘定になるわけでありまして。この不公平な格差について、どのように市長は考えられますか。幼稚園の場合、公・私立の差は大きく、私立幼稚園へ入れている父兄には一万円の負担をさせているものではないでしょうか。公立幼稚園の保育料を見直して、五十三年度以降で公・私立幼稚園の格差を是正する勇氣はありませんかと私はあえてお尋ねします。幼稚園は市長の考えで格差を是正できるものであります。

最後に幼稚園、保育園に勤められる職員の労働条件についてお尋ねします。私は職員という言葉を使ったのは、幼稚園職員の正規の職名は幼稚園教諭であります。保育園は主事であります。主事の下に括弧をつけて保母ということになっております。同じ幼児教育をする職員と違った職名で呼んでよいものでしょうか。また給与支払いは同一の四日市市でありながら、所属する組合は幼稚園は教職員組合、保育園は市職員組合であります。同じ労働条件を作り出すには市としても二つの教職員組合、市職員組合とよく話し合いながら、幾つかの難問題を解決しながら建設的に人事問題を進めていってはどうですか。幼児教育全般にわたりよい方向づけをするとともに、一歩も二歩も前進させていくには避けて通ることのできない解決法だと私は思いますので、これはあえてはっきりと申し上げておきます。

何度か交野市の例を取り上げましたが、もう一つだけお聞き下さい。交野市の場合は幼保の職員採用に当たっては、技術員という職名で採用しております。幼稚園・保育園の人事も同一一本化して交流を行っているのではありません。私は資料がありますから、また欲しければいつでも差し上げます。四日市の幼稚園に、保育園に勤める方々は四日市市の幼児を教育する責任のある立場の方々であります。研修も休暇もともども同一に行えるよう配慮することが重要な課題だと思います。労働条件を統一することにより、幼児教育の難問を早期に解決でき得る早道でもあり、幼保一元化を推進する大きな力とも私はなり得ると思います。

そこで、私はこれだけの質問を出したんですが、恐らく返ってくる市長のお答えは難のないお答えが私は返ってくると思定します。こういった答えが返ってくるんじゃないかということをお想定するわけです。単に四日市市だけでは施策は決まらないし、文部・厚生両省と国の指導と方針に準じていかねばならない。本市は幼児問題研究会を発足させて、現在までに二回フリートーキングをしている。その答申を待って就学前教育問題の施策を提案したい、というような答えだと私はちょっと推察してみたわけです。このような回答では私は納得しません。このような回答では私に本当に困るわけです。五十三年度以降からこの問題を積極的に進めなければ、幼保の格差は広がるばかりであります。今日ただいま施策に対する決断をしていただきたい。明快なこの面のご答弁をお願いします。

次に、下水の問題でございますけれども、下水というよりも発議七号、昨年皆さん方が全会一致で決めていただいた問題でございます。昨年九月議会で発議七号を全会一致で私たちは決議いたしましたわけでございますが、当時は岩野市政であります。加藤市政として五十三年度はどのような予算を組まれるのか。常時浸水地域早期解消の確認と今後の考えをお聞きしたいと思います。

私たち臨海部に住んでおる周辺の地域は、絶えず雨が降れば心配する地域であります。五十一年度決算議会で、私たちはいままでやられたことについていろいろ審査してまいりましたが、補助対象事業等の下水本管布設工事を順当に進められましたことを私たちは認めて、喜ばしいことであると思っております。五十二年度もそれにつれ、市長はじめ各

職員の努力で国の施策である公共事業推進と景気浮揚策に沿って、浸水地域対策に努力されていることは認めます。補助対象事業の本管布設は完全になっても、市単独事業で行われるところの支線の充実工事を図らなければ、仏つくって魂入れずであります。市としては浸水地域の市の単独事業を五十三年度予算でどのように配分され、執行されるのか。私は発議七号の確認と市長の新たな決意をお伺いしたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（大谷喜正君） 市長。

（市長（加藤寛嗣君）登壇）

○市長（加藤寛嗣君） ご質問の二点につきましてお答えを申し上げます。

まず、就学前児童の教育という問題でございますが、この点は私から申し上げるまでもなく、ここ十年以上前から就学前児童の教育というものが、きわめて教育ということについての重要な課題であるというふうに一般的に言われておりますし、またそれだけに市民の方々の関心も大変深いところでございます。先ほどお話のありましたように、きわめて重要な問題でありながら二元的になっておる。幼稚園と保育所の二元的になっておると。しかも、幼稚園は文部省の所管ということでございますし、保育所は厚生省の所管ということで、この両者の取り扱いが必ずしも整合されて、実際に教育を受ける、あるいは保育を受ける児童というものに対して、一本化されていないというのは事実でございます。それをめぐって昭和三十八年には文部省・厚生省両方で、保育内容の一元化を図るというような動きがございましたけれども、なおその後依然として改正をされない。四十六年には中央教育審議会が幼稚園に五歳児を就園させるというような答申が出されておりますけれども、依然としてこの問題についても、まだはっきりした実態があらわれてきていないというのが今日の現状でございます。当市においてもそういった状況で、やはり他の地域におき

まする状況と変わりない状態が出ておるのでございます。しかも、さらに加わえまして、公立・私立の幼稚園・保育園の配置の問題あるいはカリキュラムの問題等がございますし、保育園のカリキュラムというものは大体幼稚園に準じて行うということになっておりますので、大体保育園については幼稚園のカリキュラムと同じような実態で行われているというふうには私は理解をいたしておりますけれども、公立・私立の幼稚園の点につきましては、今日非常な相違があるのではないだろうかというふうには思っております。しかもそれに加わえまして、保育料の格差の問題がございます。公立幼稚園あるいは私立幼稚園との格差、あるいは幼稚園と保育園との格差、四日市の場合には先ほどご指摘ございましたが、保育料は幼稚園におきましては公立の場合は二千元。私立の場合にはいろいろ低いところから高いところがありますけれども、私の聞いております範囲では五千二百円ぐらいから八千五百円ぐらいというふう聞いております。したがって、これは相当大的な差があるというふうには理解をいたしておりますし、さらに幼稚園と保育園につきましては保育時間等の問題もございますので、どうしても保育料に差が出てくる。あるいは給食のあるなしということによって、保育料の差が出てくるということでございます。ただ一人当たり園児に対します公立の幼稚園児に対します公費の持ち出しは十二万七千元、十二万八千元をちょっと年間切るくらいでございます。同時に保育園の園児一人当たりに対します市費の持ち出しというのは、約十二万四千円程度に年間なっております。したがって持ち出しということについては、公立に關します限り、幼稚園、保育園の格差というものは余りないというふうな考えてよろしいわけですが、父兄からちょうだいいたします保育料ということについて大きな格差の問題がある。ましてや公立・私立幼稚園の問題をとりますと、これは相当な開きがあるというふうな考えておるのでございます。

私は、実は文部省・厚生省の所管の違いがあつて全国的なものだから仕方がないじゃないかというようなことを申

し上げるつもりはございません。これはできるだけ、教育を受けるのは児童でございますから、どの児童にもやはりある一定段階のレベルでの平等性といえますか、均一な教育を受けるという必要があるのではないだろうか、私はそうかねがね考えておりました。したがって、今日ただいま申し上げましたような就学前教育というものの中に含まれております問題を、どう解決をしていくか。早くこの問題に取り組みなければならないということを考えておりましたので、この幼児問題については、やはり専門家方々のご意見を十分拝聴をしながら、それらの問題に対処してまいらねばならないということで、ことしの四月以来この懇談会を早く発足をさせたいということで、教育委員会あるいは福祉部に要請をいたしておりました。ようやくこの秋に懇談会が発足をしたばかりでございます。ちょうど時を同じくいたしました、国の方でもそういうような研究会を持つということになっておるようでございますし、これは十五人程度の委員で構成をされるというふうに新聞紙上等で承知をいたしております。そこで、やはりこれらの懇談会をせっかく発足をして、一年間研究をしていただくということでございますから、私はやはりその成果を期待せざるを得ないというふうに思っております。

ただ、ここでそういう懇談会の結論を待つまでもなく、保育料等の格差是正については、できるだけ早い機会に公立あるいは私立、あるいは幼稚園、保育園の格差の是正には努めてまいりたいというふうに考えております。特に幼稚園の設備の問題あるいは保育所と幼稚園との間の取り扱いの格差の問題等については、懇談会の結論を待つまでもなく、改正できる点があるかどうかというふうに考えておりますので、それらについては努力をしてみたいというふうに考えておる次第でございます。いずれにいたしましても総合的にはやはりせっかく懇談会を設けてご研究をいたしておりますので、その研究の結論をお待ちをしながら、今後に対処をしてみたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思う次第でございます。

それから、さらに幼稚園・保育所の職員の扱いの問題でございますけれども、これは採用のときの条件が違うというような問題やら、あるいは勤務体系や交流に対する職員自体の希望の相違というような問題等も含まれておりますし、あるいは単独免許所持者の対応をどうするかというようなことも考えなければなりませんので、この問題についてはやはり慎重に取り扱ってまいりたい。できれば相互の交流が図れるということが一番いいというふうに、私自身も考えておる次第でございます。この点については、それぞれの組合の方とも十分話し合いをしてみたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

第一点につきまして、私からお答えを申し上げますのは以上のとおりでございます。なお不足する点がございましたら、教育委員会あるいは福祉部の方からそれぞれ補足をさせていただきます。

それから第二点目でございますが、ご承知のように、今年度の当初予算編成の際に、私はことしの予算編成の重点というものをどういうところに置くかということ申し上げたのでございますが、やはり市民の皆さんの生活を守るというためには、どうしてもこの常習的な浸水地帯の解消を早くやるということが何よりもまず必要なことではないかということで、排水対策には大変多くの予算をつぎ込んだつもりでございます。その後国の景気浮揚等の施策もございまして、当然これに対応をいたしてまいっておるのでございまして、都市下水路につきましては、基幹施設でございます朝明、羽津、雨池、塩浜あるいは落合排水路等々に、五十二年度として三十三億の事業費をつぎ込んで整備を図ってまいっておるのでございますけれども、合わせまして支派線の整備、あるいは応急ポンプの設置等の事業を本年度行いまして、その成果が発揮できるようにさらに努力をいたしてまいりたいというふうに考えております。もちろん幹線水路だけで浸水が免れるわけはございませんで、支派線の整備ということは同時に並行的に行わなければならないきわめて重要な仕事であるというふうに思っております。これにつきましては、今年度当初で、市内一円

として約三億五千万程度の予算をつぎ込んだように私は記憶をいたしておりますけれども、そういった面の努力を今後も続けてまいりたい。

一方、公共下水道におきましても、富田・富洲原地域での雨水の抜本対策、雨水排水を抜本的に改善をいたします対策といたしまして、本年度から雨水幹線の工事に総事業費十三億という大きな、初年度の事業費としてはきわめて大きな事業費を建設省の方に認めてもらいまして、その事業に取り組んでおる次第でございます。同時に塩浜におきましても、雨水幹線管渠工事に着手をしておりますことは、ご承知のとおりであろうかというふうに思うのでございます。

以上のようなことを踏まえて考えます場合に、これらの事業はいずれも単年度で解決のできる問題ではございません。やはり五十三年度、五十四年度、五十五年度ぐらいはこれらの事業に集中的な努力をいたしてまいらねば、早期に現状の常習浸水地域の解消ということは不可能であろうというふうに私は考えておりますので、来年度以降の予算についてもそういう気持ちで取り組みをしてみたいというふうに思っておりますので、皆さん方のご理解をいただきたいというふうに存する次第でございます。

不足する点がございましたら、下水道部ないし土木部の方からお答えを申し上げます。以上でございます。

○議長（大谷喜正君） 宇治田良市君。

〔宇治田良市君登壇〕

○宇治田良市君 市長のお答えの中から前進的なものが見い出されたことを、私は受け取りました。

まず第一に、保育料の格差是正を積極的に一遍考えてみようじゃないか、考えてみるよりもやってみたいということとでありますから、五十三年度の予算編成に当たって、こういった問題について、市の持ち出し分につきましてはな

いと、私もそういうふうに思いますが、各々のご父兄の負担のいわゆる格差をなくしてあげることが大事な一つの課題でございますから、ひとつこの点は十分期待して待っております。

それから、やはり幼児問題研究会の話を待ってというような言葉が私言ったとおりの中で返ってきたわけなんですが、いまここでじゃあどうするんだと、幼稚園・保育園の問題についてどういうふうに扱っていくんだという手探りの最中だと私も思います。高度な答えは望めなかったということも思っておりますが、しかし交野市の場合はそういった考えを抜きにして一歩前進した形を、私は例を取り上げて市長に聞いていただいたわけですから、そういう施策を何か四日市自身の独自の考え方で、やれるところはやっていただきたいし、またこれからはやはり生まれれば必ず就学前教育を受けながら、小学校、中学校、高等学校と皆さんのお子さんが育っていくわけですから。四日市の子供であります。そういった中で十分お考え願いたいと思います。

それから、下水の件でございますが、こういうふうないまの浸水地域は年々追って非常に努力されておることはわかります。しかし、また人事のことで申し上げるんですが、やはり重点的に施策が執行されるようになりますと、どうしても下水道関係の職員人事が手薄になるんじゃないかと。やはりそういった面も考えられて、増員すべきは増員されて、そして十分に市民の要求にこたえられるような施策をこどもも出していたいただきたいということを要望いたします。終わります。

○議長（大谷喜正君） 川口洋二君。

〔川口洋二君登壇〕

○川口洋二君 通告いたしました順に従いまして、やらしていただきます。

各種許認可についてお尋ねいたしますが、以上の一般質問の通告をいたしましたところ、許認可の条例がいかに多

いかを物語っているように、多くの側から毎日たくさん電話をちょうだいいたしました。ご迷惑をおかけいたしました。

さて本題に入る前に、私自身四日市市条例類集を読み返しましたところ、何とたくさん許認可条例があることかと改めてびっくりさせられた次第であります。住民の規制措置の中心である条例を、住民は取り締まりを受けて初めて知るといったことの多いのもっともであります。条例の適用についても、条例の条の扱い程度で終わっているものがあるのではないかと思われましたし、行政側が自己満足に終わって、住民サイドに立ったものになっていないからそうなるのではないかと。場合によっては、市民を初めから無視してかかっている条例ではないだろうかなど感じられました。これからの住民権利、義務の規制はもちろん、すでに制定された条例についても、人間尊重の新しい時代に合わせて見直されるのが、住民自治への道ではなからうかと感じられた次第であります。

本筋の許認可について質問させていただきますが、第一には、水道給水工事業者規程についてであります。この規程は、四日市市水道事業給水条例第十一条三項の規定により、公認業者に関する事項を定め、市民サービスの増進、技術の向上及び工事の厳正を期することを目的とするというものであり、第二条において業者の条件として六項目、第四条において公認を受けようとする者の必要書類十項目が掲げられております。現在二十八社の公認業者が営業されておられるようですが、それぞれの条件がかなえれば、今後公認をふやしていられるのかどうかお尋ねしたいと思えます。多くの市民の皆さまからの声の中には、もう少しふやしてサービス向上、増進に努めてもらいたいといった声が出ておりますし、また一方では新しく公認業者にならうとしても、現在ある業者の皆さんが営業上の理由からかふやすことを決っていて、ふやしにくいといった声が聞かれます。そういったことですので、その点をも含んでご答弁をいただきたいと思えます。

第二には、一般廃棄物処理業、屎尿浄化槽清掃事業の許可申請であります。この点については、四日市廃棄物の処及及び清掃に関する条例施行規則の第七条に、十項目の許可申請書を市長に提出しなければならぬとされており、第一についてと同様に、条件を整えば今後公認業者をふやしていられるのかどうかお尋ねしたいと思えます。この業界においては現在五社公認業者があり、その中の四社が活発なる事業活動をされているようですが、残りの一社のような業者については、公認業者である以上第九条に見られるような業務廃止（休止届出書）を市長に提出しなければならぬとなっておりますが、そういった処理を必要としない業者なのかをお尋ねしたいと思えます。

第一と第二に共通する点として、業者を多くふやしていくことが市民サービスであろうとは十分考えられるのであります。反面業者から見れば、同業者がふえれば当然死活問題となると考えられます。もう一步考えるならば、現在公認はされていないが、十分公認されるべき状態にある業者にとっては、市民税を払っている地元業者であるわけですから、行政から見ても育成するための手を差し伸べてやるべきだと思われるのであります。以上のようなことについてはいかがが考慮されているのでしょうか、お尋ねしたいと思えます。

こういった低経済成長下にあつては、弱小なる企業がお互いの利を見つけて組合を結成していくことは望ましいこととあります。しかし、一步間違つると中世ギルドに見られるようなものとなり、寡占体制を敷いて価格の上にもサービスの上面においてもよい結果が生まれてこないようになりはしないでしょうか。

それから広い意味での許認可の範囲に属する問題としてお尋ねしたいのですが、私立幼稚園の設置に関する問題であります。私立幼稚園が九鬼市長時代の私立推進行政によって建設し、行政のやるべきことを補助、補ってきたにもかかわらず、すぐ近くに公立幼稚園を建設すると、四歳保育を始めるなどして、経営を圧迫し始めていることについて、どう思われるのでしょうか。この点については私自身以前に一般質問をし、公立・私立の適正配置を早急に考

慮してほしいとただしたにもかかわらず、なお一層進んでいくといったことで、まことに遺憾であります。

また違った角度からお尋ねしたいことは、来年四月から開園すべく急ピッチで私立二園が建設されております。そして教育委員会からは意見を提出すべき時期に来ているように聞き及ぶわけですが、全市的に幼稚園児の数をながめて見て、果たして両地区に私立幼稚園が必要なのかどうか、ただしておきたいと思います。そして今後幼稚園経営をやりたいと思う人が申請を出されるなら、どんな人が申請をされてもよいというのではなく、県とも十分打ち合わせて対処してほしいものであります。

さらに、現在県議会でも問題になっているようですが、西日野町の県立養護学校の問題です。一部の報道によると、四日市が強く場所をも含めて誘致したと出ておりますが、幼稚園問題と同様、安易に計画を進めてしまったのではなにかなどちょっとお聞きしておきたいと思えます。

二番目の幼児問題については、私どもの会派の宇治田議員がかなりお尋ねしておりますし、市長も答弁されておりますので、割愛させていただきます。

第三番、消費行政について。後から登場されます三議員の皆さんもお尋ねされているようですので、私は一番はしりだけお尋ねしたいと思います。

第一に、現在生桑地区に建設されようとしている大型スーパーマーケットについてお尋ねしておきたいのですが、行政として今後どのような姿勢でもって臨まれる心構えかをお尋ねしたいと思います。念のため出店者の事業構想、四日市の許容売り場面積試算は何平米か。また四日市における大型店の売り場面積一平方米当たり何人ぐらいにやっているかをお尋ねしたいと思います。

そして、スーパーマーケットが流通機構の近代化という面では大きく寄与したと思われるのでありますが、逆に大商業資本が次々と進出するようになってくると、販売経路の寡占的支配が行われるようになる。あるいはこれ以上零細小売業者をいじめてはいけない、気の毒であるといったような口実を設けて、価格引き下げを渋るようになってくるおそれをも考えられるのであります。ひいては零細商店を圧迫していくわけでありまして、行政としては彼らの雇用転換できる条件を考えると、ひいては零細商店を圧迫していきわけでありまして、行政としては彼らの雇用転換できる条件を考えると、ひいては零細商店を圧迫していきわけでありまして、行政としては彼らの雇用

しかし、いろいろお尋ねしてみたところで、この問題を行政が片づけようと努力しても、最終的にはむずかしい問題でありましょうし、しよせんは消費者行政の積極的な充実を図る以外にはないと感じられるのであります。地域住民に密着した行政を行うことの一つに、消費者行政は重要な守備範囲であろうと思えます。四日市の消費者行政を見ますと、形だけは一通り整ってみただけという感じがいたしません。真に消費者保護の必要性が理解されないままに、人気取り意識から発足したという気がいたします。行政側から見れば、準備万端整えて待ち構えているのに、消費者が一向利用してくれない、消費者意識が低いのが消費者行政低迷の最大原因とされているのではないのでしょうか。そうやって思ってしまうということが最大原因とされております。消費者がセンターに昭和五十一年度六百四十二人、百七十件と少ない感のある利用状況も事実です。しかしその原因が、果たして消費者意識の低さにあるのでしょうか。確かにそういう面もあるかもしれないと思えます。しかし、一般消費者は日々の暮らしに四苦八苦しており、その意識はきわめて強はずです。地域の消費者組織がいまこそ積極的に指導されなければならない時期であります。形式的な地域婦人団体という形で数多く存在はするが、その実態は家計の責任を負う立場からおおぼあちゃんクラスの親睦団体性格が強いものであって、現在の切実かつ複雑な消費者問題を裁くには、どう見ても適格性を欠くように見られるのであります。このような間に合わせ的な組織を利用しては、実態では非常にさびしいではありませんか。

消費者行政は指導行政あるいは流動行政なので、市長はあらゆる行政の目標は消費者の利益を守ることにあるという考えを持っていただき、消費者行政担当部局の充実を図っていただきたいと思えます。そして一日も早く消費者モニター、消費生活センター、不良相談、商品テスト、消費者講座、でき合いのパンフレット配布などの消費者向け行政サービスから、真の意味におけるサービスにかえていただきたいと思えます。以上で第一回の質問を終わります。

○議長（大谷喜正君） 暫時、休憩いたします。

午前十時五十三分休憩

午前十一時五分再開

○議長（大谷喜正君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） ただいまご質問のありました二点についてお答えを申し上げます。

まず、市役所の許認可業務でございますが、大変多くの許認可業務がございまして、なかなかそれらすべてについて市民の方々に十分ご承知を賜るといことは、非常にむずかしいというふうに私も思っております。ただやはり必要な市民の皆さん方が日常の生活を送っていく上において、どうしても必要な事柄については、十分住民の方々にご承知をいただくような手はずを今後も検討して考えてまいりたいというふうに思っております。さらにご指摘のありました水道給水工事の業者の問題あるいは一般産業廃棄物、尿処理の業者の問題等々につきましては、

実際問題といたしまして非常に競争が過当になっても困ると。あるいはまた逆にそうかと言って、非常に閉鎖的な組合員になってしまっても、もっぱらその工事が寡占的になる事業が寡占的になるというようなことがあってもこれもまた大変困るわけでございますし、同時に市民である業者の方々のこういった経済情勢に対応した育成策というものも考えてまいらねばならないことは当然だというふうに思うのでございます。いずれにいたしましても、よく業界の方々と行政当局とが話し合いをしながら、究極的にはやはり一般に市民の利便の向上を図っていくというのが私どもの最終の目的でございますから、その目的にあうような措置を各部局において講じてまいらねばならないというふうに考えております。

具体的には、それぞれ担当の部の方からお答えを申し上げたいと思えます。

さらに、私立幼稚園の設置の問題でございますけれども、これの認可は当然に県の教育委員会の行政範囲に属するのでございまして、地元の方として意見を開陳をするということは当然でございますので、これらには意見を付してまいりたいというふうに思いますけれども、いずれにしても、予定をされております幼稚園の設立につきましては、県の方とも十分打ち合わせをしながら今日まで対処をしております。今後ともそういう方向で努力をしてまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

さらに、西日野養護学校の問題が、今日県議会で取り上げられまして、大変な問題になっているようでございまして、けれども、ここに養護学校を誘致したいということについては、あそこの地区を四日市におきます福祉センターの地域として、立案をした当初から考えておいた問題でございまして、この点については、今日まで県のご当局の方、あるいは近くにございます学園の方とも、かねてから本市の教育委員会としても接触をいたしてまいっております。その間に人が変わったりというようなことで、多少経過的にちぐはぐになっている面もあるかというふうに

思うのでございますけれども、この福祉センターということで、あの地域にそういう福祉の施設を集中いたしました、相互の管理を効率的に行うということは、私は障害者の方々のために現状よりベターであるというふうに考えておりますので、これらの問題につきましては、なお今後とも問題解決のために、関係者の方々と十分お打ち合わせをするようにして進めてまいりたいというふうに思う次第でございます。

それから第二点に関しまして、消費者行政でございますけれども、今日大変な経済の時代に突入をいたしました、市民の方々の生活を守っていく、あるいは生活上を図っていくことのために、消費物資が安く、しかも良質のものが手に入るということが、何よりも重要な課題であるということでございます、その意味で消費者行政は進めなければなりませんし、一口に消費者行政と申しましてもその中身といたしましては、やはり消費者の啓発事業、あるいは消費者の苦情処理の問題、さらには資源を節約する運動の徹底、あるいはまた生産流通体系に關します調査、監視の強化といったようなことが、消費者の利益を擁護する上においてぜひ必要なものでございますし、それは行政の力だけではとうていその十全を期することは無理でございますので、消費者団体の活動というものが大きく期待をされるわけでございます。私どもも消費者団体に対しますそういった意味での援助あるいはお力添えというのは当然に進めてまいらねばならないというふうに考えておる次第でございます。特に四日市の場合に、消費者団体の方々が各地区におきます啓蒙運動あるいは不用品交換を行う。あるいは食品の安売りについて業界の方々と折衝をなさっておられるというような実態を踏まえまして見ますと、まだまだこれから大いに活躍いただかなければならないというふうに考えておりますけれども、現在の消費者団体を、私はやっぱりな団体ではなからうかというふうに考えております。したがってその助成については今後とも努力をしてみたい。

ところで、この問題に直接関連のある問題として、大型スーパー、大型店舗の問題が今日四日市で三重地区において具体的に起こっておりますことは、すでに皆さんご承知のとおりでございます。大型店舗の規制ということにつきましては、一千五百平米以上の大型店を設置いたします場合には、商調協に図らねばならないということが法律で決められておるのでございますが、一千五百平米未満の、個人商店から見れば大型店ということにつきましては、この九月に国の方で基準面積未満の大型店舗に対する行政指導要綱というものが出されたのでございます。しかしこの要綱を見ましても、ただ調停あっせんをするということがどうも限度のようでございます。

元来小売商業というものは、営業の自由ということが一方でたてまえになっておりますし、一方でそういう自由によって消費者が利益を受ける、あるいは各業者が公正な競争によって伸びていくということが、逆にそこなわれてしまうというおそれがあるのでございます。そういった意味で、一千五百平米以上の大型店舗については、国の方で商調協で規制をするという方向がとられておりますけれども、今日の日本の各地域に起こっております問題は、この一千五百平米未満の店舗について各地区で同じような問題点が発生をいたしております。過日も日本流通経済新聞に京都での中型店の問題がやはり同じような形で取り上げられて問題になっておりますけれども、なかなか調整困難であるというのが今日の実態でございます。

私も、せっかく流通業界自体の問題でございますので、できれば私は業界の中で調整をとってもらうことがまず第一番に望ましいことだと。業界の中で調整がとれないということであれば、やはりこれは通産行政でございますから、県なりあるいは通産局なりがもう少し前向きに出て、指導をすべきであるというふうに考えておりました。その点につきまして県の方にも要請をし、通産局の方にも要請をしておるというのが今日の三重地区の問題をめぐっての現状でございます。

ただいずれにいたしましても、どうも県にしてもあるいは通産局にいたしましても、あるいはまた商工会議所にいたしましても、前向きにこの問題に取り組もうという意欲を感じる事が非常に少ないと言わざるを得ないような実態でございますので、私の方はどの程度の調整ができるかここではっきり自信を持って申し上げることはできないわけですが、やはり何らかの調整機関を、この際市において関係者を集めて意見を調整することができれば、望ましいというふうに考えておりますけれども、なかなか困難なようでございますので、そういったような方策を講じてみてはというふうに現在考えておるところでございます。

なお、四日市におきます大型店舗というのは十二店舗でございます。四日市の小売業の総販売額が一千五百億ばかりでございますので、大型店舗が約二百七十億ぐらいでございます。

さらに面積でいきますと、大中小すべての店舗の面積が二十三万五千平米ぐらいでございます。この十二店舗合わせますと六万三千平米ということでございます。こういったようなことを見ましますと、四日市の場合には十二店舗の比率が約二七％、同人口、同格都市と比較をいたしますと、多くも少なくもないというところではないだろうかと思います。大体三〇％ぐらいが同格人口の都市の情勢になっておるようでございます。ただこの十二店舗の中には含まれてないいわゆるスーパー式のものかなりございますので、詳細にわたっては産業部長の方からご説明を申し上げますと思いますが、こういったようなことも踏まえながら、今後の調整に努力をしてまいりたいとこう考えております。以上でございます。

○議長（大谷喜正君） 水道事業管理者。

（水道事業管理者（村山 了君）登壇）

○水道事業管理者（村山 了君） 公認業者の問題につきましては、ただいま市長がお答えした内容で大体尽きていくわけでございますが、若干細部について申し上げますと、水道事業の公認業者になるためには所定の条件、として、先ほど挙げられたような条件がございますので、そういった条件が具備されておれば新しく認可することにやぶさかではございません。ただ業者の方が乱立することによって過当競争になるというふうなこと、あるいはまた現在水道事業の公認業者の大半は中小企業でございますので、こういった人たちの死活問題等もございまして、それからそれは市民の利便の問題はどうなるんだというようなこと、いろいろご説明がありましたけれども、死活問題と市民の利便、利用される市民の方々がどの程度の数になるのが便利なのか、あるいは現在でいいのか、そういったこともいろいろ検討しつつ、この二つの要素をてんびんにかけてながら、十分慎重に配慮しつつ対処してまいりたいと思っております。

○議長（大谷喜正君） 環境部長。

（環境部長（川合一郎君）登壇）

○環境部長（川合一郎君） 屎尿浄化槽の清掃許可についてお答えしたいと思います。

ご指摘のように、現在許可しておりますのは五業者でございます。一業者は現在休止状態でございますので、ご指摘によります九条によりまして休業届出書を出すように指導していきたく思います。現在市内の七千百個の個人浄化槽の清掃を行っておるわけでございますが、この方々は旧清掃時代に汚物取り扱い業者が専門的な知識、技能を習得してこの業務を取り扱ってきた経緯と、将来公共下水道区域の拡大による水洗化との関連もありまして、直ちにこれらの新業者を加えるというところはいろいろ影響が出ようかと思っておりますので、今後の許可につきましては慎重に対処していきたく思っております。

○議長（大谷喜正君） 川口洋二君。

（川口洋二君登壇）

○川口洋二君 許認可業務について、両部にまたちょっと要望しておきたいと思いますが、やはり持っている人も、かなりの力があれば、市民であるしはじめにやっている業者であれば何とか考慮していく。それからふやすことによって、サービスが低下ということはいろんな意味で両方ともおっしゃっておるようですが、いわゆる三番にも関連してくるわけなんです。消費者側が選択ができるような業者をどんどんふやしていくという意味でも、またその中から淘汰していい業者が残っていくことも考えられるわけですから、よく検討いただきたいと思えます。

それから、私立幼稚園についてご答弁いただいています。公立幼稚園の補完的な役割を進めていくとするならば、新設された地区が果たしていま現在四日市がその地区に私立幼稚園が要るのかどうかというところは、十分教育委員会の方でも検討していただきませんと、将来できれば市としても財源の持ち出しが起るわけでございますし、幼児の将来数というものを的確につかんでその場所に適当であると、いわゆる単なる私企業という形じゃなくて、もう正義に走ってしまったような幼稚園に陥らないように、またいろんな意味で十分考慮した幼稚園をやっていただくためにも、ご指導とか意見書を十分につくっていただきたいとこう思います。

それから、消費者行政についてでございますけれども、やはり弱い消費者に対してだれが味方をしてやるんだということになると、一番初めに頼られるのは行政だと思えますので、消費者側に立って企画は大胆にやっていたいただきたいと思えます。商品サービスの供給に対しても大胆に注意を促す。苦情相談については聞き置くだけにしないで、満足いく解決までということ、消費者行政の専門的な高度な識見というものを持った事務吏員を雇うなりして進めていっていただきたいと思えます。

それから、私もちょいちょいセンターの方へ行くんですが、パンフレットについてもまた消費者講座についても、非常に初歩的なものが多くて、まだまだ飽き足りないものが多いので、問題意識を呼び起こすようなものまで深く突き進んでやっていただくように行政指導なり、担当部は調整をさせていただきたいと思えます。以上で終わります。

○議長（大谷喜正君） 山路 剛君。

（山路 剛君登壇）

○山路 剛君 通告に従いまして質問をいたします。

まず初めに、近鉄四日市駅前中央線七十米道路横断道路の遮断の件について質問いたします。事の起こりは九月二十三日朝、突如として浜田地区民の生活道路として昔より親しまれてきた、また利用されてきた道路が遮断されたのでございます。余りにも突如な出来事でもございます。周辺住民は相寄って相談の上、市側または警察の方へいっさきも早く従前どうりに復元を強く要請したのでございます。九月二十九日夜、四日市南署より古川交通課長、市側よりは担当課長の島内維持課長の出席を求めまして、この説明会を催したのでございます。

警察といたしましては、四日市市は全国十万以上の都市におきまして交通事故発生率が八番目に悪いと、最悪の状態である、それがために四日市市内の交通事故多発地帯を見直し、市民の人命と安全を図るために近鉄四日市駅前のあの雑然とした駅前交通の流れを考え、あの地点に閉鎖をしたというのでございます。市民の人命を守り、交通の安全のためにはある程度の不便さはごしんぼうを願いたい、浜田地区の皆さんには話し合いの場を持たなかったことはまことに申しわけない、深くおわびをしますと謝罪をされているのでございます。

市側の方は島内課長の説明によりますと、九月二十一日より全国秋の交通安全運動があり、そのときの交通指導に間に合うように警察の方の強い要請があったために、突貫工事で施工したと言っておられます。地元の了解は警察の

方で取りまとめである、このような趣旨の説明がありました。

地元としては余りにも突然の出来事でもあり、何の話もなくとられたこの処置に対しましては、無謀な市民不在の、また住民無視の処置に、地元は幾ら交通の安全かは知らないが、いままでも何の方策もせずに放置をしておきながら、また閉鎖をせずに安全の方法は他に幾らでもあったのではないか。それぞれに怒りをぶちまけて、会場は騒然となったのでございます。

警察が悪かったと言って謝罪されましたも済む問題ではない。これがために出てくる弊害等に対して、代案等を示されても、まず元の原形に復帰をしてからではないか。警察の方も、道路を遮断して問題となるのは七十米道路以北の一番街、諏訪栄の商店街ではないかということで、発表会または自治会の場に出られましてそのような話し合いを持たれておるそうでございます。しかしながら、浜田地区としましては、七月のころ連合自治会会議の場におきまして、古川交通課長が出席され、近鉄駅前の七十米横断道路の説明がありました。その説明では、新四日市ビル前―現在の問題の地点でございます、旧東海道を閉鎖して農協前に信号機を設置、横断歩道の線引きをして安全を図りたいというような趣旨の説明があったそうでございます。しかし、時期について、また同意するもしないも結論は何も出ていない、当時の自治会長の話でございました。もちろん地元民としては寝耳に水の大事件となったのでございます。その後地区民は何とかして復元をさせようと、六千余りの署名を集めて県の公安委員会、四日市市長、四日市南署長、四日市市議会議長に提出し陳情いたしましたのでございます。その後も再度にわたり地元の代表は渡辺南署長、坂倉助役、矢田市民部長、石井建設部長と折衝を重ねておりますが、相変らずの平行線で年末を控え忙しい中を仕事もろくに手につかず、三カ月余りが経過をしておりますのでございます。

また閉鎖をされた問題の地点はブロックで閉鎖をし、砂が盛られておりますが、現在までに二、三回そのブロックの上に車が乗り上げ、破損をしておりますのでございます。これは閉鎖をされたのを知らずに、いつも通っておる車が夜なんか乗り上げたのではないかと思えます。また歩行者も三十分間に百二十五人も、閉鎖された、土盛りをし、遮断された通りにくい場所を、危険を冒して、危険を承知で通っているのが現状でございます。この三十分間に百二十五人というのは渡辺署長の調べた数字でございます。

市長は、今年度の所信表明の中で、人間尊重を理念とした対話と調和のある地域社会づくりを基本姿勢として、市民のための行政を進めると約束をされております。それがために市長は、コミュニケーションを図るためには日夜日曜日も返上でいろいろ各地の会議に出席されているご努力はまことに大変だと思えます。しかしながら、この問題に関しては、この政治理念と全くうらはらな結果となっているのではないのでしょうか。警察の関係または予算の關係上いろいろとあるうとは思いますが、このまま平行線で放置しておくことは、住民の感情はますます悪化するとともに政治不信にもつながると思えます。この際賢明な加藤市長の勇断によって、市民の強い要請にこたえることが先決ではないかと思えますが、市長のお考えをお尋ねしたいと思います。

次に、近鉄四日市駅前広場の確保と駅前交通体系についてでございます。私は昨年の九月議会におきまして、前岩野市長に近鉄四日市駅前の広場計画について質問をいたしました。そのときの答弁の中に、近鉄四日市駅の乗降客は二十年後、昭和七十年には十二万七千人が予想されている。広場計画を定める基準方式に当てますと、大体九千平米より一万二千平米の面積が必要となります。現状といたしましては、高架事業の完成によりまして、中央線七十米道路の接続などによりまして、広場面積は六千五百平米から三千五百平米に減少をしております。不足分は駅西広場で求めていきたい。しかし戦災復興等で一度減歩をしただけに、広大な用地の取得は困難である。東西広場を合わせて一万平米はなるよう計画を進めている。なお広場の施設、バス発着場、タクシープール、自家用車プール等交

通安全対策には十分の考慮を入れ計画内である。以上のような答弁をいただいております。

先般建設委員協議会の場で、駅前広場も含めて安島区画整理事業の発表がございましたが、先ほど申しました岩野市長のそのときの構想には大分ほど遠いように思います。先日も都市計画または区画整理審議会の視察で長野市、松本市、富山市と視察をしてまいりましたが、四日市より人口の小さい十八万、二十万の都市でも、どの都市へ行きましても大きな構想のもとに駅前の改造計画事業が行われております。この際遮断されたところも含めまして、二十年の将来の展望に立って、駅前交通体系の流れを四日市の玄関、四日市の顔として恥ずかしくない駅前広場を早急に考えていただきたいと思えます。市長のお考えをお尋ねいたします。まず第一回の質問を終わります。

○議長（大谷喜正君） 市長。

（市長（加藤寛嗣君）登壇）

○市長（加藤寛嗣君） お尋ねのありました第一点の問題についてお答えをいたします。浜田地区が従来使用しておられました横断道路が、住民の皆さんが知らない間に突然閉鎖をされたということにつきましては、私自身も実は知らないうちに閉鎖の工事が行われたということでございます。もちろん具体的に四日市内の道路の全部について、私が承知をしていなければならないというわけではございませんので、やむを得なかったというふうに思いますが、問題点が起きてから承知をいたしておりますことで申し上げます。これはやはり交通事故、四日市全体で今年度におきまして死亡者が十月末現在で二十七名出ておりまして、十万以上の都市で悪い方から取りますと十番目に入っております。十一月によくワークウーストンを脱しておるといふような状況を踏まえて、警察が駅前の通りに起きている現状の事故等を考えて、ああいう対策を講ずるべく市の土木当局の方に、要請をしたために発生をした問題であるといふふうに理解をいたしております。交通安全を守るといふことはきわめて重要でございますし、同時に地区市民の方々

の生活の便宜を図るといふことも道路にとりまして大変重要な役割でございますので、これらの開閉につきましては、それなりに地域の方々との十分なる話し合いが行われた上で行われるべきであったといふふうに考えております。そういういった手続が必ずしも十分でなかったということについては、大変遺憾なことでございます。この点に対しましては私として申しわけないといふふうに思っておりますのでございます。

ただ、現状をそれではどうするのかということについては、何らかの緩和策を考えねばならないというふうに思いますが、現在の段階での警察当局と市当局との話し合いは、どうもお互いの一致点がまだ見出し得てないというような状況でもございますので、今後住民の方々のご意向を十分反映させながら、当局の方で話を詰めてまいりたいといふふうに思っております。

第二番目の近鉄四日市駅前広場の問題でございますけれども、現在の四日市中央線将来計画ということになりますと、現在の四日市中央線を閉鎖いたしましたして広場面積を拡大するということになっておりまして、駅東西の通過交通についてはアンダーパスで処理をするという計画になっております。このことについてはすでに全員協議会の際にもお諮りを申し上げ、ご理解を得たというふうに考えておるのでございます。これらの広場整備までの間は西広場を暫定的に整備をして対処してまいりたいと思っております。暫定広場の面積というのは東が三千六百平米、西側が三千九百平米、計七千五百平米ということになっております。

将来計画について申し上げますれば、東広場の方が七千三百平米、西広場七千五百平米、高架下広場一千四百平米、合計一万六千二百平米ということでございます。広場の利用計画といたしましては、バスの乗降場を東口広場に四バス、西広場に七バス、あるいはタクシーの乗降場は東二十八台、西に三十台、合計五十八台分を確保する。その他自家用車の駐車場等、短時間的な駐車を対象にいたしました広場に約二十台分のスペースを確保するという計画で検

討を進めてございます。

アンダーパスの計画でございますけれども、将来の交通配分に基づきまして、四日市中央線アンダーパス計画は一車線で計画をいたします。現在四日市中央線の交通量は一日約一万四千台、今後も交通量の増加が予想をされますので、周辺幹線道路の整備と合わせましてこのアンダーパス計画に取りかかりたいということで、建設省の方のご指導を仰ぎながら現在事業計画の確立に向かって進めておるといふ状況でございますので、ご理解をいただきたいと思う次第でございます。以上でございます。

○議長（大谷喜正君） 山路 剛君。

（山路 剛君登壇）

○山路 剛君 ご答弁いただきましたが、ただいまの遮断道路の問題で、外部の人が一見しますと、本当に交通安全対策のためであればちょっと回るだけじゃないかという感じがするわけでございます。また閉鎖されてもなおかつあそこを通っているということは、それだけ必要性があるからでございます。遮断をせずしてあそこに白線の線引きをし、信号等をつけましたら、現在締めるよりもより安全ではないかというのが、現実にあの場で一週間ほど、三十分または四十分と地元の方々があそここの場に立って、本当に砂を土盛りしたばかりの歩きにくいところを、わざわざブロックの上へ自転車を上げながらあそこを通過している姿を見ますと、何であんなことをしたんだと。やはりあそこは元どおりに復元をして線引きをし、または信号等を考えていただきますと、もっと閉鎖をするよりも事故が減ったのではないかと。今後も減るんじゃないかという感じを受けるわけでございます。

また、バス路線がこちらを走っておる関係で、バスをおりた方が皆その道路の、大和銀行、百五銀行に通ずる現在の歩道でございますが、そこまで行かずしていまの問題の地元のところを渡られるわけでございます。そのような点から、どうしてもこれは地元の方の不便だけじゃなくして全市の方々があそこを利用されておる。

先般も私がないときでございますが、地元の方々と市長と会われたときに、六千余りの署名を集められたんでございますが、これは余り当てにならぬと言われて市長えらい怒られたと市長さんも言っておられます。というのは非常に遠方の方の署名もあったということでございます。あそこに住居を構えているからではなくして、あそこを實際に利用し、あそこを使っておる方がその署名をされたのでございます。また地元のほんとに死活問題であると。商売にも関係があるということで、署名を持って奥さん方が各地区を回られたんですが、やはりいちいち説明をしないとなかなか同意はもらえないというので、六千余りの署名を汗水たらして集められたのを、余り当てにならぬものもあると言われたので非常に奥さんも怒りを隠し切れない調子で、私も話をお聞きしたわけでございます。そのようなことで、いろいろ警察の関係、しばらく時間をくれというようなことはなくして、やはりその問題がもし間違っておりますも、それ以上に市民の方々が喜んでいただく方策であれば、それはどんどん推し進めてやっていただいてもよいんじゃないかという感じを受けるわけでございます。

また、いまの駅前構想につきましても、何だか二十五万都市の将来を考えますときに、余りにも規模が小さ過ぎる。七十年代におきまして、先ほど申しました岩野市長が一万二千平米ですか必要と言われておりますが、まあどうにか八千平米ほどの広場を確保するということは、あの現在通っております駅下の道を閉鎖をし、アンダーパスで下を通行車両だけ通しまして、現在の広場が全部広場になって約八千ぐらいじゃないかと思っております。そのようなことはほんとうに四日市の玄関口、四日市の顔として、もっともっと市長の勇断によって考えていただくことが四日市市政百年の大計にも最もふさわしいんじゃないかという感じを受けるわけでございます。ちょっと市長の勇断を要望いたします、私の質問を終わります。

○議長（大谷喜正君） 暫時、休憩いたします。

午前十一時五十一分休憩

午後一時一分再開

○議長（大谷喜正君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、報告いたします。教育委員長は所用のため、かわって職務代理者の服部教育委員が出席しますので、ご了承願います。

天春文雄君。

〔天春文雄君登壇〕

○天春文雄君 第一、入札方法について。

有珠山の噴火ではないが、以前の建設委員会での大爆発といい、また最近では総務委員会で議論が沸騰しながら、これという名案、結論も聞き出されなかったが、総務部長も真剣に検討していくべき問題との意向もあり、いま一度このむずかしい避けて通るべきでない入札方法について質問し、市長の所見をお伺いしたい。

いままでの入札の方法は、どちらかと言えば業者のやりやすいように歩調を合わせる風潮となり、ますますマンネリ化したように思われる。最近になって議員の間にも、これを打破したい空気が濃い。注文主である市がもっと指導権を発揮できる入札方法はないものか。業者の大手、中小企業を問わず、公平に注文が行き渡る方法は、もちろん一定の利益を正確に含ますは言うまでもない等々、真剣な討論が続けられている。いまの入札方法で奇異に思われることは、まず第一回の入札からして、予算に近い額で行われ、最初の最高入札業者が最後の落札業者へと歩調が合わさ

れていく、いわゆるあってなきごとき談合方法である。入札の予算額が事前に漏れることは、ほとんど常識的と聞いている。これを打破する方法は、注文主である市が指導権を発揮して、市がその事業の公正適切な価格を割り出して、その額でもって市の登録業者へ一定の順番をこしらえて、業者の間には入念な了解のもとで業者にやらす方法はどうだろうか。もちろん市の示す価格は、いままで以上に権威のあるものでなければならず、また業者のランクづけも適確にしておいたり、業者のランクも年々引き上げて、業者の地位向上にも十分に手を貸してやる工夫も必要であり、業者と市は、手を携え明るく自由に業者とも有無相通ずる方法を考えてみてはいかがなものか。行政も業者も能力を十分に発揮する方法を求める賢明なことも、また必要ではないだろうか。一つぐらい全国の先鞭をつけてやってみる勇気ある実験を試みてはどんなものか。失敗や責任を恐れず、前進する姿勢を示してもらえないものか。

今月の雑誌「現代」に、戦後埼玉県庁の土木関係に十八年間に在職の経験を持つ、行政評論家の関口多景土氏の入札関係の記事が、わりあい克明に記されているので、その内容を申し上げますので、参考の一端になれば幸いです。

この記事は、まず官公庁工事請負は、ほとんど指名入札がとられる。そのため入札に参加できる指名をもらう、参加しても予定価格がわからないので、それを教えてもらう。それがいわゆる便宜を図ったと表現されている。この工事を希望される社は、業者ボスの声で、入札の参加指名を受けたA・B・C・D・E社のうちB社とD社が手を挙げます。業者間の仁義で地区や工事箇所や種類あるいは前後の工事の関連によって、一応互譲の話し合いがつくが、つかないとボスが仲介してどちらかに決める。では、予定価格は一億八千万円だから、B社は一億七千九百五十万円、C社は一億八千二百万円、D社一億八千三百万円、E社一億八千三百七十万円、うちは一億八千五百万円、これでいきますから、では役所に出かけましょう。こうした入札はB社に落札される仕組みで、これが入札前の談合と言われる業者同士の協定である。これらのA・B・C・D・E社は、各自自治体の公共事業請負の独占業者と言ってよい。E社

は競争入札が、いつも同じ顔ぶれではまずいという役所のたてまえで、新顔として加えられたもので、次はF社が入ることになる。しかし、これらの新顔には落札しないよう前もって専属業者組合から言い含められている。たとえ言い含められていなくても、九〇％は落札できないと言っているのは、工事の予定価格がわからないから、うまく落札できないのである。仮にF社が仕事欲しさに、きわめて安く入札すれば落札できようが、そうなるとF社は二度とこの自治体の入札参加の通知を受けることができないだろう。彼らはがっちりスクラムを組んで、新規に入札に参加する者を拒む。これは商売上とすれば当然な行為であろう。前に、入札談合のことで入札価格を組合員たちに指示したことを述べたが、これに注意する必要がある。

以上述べた記事には、関係者なればこそその真実味にあふれている。先般来新聞記事にもたびたび載っていた元久居市会議長の懲役刑、川崎市の汚職では、部長、民間の社長等三人の自殺者を出した事件を思い出さずにはいられない。このわずかな金品のこと、二度と訪れて来ない人生に別れを告げた悲惨さ、家族の惨めさ、想像するさえぞっとさせられる。せめて四日市だけでも絶対に繰り返してはならない、阻止しなければならぬ事件であることを忘れてはならない。こと人命などにかかわると思われ、また防止に役立つとなれば、いかなる手数を払っても完成させる意欲を持って取り組んでほしい。入札の空気が明るくなれば、役所と業者との交際もフランクにでき、お互いに技術、知識の交流も可能となり、民間と役所が相携えていけば、市の建設発展にはかり知れないほどプラスになってあらわれ、と思われる。不況はいよいよ深刻の様相を示してきており、入札制度もますますエスカレートされ、混乱していくことは目に見えている。この際市長にも決断を願って、市の指導型の最良の方法を見出していただき、入札の方法に先鞭をつけていただきたい。市長の先見性ある所見をお伺いしたい。

以上、第一回終わります。

○議長（大谷喜正君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 入札方法について、格別の勉強をして新しい斬新的な方法を採用せよというお話でございました。

市役所が行います物品購入あるいは建設工事等、業者とどういう関係において契約を結んでいくかということがございますが、地方公共団体の契約方式というものは、地方自治法に定められておりまして、競争入札というのをたてまえにいたしております。一定の条件を有する場合については随意契約ということが許されるわけですが、これは契約の性質またはその目的が競争に適しない場合、あるいは非常に緊急を要して競争に付することが困難である。さらには競争入札をすることによって、公共団体側が不利益をこうむるといふような場合にのみ随意契約をすることが認められておるのでございます。

本市におきましても、競争入札だけでなしに、こういった条件に合っている場合には随意契約を行っておりますことをご承知のとおりでございます。

そこで、ただ競争入札ということが法的に決められておる以上は、これを守ってまいらねばならないとござりますが、業者間同志でその工事をやります場合に、一般競争入札でやるかあるいは指名競争入札でやるかという二つの方法があるわけでございます。一般競争入札ということになりますと、公開でどういう人でも応札できると、そういうことでは工事のあるいは契約の十分な達成をすることが困難であるということから、指名競争入札ということが多くの自治体で行われておることはもちろん皆さんもご承知のとおりでございます。当市の場合も多くの自治体と何ら変わるところはございませんで、指名競争入札という方式が物品購入あるいは工事契約の場合に一般的にとられておる方法でございます。

す。ただ、指名競争入札ということについて、指名を受けた業者が健全な競争をしてもらうことをわれわれは期待していたのでございまして、ご指摘にありましたようなことが行われているとすれば、これはやはり業界において慎んでもらわなければならないことではないかというふうに思う次第でございます。そういった面では、業界の方々と私も理事者側とたびたび話し合いをして、そういうような事態が起きることをできるだけ、できるだけではない、絶対に排除をするということで、われわれはこの指名競争入札に臨んでおるのでございまして、その場合の予定価格が業者に漏れるというようなことは、私どもは絶対にならないというふうに確信をいたしております。もし、そういう事実があれば、私はこれは大変な問題である。十分そういうことの無いように配慮をして、従来行ってまいったつもりでございますし、私自身が予定価格がどうなっておるかということについて全く知らない状況でございますので、そういう間違いはまずないものだというふうに信頼をしておるのでございます。

そういう関係で、ただ一般的にはどうも入札結果を見ると、雁行的に下がっておるといふ事実は否めないというふうに思うのでございまして、こういった点について今後業界の方々とも十分話し合いをして、適切な改善方法を見い出してまいりたいというふうに考えておる次第でございます。ただあくまでもやはりこの市の契約というものは、市が不利益にならないように、そして業者が健全なる競争をして、りっぱな品物を市に納めるということがたてまえでございますので、私はこういったことを十分踏まえて、入札制度の前進に向かって努力をしてまいりたい、かように考えておる次第でございます。

以上でございます。

○議長（大谷喜正君） 天春文雄君。

〔天春文雄君登壇〕

○天春文雄君 いま市長のお答えをいただいたことで大体了としますが、問題は、いまの制度では一応競争入札という線に持っていかねければならないというふうにお聞きしましたですが、問題は、そのいま申し上げた談合方法、これに対する指導法等、それといま言われた価格の雁行、これが問題じゃないかと思うわけで、素人が考えましても、一応予定価格の何%ぐらいが落札価格になっておるような感じも受けるわけでございますので、また、業者のうわさも聞きますと、予定価格の何%を引けば大体落札価格になるような想像もしている業者もあるように聞いております。その点よくお含みいただきまして、最近特にこの入札問題には皆、議員連中も留意しとるわけでございますので、その点ひとつ十分市長もお含みいただきまして、少しでもこれを打破する意欲に燃えていただきたいと、こう思うわけでございます。

それでは、市長の意欲を期待いたしまして、これで質問を終わります。

○議長（大谷喜正君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 私は大型店舗の進出と、中小小売店の営業権、生活権について市行政の対策を問うものでございます。中小零細な小売店の経営は、不況が長期化し、消費需要の抑制停滞傾向などが一層強まる中で、大変厳しい状況に置かれています。こうした時に生糸地内の同一区域内に、スーパーサンシとジャスコという二つ合わせて六千七百十六平米の売り場面積を持ち、年商四十億を目指した大型店舗が隣接して建設されることは、地元周辺の大多数の中小零細な小売業者の皆さんにとって、営業権と生活権を根底から脅かすものであり、それらの業者の皆さんが死活にかかわる問題として、スーパーサンシとジャスコの進出に反対されるのは当然のことでございます。

さらに、これらの大型店の進出は、単に既存の中小零細小売店に大きな打撃を与えるだけでなく、地価をつり上げ、

深刻な交通難、環境問題を起こし、青少年の非行の温床となり、自治体の公共投資を必要とし、負担を増大させるなどいろいろな社会問題を生み出すのでございます。

私は、市の行政当局が、四日市市民であり、この地域に定着してきた中小零細な小売業者の皆さんの営業権と生活権という最も基本的な権利を根底から侵害することをはじめ、いろいろな社会問題を起こすスーパーサンシ、ジャスコの進出に対して、これをいかなる困難をも乗り越え、あらゆる方策を講じて規制し、さらに中小零細小売業の振興と、真に消費者の利益を守るための施策をこそ積極的に行うべきであると考えております。しかるに市当局は日永カヨーなどこれまでの大型店進出の場合もそうであったように、今回のスーパーサンシ、ジャスコの進出に対しても、ほとんど何の対策もとらずに、いとも簡単にその進出をすでに認めているのでございます。そして、生桑地区大型店進出反対同盟の皆さんなどに対して、大型店業者にも営業の自由がある。市には権限がない、条例や要綱をつくっても罰則を設けることはできず、勧告するだけで無視してやられたら勧告するのがばからしい。主務官庁は前面に出てもらわなければ、国が取り上げなければ話にならない、消費者から大型店舗誘致の陳情がある、進出業者と皆さんとで話し合ってもらう以外ないなどと言って、その切実な願いにまるで答えず責任を転嫁しております。その間、特にスーパーサンシは急ピッチで造成工事を進め、同時に建築物すなわち店舗の基礎工事をも進めてすでにこれを完了し、先週末に建築確認申請の提出に来るなど既成事実が積み上げられております。

またジャスコも大型店法による届け出を九月に提出しております。大店法あるいは小調法というざる法をさらに悪用して、進出をはかるスーパーサンシの店舗建設をそのまま認めるならば、ジャスコの進出も商調協の調整すら形骸化し、店舗建設が加速されることは明らかでございます。反対同盟に結集する中小零細な小売店などの業者の皆さんは、当面先発のこのスーパーサンシの店舗建築を何としても差しとめてほしいとの、ますますせっぱ詰まった気持ち

でこの十二月議会を注視しているのでございます。

先ほどの質問者に対しても、流通業界自体の問題であるので、その内部で自主的な調整をするのがよいとか、県あるいは通産省が前面に出るよう努力するか、何らかの調整機関を設置したいとか言われましたが、今日の時点で市当局はスーパーサンシをはじめジャスコの進出を抑える立場に立つのかどうかは明らかではありません。調整機関を設置するのはいいと思いますが、市はどんな内容で調整されることを望んでいるのか明らかではありません。これらの点を明らかにすることこそ、いま最も望まれているわけでございます。

私は、この問題の経過に触れて幾つかの問題点を挙げ、市当局の考え方をただしたいと思っております。

第一の問題は、市当局から市の権限がないという問題がしきりに出されます。もちろん根本的には国の政策の問題であり、今日の大店法、小調法が不備であり、これらを抜本的に民主的に改める必要があることは論をまちません。しかし、スーパーサンシとジャスコの開発行為の許可申請に先立っての事前協議において、市は十分権限を行使できなかったであります。これが一体どのように対処をなされたかということでございます。ジャスコは四十八年四月十六日付で市と事前協議し、七月十五日に市が示しました協議事項について回答誓約をして、七月二十八日に開発許可申請を行い、九月十三日に県の開発許可を受け、四十九年九月十七日に造成工事の完了検査済み証を受けております。スーパーサンシは、五十二年七月十一日付で市と協議し、九月十六日に市が示した協議事項についての回答誓約を行い、同日付で開発申請を出し、十月十二日付で県の許可を受け、十月十七日付で建築承認申請を出し、その許可を受けて、造成工事と建築物の基礎工事を同時施行したのであります。ジャスコの事前協議におきましては、商工課は全く市役所内での合議にも参加しておりませんし、何らの中小零細業者対策も示しておりません。スーパーサンシにつきましては、商工課とも合議をしておりますが、商工課は本開発に当たっては、周辺の中小小売業の事業活動に相当程

度の影響を及ぼすおそれがないよう地元小売業者と十分調整を図りたいとの注文をつけたにとどまり、スーパーサンシがご指示どおり地元中小業者と十分調整を図ったと回答したことをもって了としておられるのであります。

なお、昭和五十年から開発審査会がつくられ、開発許可申請の事前協議について対応しているようでございますが、商工課はこのサンシスーパーの事前協議の審査会の場にもだれも出席しなかったということでありまして。

こうして市は、ジャスコ、スーパーサンシの進出を事前協議の段階ですでに認めてしまっているものであります。これらの事実は、市の商工行政の中には大型店対策、したがって中小零細企業対策は、ほとんど無策にひとしい状態であつたことを証明しております。

商工課がスーパーサンシにつけた注文についてであります。先に認めたジャスコと新たにスーパーサンシを認めた場合に、少なくとも地元、そしてその周辺中小零細小売店にどんな影響が出るかについて事前調査し、判断をされたことがあるのか、それなくして注文がつけられないかと思うのでございます。そして、商工課の注文の周辺の中小小売業の事業活動に相当の影響を及ぼすおそれがないかということとは、一体どういうことか。また、地元小売業者と十分調整を図られたいという地元とは生桑町地内のみを指すことであると思ひますが、なぜそこに限定をしたのか。五十一年八月から九月の県商工労働部の大型店影響調査では、大型店が立地する所に直結する商店の方がどちらかというマイナス影響が少ないということになっております。その意味で言いますと、三重団地、坂部等々の周辺地区の方がより影響が深刻であるということでございます。そして特に問題なのは、三重、坂部団地など市の開発公社が開発した団地の商店街施設は、その団地規模に応じてエリアを決めてつくられ、入居者を募つたのであり、業者の皆さんは入居の初期においては、採算割れの苦しい経営を乗り越えてやってきましたのであります。市の開発公社の団地開発と大型店進出許可と、余りにも無計画、無定見であるわけでございますが、一体これらの業者の営業権、生活権をどうするかと問いたいのであります。スーパーサンシの地元小売業者と十分調整を図つたとの回答はどういう内容か、テナントに入れるかどうかどうかどうかかわりませんが、仮にそうであつたとしても、高いテナント料を払って、その業者が安定して営業できるという確信があるのか。スーパーサンシの回答を了としたことは、市としてそれを保証したことになるわけですが、うまくいかなかったらどうするのかということでございます。

他の部局の注文も、せいぜい関係法、もしくは市の開発指導要綱の範囲内にとどまるもので、大型店進出に伴う影響や問題と、これに対する対策について総合的に政策的にまとめて対処した形跡は見られません。全くの事務レベルで事務的に処理されたと思へないのであります。

スーパーサンシとジャスコは、合わせて八百台収容の駐車場をつくることになっておりますが、この自動車による交通量は、いまでもひどい湯の山街道で、関ヶ原線と交通難が随所で起こり得ることが予想できたにもかかわらず、何らの対策もないわけでありまして。この点を反対同盟の人たちに突かれて、市当局はできてみないとわからないというところでオーケーしたということですが、できてからあちこちの道路が満杯で、また危険で、その対策が迫られたら市費でめんどうをみるというようなことは許されません。サンリバーの例をとるまでもなく、自動車は実際はもっと多く集中する事態は十分予想されるのであります。この交通問題をどう予測し、どのような解決策を持っておられるのか尋ねたいのであります。

スーパーサンシ、ジャスコの事前協議に対し、維持課、農林水産課等で地元の同意書を取るようにとの注文をつけて、実際にそれぞれに同意書をつけていますが、この同意書が出されるまでにそれぞれの地元ではどのような手順が踏まれ、科学的検討がなされ、どれだけの関係住民の賛同を得たものなのかわからないのであります。スーパーサンシに対する生桑町自治会長と農業委員連署の同意書には、五十二年七月二十三日付で、つまりまだ市の関係部局で事

前協議中の段階で、道路、水路、林地、農地及び排水路処理について何ら支障がないので同意しますということ述べております。これでよしとした市当局は、本当に何らの支障もないと保証できるのかどうか問いたいのであります。自治会長等の同意を取ることに一定の意義があるだろうと思えますが、市の責任逃れであり、場合によっては問題を起こすことになりかねないのでありまして、その方法を改めるべきではないかと思っております。

すでに、大型店問題が全国的に、社会的、政治的に問題になってから久しいのであります。名古屋、岡崎、豊橋などでも、四日市でスーパーサンシが開発行為の申請について事前協議をしている時期に、まさに大型店進出が大問題になっていたのであります。開発行為の事前協議の段階で、市当局が正しく対処していたならば、ジャスコとスーパーサンシの規制は十分可能であったのであります。

さらに、先進的な都市におきましては、大店法、小調法の不備を補う条例や指導要綱が七十数市で制定され、中小零細業者の利益を少しでも守る努力が払われて、それなりの効果を上げております。この点について、私は十一月の臨時議会でもただしたわけでもありますが、果たして四日市においても制定するかどうかははっきりしない答弁であったし、今日もどうするのか明らかではありません。私は、当局が大型店の業者の立場でなく、中小零細業者の立場に立って、やる気になれば少なくとも指導要綱は十日もかからないでできるし、今回の問題に適用することも可能であると考えられるのであります。市当局はそのようにする考えはないのかどうか明らかになっていただきたいと思えます。

第二の問題は、大型店の進出は本当に消費者の利益になるのかということでございます。今議会に対する陳情のように、大型店の進出は商品の値段が安いなど消費者の利益になるので賛成だ、誘致を積極的に進めようというような意見や、大型店の出店は消費者の要求というふうな宣伝がございますが、この点について五十一年の県商工労働部の大型店の影響調査報告書によると、大型店舗への来店理由で値段が安いからと答えた者は七・三%、商品の鮮度、品

質がよいと答えた者は四・四%に過ぎず、逆に生鮮食料品の鮮度が悪い、価格が高い、信用のある良心的商品を販売してほしい、ばら売りをしてほしい、サービスが悪いなどの注文が二十数%もあります。もともと大型店の商法は、特別に安い値段をつけた目玉商品で客の買い気をそそり、売り上げを伸ばして大きなもうけを上げているというのがその特徴で、いわゆる一六三商法と言われております。そして、市場を支配したときは価格をつり上げていたのであります。東京都物価局、京都府職員流通システム協会、その他各地の調査でも決して大型店が全面的に値段が安く、品質がよくて消費者の利益になっているとは言えないのであります。そのほか大型店の進出は、青少年非行の温床となっていることも重大であります。四日市では、この種の調査はどうなっているか、またどう判断をしておられるかお答えをいただきたいのであります。

第三の問題は、大型店の進出規制は営業の自由という面からできないという意見についてであります。果たして大型店業者の営業の自由と、その地域に定着してきた中小零細な小売業のそれとは同種同列のものかということ、決してそうではないと思うのであります。多くの場合大型店は、大資本が中小零細な小売業者の市場に殴り込みをかけてその顧客を奪い取り、犠牲を押しつけ、大きな利益を上げることが計画して地域に進出するものであります。大型店の進出する以前からその地域に定着していた中小零細な小売業者の営業の自由は、自己の生活を守る程度のものであります。大型店の営業の自由は、その小売業者を犠牲にして、一層大きな利潤を上げることが前提とするものであり、それは地域社会の経済と安全を害し、公共の福祉社会正義に反し許されぬものと言うべきであります。その意味では、大型店業者の自由は存在しないか、存在しても中小零細な小売業者の営業の自由を侵害しない範囲に制限されるべきものであると思えます。ジャスコやスーパーサンシの進出もまさにみずから年商四十億円を公言しているように、その大部分を既存の中小零細業者を犠牲にして吸い取り、一層大きな利潤を得ようとしているのであり、幾ら営業の

自由があるからといって進出を強行することは許されないし、認めるべきではないと思うのでありますが、市長のいまのお考えはどうかとお尋ねをいたします。

第四の問題は、スーパーサンシの店舗建築は差し迫っています。少なくともいままでに一から三まで挙げました問題提起の中で、市の対応に大きな欠陥や弱点を持っていることは明らかであり、中小零細業者の利益を守る立場に立つならば、軌道修正をし、スーパーサンシに店舗建築を思いとどまるように申し入れ、建築確認申請が出された場合には、差しとめる措置をとるべきであると思いますが、いかがかお尋ねをいたします。それともここまで来た以上店舗建築をやめるというわけにいかないし、建築確認申請はそのまま受け付け、県に無条件で回すと言われるのかどうか、お尋ねをするものであります。

最後に、商調協の構成メンバーの問題であります。

ジャスコは千五百平米以上で、商調協での調整の場があるということでありますが、ジャスコと深いかわりを持つ団体の人が委員になっているのははじめ、委員の選任そのものがきわめて非民主的であり、果たしてどこまで中小零細業者の意思が生かされるのか疑問であります。この点についてどう考えているか、ジャスコの商調協における調整はいつごろから始まるのか、これに市は参与としてであるがどのように臨まれるのかを明らかにしていただきたいと思っております。

来年度予算編成と幾つかの具体的施策について考え方を問うものでございますが、来年度予算編成とかわりまして、私はすでに十一月臨時会の場で五十一年度決算を通して、四日市の財政の認識と、年度当初の予算の編成、財政運営のあり方について問題を提起したところでございます。もちろん五十一年度と五十三年度とは経済その他の事情は変化しております。円高による不況の深刻化と、政府の国、地方財政を通じて、国債三〇%超をはじめとする

借金依存型財政による一層露骨な大企業優先の景気刺激施策の拡大、低福祉、国民負担の増大などによって、国民の生活難の増大、地方財政危機も一段と進むことは避けられません。四日市の財政もその例外ではないし、国に民主的な地方行財政危機打開策を強く求めるのは当然でございますが、しかしその中にあっても四日市の財政力は全国都市の上位に属していることは事実であるということを重ねて指摘しておきたいと思っております。

また、大企業が主として受益を受ける事業に対する支出の削減、財政自主権に基づき大企業に当然の税その他負担金の徴収などを行うならば、相当額の新財源を生み出すことは十分可能であり、来年度においては、そのために必要な措置をとり、予算規模を適正に定め、その中で山積する市民の切実な要求を可能なかぎり取り入れる積極的な予算とすることを強く望むものであります。特に深刻不況のもとで苦しむ市民の福祉を充実すること、市民の負担増となる諸使用料、手数料は値上げをしないこと、中小商工業をはじめ町じゅうに仕事を興すために保育所、学校などの福祉教育施設、治水など市民の生活基盤整備の事業予算を多くすることなどを中心にした編成を切望することにしなうと思っております。

あと幾つかの具体的施策についてお尋ねをしたいと思います。

一つは、独居老人、寝たきり老人の悲惨な実態と、これらの人々に対する市の福祉施策の立ちおくれた現状に照らして、その施策の充実を強く求めるものでございます。中でも、入浴サービスの充実については緊要であります。たとえば、四日市には現在六十五歳以上の寝たきり老人は五百七十人余りおられますが、そのうちの三百九十人ぐらゐが全く入浴できないか、常時介護があれば入浴できるが、そうでなければ入浴できない人がいるということでございます。移動浴槽車の購入と要員を十分確保し、少なくとも月一、二回入浴できるようにしてあげるべきだと思いがかがか、お答えをいただきたいと思っております。特に、市長のお答えをいただきたいと思っております。

また、寝たきり老人五百七十人余りのうち四百八十人がこのまま家にいたいという実情でございます。それを踏まえて、訪問看護制度の新設、さらには家庭奉仕員の増員と正職員化を図られるべきではないかと思ひます。お答えをいただきたいと思ひます。

二番目は、老人医療助成の年齢を一歳でも引き下げる考えはないかということでございます。三重県を取り巻く東海近々の府県は、愛知が六十八歳、岐阜、京都、兵庫、奈良、和歌山六十九歳、大阪六十五歳であります。桑名でも六十五歳から実施しております。九月議会では、助役は私の質問に今後の課題として十分検討したいと言われましたが、その具体的な検討が進んでいるのかどうか、お答えをいただきたいと思ひます。

先日、県議会議員に対しまして、国道一号線浜田諏訪町地内地下道設置計画が説明されたということでございます。ところが、その地下道が、健常者中心の利用を考えたもので、車いすなどは利用できないようであります。この点市はあくまで福祉の町づくりの観点から、車いすでも利用できる方策をとるべきであると思ひますが、お答えをいただきたいと思ひます。

平山物産を五十四年度内に移転させることが県、市の間でまとまり、移転先は霞ヶ浦地先の埋立地などを検討中であると伝えられておりますが、この問題につきまして羽津地区連合自治会は去る九日反対する旨を決めました。果たして霞ヶ浦地先に移転させるのかどうかはつきりしていただきたいと思ひます。

米洗川の名四国道下の改修は、かねてから羽津地区挙げての要望しているところでありますが、国、県との折衝結果と、事業費の来年度予算化はどう考えておられるかお尋ねをいたします。

羽津山線の名四への接続、垂坂山越え延長拡幅の早期実現については、羽津海蔵地区の共同の要望となっておりますが、来年度事業費はどう考えておられるか、お答えをいただきたいと思ひます。

○議長（大谷喜正君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） まず第一点の、大型店舗進出の問題でございますが、先ほども、午前中もお答えを申し上げたわけでございますが、われわれはやはり一般の市民の方々が安くて品質のよい消費物資を容易に取得することができるということが一番望ましいというふうに考えておるのでございまして、小売業界の方々は、この消費者の利益の方にといいですか、消費者に喜んでもらえる商売をしていただくように、そしてそういうような商売の中からみずからの国民経済の発展なり、あるいは事業の発展なりというものを考えていただくのが一番いいというふうに思うのでございます。

小売業界に対する種々な規制というものは、主として通産省が通産行政としてその中心になってやっておるのでございまして、私は何も責任を逃れるわけではございませんが、すべて市民の生活に関すること一切が全部市長の責任であるということになると、これは市長としては、それだけの大幅な権限をもらわないことにはそれらの市民の方々のご要請にとうてい対応できるものではないわけでございまして。したがって、われわれの力でできるだけの対応をしていかなければならないというふうに考えておるのでございます。先ほど来お話のありました事柄につきましても、千五百平米以上ということになると、やはり商調協の方でこれをどうするかということをお考えでもらわなければなりませんし、千五百平米未満のものについては、これは行政指導でやれということでございますので、普通であれば関係の都道府県、今度の場合は三重県を通じて通産局に調整の依頼があった場合に乗り出してくるということになっておりますが、それには幾つかの条件がついておる。そこで、今後の問題について私どもが承知をいたしておりますのは、これらの条件に適合しないから県の方は乗り出さないんだというようにお聞きをいたしております。した

がって、私どもとしては、それじゃすべてをこの市の方で全部調整をということになるのかというふうな疑問を持たざるを得ないんですが、それはともかくとして、法律でございませつか、あるいは国の行政指導でございませつか、あるいは県の行政指導でございませつか、そういったような範囲に引かからない問題で、しかもそれぞれの地域における業界の極端な混乱はやはり避けなければいけないというふうには私は思っております。業界が極端に混乱をしておるかどうか、あるいはその地域ということをどの範囲にとるかということについては確たる定義がございません。したがって、けさほどご答弁を申し上げましたように、大他都市の現状をにらみ合わせて、それらの現状とどう今度の場合が関連をするのかということを考えざるを得ないと思います。

ご指摘にありましたように、七十幾つかの自治体、これは県、市含めてでございませつか、条例をつくっておりますけれども、これは条例はあつせんをすると、あるいは勧告をするという程度にとどまっておりますのでございませつか。したがって、私は商工会議所の諮問機関でございませつか中小企業の振興対策協議会の委員を中心いたしましたして、商工会議所、商店連合会あるいは消費者団体でございませつかところの方々の代表によりまして、懇話会のようなものを設置して、それぞれの代表者の意見をお聞きするとともに、国、県、商工会議所等に対しまして調整の要請をしてまいるといふのが今日私どもにでき得る最大の方法ではないだろうかというふうに考えておりますので、そういう方向に向かって努力をいたしたいというふうに考えておる次第でございませつか。

なお、開発行為の事前協議の問題が先ほど出されておりますけれども、開発行為の事前協議ということにつきましては、これはその開発が、排水あるいは道路等にどういふ影響を与えるかというふうなことについて、主として都市計画的な面からの開発行為の審査をいたしております。したがって、この法に大体適合をしておれば、おのずからそれを、許可をする方向で県の方に申請をせざるを得ないということでございますし、あるいは建築確認の問題にいたしましても、建築技術的に考えて法に引かからないということであれば、おのずからそういう申請をせざるを得ないということになっております。午前中にも申し上げましたように、京都市でこの建築確認申請につきまして、あえて抑えた例がございませつかけれども、これは建築審査会で否決をされて、建築技術上無理のないものなら、法にかなっておるものなら建築確認をせざるを得ないという審査会の答申が出されておるといふような事実を踏まえて、私はやっぱり考えていかねばならないではなからうかというふうに思っております。

そこで、それでは何ら規制する方途がないではないかと、中小のその地域に昔から張りついてみえる方々の商売に強く影響が出てくるのではないかと、したがってこれを抑えろというご指摘でございませつかけれども、抑えるには抑えるだけの何か手段がない限りは抑え切れぬという問題がございませつか。そこでやはり私は、これは業界同士の十分な話し合いをしてもらうことが、この際われわれとしては一番いい解決方法ではないかという、きわめてなまぬるいかもしれませつか、今日の市が置かれておる立場から言えば、そういったような方向で努力をしまる以外に方法はないうではないかというふうに考えておる次第でございませつか。

第二点についてお答えを申し上げます。

現在の経済不況というものに対しまして、財政金融政策を中心にして、国を挙げて景気回復を図っておりますようなわけでございませつかけれども、依然としてこの不況の停滞ということは脱し切れぬ状況にございませつか、円もますます高くなっていくというふうな情勢がございませつか。国の方では、来年度予算の編成というものについて、公債を大いに発行をして、積極的な予算を指すということで、すでに第一次の景気浮揚についての事業の割り当てが来ておりまして、それは今議会に予算化をしてお願いをいたしております。引き続きまして第二次の景気浮揚について、やはり補助うらは全額起債という形で強く私の方に要請を、地方自治体に要請をされてきておりますので、われわれとい

たしましては、できるだけそういう要請にもこたえ、しかも市としてやらなければならない施設をできるだけ多く取り上げてやってまいりたいと、来年度については、私はそういうふうと考えております。もちろん、この来年度というのは、総合基本計画の最終年次を迎えることになっておりますので、その中で四つの柱、高福祉社会の実現、あるいは教育文化の向上、あるいは住みよい都市の建設、あるいは産業の振興等々に沿いまして、計画の達成に全力を傾注したいというふうに思っております。

もちろん、市の収入の伸びというものは十分期待できませんので、勢い起債に頼らざるを得ないということになるのでございますが、来年度においてはまだ大丈夫ではなからうかというふうに思っております。来年度の景気いかんによりましては、非常に大きな影響は市の財政面にあらわれてくるのではなからうかというふうに心配をいたしております。

市がやっておりますこういった各種の仕事につきましては、あくまでも住民本位の姿勢を貫くという気持ちを変えておりませんので、その点についてはご理解をいただきたいと思う次第でございます。

収入の伸びをカバーするためどういう手を打つかということは、今日の段階で私は、いまやるべきではないだろうというふうに考えております。もう少しいった段階で考えなければならぬという時期が出てくるものというふうに考えておりますので、この点についてもご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（大谷喜正君） 福祉部長。

〔福祉部長（杉本治芳君）登壇〕

○福祉部長（杉本治芳君） 老人の医療費の公費負担制度あるいは寝たきり老人、独居老人の問題につきまして回

答させていただきます。

老人の保険医療対策といたしまして、医療費の公費負担制度があるわけでございますが、四日市市では、所得制限の緩和化を行っております。国が示しております八十万円の所得制限の倍額であります百六十万円までとしてきております。年齢の引き下げということにつきましては、ことし十月二十六日厚生大臣に対しまして、老人保険医療問題懇談会の答申で、高齢化の進展や、老人の特性を考慮して、健康の増進、老化、疾病の予防、治療からリハビリテーションまでの一環した総合的な保健医療対策を整備する必要があると、そんなことから国民負担の大幅な増額が予想されるので、現在としては対象年齢も現行制度でやむを得ないというような結論が出されておるのでございます。

本市といたしまして、引き下げられないかという質問でございましたが、私どもといたしましては、老人福祉施策を総合的に進めていくことで対処してまいりたいと、かように考えておるわけでございます。

それから、寝たきり老人、独居老人、この方々に対します施策といたしましては、現在家庭奉仕員の派遣、福祉電話の設置、給食サービス、入浴サービス、健康診査などいろいろ行っておるところでございますが、ただいまご提案ございましたことにつきましても十分検討してまいりたいと、かように考えております。いずれにいたしまして、これら独居老人、ひとり暮らし老人の生きがい対策を進めていくことにつきましては、市民の協力がぜひとも必要でございますので、地域住民の福祉活動参加への条件づくりということについて積極的に私は配慮してまいりたいと、かように考えております。

それから、車いすの方々の国道横断の問題でございますが、ただいまは関係当局とこの方策につきましているいろいろな陳情もし、ご相談申し上げるといふ段階でございます。

○議長（大谷喜正君） 建設部長。

〔建設部長（石井三夫君）登壇〕

○建設部長（石井三夫君） ただいま第一点の浜田地域内におきます国道の横断地下道の問題、福祉部長からお答えがありましたので、米洗川と名四国道との問題、羽津山線の早期実施、この二点につきましてお答えいたしたいと存じます。

まず、米洗川の問題でございますが、本年夏三重工事務所の方へひとつこういう問題を取り上げてほしいというお願いをしまして、これは現在ボックスになっておるわけでございますが、これを橋梁タイプにしてほしいというところで、ことしの夏お願いしたわけでございまして、ごく先日現地を見ていただいておりますが、まだまだこれの詰めについては時間がかかると思いますが、来年度は上流部の改修を進めたいと存じております。

次に、羽津山線でございますが、名四国道への取り付けと山側と二カ所に分かれるわけでございますが、名四国道への取り付けにつきましては、国鉄との交差、名四国道との乗り入れの問題等、まだまだ解決しなきゃならぬ問題がございますので、相当先になると考えております。

ただ、山側への問題につきましては、本年度調査も終わっておりますので、今後地元の皆様と計画について協議を進めながら、用地等ご協力いただけるなら前向きに進めたいと、このように考えております。

○議長（大谷喜正君） 環境部長。

〔環境部長（川合一郎君）登壇〕

○環境部長（川合一郎君） 平山物産の移転先につきましては、県と市でそういう論議をしております。したがって、まだ移転先につきましては未確定でございます。

○議長（大谷喜正君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 スーパーの問題ですが、依然としてですね、いまの時点で市長としてはスーパーサンシなりジャスコの進出を何とか思いとどまってもらおうという立場で、思いとどまらせるという立場で臨まれるのか、そうではなく何か別の調整をとおっしゃるその調整の線をどういう線にお求めなのか、この辺のところがいささかも明らかではありません。この点をやっぱりはっきりさしていただくということを求めておるわけでございます。改めてお答えをいただきたいと思っております。

それから、独居老人の問題と関連して、私は移動浴槽車、そして訪問看護制度の新設、これを少なくとも申し上げたわけですが、これはいまの福祉部長のお答えでははっきりしませんので、やらないならやらない、やるならやるという点でお答えをいただきたいと思っておりますし、部長でお答えが無理とするならば市長のお答えをいただきたいと思っております。

○議長（大谷喜正君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） ジャスコの問題と、スーパーサンシの問題でございますが、ジャスコはスーパーサンシが出なければ自分はやめてもいいということをおっしゃるというふう聞いております。これは直接私が聞いた話じゃございませぬので、きわめてうわさとして聞いておる程度にとどめたいと思っておりますが、もしそういうことであるとする、私は非常な疑問を持たざるを得ないというところでございます。

それから、スーパーサンシについては、どうしても進出をしたい、したがって、そういう準備にかかったというふう聞いております。

そこで、これは私が個人的にですね、抑えるとか抑えないとかいう問題ではないだろうというふうに思っております。私は双方の意見を十分徴したうえで、最終的な判断を加えながら要請をするべきことは要請をしまいたい、かように考えております。

以上でございます。

○議長（大谷喜正君） 福祉部長。

〔福祉部長（杉本治芳君）登壇〕

○福祉部長（杉本治芳君） 入浴サービスにつきましては、私も十分とは考えておりません。何とかもっと充実すべきである、かようにも考えておりますし、それから看護制度につきましても、何らかの方策は考えたいと現在思っております段階でございます。十分検討させていただきます。

○議長（大谷喜正君） 暫時、休憩いたします。

午後二時八分休憩

午後二時二十五分再開

○議長（大谷喜正君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

田中基介君。

〔田中基介君登壇〕

○田中基介君 ご通告の順に従って、質問させていただきます。

まず初めに、五十三年度予算編成に当たっております。

深刻化する地方財政の危機に当たって、現代の世相を深くながめてみるに、私は一二・八的世相の再来ではないかと思うものでございます。

去る三十六年前の昭和十六年の十二月八日、旧日本軍はマレー半島に上陸するとともに、ハワイの真珠湾を攻撃し、対米英に宣戦を布告して、太平洋戦争に突入した忌まわしい罪悪の日であります。なぜ日本が無謀な戦争に突入したのかは、戦後いろいろと原因について語られておりますが、私は最大公約数としては、対日経済封鎖いわゆるABC D包囲網を日本が戦争によって突破しようとする強い意見によつたものと思っております。三十六年後の今日、日本は未曾有の経済成長をなし遂げ、経済力だけは明治時代以来の悲願であった、欧米に追いつき追い越せを達成しましたが、このことが逆に災いして、再び欧米各国からの対日批判の砲火を浴びるに至つたのであります。こうした批判に対して、日本は十分誠意をもって事に当たるべきであると思つております。一方、財界のお偉い方々の中には、三十六年前の暗い思い出をよみがえらすような動きがあることは、非常に残念なことでございます。たとえば、稲山新日鉄会長が、戦争でもない和不況脱出は無理であると発言し、物議を醸したのも記憶に新しい事件であります。稲山氏の他にも政財界首脳の間には、現在の日本を取り巻く情勢をABC D包囲網の再来と見ている人は少なくないようであります。もっともこうしたいら立ちは、必ずしも欧米諸国の対日批判の高まりに対してだけで発せられたと言ふよりは、むしろ後手後手の経済政策で不況をここまで深刻化させた福田内閣の無能さに向けられた面が強く、三十六年間の時代の推移を感じさせられるのであります。確かに構造的な不況、失業者の増加、就職難などの戦前の世相をほうふつさせるものがありますが、最大の違いは、今日の一二・八的世相は政府が招いた失政であつて、決して過言でないと思つております。したがって、今日の一二・八的世相をどのように解決していくかは実に政府の政策いかんにかかっていると云えるのであります。また、不況の深刻化とともに一向にその責任を果たさそうとしない政府

に、国民の怒りは高まる一方の現在の世相において、加藤市長のお考えをお尋ねいたします。

次に、深刻化する地方財政の危機に当たって、自治省の試算によりますと、来年度の地方財政の赤字は三兆円近くに達するという見解を示しておりますが、もしこの試算のとおりになれば、地方財政は来年度最大の危機を迎えることとなります。地方交付税率の引き上げや、地方制度の改正などが焦眉の急になってきました。しかし、大蔵省は国の財政も不況にあるとして、地方財政の抜本的立て直しには消極的姿勢を見せており、地方財政の赤字解消は本年度のように一時的なつくろい策で終わってしまうのではなからうかと思っております。自治省は、当初来年度の地方財政の赤字は本年度より減少するものと見ていたようですが、これは五十年二兆二千億円、五十一年度二兆六千二百億円とふえ続けていた地方財政の赤字が、五十二年度は二兆七億とわずかではあるが減少すると見込んでいたからだと思えますが、しかし、長期不況や円高などによって税収は極度に伸び悩み、来年度の地方財政の赤字は過去三年間を大幅に上回ることが現実になったと自治省は言っております。その正確な数字は、税収の見通しや自治体の負担を伴う国の公共事業の規模などによって多少異なってはくるが、約二兆八千億円と予想されているのであります。

このため自治省では来年度予算編成に当たって、大蔵省に対して地方交付税率の引き上げや、地方制度の改正、地方債消化のための地方団体金融公庫の創設などを迫っていくと言われておりますが、これらの対策はすでにこれまで地方団体が強く望んできたことであり、昨年の予算編成の際にも強力に要求されたのであります。大蔵省は国家の財政危機を唯一の理由としてこれに反発して、赤字補てん措置として、地方債の増発、国の運用部資金からの借り入れという臨時的措置だけで、現状を塗りつぶしてしまつたのであります。この対策のために、すでに多量の地方債を抱え、返済に四苦八苦している自治体に借金のための借金、つまり自転車操業を強いるものであり、危機に類した地方財政をさらに悪化させる措置であつたといふことができるのであります。こうした事態を大蔵省は再び繰り返さうとしているのが現状ではないでしょうか。だが、来年度以降も地方財政の危機が続くと指摘されている以上、単なる一時的なつくろい策でお茶を濁そうとするのは明らかに間違つてるのであります。地方財政の危機は、保育所、学校、住宅、社会保障といった住民サービスを低下させて、地方自治体と住民生活とが直結しているということを考えれば、その健全化は早急になされなければならないのであります。しかも、来年度の地方財政が三兆円近い赤字を出せば、その赤字は四年連続して二兆円を超えることになり、地方交付税法の第六条の第三項には引き続き著しい財源不足を生じたときには交付税率の引き上げ、または制度の改正を行うと明記されているのでございます。四年連続二兆円以上の赤字は、この規定を十分満たしており、交付税率は当然引き上げられなければならないと思つております。もし大蔵省が、来年度も一時的なつくろい策でお茶を濁してしまうようなことにでもなれば、それは同法の空洞化に通ずるばかりでなく、赤字の重症に苦悩する自治体を見殺しにするものとして、自治体の政府に対する不信感を一層つのらすとともに、地方財政の危機はもはや現状の制度の枠組み内での微調整では打開することのできないところまで来ているのですが、市長としてのお考えをお聞かせ願いたいと思つております。

次に、不況克服への有効な予算を望むのであります。

とにかく当面する経済情勢は、非常に厳しいものであります。円高も加わつて不況の真ただ中、こうした状況下にあつて、来年度予算の課題は何といつても不況の克服を急ぐことでなければならぬと思つております。不況の克服は、対外経済との調整を図るためにも、また雇用の安定、倒産の防止、さらには長期不況によって窮地に立たされている老人、身体障害者並びに中小零細企業に働く勤労者の方々の生活を守るためにも一刻の猶予も許されない段階にきているのであります。今日のような深刻な事態に陥つた原因は、何と言つても福田内閣の景気対策の誤りにほかならないと思つております。

そこで、わが四日市市において、加藤市長が五十三年度予算編成に当たってのお考えをお尋ねいたします。次に、教育についてお尋ねいたします。

一、青少年白書は何を訴えているかでございます。

青少年白書が初めて発表された昭和三十一年以来、今回で二十回目を数えます。今回の白書が二十年前と対した形で、現代の青少年を取り巻く生活環境や、若者の意識の変化を描き出していることは、今後の青少年対策を考える上で一つの手がかりになると思っています。白書は、現代青少年のさまざまな特徴を挙げています。一、進学率が急上昇したこと。二、就職難から求人難の事態と転換したこと。三、初任給が上がったことで所得が多くなったこと。よって、若年層が消費をリードするようになったこと。四、若者は長期の余暇を楽しんでいることなどです。

こうした白書の指摘の多くは、日ごろ見聞するところの身の回りの青少年の姿を通して、だれもが実感しているのではありません。だが、同じく薄々感じてはいるものの改めて驚かされる点は、現代の青少年の社会への参加意欲並びに連体意識の乏しさであると思うのであります。たとえば、二十歳から二十四歳を対象とした調査では、金や名譽を考えずに興味に合った暮らし方をすると答えた青年は、昭和二十八年には三四%だったのが、昭和五十年には五三%にふえております。ところが逆に世の中の不正を押しつけてどこまでも清く正しく暮らすと答えた青年は、昭和二十八年には二八%から、昭和五十年には八%へと激しく減っているのであります。また、大隈秀吉のように無名から立身出世した人の努力は若者の手本と見る者は、昭和二十八年には七七%から、昭和五十年には四六%に減ったという現状です。確かに時代は高度成長から低成長時代へと大きく転換したとき、また転換した時代背景のごとく、猛烈型の人生はゆとりある人生観へと変化して何ら不思議はないと思います。だが反面、自分の能力や才能を生かす平凡で健康な生活を送りたいと言った自己中心の小さくまとまった生き方を望む者が半数の高率を占めて、自分のできる範囲

での社会のために奉仕したいという答えが、わずか五・八%という低率であることは、現在の青少年が二十一世紀には日本の中心勢力となるだけに、深く深く考えさせられるのであります。なぜならば、よりよい社会建設のためには、猛烈型、立身出世型の人間像は必要ないとしましても、協調し、連帯して何かをつくり出す意識、そしてそのことに生きがいを見出す人間群が不可欠だからです。それだけに社会における個人としての使命感、責任感が希薄であるという傾向性は放置できない重要な問題であると思います。このことは少年の間に急速に広がっている自殺の増加とも無関係ではなく、目の前の受験ということだけに目を奪われて、助け合いの精神を喪失させられ、何か自分の思いどおりにいかなかったときにも耐える力がなく、衝動的に死を選ぶといった根なし草的な少年の姿がそこに浮かび上がってくるのであります。現在の悩みを中学生に聞いた調査を見ても、進学が一番多く三四%、次いで勉強の二五%、自分の将来一九%と続いております。高校生では成績が五一%、進路の決定が四六%・四%といったぐあいに、中学、高校生ともに進学や将来の進路に悩んでいる姿が大きくクローズアップされています。親は子供に多大な期待をかけるし、子供は息詰まるような受験競争の渦中で追い立てられるように、自己中心的な考え方に陥ってしまいます。その過程で、友人など社会での人間関係は希薄になり、連帯、協調の精神も失われ、いくでであろうと思われず。言ってみれば、現代の青少年が社会参加の意欲や、連帯意識に乏しいという白書の指摘は、現代の教育を取り巻く学校と、家庭の双方が構造的につくり出しているものと言えるのではないのでしょうか。その点について、教育長のお考えをお尋ねいたします。

地域主義の展開が叫ばれ、新しいコミュニティづくりの必要性がうたわれ始めています。二十世紀を担う青少年のこうした精神構造は、一日も早く健全で生き生きとしたものに正さなければならぬと思います。で、教育長の具体的な教育行政についてのお考えをお聞かせ願いたいと思います。

次に、福祉について。

一、無年金者の救済についてお尋ねいたします。

国民皆年金体制がとられているにもかかわらず、わが国ではいまだに百万人近くの無年金者がいると言われておりますが、四日市市においてはどのぐらいの方がおられるかお尋ねいたします。また、これらの救済措置はどうなっていますかお尋ねいたします。

無年金者の大半は、本来国民年金に加入すべき人と言われており、国民年金はサラリーマン以外の農業従事者や営業者などを対象に昭和三十六年にスタートしました。当時二十歳から四十九歳までの人には強制加入として、五十歳以上の人には特別措置として五年年金、十年年金に加入していただく道を開き、制度的に国民皆年金制になったわけです。しかし、当時の強制加入対象者の中には、一、何らかの理由で加入しなかった。二、加入しても正規の手続を行わずに保険料を滞納した。三、住民登録をしていない関係で、いまだに被保険者になっていないなどの理由で、いまから加入しても六十歳までに二十五年間加入という受給要件が満たされない人々がたくさんおられます。これらの方々が無年金者なのです。過去二回ほど特別納付があったと聞いておりますが、今後の市の行政として、どのように扱われるかお尋ねいたします。

では次に二番目に、中小零細企業勤労者福祉共済制度についてでございます。

弱者対策の枠を広げた勤労者、働く者の味方になっていただきたいのであります。

戦後の日本経済発展の原動力となりながら、経済の二重構造の中で常に犠牲を強いられてきたのが中小零細企業、とりわけそこで働く人々は、恵まれない職場環境と経済苦に悩まされどおしだったのであります。私が議員となって受理する市民相談も、多くは中小零細企業の事業主の方や、そこで働く従業員並び家族の方々からのもので、相談内

容もさまざまですが、特に従業員の方々からは、子供二人が幼稚園と小学校に入るが経費がかかり過ぎる、何か打つべき手はないのか。妻がけがをして手術をしなければならなくなった、頼るべき親や親類もない、金を借りられないかなどの切実なものであり、また事業主の方からは、金融面の相談とともに一生懸命に働いてくれる従業員のための福利厚生面を充実させたいが、市や県に補助制度はないのかなど、従業員の職場環境改善を目指しての相談が多いのであります。労働省調査にある労働者福祉施設制度調査によりますと、従業員千人以上の大企業と、従業員三十人から九十九人の中小企業の福利費を比較すると、住居費で大企業は一人二千五百円を負担しているのに対し、中小企業は九百二十八円しか負担していない。医療保険費でも大企業が五百三十五円の負担に対して、中小企業はわずかに百二十五円と格差が浮き彫りになっております。個人企業に至っては、数字は知らされていませんが、働く従業員が恵まれない職場環境に苦しんでいられることは容易に想像できるのであります。そこで弱者の味方と呼ばれ、福祉行政を重点に公約されておられる加藤市長に、働く者の味方となっただき、勤労者福祉である中小零細企業勤労者福祉共済制度をつくっていただきたいのであります。

同制度は、中小零細企業に働く従業員が安心して働ける環境づくりを目的としたもので、その事業費を市と中小企業の事業主が負担し、従業員に対して生活資金の貸し付けをはじめ結婚、出産、入学などの各種給付事業を行っているのであります。すでに三年前から全国に先駆けて川崎市が実施されております。ここにその内容すべてまとめておさまっておりますので、市長よろしくお願いたします。

不況の長期化に苦しむ中小零細企業対策の一つとして大きな力を発揮されており、他の自治体にも大きな影響を及ぼし、この三年間で横浜市、神戸市、札幌市、秋田市、山形市、尼崎市、広島市、下関市、高松市、熊本市、東京都の中野区、練馬区など全国の三十四自治体ですでに実施されております。当四日市市も人口二十五万都市となり、い

よいよ大躍進のとき、福祉の原点とも言うべきこの制度の早期実現をお願い申し上げるとともに、加藤市長のお考えをお尋ねして第一回の質問を終わります。

○議長（大谷喜正君） 市長。

（市長（加藤寛嗣君）登壇）

○市長（加藤寛嗣君） お答えをいたします。

第一点の、五十三年度に当たって地方財政の危機にどう対処するかということでございます。こういった地方財政がどういふところから由来をしておるかということについては、先ほどずいぶん慎重に分析された結果のご議論をちょうだいをいたしましたのでございますが、今日日本を取り巻く世界各国からの日本の黒字貿易、黒字ということに対する批判というものが非常に強くなっておるといふことも事実でございますし、それがどういふところから由来をしたか、あるいは現在の政府のやり方は悪いのかどうかという批判は別といたしまして、私は四日市の市長でございますから、四日市の財政に関する限りにおいて国の方に言うべきことは言い、要請すべきことは要請をしまいたいというふうに考えております。いずれにいたしましても、経済の伸びというものが非常に国民経済の全体の伸びが低いということでございますし、その影響は地方自治体であります四日市市にも際立って出ている。特に四日市の産業構造を見た場合には、構造的な不況業種が非常に多いということ、あるいはまた輸出関連の製造業が多いということ、そしてそれらにつながっております中小企業が四日市の製造工業の大部分を占めているということから考えれば、この経済不況の影響というものは他都市においてそれがあらわれているより以上に際立った形で当市に出ているということ、そのとおりだろうというふうに思う次第でございます。地方財政が確かに来年度赤字が三兆円近くになるといふことでございますが、当初の予想より多くなったといふことは、自治省の国民経済の伸びを名目一五%と

見た計算と、それから名目一三%と見た計算と二通り自治省はやっております。当初言っておりましたのが一五%の伸びでの地方財政の赤字でございますして、これはもう今日どういふ使用することのできない計数であるということもはっきりしております。一三%の伸びと見た場合での赤字が三兆円近くなるといふことだとこのように私には承知をいたしております。これはもちろん名目の伸びでございますから、今日言われておる六、七五%の伸びがそれすら確保できないという実態を踏まえて考えますと、もう少しこの一三%の伸びというのは修正をしなければいけないのではなからうかというふうに感じております。

ただ、そういった実態から、四日市のそれじゃ財政がどうなっているのかということでございますけれども、まあ来年度税収の伸びを普通の形で考えますと、やはり六、七%程度にとどまるんではないだろうかというふうに考えておるのでございます。それだけの伸びで一体それじゃ景気浮揚に対してどう対策ができるのかということでございます。ございますので、節約するのは経費以外にない。そこで一般的な建設事業等を圧縮したんでは、私はやはり今日の国民的な、あるいは全市民的なご要望にどういふ来年度対応しきれないだろうというふうに思っております。したがって、やはり国の方に対しまして、根本的には税制の抜本的な改正、すなわち税源の再配分ということを強く要請してまいらねばなりませんし、租税特別措置の範囲の縮小、あるいは減少ということも要請をしなければなりませんし、もう一つ突っ込んでまいりますれば、今日三十万都市ということで限定をされております事業所に対する外形課税というものを四日市市に適用してもらおうように働きかけていく必要があるのではないだろうか。それから、さらには四日市市の特色でもございます原油輸入関税の還元ということを、まあ強く要請をしまいたいということ以外にはなからうかと思っております。

そこで、国の地方財政に対する対策といたしまして一番大きいのは、交付税率の引き上げということでございますけれども、これは残念ながら、当市のような財政需要の都市には適用されないということでございますから、一般的に交付税率の引き上げということを言うことはわれわれもやぶさかではございませんけれども、私はやはりこのいま申し上げました抜本的な改正ということと、特別措置の廃止ないし縮小、さらに外形課税の適用、原油関税の還元というような問題を、これを市長会を通じて強く大蔵当局に訴えていくということが一番の道ではなからうかというふうに思っております。

さらに、先ほどちょっと触れたんでございますけれども、限度標準税率から超過税率の適用、まだ若干の余裕がございますので、そういった面をどの時点で取り上げてまいるか、これは不況感というものと企業の事業をやるうとする前向きな意欲との兼ね合いになるうかというふうに思いますので、私はその辺のところを、十分にらみながら配慮をまいらなければいけないというふうに考えておる次第でございます。

財政力といたしましては、だんだんに硬直化の傾向が強くなってまいりますが、来年度、再来年度、五十四、五年以降が非常に危険な状況が出てくるのではないだろうかというふうに思っております。そこで、先ほど申し上げましたように、景気浮揚にどう対応するかということでございますが、国の方は、景気浮揚の事業については補助金の適用と補助うらの起債の効率適用ということを言っております。できるだけこの起債について性質のいい借金のできるように配慮をさせていただくような方向で努力をしまっている必要がある。縁故債に頼っておりますと利息が高いということから、大変な公債費のふくらみを後年度にもたらすという心配がございますので、できれば先ほど指摘のありました地方団体金融公庫の設立ということが望ましいわけでございますが、それが不可能であれば、できるだけ政府債の適用をせらうというような配慮をして今後に対処をしまいたいと思っております。

さらに、やはり不況克服のひとつのこれは結果として出てくるんだと思いますが、弱者対策というものは、やはりきめ細かく今後も進めてまいらねばならない。現状で私は決しているというふうには思っておりませんので、各種の細かい施策について十分配慮をしまえる必要があるかというふうに思っております。

また、中小企業対策といたしまして、中小企業関係の融資枠の拡大、それから保証料の軽減措置等も行っておりますねばなりませんし、小規模事業資金の金利の引き下げ、あるいは輸出関連中小企業緊急対策融資の利子補給等も実施をしまりましたので、今後もういった事業については前へ進めていって、中小企業の方々が円高で倒産をするということのないような支えをしまいたいというふうに考えておる次第でございます。

最後に、中小企業に関連をいたしまして、川崎市の例をおとりにならしまして、勤労者福祉共済制度をやる気はないかというご質問がございました。現在、本市といたしましては三四地区労働者福祉協議会に對しまして助成をいたしております。ご指摘の中小零細企業に勤務している方々も、この労福協に加盟をされておられる方が大変多くございます。労福協への加盟団体というのが六十七団体ございます。労福協の方々がこの従業員の福祉の増進を図るために、あるいはまた安心して働ける環境づくりをするということ、その事業をお進めになっておりますので、この事業についてももう少し前進をさせていただくようにバックアップをしまいたい。それから個々の企業では互助会等の名前で実施をされている向きがあるようでございます。いろんな制度がダブって企業者とそこに働く人々の間に負担がかからないように十分調査をした上で、この共済制度の実施について検討をしまいたいというふうに考えておる次第でございます。

以上、私の答弁で不足をいたしたところがございますれば福祉部長あるいは教育委員会の方からご答弁を申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（大谷喜正君） 教育長。

〔教育長（山鹿静夫君）登壇〕

○教育長（山鹿静夫君） お答えいたします。

ただいま青少年白書を分析されました。最近の青少年が正しい協調感、正しい連帯感に欠けるところが非常に多いと、したがって青少年教育についてはこの点の振興を大いに図る必要があると、こういうご意見につきましては、私といたしましても全く同感でございます。

さて、先ほどご指摘もありましたように、確かに最近の青少年が社会全体に対する帰属意識ないし連帯意識が非常に薄くなってきております。私が青少年のころによく言われました人のため世のため尽くさないといった正しい意味でのそういう社会への参加の意識というものについては、次第に薄くなってきている現状でございます。さてこの点につきまして、今後青少年行政を、あるいは青少年教育を扱う場合の私は重要なひとつの手がかりになるかと思えます。まず、学校教育におきまして、教育課程の改定に伴いまして、小学校の三年生から中学生にかけて二時間ないし四時間の現在の授業時間より減少するわけでございます。そのいわゆる学校裁量時間というものを今後どのようにして消化するかというのが、いまひとつの検討課題になっておるわけでございますが、文部省も指導をしておりますとおりの、この空きました時間に、いま申し上げましたような集団活動を通じて正しい連帯感を小学生、中学生に身につけさせると、こういう学校教育をひとつ行うことが必要であると、そう考えております。

それからまた、家庭教育におきましてもこの面を取り上げる必要があるかと思えます。

それから、青少年の集団活動をさらに、現在でございますが、促進をしていきたい、そのように考えます。

それから、地域社会づくりの場合に、この青少年の力をできるだけあらゆる機会に参加をさせるように方策を考えたい。

それから、青少年の集団生活を育成するための指導者養成をする必要があるかと思えます。

それから、青少年の余暇を集団活動の中で善用をしていけるようなスポーツ施設ないし社会教育施設を今後整備充実していく必要がある、そのように考えておるわけでございます。

いずれにしても、先ほどご指摘のありましたとおり、今後二十年もたちまして二十一世紀に入りますと、いまの青少年が社会の中心、中核になるわけでございますので、今後青少年の社会への参加意識を高めることが青少年教育の重要な課題であるという考え方のもとにたちまして、今後努力をいたしたいと、そう考えております。

○議長（大谷喜正君） 福祉部長。

〔福祉部長（杉本治芳君）登壇〕

○福祉部長（杉本治芳君） 無年金者救済のことにつきまして、答弁させていただきます。

三十五歳を超えてどの年金にも入っていないという方の扱いにつきましては、いろいろと問題とされておりますところでございますが、先般厚生大臣の諮問機関であります国民年金審議会の意見書が提出されました。ただいまおっしゃいましたように、全国で百万近くいるんじゃないかならうかと、言われております無年金者の救済につきまして提言がされておるわけでございますが、それによりまして、来年度には、従前四十五年と四十九年の二回に特例措置が講ぜられたわけでございますが、以前の保険料で、以前にさかのぼってかけていただくと、資格を収めていただくと、こういう制度でございますが、こういう救済措置がなされるものと私どもは見えております。国民年金法の改定がされましたら、十分私どもの方でこれらの方々にPRをいたしまして、一人も落ちこぼれないように注意してまいりたい

いど、救済したいと、かように考えておるわけでございます。

四日市におきます無年金該当者の数の把握でございますが、これはあちらこちらと職場を変わられてなかなかその後どうなっておるかというようなことは把握しにくうございます。推計でございますけれども、やはり本市にも一千人や千五百人の方はあるだろうと、こんなような見通しをしておるわけでございます。早い機会にこれらの方々を拾い出すという手順を考えたいと思つるところでございます。

○議長（大谷喜正君） 田中基介君。

〔田中基介君登壇〕

○田中基介君 制限時間もございますので、加藤市長も就任以来満一周年を迎えられて、いよいよこれから仕事になれられて力を発揮されるかと思つたので、ひとつ先ほどからのお話を通して、市民が安心して、ほんとうによくやったという予算編成に真剣に取り組んでいただくことをお願いしたいと思います。

それから、教育長の方針もよくわかりましたので、ひとつ先輩の松島議員が言われておりましたけど、教育委員会が、ちょうど庁舎の九階だということで、十階と八階とはさまれてなかなか行政がやれないということも聞いておりますが、今回ひとつ新しく就任されて大いに期待しておりますので、予算の方も取って十二分な教育行政をお願いしたいと思います。

あと年金者の件も、そういうことで、来年七月から実施されるか、答申が出されたので、ひとつ一人も漏れないようにお願いしたいと思います。

それから、中小零細企業の勤労者福祉共済制度はぜひすばやく実施に踏み切れるようにしていただくことをお願いして、質問を終わりたいと思います。

○議長（大谷喜正君） 暫時、休憩いたします。

午後三時十一分休憩

○議長（大谷喜正君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

中村信夫君。

〔中村信夫君登壇〕

○中村信夫君 通告に従いまして、ご質問させていただきます。

今議会は、先ほど田中議員からご質問ございましたように、質問者の過半数が五十三年度の行財政について質問されております。非常にこの不況の時期に際してわれわれ議員がこのように真剣になって取り組んでいるということがよくわかったわけでございますので、できるだけ私は重複を避けまして、要点的にご質問させてまいりたいと思つます。明快なる見解とご回答をよろしくお願い申し上げます。

長引く不況のために、雇用の不安、これは高まる一方でございます。その反面、完全失業者は百万人を超え、しかも中高年齢者だけでなく、企業の新規採用までも非常に最近若い人たちの失業もふえつつあるのが現状でございます。また、さらに金融機関は、状況が悪化してまいりますと、その企業に対して融資を続ける条件といたしまして人員整理を迫り、これで潜在失業者というものも非常に大きくなり、近いうちに表面化するであろうとわれわれは考えるものでございます。

企業が一時的に生産が伸びたといたしましても、現在の従業員で残業を延長しながらこの時期を乗り切っていくと

というのが昨今でございます。非常に求人開拓というものがむずかしくなってくる昨今でございます。われわれ地域住民が、自分たちに最も身近な地方行政に対して大きな期待を持っていることは当然でございます。いろいろ市長からご回答がありました。一年間の経緯を踏まえる中で、われわれはこの非常な時期を乗り切っていくかなければならぬことは言うまでもございません。不況が税の減収をもたらし、また財源の不足が歳入面からも財政を圧迫するに至ったことは、財政難の一面の原因でございますが、反面物価の上昇ということが歳出から財政を圧迫しているということで不均衡を拡大しておるのが現行でございます。

まず、そこで市長にいろいろと各要点からご質問、ご要望申し上げたいので、ご解明いただきたいと思いますが、まず歳入についてでございます。

先ほどご質問の中に、地方税、地方交付税、その他国庫の補助金、地方税法、いろいろについてご回答ございましたが、われわれ住民という立場の者としては、いろんな公共料金の値上げ、そういうものを軽減ということを望んでおりまして、まず値上げをわれわれは望んでいるものでございませぬ。その歳入について、これは要望にとどめておきますが、できるだけ公共料金の値上げというものを抑制していただきたいというところでございます。

さらに、歳出についてでございますが、この四日市の財政の中で、限られた財源の中で、どのように効率的にこの行政を運用していくか、そうして住民に対する行政サービスをいかにして確保していくかということが、財政健全化の中で歳出面の重要な課題でございます。特に財政が逼迫してまいりますと問題になりますのは、いわゆる財政の硬直化ということであって、収入が減ったから直ちに人件費を減らすとか、また福祉関係の経費などむしろふやさなければならぬ必要こそあれ減らすことはできないわけでございます。また、期限が到来した地方債の元利返還金、これを支払っていかねければならないの言うまでもございません。これらの義務的経費の比重が、収入が減っただ

けで総体的に高まってくるの言うまでもございません。まして物価が上がったということになりますと、義務的経費を支出するのが精いっぱい、住民の要望に対することを行う財政的な余裕はなくなってくるのでございます。

そこで、まず第一点として、経費の節減でございますが、公費の使い方として常に節約を図りむだをなくするといふ努力、そういう工夫をしていかなければならないと思いますが、市長の何かそういうお考えがございましたら経費の節減についてお伺いしたいと思います。

さらに行財政調査会でいろいろ答申がなされておりますし、今年度機構改革もなされました。だがわれわれの見える範囲内におきましては、事務というものが非常に複雑化しているように見受けられます。そこで、市民が本当に思っておることは、率直に申し上げまして行政の中に何かむだがあるんじゃないか、職員が多いんじゃないか、民間と比べて給与が高いんじゃないかというふうなことを不満を持っております。こういうことを解消することは唯一の条件でございますが、新しい新年度予算編成に当たって、こういう施策がございましたら勇気を持って対処していただきたいの言うまでもございません。市長のお考えがありましたらお伺いしたいと思います。

重複がありますので要約いたしました。以上この点について五十三年度の財政の展望についてお伺いいたします。

第二点目、大規模震災にどう対処するのか。

せんだって県と市であるようなりっぱな防災訓練がなされました。非常にわれわれ見学者として、あのスムーズな対応に敬意を表しておるものでございます。確かに災害というものは忘れたころにやっております。こういうことわざがございます。東海、南関東を中心に相当大型な地震発生、こういう可能性が指摘されておりましたのが半年余り前でございます。しばらくこのように日時がたってまいりますと、こういうものは問題にしないでいいんじゃないかというわれわれ市民の中に声が流れてまいります。まず来ないであろう。しかしこのような確定的でないにせよ四

日市地区の住民としては非常に心理的に不安を持っていることは事実でございます。地震発生を全面的に否認し得ない以上、万が一に備えて十分な対策を常時とられていると思えますが、こういう立場から現状におきまして市がとら
れてる対応についてお尋ねしてまいりたいと思えます。

まず、この対策を強化するためにも市民の人命、安全、財産の損害、こういう防止のために一段と努力を願いたい
ものでございます。

一点目に県・市・町・村、この間の相互協力または情報交換など行政レベルにおいての対応をされている事項はど
ういうことがあるでしょうか。

第二点目、大地震発生時に団地または開発途上の土取り現場、そういう地すべりによる第三次的自然災害について
はどのようにチェックされてみえますか。

三番目、地震に伴う最大の被害というものは火災でございます。このように四日市にはコンビナートを控えて防火
に対することは日常はいろいろと配慮されていると思えますが、一般市民に対する日常訓練、そういうものについて
はどのように対応されているでしょうか。

次、四番目、避難場所としてはどこを指定されておりますか、またその指定した場所に衣料品とか救急器材、そ
ういふものが常時備えてあるのかどうか。非常に最近では公共下水、土木工事、いろんなところで道路工事を行って
おります。果たしてその避難場所が適当なところであるのかどうか、そういうことについてもお聞かせいただきたい
と思えます。

さらに、震災後の食糧備蓄態勢でございますが、どの程度の市としての確保をしておりますか。非常にこの震災
というものについては応急復旧だとか救助活動、社会秩序の維持、適切かつ機敏に行わなければならないことは言う
までもございません。訓練をして十分承知はいたしておりますが、当市でとられている処置についていまの五項目に
ついてご説明をいただきたいと思えます。

次に、北部清掃工場の埋立地のその後についてでございます。
五十二年の一月の質問に際しまして、市長から跡地利用については周辺住民の意向やあるいは交通体系、自然環境
を十分配慮して条件整備を図りつつ早急に検討したいというふうにご回答いただきました。われわれは北部方面の墓
地公園というのもひとつのテーマとしても出さしていただきました。さらにはスポーツ施設というものについてもご
提言申し上げました。約一年を経過いたしました。その後の調査事項、検討事項についてお答えをいただきたいと思
います。

最後に、吉田工業のその後の処理でございます。これは革新クラブの代表質問におきましても取り上げましたし、
あらゆる方々からほんとに切々と市長に対してご要望申し上げ解決を図っていただくようにしてまいりましたが、ま
だいまだに至って私の耳元へは入ってまいりません。この不況時、内陸型の産業としてわれわれはほんとに一刻も早
く誘致を願うものでございます。確かにあの時点で申請が出たとか、契約を結んだというふうなお答えがございまし
た。あれ以降一年有余を経過いたしております。当初の用地買収からは十年も経過いたしております。現時点におい
て市長からこの吉田工業に対するとるべき処置についてご回答賜りたいと思えます。

以上で第一回目の質問を終わります。

○議長（大谷喜正君） 市長。

（市長（加藤寛嗣君）登壇）

○市長（加藤寛嗣君） ただいまお尋ねの点について、第二点目につきましては消防長の方からお答えをさしていた

でございます。その他の問題についてお答えを申し上げます。

まず、五十三年度の財政を展望した上で行政的にどう効率的な運営をしていくのかというご質問でございますけれども、行政の効率的な執行の前提といたしまして簡素化、合理化ということがきわめて重要な要素ではないかというふうに思っております。本年四月の行財政調査会の答申におきましても、その具体例が示されておるわけでございませぬ。そこで、七月にできるだけ組織自体を合理化するというところで、大きな機構改革を実施いたしました。部門的な管理機能の強化、それから職員の流動的配置について一部試行を図るなど業務執行体制を改変して、しかも大幅な権限の委譲をいたしましたのでございます。ただ、今日の段階では、まだ七月に実施をしてから余り日もたっておりませんので、十分これらの意図が達成をされているというふうには私も考えておりません。もう少しその組織の中に配属をされた方々の習熟を期待しなければならぬかと思えますし、さらに私は経費節減という意味からいけば、すべてを市役所の職員ですべての事業を遂行してまいるといふことにはかなりむずかしい面があるかと、思い切った民間活用ということもこの際取り上げてまいらねばならないかというふうにご考慮しております。特に経費の節減ということについては、これはもはや決定的なその方策というものはございませぬ、思い切ってやはりけちけち作戦を展開する以外にないだろうというふうにご考慮しております。こういうようなことを活用しながら、そして先ほど言いました民間の力を大きく活用をしていく、あるいはまたもう県なり国なりというものの外郭団体でかなり活用ができるものがございます。そういった点を活用して、できるだけ人員のふくらむことは抑えてまいらねばならないかというふうにご考慮しております。むだを排除して簡素化をしてまいると、そのための権限委譲等を大きくやったつもりでございますし、また仕事に対する熱意というものを期待しての七月の改革でございますから、今後そういった面での徹底をより一層期してまいるといふことがおのずから経費の節減につながるものだとお考えにございまして、そうい

った面での努力をじみちに続けてまいりたいというふうにご考慮しております。それから、北部清掃工場と言いますか、ごみの埋立地の跡地利用でございますけれども、この点に關しましては、北部墓地公園にしたかどうかということもございました。しかし、これは一月にご回答申し上げましたように、あの地域に四日市全体のごみを集約して、あの地域の方々にはそれなりのご迷惑を、しんぼうをさせていただいておるということをご考慮すれば、やはりあの地域の方々喜んでいただけるような跡地の活用をいたさねばならないかというふうにご考慮しております。現在までの段階で、私自身が地域の方々と接しまして得た感触では、できるだけ公園化を図ってほしいというご希望が強くあるようでございます。公園の中味といたしましては、やはり地域の方々コミュニティを形成していく上において利用できるような方向で条件整備を図ってまいらねばならないかというふうにご考慮しております。そういった点についての具体化を今後機会を得まして皆さん方にお諮りを申し上げていきたいというふうにご考慮しております。

なお、北部墓地公園につきましては、すでに本年度三百万円の調査費を計上いたしております。調査を実施してまいりましたので、その間の経過につきましては環境部長の方から報告を申し上げたいと思っております。

最後に、吉田工業の問題でございませぬけれども、ご指摘のありましたように話が始まってから約十年近く経過をいたしております。この間、用地の買収等で大変難航をいたしました。時日もかかったわけでございますけれども、四十七年の暮れには約十萬坪の用地買収を完了いたしました。その後工場建設につきましては、オイルショック等がございまして一時延期というようなこともございました。しかし、五十一年の十月には開発行為の事前協議書が市に提出されました。この協議書に基づきまして、本年の三月に、市の開発行為に対する態度表明を会社に対して行ったのでございますけれども、実はこの協議に對します市の回答の中には、進出を決定いたしました当時と今日の段階では

非常に情勢の変化がございまして、進出を決める当時に市の方が会社との間でいろいろ約束をしておる事柄が、今日の段階では実施困難であるというような問題点もございまして。したがって、一番大きく会社側が要望をいたしておりますのは、四敦道路の敦賀までの完成でございまして。特に三重県側においてこの四敦道路の整備がおくれているということから、会社側としてはなかなかあの土地の活用はしにくいことを表明いたしております。私自身も、現在の段階でできることとできないこととございまして、それらについて、はっきりさせる必要があるというふうな考え、市の見解をもちまして二回ばかり社長に会っております。八月、十一月ということで二度私は吉田工業を訪問いたしました社長に会ってこの問題についてのめどをつけたいということでお話し合いをさせていただいておる段階でございますけれども、会社側が一番強く要請をしておりますのは、四敦道路の建設ということでございます。もちろんこれは市が単独でやり得る事業ではございませんので、どの程度のめどがつけられるかということについて、国なり県なりとの折衝を必要といたします。私はそういった問題を今後もう少し国、県とも折衝をし、さらに排水の処理の問題がございまして。これも当初考えておったようなわけにはまいらない今日の事情を踏まえて、排水路の形成というようなことについて会社側と詰めをやってまいりたいというふうにお望みしておりますので、二度ほど社長にお目にかかって、当方の意向というものは十分伝えてございまして、恐らく会社側はこれに対して何らかの態度表明をしてくるものであるというふうな考えをしております。私はやはりできれば当初の計画どおりの工場建設をしてもらいたいというふうな考えをしておりますし、また会社の方も、今日の不況を踏まえてでもなおかつ当地域への進出は考えておるようございまして。したがって、そういうような状況を踏まえながら、今後この問題の早期の結論を得るようになお会社と折衝を重ねてまいりたいというふうな考えをしております。いずれこれらの点につきましては具体的な内容の問題で議会の方々にご相談を申し上げなければならぬかというふうな思っておりますので、もししばらく時間をかしていただきたいと思いますというふうな考えをしております。

以上でございます。

○議長（大谷喜正君） 消防長。

〔消防長（松村佳美君）登壇〕

○消防長（松村佳美君） ただいま大規模震災の対処につきましてお尋ねがございましたので、お答えをさせていただきます。お尋ねがございました。

大規模震災対策につきましては、私もといたしましては、本年度の防災行政の重点施策としまして、関係機関等とも十分な連絡をとりながら強力に業務を進めてまいりましたのでございまして、関係機関等

まず初めにお尋ねがございました県、市町村との相互協力、あるいは対応の仕方がどうなのかというふうな趣旨でございましたが、このことにつきましてお答えをしたいと思います。

県と市との連絡につきましては、これは大変大事な問題でございまして、県におきましては、五十一年の十二月に地震対策研究会が設置されました、目下市町村の代表としましては桑名市、それから県下の消防機関の代表としましては本市の消防本部がメンバーとして参画しております、ここでは現在事務レベルで行政側の対応について種々研究がなされ、今日までに七回の会議を持ちまして、その成果として出ておりますのは震災応急暫定対策というものを策定しております。いまのところは特にこの地震予知に対する対応策について検討、研究がなされておるといふ現状でございます。そのほか市町村の防災担当課長会議等が数度開催されまして、個別的には県消防防災課と意見の交換を図りまして、国、県の方針が十分に本市の対策に反映するよう留意いたしております。特に、ここで問題になりますのは、地震予知という問題が最も大切な問題になって出てくるであろうと思っております。この地震の予

知に關しましては、国の地震予知連絡会議の下部組織といたしまして、東海地域判定会というものが本年の四月に発足いたしました。萩原東大名誉教授を会長に六人の在京学者によって組織されておりまして、その判定会は、東海地域に設置されている地震観測機に異常がキャッチされたという場合には、地震発生との関連性におきまして迅速に判断をして、その情報は直ちに県に伝達されまして、さらに市町村に伝達されるよう、目下情報伝達システムについて検討が進められておりまして、近く決定するやに聞き及んでおります。まあ県、市町村との相互協力関係につきましては、大変大事な問題でございますので、私どもといたしまして、十分に連絡を密にしながら、総合的な行政を推し進めていくように格段の配慮をしたいと、かように考えております。

それから、団地等におきます地すべりというような第三次災害に備えてどのようにチェックしているかというふうなお尋ねでございましたが、この地震によります被災予想地域につきましては、大変被害の想定等において技術的にむずかしい点もございましたが、現在消防対策上としてチェックしておりますのは市内の密集地域、それから道路の狭隘地域、それから津波浸水予想地域、急傾斜地、崩壊危険地域等に分類いたしましたして調査を進めております。現在急傾斜の崩壊危険地域につきましては十一カ所、三百二十六個把握しておりますが、この状況につきましては、付近の皆さん方に十分PRをすると同時に、後でも触れますけれども、来年度作成予定の防災の作成についてというようなものの中に明示して防災資料として活用していく予定でおります。

それから、火災に備えての市民への日常訓練等につきましてお尋ねがあったわけでございますが、消防本部といたしましては、大変地震というものについての初期的な対応策としてはきわめて重要な問題でございますので、こういった市民への日常訓練につきましては積極的に取り組んでおるといふ現況でございます。現在、私どもで掌握いたしましたのが、本年に入りましてから各自治会の要請によりまして、あるいはまた消防本部の特例等によりまして、地

域ぐるみによる消火栓あるいは消火器の初期消火訓練や避難訓練等の消防技術指導というものを延べ二十八回、千八百五十人に対して実施しております。このほか事業所、学校施設等においても同様の指導を延べ百三十二回、一万九千八百五十人に対して実施いたしております。なお、先ほどからもお話ございましたが、本年九月一日の防災の日におきましては、県との共催によりまして、全市的な防災訓練を実施しまして霞地区の海上訓練におきましては羽津地区、それから富田地区の自治会住民百五十人による避難、初期消火訓練を指導いたしましたして、大変成果を挙げたのでございますが、その他の地域では自治会、学校、事業所等において実情に応じた訓練が実施されまして、参加人員、自治会員が七万一千人、学校施設関係四万人、事業所三千五百人、合計十一万四千五百人の参加を得ております。大変この点につきましては、お話もございましたが、私どもといたしましては相当大きな成果を得たものと思っております。なお、この種の市民訓練につきましては、今後計画的に地域地域において実施をしていって、自主防災組織づくりと並行しながら計画的に推進をしていく予定でございます。

なお、来年度の消防出初め式におきましては、現在自主防災活動で大変ご活躍になっております羽津、小杉両町の自警団による小型動力ポンプの放水訓練等について積極的に参加したいというふうな申し出もございまして、私どもといたしましては大変これについては心うれしく感じておる次第でございます。

避難場所の指定の問題でございますけれども、避難対策といたしましては、現在本市では学校、公民館等の公共施設九十六カ所を指定しております。このような建物だけにとどまらずに、安全と認められる公園、広場、河川敷等につきましても一時避難所として十分利用できるものがあると考えられますので、この点につきましては今後の問題として早急にひとつ検討を進めていきたいというふうな考えております。

それから、避難の時期等につきましても、従来地震発生後における火災等の二次災害を回避するといいたいわけ

緊急避難の考え方であったのでございますけれども、国の地震予知制度というものが大変に進んでまいりましたので、こういうような制度の確立と相まちまして、密集地域等の被災予想地域については地震発生前におけるいわゆる事前避難というものについても今後十分な検討を進めていきたいと、こういうふうと考えております。

なお、この市民の訓練につきまして補足と言いますか、もう少し基本的な面で最後に説明をさせていただきますのでございますが、何と申しましても、この市民訓練をやる、あるいは地震に対応した、効果的な訓練をやるにつきましては、自主防災組織というものが大変基盤になるのではないかと、というふうにご存じます。そういうふうな関係から、現在行政側といたしましては、関係部で調整会議等を設置いたしまして、市民による自主防災体制づくりについていろいろ作業を進めております。さらに来年度等には、特にこの各対策の基盤となるような、先ほど触れました防災地図の作成であるとか、あるいは本庁と出張所との情報連絡の強化というふうなことをやる等、もっぱらひとつ基盤整備を主体にじみながら着実な作業を推し進めたいと、かように考えております。また、消防部局におきましては百貨店、病院、その他多数の人を収容する特殊防火対象物に対しましては、防火管理者を中心としました防火管理体制を強化いたしました。震災時における被害の軽減を図ることから、業体別、十八種ございますが、十八種の業種につきまして自主防災づくりを現在進めておりまして、すでに三組織の結成を見ておりますけれども、早急にこういう全企業の市の業種の自主防災組織を結成をいたしまして、訓練等の実施あるいは防災意識の高揚のために努めていきたいと、かように考えておる次第でございます。

以上でございます。

○議長（大谷喜正君） 環境部長。

〔環境部長（川合一郎君）登壇〕

○環境部長（川合一郎君） 墓地の調査につきまして、お答えいたします。従来、墓地は一家系に一基というのがならわしのようでしたが、近年世帯構造の変化によりまして、一夫婦単位になってまいりまして、墓地の需要は増加しており、またこうした傾向が今後も続くことが予想されます。

既設墓地の現状は市営の北大谷、富田、富洲原、塩浜の四カ所を含めまして、また町内の所有地、寺院等市内に百五十三カ所、敷地面積は約十八万六千平方メートルございます。墓地の数は約三万一千七百でございます。市全体の墓地の所有率を見ますと、全世帯の約四〇％となっております。北部墓地の規模は、今後の見通しを考えますと、約七千二百区画が必要かと想定されます。当面、造成いたしますのは半分の三千五百ないし四千区画を考えております。これから必要面積を算出いたしますと約十七万平米を必要かと考えられます。その内訳は、純墓地面積三〇％、緑地三五％、道路関係三五％として緑地的、公園的な要素を十分含んだ墓地とすることを考えております。現在北部清掃工場埋立地を含めまして数カ所の候補地につきまして景観、交通、排水、造成工事の特徴等の調査をコンサルタントへ委託しておりまして、近くその結果が得られると思っております。その報告を十分検討いたしまして、具体的に用地を選定していきたいと考えております。

○議長（大谷喜正君） 総務部長。

〔総務部長（斎藤久美君）登壇〕

○総務部長（斎藤久美君） ただいまの災害用の備蓄医薬品なりあるいは食糧の問題についてお答えをいたしたいと思っております。

現在災害備品といたしまして備蓄をいたしておりますのは、乾パンが大体四千食、それから毛布が千六百枚、カーペット等が約四百五十枚、それから緊急の医薬品、消毒薬、まあ止血剤等三十四種類、防災計画に基づいて備蓄をい

たしておるわけでございますが、大災害の発生ということになりますとても足る数字ではございません。そういう意味合いからおきまして、先ほど消防長からお答えをいたしておりますように、今後避難場所の見直し、さらに自主防災組織づくり等あわせて、最小限度必要なものについてどう対処していくかということについて十分検討を加えたいというふうに思います。

○議長（大谷喜正君） 中村信夫君。

〔中村信夫君登壇〕

○中村信夫君 どうもありがとうございます。

まず、市長が冒頭に言われましたように、非常に財政逼迫下でけちけち作戦というものも非常に私たちも結構ではございますが、どうか来年度予算編成に当たって、より市民に愛される行政づくりといえますか、適材適所に配置されまして、特にわれわれとしては第一線事業所というものを強化をしていただきたいということをご要望申し上げます。

さらに、北部の関係でございますが、いろいろ諸問題があるようでございます。何しろ一刻も早く、市民の要望する広い土地でございますので、公園化なり、墓地化なり結構でございます。できるだけ早い時期に処理を願いたいということも、これもあわせて要望いたします。

吉田工業の件につきましては、ご回答いただきましたが、非常にわれわれとしては行政不信があるんじゃないかというふうに考えられます。ああいうふうに地元の方々が十年間もこういうふうになんのつぶてでおかれたというふうなことで、どのように見守っているかということがわれわれはほんとに心情を察するものでございますので、どうか来年度予算編成時期までには、いわゆるわれわれの期待の持てるご回答を賜りたいと思います。

さらに、防災計画につきましては、非常に詳細にご報告いただきましたありがとうございます。

ひとつ自主防災づくりといいますか、この大四日市でございますので、あらゆる点についていろいろと計画を明確にしていたくことをご要望申し上げます。質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（大谷喜正君） 本日は、この程度にとどめ、後の方は明日お願いすることにいたします。

明日は、午前十時から会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午後四時十一分散会

昭和五十二年十二月十六日

四日市市議会定例会会議録（第三号）

四日市市議会

○議事日程 第三号

昭和五十二年十二月十六日

(金)

午前十時開議

第一 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員(四十二名)

加	大	大	小	宇	岩	伊	小	天	青
			治						
藤	森	谷	川	田	田	藤	井	春	山
定	多	喜	四	良	久	信	道	文	峯
	喜								
男	三	正	郎	市	雄	一	夫	雄	男

○欠席議員(二名)

高坂 山山山山森松増前堀古福平長橋
 橋口 本中路口 島山川 市田野川本
 力正 忠 信安良英辰新元香行鐸増
 三次 勝一剛生吉一一男衛一史信元蔵

野野生中出坪田高高後後小小粉訓喜川金
 呂崎川村井井中木井藤藤林林川霸野口森
 平貞平信 妙基 三長寛喜博 也 洋
 和芳蔵夫博子介勲夫六次夫次茂男等二正

午前十時二分開議

○議長（大谷喜正君） これより、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は、三十六名であります。

本日の議事は、お手元に配布いたしました議事日程第三号のとおり、一般質問であります。

なお、教育委員長にかわって、職務代理者の服部教育委員が出席いたしますので、ご了承願います。

日程第一 一般質問

○議長（大谷喜正君） 日程第一、これより一般質問を昨日に引き続き行います。

金森 正君。

（金森 正君登壇）

○金森 正君 みなさんおはようございます。

それでは通告に従いまして、質問をさせていただきますと思います。

まず第一点は、社会教育の問題についてでございます。質問の背景は、社会教育の現状を踏まえ、これが充実のために、その仕組みと体制強化の方向を探ろうとするものでございます。主に実践と機構の面からお尋ねをいたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

まず、現実に直面いたしております社会教育の現状から考えていきたいと思いますが、近年社会教育は、広範な分野でその必要性と役割が指摘され、その結果行政サイドはもちろんのこと、市民サイドからもその関心の高まりとともに、確かな広がりを感じられるようになってきたことは、大変喜ばしい限りでございます。ことに行政サイドにおいては、拠点方式という限られた体制の中で、これが地域への浸透とその創造に格別の努力が払われていることも十分に承知いたしておるところでございます。しかしながら、こうした努力にもかかわらず、今日的に求められている社会教育の実態は、その体制はもとより、機構上の問題を含め、少しく改善が求められてしかるべきではないかと考えるのでございます。過ぐる議会におきましても、そのあり方が問われた経過がございますし、ちょうど時期的にも来春をめどとする教育委員会全般にわたる体制再編の準備作業と相まって、いま一度現状における問題点を整理し、お互いに考えてみる必要はないかというふうに思うわけでございます。一言で社会教育と申し上げても、それが持つ範囲はきわめて広く、行政サイドに根差す分野と、市民サイドで掘り起こす分野に分けられると思います。これが目指すところは、すべての積み重ねによる両者の結合と調査をいかに育てていくかであります。現実には自治会を初め、各種団体によるじみちな取り組みによってその意義づけが少しく高められ、地域末端への浸透が図られておられると思いますけれども、それとていまだに確たるパターンといったものを見出し得ない現状ではないかと思うわけでございます。それがため行政サイドにあつては、プロジェクトを中心に、あり方論議が活発かと伺っておりますが、一体それが目指す路線といったものは何か。まず活動資質の面からお答えいただき、あわせて現体制のもとで質、量の面から、あるいは人の配置と補強、さらには拠点づくりとその配置について一考察したものを示したいと思います。機構的にも場所の問題、人の問題を含め、一考を要しましょうし、それぞれの地域特性に見合った適切な方向づけと指導性が一段と発揮されねばならないと思います。なお場所と拠点を中心とした活動範囲の設定には、その補強と一環した体制づくりにかかなりの時期を要するものと思われまますので、計画的にしかも段階的に進行

かつ配置されるべきと思慮いたします。それにつけても中身の点から、これが推進には一定の尺度と成り得る方向づけがより明確にされることを重ねて申し添えたいと思えます。この点に対する考え方はいかがでございますでしょうか。

一面で見られる地域事情を加味した主体性ある取り組みは、是とすべきところも大きいのでございますけれども、社会教育全般の平準化と、全体活動の前進には、一定の指針を示すことが不可欠と考えたからでございます。ましてや現体制の中からは、一定のイニシアティブさえ取り切れない面が見受けられるのでありまして、拠点方式の拡大と、将来方向をどのように想像されておられるのか。行政として、その取り得る指導の範囲を含め、お答えを賜りたいと思えます。

要は、推進の母体となる行政機構をどう強化していくのかを初めとして、その中心をなす分野の体制確立と、拠点づくりの方向、人的要件の確保、並びに各地域の体制づくり、各地区の受皿づくり、とりわけ地区離れ対策等、地域変貌とコミュニティづくり、コミュニティ施設と社会教育の実践等をどのように考察し、その対応を推進なさろうとしているのかがその焦点でございます。

私自身当問題を取り上げるに際し、現場の声を伺ったところによりますと、すでに多くの議論がし尽くされていると承ります。そこには現場の声の大切さを痛感いたしましたのでございます。いかようにもこの問題は直線的に考えにくい問題であります。これまでその充実が叫ばれてきたわりには、体制充実にワンテンポのおくれを感じるのでございます。この点は、さきの九月議会でも、教育長みずからお認めのとおりでございます。うがった見方かもしれない。これが、地域の受皿が十分形成されないまま、形だけが先行しているケースも少なくないと思われまふ。尽きるところ、これらは来春の体制見直しの節として、十分吸収され、それにふさわしい対応がなされるものと確信しますけれども、ここに改めて教育行政の分野と一般行政の分野から見た見解の開きをお願いしとう存じます。さらに各地域の対応に

十分なファクターを与え得ない四拠点方式の現状を指摘し、これが今後どうなさるのか、それを補強する方策、考え方をどこに置くのか、明らかにしていただきたいと思えます。

なお、あわせて地区市民センター構想に関連する諸要件づくりの問題、中央公民館の組織強化の問題、社会教育活動の範囲の問題、学校開放と社会教育との関係、学校教育と社会教育とのかかわり合いの問題、さらに本市の社会教育の特色づくり、予算上から見る新年度への配慮等々について、それぞれお答えを伺いたいと思えます。

第二点でございます。環境対策の面から、これまで私が数回にわたって取り上げてまいりました平山問題に関し、最近の動静を得ながら、若干の質問と意見を申し述べたいと思えます。

それが観点は、迫り来る解決期限との関連において、行政がこれをどう創造し、好ましい方向を見出そうとしていられるのか、それがための外堀体制をどう構築なさろうとしているのか等々は、今後の重要な側面として考えておりますので、ぜひきめ細かく伺いたいのでございます。

改めて触れるまでもなく、当問題に対する私どもの指摘とその考え方は、すでに言い尽くしてきたと存じます。最近にあっては、議会内にあっても何人かの議員各位から指摘されているのでございます。こうした状況を受けて、市長はもとより、関係者の間で言い尽くせない苦勞をなさっていることも十分承知いたしております。しかしながら、なおかつ指摘せねばならない情勢をご賢察賜りたいのでございます。

まず、最近の動きから、所感の幾つかを申し述べたいと思えます。概括的には、県市のこれが対策に対する取り組みの強化、プロジェクトの編成、五十四年度解決への体制づくりなど、その積極的対応を是とするところも多いのであります。当事者である平山物産のこれに対する真意がいまひとつ鮮明になっていないのも事実のように見受けられてなりません。表面的には前向きな姿勢の示唆とも受け取れるところなきにしもあらずでございますが、抜本解決

の手だてをすべて行政に求めようとする背景は見逃せないと思います。主体性のないところにより解決はありませんし、ましてや地域理解など求めるすべもないと思います。もちろんこれが信憑性をつくり出す側面として、行政の確たる方向づけに対する示唆が必要であることも言うまでもございません。物量に至っては、最近のケースとして、遠く和歌山からの搬入も伝えられるなど、その姿勢に疑問を感じてなりません。関係地区住民は、市長見解の実現にそのよりどころを求めじつとがまんしているというのが最近の実情です。それをよいことに一定枠を越えた操業実態は、とうてい許容できませんし、それが現実により通りなら、根本解決への道をむしろおくらせると思います。いまこそ県・市・魚組合当事者がその実態の上を立て、協定事項を遵守することを強く望みたいと思います。

引き続き、具体的な問題に触れていきたいと思ひます。

一つは、これが取り組みに対する県の基本対応は、現時点でどのようなになっているのか。

二つ、県市プロジェクトが、これまで話し合いを通じ、まとめてきた諸点は一体何が、明らかにできる範囲で結構でございます。

三つ目、最近平山物産に対しどのような行政指導を行ったかどうか。

四つ目は、移転地が明らかにされないまま、根本解決は移転が望ましいとする市長見解が示されておりますが、これに対する具体的アクションはいつごろおとりになるのか。あわせ五十四年という解決の時期を本議会で再確認したいと思ひます。

五つ目、移転促進に向け、具体的手順と県・市の基本対応、受け入れ態勢、機構、将来構想等々を一刻も早く明確にし、今後想定されるいかなる事態にも処していきけるそういった総合諸対策を現時点で早急に立てていただきたいと思ひますし、すべての諸要件の整備を急いでいただきたいと、こう思うわけであります。これに関する考え方を示したいだけだと思ひます。

六つ目、当面取り扱ひ量の削減が望ましいと思われますが、これが量を減らすことについてどのように考えられておりますか。

七つ目、具体化とともに、必要視される経費に関し、新年度でどのような配慮を考えられるのか。以上の諸点について、簡潔にお答え賜りたいと思ひます。

最後に、行政に対する若干の要望を申し添えておきたいと思ひます。体制として、当問題の解決は、想像以上の問題に直面し、紆余曲折が考えられますが、いま行政が取り得る対応は、これまで申し上げてきた諸点を含め、最も適切と思われる時期、手順において、具体化への実践をスタートさせることだろうと存じます。机上論でことの是非を問うことは誠に慎み、何らかのアクションを起こすことが市民サイドで当問題の理解を喚起し、解決の道しるべにならざると思ひます。昭和三十五年に操業が開始され、この間の経緯を改めてひもとくとき、決して問題なしとは言えません。同時に、そのことの責を繰り返し問おうとは思ひませんが、要はこの間の経緯に根差し、根本解決の方策がより創造されることを念願し、当問題の質問といたします。

大きく三つ目は、新年度の行政施策に関連してお尋ねさせていただきます。

昨日の論議にも見られますように、厳しい財政状況下でいかに必要な施策を効率的に配置し、執行していくかが来年度の行政施策のかなめだろうと思ひます。ここでも多くを申し述べようとは思ひませんが、最近の理事者答弁に見られるような、検討してみようといったニュアンスの表現にとどまることなく、もう一步進めた形で、勇気ある考え方の提示と対応を強く求めていきたいと思ひます。決してすべての傾向がそうだと申しませんが、厳しい選択の時代であればこそ、理事者姿勢の勇断が求められると思ひます。勇気ある発想が潤滑な議論を呼ぶでありますし、そ

の結果として、よりよい方向が模索されるのではないでしょうか。そのためにも、各部の重点施策はいま以上に鮮明にされるべきと考えますし、市長におかれては県へのアプローチを従来にも増して厳しくやっていたいただき、三重県をリードする四日市のリーダーシップをとられるよう望みたいと思います。

それでは以下簡単に申し上げますので、意のあるところをお答えいただきたいと思います。

その一は、行財政調査会答申の周知についてであります。すでに答申が示されてから約半年が過ぎようとしておりますが、私は過ぐる六月議会でこれが答申の持つ重要性にかんがみ、その内容の周知についてお尋ねしたことがございます。これらはその後どのように具体化なさっておられるのか、お伺いをいたします。

その二は、市民部の発足についてであります。

まだわずかな時間しかたっておりませんが、その業務範囲は広範をきわめているように存じます。まことに結構なことであり、市長の一つの施策のヒットと言えますけれども、これまでの成果と相まって、市民部に関する将来展望といったものを簡単にお聞かせください。

その三は、総合計画に関連してであります。

五十四年以降の総合計画、いわば第二次総合計画の創造について、どういう対応をなさろうとしているのか。手順等を含め、市長見解を承りたいと思います。

その四は、道路問題、主として街路事業の整備についてであります。

申し上げるまでもなく、街路整備は今日の交通社会の中で、尽きることのない課題となりつつあります。その促進の一日も早からぬことを願う立場から、これが整備に市単導入、あるいは施越し先食いといった方法が模索できない

ものかどうか。何らかの手だてを考える意味で、現在考え得る運用の妙を伺っておきたいと思えます。

最後に、公共施設を中心に、新年度以降値上げが考えられているものがあれば、この際伺っておきたいと思えますが、いかがでございましょう。

以上をもちまして、第一回の質問を終わらせていただきます。

○議長（大谷喜正君） 市長。

（市長（加藤寛嗣君）登壇）

○市長（加藤寛嗣君） 第一点につきましては、教育委員会の方からお答えを申し上げます。

環境対策について、きわめて具体的な点でのご質問がございましたが、それらの点につきましては、環境部長の方からお答えを申し上げます。

私が知事と接触をいたしております範囲で、現在知事と市長との間で、この平山物産問題がどういうふうな取り組み方をされておるかということについてのみお答えをいたしたいと思います。

私は、やはり五十四年度をめどに、平山物産の解決の方向というものを明らかにしない限り、あるいはスタートをさしていかない限り、四日市から公害問題を掃除することができないんだという姿勢で知事と折衝をいたしておりますし、さらに平山の取り扱っております量が、ただ単に四日市内で発生される魚滓に限定をされずに、遠くは名古屋、あるいは松阪、尾鷲等から集荷をされておるといふ事実を踏まえれば、当然に広域的に解決をされなければいけないというごときで、平山の移転の問題につきましても、そういう事態を踏まえて考えるべきであるということ強く主張をいたしております。最近、今月の初めでございますが、私と知事とこの問題で会談をいたしました際に、知事の方から五十四年度中に移転を実現させるための県の具体的な考え方というものをとりまとめたので、一応それを検

討してほしいという意向が示されました。現在事務局の段階でこの問題を検討しておるといふふうに承知をいたしております。私は、それではそれまでの間、もし五十四年度までに見通しが立たなかった場合にどうするかということまで実は知事と突っ込んで話をいたしておりますけれども、できなかったらどうするかということをお話する前に、どうしてもやらなければいけない。そうしてさらに現状は平山と市との公害防止協定は二十五トンということに制限をされております。したがって、現状の段階でその枠を越えた作業をしておるといふ心配がございますので、これらに対しては厳正な態度を持って臨んでまいりたいというふうな考えております。この問題につきましては、非常に関係者が多くございますので、それらの関係者と十分意見調整をしながら、もし産業廃棄物として処理ができないということであれば、一般廃棄物としてでも処理をするという方向で、厳正な姿勢で臨まない限り、この問題の解決は非常にむずかしいというふうな思っておりますので、今後ともそういう方向で県と相談の上、この問題の解決に当たってまいりたいというふうな考えておる次第でございます。

それから第三番目の、新年度の行政施策でございますけれども、ご質問のありました第一番、あるいは市民部の業務範囲等につきましては、それぞれ担当の方からお答えを申し上げますが、第二次の総合計画をどういふふうに策定をしまいるつもりかということについて、簡単に私の考え方を申し上げます。

今日の総合計画基本構想というのは、四つの柱があるわけでございます。高福祉社会の実現、教育文化の振興、住みよい都市の建設、産業の振興というこの四つの柱をもとにいたしました。人間尊重ということを基本理念として、福祉都市の建設を目標とするんだという現行の基本構想の考え方そのものは、私は将来とも受け継がれてしかるべき考え方だというふうな思っております。ただ今日の段階では、人口のドーナツ化、あるいは農用地の減少、常習浸水地域の拡大等、さまざまな都市問題が起きておるといふことと同時に、今日日本が直面をいたしております不況というものは、そう簡単に脱出しきれるものでもないということを考えて、そういうようなこれからの経済見通しというもの、経済フレームというものについて、当初の総合計画をつくった当時の考え方を変えていかざるを得ない。しかも国の方での三全総では、工業再配置構想等によりますと、伊勢湾臨海部へは工場の新増設を抑制するという考え方が打ち出されてまいっております。そういうようなことを踏まえてまいれば、おのずから今日的に基本的な理想像というものを達成する手段、方法というものは、これらの状況に対応できるように変更をしまいらねばならないかというふうな考えておる次第でございます。したがって、これらの基本的な考え方というものは変えないとしても、それらを達成するための手段としてどういふ方向をとるべきかと。今日強く要請されておりますのは、やはり市民の皆さま方の深い愛着、あるいは四日市市というものに対する誇りというものを基調にいたしました連帯意識、あるいは協調というものに培われた町づくりというものが必要ではないだろうか。行政的にはそういった市民の皆さま方の心の底にある考え方というものを具現する方策を、この基本構想の中で次の段階で打ち出していくべきではないだろうかというふうな私は考えておるのでございます。

そこで、そういったことを考えるにいたしましたが、具体的な事業というものを抜きにしては考えられませんので、それらの事業を達成していくため、どれを取り上げていくかということが確かに選択の時代に入って問題でございますので、私は仮に市政懇話会というようなものを設置いたしました。そこで自由な討議をまずしていただく、その中から私どもが考え得る取り上げるべきものを取り上げて盛り込むようにしてまいり、議会のご審議を賜って最終的な決定に持ってまいりたいというふうな考えておるのでございます。いわば現在ある基本構想の考え方を基盤にいたしまして、その上に地域社会づくりという方向を確立しながら、総合計画を策定してまいりたいというふうな考えておる次第でございます。

以上私のきわめて大ざっぱな現在考えておることを申し上げたつもりでございます。なお、この懇話会の構成につきましては、すでに事務的に大体の準備が終わっておりますので、来年早々にでも発足をしたいというふうにご覧に考
えておる次第でございます。

それから、最後の値上げの問題でございますけれども、これは行財政の答申にもございましたけれども、現在ある
きわめて不均衡な使用料等につきましては訂正をさせていただくというつもりで来年度の編成に臨みたいと、かよう
に考えている次第でございます。

以上、私からざっと概略のご答弁を申し上げましたが、それぞれ担当の方から詳細ご答弁を申し上げます。

○議長（大谷喜正君） 環境部長。

〔環境部長（川合一郎君）登壇〕

○環境部長（川合一郎君） 基本的な対策、あるいは時期の問題、将来の構想につきましては、市長の方から答弁さ
していただきましたので、私の方からは省かせていただきます。

現在県、市でプロジェクトという形で進めておりますのは、移転を想定いたしましたして、あらゆる問題点、たとえ
ば経営方式、資金の調達方法とか、生産施設の規模だとか、公害防止施設をするとか、たとえば経営方式につきまし
ても、株式会社にするのがいいのか、有限会社がいいのか、またあるいは公社方式だとか、協業方式、協同組合方式
にすべきだとか、そういう点を長崎とか福岡、釧路等先進地の事情を踏まえて検討しておるのが実情でございます。

最近における平山物産に対する指導でございますが、原料置場の改築とか改善、公害防止設備の補修、特に脱臭塔
の管理、製造機器の点検、故障時の早期回復、部品の予備の購入とそういうもの、その他環境整備、工場周辺の廃棄
物の除去、原料倉庫の清掃、工場内の清掃、汚水処理対策、また小売り店につきましても異物の混入完全防止の徹底

とか、専用保管庫の容器の設置とか、平山物産に対しても、運搬車の密閉化、そういうものを指導しておるわけでござ
います。削減量につきましては先ほども市長が申し上げましたように二十五トンでいま協定しておりますので、二
十五トン以内におさめるよう逐次私どもの職員がその門におりまして、運搬車のチェックをしております。

なお、来年度の必要経費につきましては、取り上げて出しておりませんが、県と市とプロジェクトの中で対策を進
めていきたいというふうにご覧にしております。以上でございます。

○議長（大谷喜正君） 都市計画部長。

〔都市計画部長（杉本義広君）登壇〕

○都市計画部長（杉本義広君） 街路事業の整備促進につきましてお答えいたします。

街路事業の促進につきましては、議会の中でも再三とご指摘賜っておりますわけなのでございます。最近、地域に
おきましても、住民の皆さまからも事業の推進につきましては強い要望が出されてございます。四日市の都市計画
街路といたしましては、四十八路線でございます。その進捗状況といたしましては、百六十三キロのうち二九%が整備
されているというところでございまして、非常に進捗度合いが鈍いといったような現状であるわけなのでございますが、
こういった状況でございますので、私どもは毎年建設本省に対しまして、予算枠の拡大につきまして、強力な要望を
展開しておりますのでございます。四十八年の石油ショック以来大きく公共事業の促進が頭打ちにな
ってきておりまして、思うままに事業が進んでいないというのが現状でございます。

そこで、促進の方法といたしましては、ただいまご質問の中にございましたように、市単費の導入とか、あるい
は施越し事業等が考えられるわけなのでございます。いままでの方法といたしましては、用地の先行取得といったよ
うな方法で事業の促進を図ってきたわけなのでございますが、これにつきましても、最近の地価の上昇等から、この

先行取得につきましては頭打ちというような形になってきておるのでございます。施越しにつきましては、これも一つの制度がございまして、当該年度枠を翌年度に含めて仕事をするといったようなことになるわけなのでございます。いろいろ問題がございまして、今後はできる限り補助事業の枠の拡大ということにつきまして、いままで以上の努力を進めさせていただきたいと、かように思っておる次第でございます。

○議長（大谷喜正君） 市長公室長。

（市長公室長（阿南輝彦君）登壇）

○市長公室長（阿南輝彦君） 行財政調査会の答申の職員の周知の問題についてお答えを申し上げます。

調査会の作業の過程におきましても、それぞれのテーマによりまして関係部課の職員が参画をいたしまして、専門会議を続けてきておりまして、その間職員の意見の交換、同時に研修等も行ってきておりまして、さらに答申は四月に得ておりますが、本年に入りましてからも行政の範囲、あるいは財政の問題につきまして、横越、牛嶋両先生に引き続き指導、助言を仰いでおりまして、関係部局の者が集まって、研修並びに実行について協議をいたしております。それから研修全般につきましては、答申を増刷いたしまして、各課に配布すると同時に、職員研修所が実施いたしております研修の中に、特に上級研修あるいは中級研修の中に織り込みまして、ずっと担当してまいりましたプロジェクトの者が講師として、周知に努めております。以上です。

○議長（大谷喜正君） 市民部長。

（市民部長（矢田三郎君）登壇）

○市民部長（矢田三郎君） 市民部に対する担当の範囲と、将来の展望等についてご質問ございましたので、ご答弁

をさせていただきますと思います。

市民部につきましては、ご承知のように本年七月に機構改革が行われまして、その際新しく誕生をいたしましたわけでございます。ご承知のように、市民部の中には市民課と地域振興課があるわけでございますが、市民課の所管する仕事といたしましては、戸籍住民登録のほか、交通安全対策、それから地域振興課につきましては、いわゆるコミュニティ対策の推進、地域活動の振興という面と、広報広聴活動の推進といえますか、強化ということが主たる事務担当の範囲でございます。特に地域振興課が担当いたしておりますいわゆるコミュニティ組織の育成ということが大切だと、このように考えましては、特にこのコミュニティ対策は、今後コミュニティ組織の育成ということが大切だと、このように考えております。同時に、このコミュニティ活動の促進ということをいわゆる指導助言していくという立場で考えておるわけでございます。また市の、特に市が対策として積極的にやっていく仕事といたしましては、コミュニティ施設の体系的な整備ということが言われておるわけです。これにつきましては、市民センターの建設等逐次計画に従って進めていきたいと、このように考えておるわけでございます。

広報広聴の今後の方向といたしましては、今回市民部が設けられました意図、ねらいといたしましては、この行政のいわゆる中枢管理機能という面で私どもは自覚をいたしておるわけでございますが、特に広報広聴活動につきましては、住民参加型の広報広聴活動ということが要請されるのではないかとこのように思っております。住民の参加において、それに関連した広報広聴活動をやっていくと。その第一といたしましては、いわゆる政策の重点項目をどう設定していくかと、それを広報広聴活動で住民の方々にどのように知らせていくかということが大きな課題になると思います。先ほど市長からもご答弁の中に話が出ておりましたが、今後の行政事業の中から重点的に事業を推進していくためには、住民参加においてその事業をどう選択していただくかということが非常に重要な問題でござい

ますし、これを効果的に推進をしていくためにも、広報広聴活動の機能ということが重要な役割を果たすものと、このように考えております。したがって、こうした方針で今後の市民部の仕事を推進していきたいと、こう思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（大谷喜正君） 教育長。

〔教育長（山鹿静夫君）登壇〕

○教育長（山鹿静夫君） お答えいたします。

本市の社会教育の基本に係ることでございますが、社会教育は全市的な社会教育はもちろんでございますが、いま四日市としましては、地区の実態に即して、地域に合った社会教育をどうするかというのが課せられた重要な課題であると、そういうふうに認識をしております。地域の実態に即しまして、地域になじんだ、地域に合った社会教育をするためには、もちろん相応の施設が必要でございますし、また同時に、その中に必要な教育機器等の備品を充実させることが必要でございます。同時にまた、専門的な職員を含めて、人員が配置されないとできないと、そういうふうに考えております。先ほど言われましたとおり、四日市におきましては、昭和三十七年に拠点方式を取り入れてまして現在に至っております。先ほど言われましたとおり、四日市におきましては、昭和三十七年に拠点方式を取り入れ、先ほど申し上げました地区に密着した社会教育をするには、この方式についてさらに検討する必要があると、そういうふうに考えております。

そこで、最近出張所の改築に伴いまして、これに公民館がいわゆるドッキングしまして、地区市民センターという構想が現在研究をされております。で、地域問題調査会におきまして、現在この地区市民センターが研究されておるわけでございますが、ただ出張所と公民館がひとついたというだけでは、先ほど私が申し上げました地区に密着した社会教育というのはいけません。そこで、そのためには、先ほど申し上げました人的、物的な面の整備とあわせて、専門職員を含めまして、地区市民センターという構想におきましては、すべての人が社会教育に当たる。もう少し幅の広い社会教育をなすべきであると、そういう構想が立脚されるべきであろうと、そのように考えております。したがって、現在あります公民館の機構、機能というものも、この中に組み入れるという方向をもって、鋭意現在検討を続けておるわけでございます。

それから、学校開放のことでございますが、もちろん学校教育と社会教育とは緊密に連携すべきはもちろんのことでございますが、地区によりまして学校施設を新築するあるいは全面的な改築をするといった場合に、そのところに社会教育をできるような場を設定することができるかということにつきましては、現在課題として検討をしておるわけでございます。学校教育はもちろん必要でございますが、四日市におきましては、社会教育につきましては先ほど申し上げましたとおり、地区に密着した社会教育につきましては、一層の研究実践が必要かと考えますので、新年度予算に当たりましたら、そういう面も含んで私の方は現在検討を重ねておる段階でございます。

非常に大ざっぱなことを申し上げましたが、社会教育に対します基本的な考えを申し上げたわけでございます。以上でございます。

○議長（大谷喜正君） 金森 正君。

〔金森 正君登壇〕

○金森 正君 それぞれご答弁をいただきました。

まず、社会教育の問題でございますが、教育長からお答えをいただきました。非常におとなしいといえますか、ごくありふれた答弁ではなかったのか。とても満足できる内容ではございません。細かいことは繰り返し申し上げます。

んが、やはり地区の特色を持たせる、あるいは地区の実態に合わせると言いますが、現実には行政と地区、学校、あるいはその他もろもろの団体、どうも社会教育を推進していく流れの中に、一貫したものもございませんし、どうも取り組みにくいと言いますか、融和したものが無いと、こういう現状をやはりつぶさにつかんでいただいて、ぜひともよりよい方向での来春の改革というものができるように、ぜひ期待をしたいと思っております。時間の関係もありますから、余り細かいことは申し上げられませんけれども、もう少し生臭いといえますか、どる臭いとならえ方というのはしていただきたいし、現場で聞いてみますと、相当いい意見も出ているように思うわけでございます。やはりそれをどう吸収していくかというのが私たちあるいは理事者の皆さんの私は使命ではないかと、こう思うわけでございますので、その辺をもう少しつかんでいただくようにお願いをしたいと思っております。

それから、平山物産の問題については、市長からお答えをいただきました。私もかねがね指摘してきた経過の中から、その流れは大なり小なりつかんでおりますが、いまここで改めて申し上げたい一つは、五十四年という一つの問題を確認できたというふうに先ほどの答弁で思うわけでございますが、しからばその日程に向かって、考えられる多くの問題を取り越えてどう終着点を求めていくのか、この過程には私相当思いつたやり方、あるいは勇断を持ったやり方が望まれると思うんです。あそこの候補地を予定して五十四年にそっちへ持っていきたい。これも一つの考え方でしょ、うけれども、それはやはり表にある程度前向きに出していかないと、いつまでたってもその終着点は見つかりませんし、きのうの小井議員の話じゃありませんが、早くも反対、こういう問題にまで出てくるわけでございます。やはり、少しその辺は前向きなとならえ方、勇気あるとならえ方というのがいま求められているというふうに思いますし、机上論の域はもう脱出していただきたいと、このように思うわけでございます。さらに量の問題については、梓外操業は改正にというお言葉でございましたが、私はこれを再度確認しておきたいと思えますし、量を減らすという

ことをここで明言していただけるんならそれで結構でございますが、そのところをもう一回確認しておきたいと思っております。

さらに、新年度の第二次総合計画の問題、大変ごていねいな答弁をいただいたわけでございます。市政懇話会等々を通じてということでございますし、いままでの基本理念を踏襲して、それに肉づけをするんだと、大変結構だと思えますが、やはり市長の側近にもよきブレインの配置も必要でございますし、市長みずからのひとつポリシーというものも大いに出していただいて、よりよい方向を策定する努力をお願いしたいと、かように思うわけでございます。

市民部の問題についても、大変ありがたく拝聴をいたしました。

あと、道路問題につきましては、補助事業の枠の拡大ということでございますので、ぜひそれを期待したい。このように思うわけでございます。

大変走りましたし、また全部網羅することはできないわけでございますが、意のあるところをくんでいただいて、再度の答弁があればいただきたいと思えます。

○議長（大谷喜正君） 環境部長。

〔環境部長（川合一郎君）登壇〕

○環境部長（川合一郎君） 量の問題でございますが、先ほども申し上げましたように、二十五トン以内で抑えていきますし、それとご承知のようにああいうアラは水を含んだものがございますが、できるだけ前処理をして搬入するような、そういう形の指導もしていきたいと考えております。

○議長（大谷喜正君） 金森 正君。

〔金森 正君登壇〕

○金森 正君 再度お尋ねしたいと思うんですが、時間的にはちょっと先になります。北勢公設市場のアラについては、私どもが聞いておりますのでは、平山で処理するというふうに聞いておりますが、それと量を減らすということとの関係はどうなりますか、お伺いします。

○議長（大谷喜正君） 環境部長。

〔環境部長（川合一郎君）登壇〕

○環境部長（川合一郎君） 北勢公設市場のアラにつきましては、産業廃棄物だということになりますので、産業廃棄物の処理として処理をするように指導していききたいと思います。一般廃棄物じゃございませんので、そういう形を進めていきたいというふうを考えております。

○議長（大谷喜正君） 金森 正君。

〔金森 正君登壇〕

○金森 正君 大変くどいようでありますけれども、やはり現場の考え方といいますか、それとなしの声を聞いておりますと、平山という線が出てくるわけでございますので、やはりその辺はここで平山さんで処置しないんだということが明言できれば、前段でお答えいただいたことが裏づけされると思うんですがいかがですか。

○議長（大谷喜正君） 三輪助役。

〔助役（三輪喜代司君）登壇〕

○助役（三輪喜代司君） 一般廃棄物としては処理いたしませんので、したがって平山へは持ち込ませない方針であります。

○議長（大谷喜正君） 暫時、休憩いたします。

午前十時五十七分休憩

午前十一時十分再開

○議長（大谷喜正君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

堀 新兵衛君

〔堀 新兵衛君登壇〕

○堀 新兵衛君 通告に従いまして、質問いたします。

まず第一に、農業に関する諸問題でございますが、われわれ農村出身議員といたしましては、今日の農業の衰退を目の前に見て、何とか昔のような農業の発展が望めないものかと日夜頭を悩ましておるわけでございますが、なかなかよい施策が浮かびません。私は、エネルギー問題の次は、必ず将来食糧問題が起こってくると思えます。そのときに備えて、いまから日本の国内で自給自足をできる態勢をとるべきだと考えます。きょうこの場で質問することは、四日市農民全体の声であると思つて、明確な回答を願いたいと思ひます。

加藤市長も市長になられてちょうど十二月で一年になられるわけでございますが、私なりに一年間を振り返つてみて、本当に四日市市民のためによくやられたと感謝しておる次第でございますが、ひとつ残念なことは、農業に関する諸施策がほとんどなかったということであります。農民の中にも、新市長に対する期待が絶大であったのが、最近では加藤市長はこれからの四日市の農業をどのような方法で導いていかれるのか、非常に不安がっているのが現状です。ここでその中で二つほど話題になっていることに關して質問いたします。

一といたしまして、三重用水事業についてであります。

三重用水事業は、北勢三市八町の農業用水と、四日市市、鈴鹿市、菰野町の上水道、及び鈴鹿市の工業用水を確保する広域的多目的で行われている事業でありまして、昭和三十九年四月より着工され、昭和五十五年度を完成目標に実施中であります。聞くところによると、現在の工事は、中里ダムを五十二年三月に完成し、宮川調整池、加佐登池、菰野調整池を工事中で、この次にはいよいよ四日市地域に入ってくる計画であると聞いております。聞くところによると、三重用水の理事長は加藤市長と聞いておりますが、理事長としての今後の三重用水の利用方法、また五十五年度には必ず完成するめどがたっているのかどうか、その自信のほどをお聞かせ願いたいと思います。また五十五年度に完成されれば、四日市の受益面積二千六十九ヘクタールの農家より負担金を取るようになるが、いまのようなあやふやな話で、計画どおり全体から負担金を取るのは非常にかしいと思えますが、もし集まらなければだれが金を出すのか、協力した農家にその負担をかけるのか、お聞きしたいと思います。

また、今度の農林省の施策で、減反転作が非常に問題になっているのに、一方では三重用水に協力して、水の確保に努めようというのは、何か食い違っているように思われるが、その点市長はどうお考えなのかお聞かせ願いたいと思います。

次に、減反問題であります。ことしの米生産量は全国で一千三百万トンを超え、昨年に続く豊作と、最近の米消費量の減少により、政府の古米は、ことし十月末で三百三十万トン、来年十月末には四百五十万トンに達する見込みで、米の過剰基調がますます強まってきたことから、五十三年度から大幅に米生産調整を図る方策であり、五十二年度の九十万トンに対し、五十三年度は二倍近い百七十万トンの調整を決めており、その面積は三十九万一千ヘクタールに相当します。また県より市町村別配分は、十二月十三日に行われ、四日市の転作目標面積は三百三十八ヘクタールで、前年度の九八・七ヘクタールの三・四倍であり、水田面積の約一〇%であります。

転作についての疑問点を三つほど質問いたします。

一、農家の農地の一〇%転作せよということですが、専従農家で一町も二町もつくっているところは麦作なり野菜なりに転作すればいいのですが、いわゆる二・三反つくっている飯米農家の人は、二畝、三畝を転作することができない。また自分の家で食べる米にも不足をして、今度はよその米を買って食べなければならぬ。このような矛盾に対して、市は国策であるから知りませんと手放しで放っておくことはないと思います。何か市自体で方法をとるべきではないか。市長の考えをお聞きしたいと思います。

二、政府は転作で麦作を奨励していますが、麦作に転作した場合に、米作より収入が減るが、その差額分を市が持つ気はないか。その一例をとれば、麦作した場合に、一反で小麦が六俵取れたとして六万四百二十円プラス奨励金四万円、イコール約十万円となるが、一反で米六俵とる方がどれだけ楽で農家に有利か、だれが考えてもわかることである。また小麦の一反六俵はなかなか収穫がむずかしく、平均で四、五俵がよいとこだと聞いております。そのために農家の収入がますます減ることになります。また国としましては、国民の食生活における米の見直しを行い、学校給食の米飯導入と米の消費拡大を図る方向であると聞きます。すでに他県においては、米飯給食に踏み切ったところが多々あると聞いておりますが、四日市も一日も早く米飯給食に踏み切った方がいいと思えますが、市にそのお考えはないのか、お聞きしたいと思います。

次に、スポーツの振興に移ります。

最近の新聞紙上は、暗い不況なニュースばかりの中で、名古屋市が一九八八年にオリンピックを誘致するという明るいニュースを見たときに、われわれが住んでいる中部圏で行われる意義の重大さ、これほどスポーツの振興に役立つ

つことはない。若者はこのオリンピックを目指します努力することでしょう。四日市市におきましても、最近非常にスポーツが盛んになってまいりました。ソフトボール、マザーズバレー、テニス等、恐らく何千というチームが毎日どこかのグラウンドを借りて練習しているのが現状ですが、どのチームに聞いてみても、練習する場所がないと悩んでみえます。議会でもいまままでに何人かの議員の方々が質問されていますが、一向に市の方に積極的に取り組む姿勢が見られないというのが現状です。まず五十二年度中でスポーツ広場についてどのような努力をされたのか、お聞かせ願いたいと思います。

最近では、各地で減反の関係で土地をスポーツ広場に貸してもよいという地主が多く出てきておりますが、その場所を広場とするのに、百万も二百万もかかるために、みすみす広場がありながら利用できないというのが現状です。そこで、私は一地区に一カ所くらい千坪ぐらいのグラウンドを確保し、市がその土地を農家と借地契約して、スポーツ広場に開放したらどうかと思います。浸水対策も非常に重要とは思いますが、市民の身体の訓練の場を市が提供していくのも重要な施策かと思いますが、市長に今後の四日市のスポーツの振興に関するお考えをお聞きしたいと思います。

三、消防の強化に移ります

消防本部新築の件でございますが、今年度三月二十八日の全員協議会において、消防本部の西側の法務局の土地、九百九十四・四四平米を一億四百九十四万八千八百九十円で東海財務局より買っていただき、現在職員の訓練広場と利用しているわけですが、現在消防本部と、中消防署が同居しているわけで、どちらも狭くて非常に困っているのが現状です。消防本部においても、いままで会議室があったのですが、現在はその部屋も職員の事務室に利用しているのが現状です。土地を買っていただいて、またすぐに消防本部を建設してくれとはまことに言いにくい話でございます。

すが、他市においても非常にりっぱな消防本部を建設しております。県下最大の消防規模を誇る四日市といたしましても、一日も早く本部建設が必要と思われませんが、市長の本部建設計画をお聞きしたいと思います。

二、消防職員の増強ですが、これも私毎度言っておることでございます。消防業務も最近は多種多様化して、非常に職員が必要になってまいりました。五十二年度におきましては、三名の職員を増強していただきましたが、五十三年度も定期的に職員の増強をお願いするのですが、市長にそのお考えがあるのかどうかお聞きします。

これをもちまして、第一回の質問を終わらせていただきます。

○議長（大谷喜正君） 市長。

（市長（加藤寛嗣君）登壇）

○市長（加藤寛嗣君） 質問の第一点、農業問題でございますが、大変おしかりをこうむったわけでございますが、農業政策ということ、これは全国的な国の問題でもあるわけでございまして、米が非常に余っておるから減反をしろと、だんだんだんにそういう方向で進められておるわけです。一方国民の食糧の自給自足態勢をつくるということ、これは私自身も全くそのとおりだと思っておりますけれども、国の経済ということになりますと、いろいろな農産物を輸出入のバランスの関係から輸入をしなきゃいけないというようなことがございまして、この辺のところは私自身、あるいは市がどうい行政的に解決をし得る問題ではないというふうに思っております。したがって、市としては、やはり将来の四日市におきます農業のあり方というものをやっぱり農家の方々と十分意見調整を図りながら、見出していくべきではないだろうかというふうには考えております。

今年度農業に対して何をされたかということでございますけれども、私は、今年度の非常に大きな問題として、今議会にもご提案を申し上げております農業共済の問題の解決をいち早くしなければならぬということで、それに向か

って全力を挙げておったのでございます。この点についてご理解を賜りたいと思います。

まず第一点の三重用水事業でございますが、おっしゃるとおり四日市では、田んぼが千三百三十一ヘクタール、畑七百三十ヘクタール、合計二千六十ヘクタールの農業用水を確保するという事で、四日市分といたしまして、約一千百万トンの農業用水、全体の農業用水のうちの四〇％足らずでございますけれども、これを確保しようという計画でスタートをした事業でございます。今日の段階では、総事業費三百九十四億円というふうに言われておりますけれども、このうち農業関係については、四日市分としては大体百六億ぐらいになるのではないかとこのように思っております。で、水の確保ということは、鈴鹿山ろくから伊勢湾にわたりまする農業地帯は、耕作の水というものがいずれも乏しくて、常習干ばつ地帯であるというふうに言われておって、そのための土地改良事業として三重用水事業が取り上げられたわけでございます。私はお米をつくるにしても、麦をつくるにしても、あるいはその他の農作物をつくるにいたしまして、どうしても水というものは確保しておかなければならないというふうにご覧になっておるのでございます。したがって、この負担金の問題はございますけれども、これらについては、やはり関係地域の皆さま方のご協力を仰がねばならないというふうにご覧になっておられます。この点についての今後十分な話し合いを詰めて、この事業の予定どおりの完成ということをお願いしておる次第でございます。ただ、昭和五十五年ということでございますが、今日三百九十四億という事業費は、実際にはもう少し最終までいくと伸びるんじゃないだろうかというふうにご覧になっておられます。こういうような問題もありますので、今後水資源公団の方とも、あるいは県、国の関係当局とも十分打ち合わせをいたしながら、農家の方々のご納得を得て、事業が円滑に推進するように図ってまいりたいと考えておる次第でございます。

第二番目の減反問題でございますけれども、これはお話にございましたように、四日市におきましては、転作面積三百三十八ヘクタールということで、前年度の九十八・七ヘクタールに比べますと、約三・四倍ぐらいになるわけでございます。水田面積にしますと二九％の作付転作ということでございますから、大変な問題であろうというふうにご覧になっておるのでございます。麦作の転作目標として百一ヘクタールという配分でございます。したがって、重点作物の中で、政府買い上げによりまして、価格が安定して一番有利なのが麦作であるというふうにご覧になって、これをできるだけ推進をせざるを得ないというふうにご覧になっておられます。今後農業委員会、あるいは農協、出荷業者等と一体となりまして、この転作を進めてまいりたい。今日差額分を市が負担をするということは、私にはできないことだということに考えております。

さらに、スポーツの振興に関しまして、農地をスポーツ広場にとすることがございました。ただ、この農地をスポーツ広場にとすることにつきましては、農業振興地域内でのそういういわゆる休反という方向で問題の解決を図ってまいるのは本筋ではないというふうにご覧になっておるのでございます。もちろんスポーツ振興ということは、ご指摘を受けるまでもなく、きわめて今日の青少年を健全育成する、あるいは若い方からお年寄りに至るまで、スポーツに親しんでいただく機会をできるだけ多く持つ、そのためのスポーツ広場を整備してまいるということは、今日のきわめて重要な課題の一つでございます。したがって、子供広場等についての取り扱いを今年度当初改正をいたしまして、上積みをしたのでございますが、本年度は二地区の遊休地を運動広場として活用するようにいたしました。さらにそのほか、たとえばYKKの土地でございますとか、あるいはもっと大きなところで言えば、富洲原の東洋紡の野球場等の取得をいたしまして、できるだけスポーツに親しむ場が確保できるように努力をいたしております。今後全域にわたってそういうような遊休地がございますれば、これを市がお借りをいたしまして、広場をふやしていくということ、教育委員会の方にすでに全市的な態勢をとるよう指示をさせていただきます。

私からお答えの漏れております点については、教育委員会、あるいは産業部、あるいは助役等からご答弁を申し上げますので、私の答弁を以上で終わらせていただきます。

○議長（大谷喜正君） 三輪助役。

〔助役（三輪喜代司君）登壇〕

○助役（三輪喜代司君） 市長から答弁のございませんでした消防の強化について、補足してご説明申し上げます。消防力の強化につきましては、さきの議会でも市長から申し上げておりますが、この土地の利用計画につきましては、私も総合計画に基づきまして、本部あるいは中消防署の環境整備と改善を図る予定で検討を進めておるのでございます。消防施設の整備充実につきましては、消防業務の能率向上とそれから職員の処遇改善に欠くべからざる要因ということは十分承知いたしております。しかしながら、この現在ご指摘の用地につきましては、大蔵省より払い下げの条件等がございまして、こういう諸条件等がございしますので、私もといたしましては、今後の情勢を見きわめながら努力をしてみたいと、このように考えております。いま直ちにこれをご指摘のような方向に持っていくということは、国有財産法等の諸規定がございまして、制約を受けておりますので、この点はご承知おきを願いたいと思います。

それから、次の消防職員の増強でございしますが、ご指摘のように、最近是非常に消防分野につきましても多様化しておりますし、あるいは専門的な知識と技術が要求されておるのはもうご指摘のとおりでございます。したがいまして、消防本部におきましては、消防職員の資質向上についていろいろと努力をいたしております。人員につきましても、本年度たしか三人でしたか四人、増員をさせていただきました。今後の財政事情等こういうものを考えまして、増員等についてもさらに努力をしてみたい所存でございますので、ご了承をいただきたいと思っております。

なお、この機会に申し上げておきたいと思っておりますけれども、ご承知のとおり、本市は非常に市域も広いということが一つございます。それから大震災等の発生等も想定いたしましたして、きのう消防長から答弁の中にもございましたいわゆる市民の防災組織づくりについて、現在関係部課の方で早い機会に発足していくということで立案中でございます。このような時期でございしますので、私もといたしましては、いわゆる市民の防災組織の中におきましては、消防団の皆さま方のご協力をこの機会に特にお願いをいたしたいと思っております。と申すことは、やはり消防体制というものは、いわゆる専門の消防職員、これは当然消防力というものは増強していかなければならないと思っております。同時に補完的にはボランティア的な存在であられまるところの消防団の皆さま方のご協力を得なければ、市民の防災体制の完璧がなかなか期せられないのではないかと、このように考えておりますので、この辺につきましても幸い堀議員消防団の副団長でもあられますので、特にお願いをしながら、私ももご指摘の点につきましては努力をしていく。両々相まって初めて市民のご期待に沿えるような防災体制というものがつくられるのではないかと、このように考えております。以上でございます。

○議長（大谷喜正君） 堀 新兵衛君。

〔堀 新兵衛君登壇〕

○堀 新兵衛君 ご親切な答弁ありがとうございました。

まず、三重用水事業についてであります。三十九年度に始められたときより十三年ばかりの間に、相当農家の現状も変わってきております。五十五年に完成してから問題を解決するのじゃなくて、いまから綿密な農家との調整が必要かと思われれますが、これはいまからでも遅くないですから、早急にやっていた方がいいと思っております。

それから減反についてでございますが、市にそのような援助を出す必要はないと、いま市長お答えになったわけで

ございますが、非常に最近この減反問題で農家は困っておるわけでございまして、一部には死活問題であると、何とか市でも考えてほしいという陳情が多々参いっておるわけでございまして、市長もそのあたりの実際においての末端の農家の声を聞いていただきまして、五十三年度の予算で何か農家に対する減反の保護政策を考えてやっていただきたいと思うわけでございます。

また、農家の衰退は、後継者の育成にあると思うわけでございまして、後継者の育成について、市長は今後どのようにお考えなのかをお聞きしたいと思います。

また、スポーツ振興の広場の問題でございまして、いままでは小学校の運動場とか中学校の運動場を地区の者も利用できて、非常に良かったわけでございますが、最近におきましては、子供のスポーツ少年団といいますが、少年野球とかサッカークラブとか、ほとんど子供が運動場を利用しているのが現状でございまして、なかなか土曜、日曜でも大人が利用するのがむずかしくなっておるわけでございまして、地区に一カ所ぐらいは早急に広場を考えてやっていただきたいと思うわけでございます。

また、最近非常に小学校、中学校にプールをつくっていただきまして、われわれ地区の者として喜んでおるわけでございますが、来年度からひとつプール開放も考えてみてはどうかと思いますが、教育長にそのお考えをお聞きしたいと思っております。

また、消防の強化について、三輪助役から大変温かいお言葉をいただきまして、われわれ消防団に関係する者としても、元氣百倍といいますが、今後四日市の防災に尽くさなければならぬと、心を新たにしたいわけでございまして、消防本部の建設についてでございますが、何か国の大蔵省の方へ責任を転嫁されて、市の方では何かちょっと関係のないというような答弁であったわけでございまして、大蔵省の諸問題というのは、どのようなことが大蔵省の

諸問題になっていっているんでしょうか。消防本部を建設するというのでは大蔵省としてはいけないというようなことを言っているんですか、その点お聞きしたいと思っております。そうしなければわれわれもいつ消防本部を建ててもらえるのかというめどもたたないと思っておりますので、その点についてご答弁をお願いしたいと思います。以上でございます。

○議長（大谷喜正君） 三輪助役。

〔助役（三輪喜代司君）登壇〕

○助役（三輪喜代司君） 実は、あの用地の点でございまして、用地の払い下げの時点におきまして、あの用地につきましましては、当時いわゆるスクワットと高性能化学車、並びに薬液運搬車、いわゆる三点セットというものでございますが、これの車庫を建てると、それからもう一つは消防職員の訓練の広場にすると、こういうことを条件として、条件というとあれでございまして、そういうことを条件として大蔵省の方へ払い下げを申請しておるわけでございまして。したがって大蔵省としては、それに基づいて払い下げをしてきたわけでございまして、そのいわゆる内容がそういう内容でございまして、この変更につきましては、大蔵省と話し合いをしなければこの建物を建てるわけにいかない。車庫とスクワットと、もう一度申し上げますと、三点セットを入れるための車庫と、訓練する広場、これに使うと、こういうことで大蔵省それでよろしいとこういうことで払い下げを受けておる。したがって国有財産法等の諸規定によりまして、いま直ちにこれを消防本部にするということは無理であるというふうなことでございます。

○議長（大谷喜正君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 農業の育成の問題でございまして、先ほど私は麦作の転作をした場合の米作との差額を市で持てということについて、それはできないと思うというご答弁を申し上げたのでございます。今後農業をどう育成し

ていくか、何を助成していくかということについては、私は十分考えて対応していくつもりであります。

さらに、後継者の育成ということは、きわめて重要な問題であるというふうに考えておりますので、前向きに取り組んでまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（大谷喜正君） 教育長。

〔教育長（山鹿静夫君）登壇〕

○教育長（山鹿静夫君） いまご質問のございました学校プールの一般の家庭への開放でございますが、全国的に見ましても、公立小中学校のプールの開放というのは、約五十二%の開放率でございます。で、四日市は現在開放しておりません。それで、プールの開放につきましては、ご指摘のご趣旨も踏まえまして、私の方としましては、たとえば必要な施設、更衣室であるとか、あるいは便所の問題、あるいは健康チェックをいかにするか等の問題を踏まえまして、現在、来年度からできればプールの実態に即して、小中学校におきましてこのプールを開放する方向で、鋭意現在検討いたしております。以上でございます。

失礼しました。米飯給食でございますが、現在小学校におきましては、パン給食でございますが、これにつきましては米飯給食を導入するかという問題でございますが、元来日本人は瑞穂の国でございますので、正しい米の食べ方と云うことは変でございますが、そういう食事習慣のしつけ、それから食事の多様化ということを踏まえまして、米飯の導入につきましては、まず月二回程度が全国的な傾向でございますが、現在前向きな姿勢で検討しておりますので、ご了承願いたいと思っております。

○議長（大谷喜正君） 堀 新兵衛君。

〔堀 新兵衛君登壇〕

○堀 新兵衛君 米飯給食について、教育長から答弁をいただいたわけでございますが、前向きに検討されるということは、これから四日市も米飯給食をやられるということですね。そうですわな。そうとらしていただきたいと思っております。

それから、消防本部の建設の問題でございますが、一番最初に大蔵省へ土地の交渉をされるときに、どうしてその消防本部の建設ということで大蔵省へ当たられなかったのですか、と私は思いますが、三点セットの車庫とか、職員の訓練の広場とかいうんじゃないかと、消防本部の建設ということで当たられれば、大蔵省の許可はおりたと思いが、その辺はどうなんですか。それは無理やったわけですか。それを一遍聞かせていただきたいと思います。何か市の姿勢が弱いように思いますが、どうですか。

○議長（大谷喜正君） 三輪助役。

〔助役（三輪喜代司君）登壇〕

○助役（三輪喜代司君） 三点セットにつきましては、コンビナート防災法によって設置義務が、コンビナート防災法の施行によって、四日市としては消防本部として持たなければならないということが義務づけられてきたという行政指導的なものがございまして、これについて国の方から援助がございました。ところが消防本部の方で、これを当時検討しましたところ、どうしても現在のところでは入れられない。それについては用地が必要。幸い隣に法務局がこちらへ移りましたので、空地があったのでこれを貸してくれと、無償でくれというような交渉をしております。その中でいまの消防本部というものがなしに、三点セットを入れたために用地が必要なんだと、こういうことで自治省並びに大蔵省の方へ話を持っていております。したがって、大蔵省といたしましても、これにつきましては延べ払いといえますか、用地費の支払いについては延伸という便宜措置を講じてくれておるのが実態でございます。

言うならば、法の施行によって四日市としてこういうものが必要になったというようなことで、国の方へ申し入れたということでございます。決まっています。指摘のように、遠慮しているようなことじゃございません。国の法律の施行によって必要だからこれこれも必要になるんだと、だから安くせよと、あるいは何か便宜措置をとれと、こういうようなことでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大谷喜正君） 堀 新兵衛君。

〔堀 新兵衛君登壇〕

○堀 新兵衛君 いまの消防の答弁なんですけれども、消防本部を建てて、一階を車庫にして、三点セット入れれば両方とも解決すると思いますが、いまの話だと、消防本部はなかなかその土地へはできないということですね、いまの答弁からいくと。それでは非常に困ると思いますが、非常に今度の加藤新市長、消防にご協力願って、われわれとしても非常に喜んでおる次第でして、消防本部を建ててもらえば、われわれとしては万々歳やと思てましたんやけれども（笑声）なかなかはいなくなってきたわけなんですけれども、ひとつ前向きに考えていただきたいと思ます。

それからもう一回、米飯給食のことなんですけれども、そうすると、いまの教育長、全国的には月二回ぐらいが米飯給食やっておるといふ話ですけれども、今後四日市がやられる場合、全市的にやられるわけですか。それと、その方法なんですけれども、結局弁当にやるとか、学校で米を炊いてやらすとか、また総合的なそういう米を炊くところ、それを四日市でひとつ設けて、そこから配達させるとか、いろいろな方法あると思ますけれども、そういうことにもう取り組んでみえるわけですか。その辺の教育長のご意見をお伺いしまして、私の質問を終わりたいと思ます。

○議長（大谷喜正君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 消防本部の建て直しということが強いご要請として出ておるわけですが、土地の問題は、あそこ土地があるからあそこへ消防本部を建てるといふことではなくて、消防本部の建て直しは、そのこととして受け取らしていただきまして、十分検討させていただきたいと思ます。以上でございます。

○議長（大谷喜正君） 教育長。

〔教育長（山鹿静夫君）登壇〕

○教育長（山鹿静夫君） 米飯給食につきまして、再度のお尋ねでございますが、米飯導入というのは、子供にとつては慎重に私は考えるべき問題だと思ますので、一応この十二月から来年の二月ごろまでにテストをいたしました。その成果を踏まえて対策を講じていきたいと、そう考えております。また回数が非常に少ない回数であれば、これは委託方式に頼らざるを得ないと、そういう考えでございます。以上でございます。

○議長（大谷喜正君） 暫時、休憩いたします。

午前十一時五十七分休憩

午後一時二分再開

○副議長（長谷川鐸元君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

後藤長六君。

〔後藤長六君登壇〕

○後藤長六君 通告の順序に従い、質問させていただきます。

今回はからずも市当局ないし市議会日中友好団体の手厚いご配慮とご理解をいただき、訪中の機会を得ましたことは、私自身まことに光栄に余ることであり、この機会に皆様方に厚く御礼を申し上げたいと存じます。今回訪中につきましては、幸いに各界、各層の方々と行をとにもすることができ、また知事さんが率先して中国の要人と会われ日中友好の実を示されたことは、私どもとして見習うべきことが多く、私ども中国を理解する上におきましても大変有意義かつ収穫があったと確信いたす次第でございます。訪中の成果につきましては、団員の方々それぞれの角度から、また違った立場から、分野から見聞を広められたことについては、それなりに個人差があるうと思われます。とともに、価値観についても当然団員の方々それぞれに見解の相違があったと思われます。

私は、以前に中国北部地方、いわゆるモンゴル、北支、東北地方を転々として居を変え、軍務に従事しておりました関係上、つぶさにその地方の生活実態を身を感じ取っておりましたので、訪中前解放後の中国の現状を聞かされるときいさか疑念を抱いていたことは隠さぬ事実でございます。したがって、私はこの目で不可能とも言える変革の実態を確めたかったわけであります。しかし、意外と言えれば意外、失礼な言い方をするかも知れませんが、私ども中国にいたころは、世界は中国を評して「眠れる獅子」と言っておりましたし、世界一なまけ者の民族というふうに考えておりましたが、解放後の今日、世界一なまけ者の中国人がみごと世界一の働き者に転換をしているこの事実は疑いなく、この一例をしましても毛沢東の偉大なる指導力をお世辞抜きで評価せずにはおられません。

今回私どもは日本と中国との体制、体質の差を十分理解しながらも、余りにも多くの問題点を日本の将来に対し持ち帰ったことは否めません。ニーハオ、朝早く自転車を通う人たちから一斉にほとばしるあいさつの中から、自力更生の力強いたくましがうかがわれ、ちょうど中国民族の夜明けを感じさせるようで、まことスクラム組んで職場に向かう後ろ姿に私どもは深く感銘してまいりました。幸い三重県では、全国に先がけて三重県民翼の会を結成し、二

千年もの昔からの交流のあった中国と隣人友好のきずなを一日も早く打ち立てるための切なる願いを込め、知事を先頭に各分野にわたって友好活動を活発に進められていくと聞き及んでおりますが、私どもはこの心を心とし、いまこそ四日市市政日中友好の機運を反映すべきではなからうかと愚考いたす次第でございます。

したがって、具体的にその第一点として、中国より受け入れるべき数々の問題の中から、さしあたって四日市と中国との定期航路の指定取りつけを、また、貿易量の増加を他港に先がけて折衝されてはいかかかと思っております。現在、四日市との間に昭和五十一年度を例にとってみますと、原油を主体とする六十八億程度の貿易の実績があるように聞いておりますが、まだ微々たるもので、訪中の途次、知事が日中友好協会の会長である廖承志氏に四日市港の貿易量の拡大を懇請されました折、廖承志氏は気持ちよく「わかりました。それにはゴマの花のごとく皆様のご期待にはよく十分こたえられないまでも、一つずつ積み上げてまいりよう努力いたします。」と力強く答えられました。四日市港が日本一の羊毛輸入港として名を成しているがごとく、中国との貿易も他港に先がけて定期航路の指定を受け、良質の原油、大豆、その他農産物の輸入を図ることが市の将来に大きな光と産業に新生面をもたらすのではなからうかと存じます。すでに港管理組合においても、一九七三年以降数度にわたって中国対外貿易運輸公司、遠洋運輸公司、広洲貿易会を通じて指定航路及び貿易量の拡大について運動を続けているよし、本市におきましてもこれに呼応して実現を期されるよう努力いただきたいと存じます。もちろん共産圏あるいは条約前というハンディはあると思いますが、いまごろそんなことをこだわっている時代とは違います。そんなことを言っておっては人に先を越されます。

次に第二点として、中国との間に文化交流を図ってはどうかということがあります。ご承知のとおり、中国は日本とは比べものにならないほど古い歴史、伝統を持ち、スケールから言っても問題にならないほどの文化的遺産を全土

に持ち合わせております。文盲の私が文化とか教育問題に触れることはなるべく避けたいと思っておりますが、しかし、今回訪中についてどうしても文化教育問題について語らなければならないほど貴重で、しかも、日本に欠けている教育のあり方について深刻に考えさせられたことは、自分ながら不思議に思うぐらいで、思想統一もさることながら、教育が人間形成にはたまた社会構造に重大な影響をもたらすことの事実を目のあたりに見せつけられて、いまさらながら教育の重大性を再認識いたしました。中国と日本は体制的な問題があるにしても、許される範囲の中で素直に受け入れるべきところは十分に考慮されてもよいのではなからうかと存じます。日中条約の制定されていない今日においては時期尚早のそしりは免れませんが、しかし、条約発効は時間の問題と言われており、日中の文化交流は必ずや市の教育行政に寄与するものがあると確信する次第でございます。見て聞いて考え、そして実行に移す、その順序に従い市長の勇断を期待し、目を大きく開いて中国との交流を広げていただくことを切に願っていたと思います。それに対するご所見をお伺いしたいと思います。

次に、この寒空に不況、倒産、失業者、一家心中、このような事柄が毎日のように新聞、テレビに報道されておりますが、何を隠しましょう、このようなことは私ども自身の商売でも言えることで、一つ間違えば人ごとならず大変なことになりそうなるまことに厳しい現実でございます。これと同じことが言えることは、市の財政においても言えるのではないかと思います。以前石油産業がなぜをひけば四日市市役所もなぜをひくのだという人がおりました。確かにうがった言葉だとその当時感心いたしましたことがありました。しかし、不思議なことに、このごろは年末のボーナスも、ある石油産業では手取りで十七万円であとは来年の二月まで凍結されて泣いている人がいると思えば、役所では全額キャッシュで渡され、去年よりはことし、ことしよりは来年と上乘せされてよい正月を迎える人がいるかと思えば、世の中も変わったものだなと考える次第でございます。では税金で賄う市役所はそんなに裕福なのかと聞き入らせていただきます。

税制について一言申し上げます。いま申し上げましたように、世の中は深刻な不況で倒産件数もますます増加し、最近大型化した傾向も見受けられ、世の中が騒然としてきたような感じでもまことに嘆かわしい次第でございます。したがって、ご多聞に漏れず市財政も苦しくなるのは当然で、当分の間は不況風が吹くものと考えられ、いままではともかく、今後財政力低下を招くことは火を見るより明らかで、加えて二百億の起債並びに利子の存在を考えると爆弾を抱えているようなもので、下手をすると命取りになるおそれ十分にあるうかと私も素人判断するわけでありす。にもかかわらず、反面義務的経費が年々増加していることを思えば、差し引き赤字倒産せざるを得なくなる羽目に陥るわけで、いままでも不交付団体として全国的に数少ないその一角を保ち裕福な町であるよう印象づけられてまいりましたが、それも近いうちに以上のような事情により交付団体に転落するのではなからうかと心配するのは私一人ではないと考えます。市長も、本年三月議会で財政硬直化のピークは昭和五十六年であろうと発言されており、まことに見通しの暗い先行きであります。しかしながら、このまま手をこまねいて指をくわえていたのではどうにもならないと思います。早急に新規財源対策を講じ財源を確保しなければならぬと思います。そうかといって、市単独に新しい財源になる客体を見つけ新税を創設することは、条件的に不可能に近くむずかしからうと考えます。そうになると、どうしても依存財源に頼らなくてはならなくなるのが必定で、財源の落ち込みをそれでカバーするような方向に好むと好まざるとにかかわらず求めなければならぬと存じます。聞くところによりますと、政府は来年四月税制改正を試みる様子で、仮称石油消費税が新税として名前が挙がっており、酒税を初めとして増税に傾いているかの

ように報ぜられております。私はいつも地方財政の問題がやかましく言われる背景に、国の中央集権的な力が動き、また地方財政に理解がないように思われます。その一例に、財源として酒と同じく石油には二重にも三重にも税金を取り立て、いわば政府の飯びつ的な存在で国の財源に大変貢献していると思えます。しかし、その反面、政府は税源となる石油基地を抱える市町村に対してそれなりの十分な手当てをしているかどうか。公害問題のやかましかったその当時の四日市を考えていただければわかると思えます。現在でも公害防止事業の一部は助成しているものの、目に見えないすべてのものを市町村並びに企業が受け持っている実情で、私はこのような姿勢に対して納得のいかないものを感じるとともに、一日も早くこの姿勢を改め、税源に対する還元措置を考えていただきたいものと思うのであります。また一面、四日市から吸い上げる税の七〇%が国税で、あとの三〇%を市と県が分け合っている状態で、大半を国が吸い上げることを思えば、これまたその比率に対して納得のいかない点があるわけで、加えて、特に最近国の行政事務が地方自治体に転化していることを考えればなおさらのことです。心ならずも本市は公害の町として全国的に、はたまた世界的に宣伝され有名になりましたが、それによって反面はかり知れない損害と人口増を失っているわけで、今後とも石油情勢に不可欠な副産物、公害と災害に対しそれを防止するための事業は続けていかなければならないが、そのしりぬぐいを市町村が持つわけで、とりわけ先ほど申し上げたように、余分な荷物を背負わされたため、財政が悪化した状態になれば自然的に市の基本計画にも狂いが生ずることもあり得るわけであります。そういった市の苦しみをよそに、国は原油関税、それに石油ガス税、揮発油税等々吸い上げていくわけで、くだいようですが税金に対する配慮がなされていないことはまことに納得のいかないものであります。いいところは国が取り、困ったところは市が背負わなければならない不条理さ、以後私どもは声を大にして訴え続けていかなければならないと思えます。ちなみに、五十一年度四日市管内における徴収税額は、原油関税が百二十億円、揮発油税は四百八十八億と

なっており、もちろんそのうち六分の一程度が道路譲与税が含まれて、原油輸入額はイラン原油を主に総計四千八百六十九億といった輸入実績を持っております。昨日市長が財源対策として原油関税の地元還元並びに人口制限のある事業所税特別に認可していただくことは私も同感であり主張したいところであります。特にこの際申し上げたいことは、聞くところによると、国は税制改正を行う腹組みでおるようですが、これを機に、先ほど触れましたように石油税の再配分に対して地元還元措置として譲与税を賦課する運動を直ちに展開していただきたいと考えるわけであります。税の再配分についてはなかなか耳を貸さない国であります。現在は新税としての企画中でありますために、チャンスではなからうかと存じます。税制は以前シャープ勧告によってでき上がったものと聞いておりますが、その後二十有余年を経過している今日、社会構造も変わっている日本の状態を考えれば、また、中央集権を排する意味からも、国税と地方税の比率を当然改正すべきであると考えます。その交付税率の引き上げ、超過負担の解消等々財源を確保するための手法はいろいろあるかと思えますが、計画的に一步一步積み上げていく努力が望ましいと思えます。税の再配分について、本市の特色を十分に生かし、議会のご協力も得ながら、税制改正を訴え、本市の財源にいささかでも潤うことの実現を期待するものであります。市長のご所見をお伺いしたいと思います。

第一回の質問を終わりたいと思えます。

○副議長（長谷川鐸元君） 市長。

（市長（加藤寛嗣君）登壇）

○市長（加藤寛嗣君） まず第一点の、日中友好の問題でございます。

日本という国の地球上に位置しておる場所を考えれば、当然に隣国と友好関係を深めていくことが将来の日本の民族にとって必要なことは言うまでもないと思えます。それが最終的には世界の人類の平和に大きく貢献をするゆえ

んではなからうかというふうに理解をいたしております。そういった意味で、後藤議員が中国へご視察をいただきましたことは、本市にとりましても何よりのことだというふう喜んでおる次第でございます。私、残念ながらもまだ中国を訪問する機会を得ておりませんが、物の本等で読みました限り、中国の民族が持っております文化に対する深い造詣というものには、いつも頭の下がる思いがいたしておりますし、かつて箱根にあります中国から発掘をされた古い陶磁器類を見たことがございますけれども、まことにりっぱな芸術作品であることに深く頭の下がった経験がございます。こういった点を考えれば、どちらかと言えば、やはり文化的にはむしろわが国よりも中国の方が進んでおるのではないだろうかというふうに考えておりますし、われわれとしても大いに中国の国民の現在の活動というものに刮目しておるところでございます。

ところで、双方の国民が友好関係を深めていくことは、お互いに足りない点を補完し合っていくということによって達成をされるというふうに思いますが、幸い四日市には港がございますので、中国との貿易を通じて双方の交流を深めていくというチャンスは、他の都市よりも多くあるというふうに思うのでございます。そういった意味で中国との定期航路が開催をされますことは、われわれとしてもかねてから深く望んでおるところでございます。貿易の量そのものの拡大ということは、日本から押しつけるべき事柄でもございませぬし、双方の合意のもとでその量は逐次文化の交流とともにふやしていくべきではないだろうか。しかし、定期航路の開設ということは、お互いのコミュニケーションを深めていく上において必要でございますので、かねてからこのことについて国貿促を通して中国の方にお願いをいたしておる次第でございます。過日名古屋で開催されました中国展の団長として来日をされました国貿促委員会の副主任一行の方々にも私自身お目にかかりまして、そのお願いをしておるところでございます。過去五年の間に十七回にわたる来訪団に対しましてそういう要請をしておるのでございます。さらに今後も多くの機会

をとらえまして、定期航路の開催ができるように努力をしてまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

第二点の財政力の低下の問題でございますが、これは全く後藤議員のご意見に賛成でございます。私も機会あるごとに国に対しまして地方財源の強化ということについて強く訴えておるのでございます。特に今日の段階で、ご指摘のありましたように、四日市から国・県・市町三税の徴収額は、五十一年度で大体一千二十七億と、そのうち国が七五％七百六十九億と、県は百十億、四日市が百五十億足らずというような配分になっておるようでございます。さらにそのほかに関税が百六十三億あると、その関税のうち百二十二億を占める原油関税というものが非常に大きいということでございますから、その還元につきましては、市長会を通じまして、あるいは油基地を持っております各市が共同をいたしまして、国の方に陳情を重ねておるのでございます。自治省の考え方は、今度できます石油新税につきましては、交付税の計算の根拠に繰り入れると、現在交付税は所得税、法人税、酒税に対しまして三二％ということになっておりますけれども、この石油税の新設ということに関しましてその交付税率のアップを考えると、この石油税というのは、元来が消費税から転化をしていったものでございまして、自治省としてはそれを交付税率アップの財源に組み入れたいという形で大蔵省の方と折衝しているはずでございます。ただ、交付税率のアップの財源に組み入れることは、地方自治体として決して悪いことではございませんが、残念ながら不交付団体である四日市市には影響のないことになるのでございます。そこで、この交付税の財源に繰り入れるということについては、全国の市町村の大部分がそのことに賛成でございますし、不交付団体というのは数がしておりますので、それに対して抵抗をすることやや不可能に近いということでございます。そうであるとすれば、やはり石油基地にあります石油関税の還元を強く打ち出していくことは一つでございますし、同時に、国から譲与税の形で参っております道路税等の増額、その率のアップ等を重点的に陳情をしてまいるというのが、今日ただいまの段階で成し得る大

きな運動の方向ではないだろうかと思えます。しかし、私は前のご質問でお答えも申し上げましたように、根本的にはやはり国税と市町村税の配分をもう少し合理的にしてみようということ、それから、国のいろいろな景気政策というものによって地方自治体が非常に大きな影響を受けてまいります。本来ならば中立型であるべき地方財政というのが、むしろ国の経済政策あるいは財政政策の影響を強く受けて、景気浮揚についていかざるを得ないというような今日の国と地方との行財政の配分そのものに、大いに疑問があると云わざるを得ないと思えますので、そういったことについてもこれからあらゆる機会を通じて訴えてまいりたいと。特にこの税金の問題では、全国市長会等で絶えず主張をしておるところでございますけれども、議会の皆様方の方からも強力な訴えが国に対してなされておるわけでございます。したがって、議長会と市長会歩調を合わせてこういった問題に取り組んでいかなければ、私はその成果を期することがむずかしいというふうに考えておる次第でございます。今後そういった方向でできる限りの努力を続けてまいりたいと思えますので、何分のご指導を賜らんことをお願いいたしまして、答弁にかえさせていただきます。

○副議長（長谷川鐸元君） 後藤長六君。

〔後藤長六君登壇〕

○後藤長六君 ありがとうございます。

日中友好につきましても、税の再配分についての運動につきましても、即刻着手をしていただかなくてはならないと思えます。その意味合いにおきまして、先ほど私申し上げました友好条約の中で、文化交流ということ先ほど申し上げたのでございますが、やはりだまされたと思って一度中国の教育も見ていただきたいと私はこう思うわけであります。日本の教育が非常に温室的な教育であるのに対して、中国は非常に厳しい実践教育を行っております。した

がしまして、非常に子供さんにつきましても、その一人一人が非常に感情が豊かでございます。日本の教育と見比べてまして大変日本の方が、私はいい悪いは別といたしまして、今後やはり中国のああいったものも考えて、いま教育問題というものが相当問題になっておる折に参考にしていただいたらと、そういうことで教育関係者の方々に特に私は向こうへ行っていたございました、いろいろ、もちろん教育もさることながら、中国のいろんな昔からのそういう日本とは比べものにならない史跡、そういったものをご研究いただいたら、いろいろと私どもが日本で言っている考え方自体が確かに小さい島国根性だということがわかるのではなからうかと、こう思うわけでございます。

それから、税の問題でございますけれども、市長の言われたとおりでございます。やはりこれは政治力、やはり力で政府に対して当たらなければならぬと思えます。その中で私は、国もさることながら、県税の中でも娯楽施設利用税というものがございすけれども、この施設税の中にも、やはり私はゴルフ入場税だけが入ってあってパチンコの遊戯場の入場税が全然含まれてないということも何か私は納得のいかないものもございす。また、料理飲食等消費税というものは、これも私は地元還元する性質のあるものではなからうかと思っております。もちろん国税、県税とも入れまして、それぞれにやはり税の目的、いろんなものの種類はございますけれども、やはり今日いろいろ税源に対するいろんな昔とは違った形で進んでおるようでございますので、やはり税源に対する見返りというものをもう少し私ども地方団体はもっと強化をしてもいいんじゃないか、こういうふうを考えるわけでございます。まず理屈で言うておるよりも、やはりきょうからでも実行をしていただきたい、こういうふう思うわけでございます。私の質問を要望にとどめさせていただきます。終わらせていただきます。ありがとうございます。

○副議長（長谷川鐸元君） 小林博次君。

〔小林博次君登壇〕

○小林博次君 それでは、通告に従いまして、教育と公害の二点について質問させていただきます。

まず、教育関係ですけれども、新年度の教育予算の編成に当たりましてということで、実はこの全体の問題をとらえて前置きとして説明しようかなというふうに思ったんですが、それだけ省略をしまして、細かい問題についてお尋ねをしたいと思えます。ただ、先ほど国際的な大きな問題の後ですので、ちょっと気が引けるんですけども、逆に言いかえますと、ほんの小さい問題ですからイエスカノーか正確にご答弁いただければ幸せだとも思います。特にこの教育問題につきましては、先般PTA連絡協議会におきまして幼稚園、小学校、中学校、これらを対象にアンケート調査をしたわけです。さらに調査し集約したものをさらに全体が出席をしていたきながら討論にかけて、その中でいま困っている問題とか、そういうふうな問題を浮き彫りにさせてもらったんですけども、それらの点を中心に質問させていただきたいと思えますが、しかし、かなり膨大になりますので、本日のところかいつまんで質問させていただきますかと思えますし、同時に心あるご回答がいただければ幸いです。

まず、いつも問題になりますし、また議会にも陳情がたびたび出されるんですけども、園舎の問題、校舎の新設、増改築、プレハブ校舎の解消、特別教室、体育館の整備、幼稚園の改築、付随するホール、遊戯室、これらの整備、たとえばいま申し上げた問題に関連をしてプールの場合ですと、五十三年までに四日市の小・中学校全校で設置をするんだということが確認をされて、不況のさなかでも四日市においてはプールが設置をされてきたと思うんです。で、そんなようにしてどっちにしたってやっていたかなきゃならない問題については、いま基本計画なり教育委員会の方針で一定の物差しはあると思うんですけども、どうもその速度が遅過ぎると、こういうことがありますから、この五十三年度予算を組むに当たって、この物差しをつくりかえていただきたいと、こういうふうに思います。で、いま申し上げたほかにいろいろ質問するんですけども、それらについてもきょう言っておいたやれとか、そういうこと

とは言いつもりはないんですが、いまある物差しをつくりかえてご答弁をいただきたいというふうに思っています。

その次に、各小中学校の便所の水洗化なり悪臭の防止対策についてですけれども、これらの問題については、家が近い子供さんですと交通量の激しい道でも学校でトイレをがまんして家へ走って帰ってやられる方がちよこちよあるんですけども、あるいはまた、学校によって幾つかあるんですが、トイレの前の教室を使わずにほかの教室を使っているというような実態も実はありますので、こういうものについても、いまの教育委員会の計画からいきますと、何年もかかるんじゃないかと思えますから、考え直してもらいたいと思えます。

さらに、いま子供さんの体力が問題とされておりましても、なかなか学校の運動場がはだして使えるという実態がないわけでございます。で、これらの運動場の整地の問題、それから、排水の問題です。恐らく市長も教育長も校庭をぞうきんでふき取ったという経験はないと思うんですけども、PTAの方では恐らく何回も同じ経験をされていると思うんですが、そういう問題を真剣に考えていただいて、手だてを立ててほしいと思います。さらにまた、手洗い場の蛇口の問題です。給食の時間なんかですと、一遍に子供さんが殺到しますからまるで足りない、うまくすり抜けて食べられる子も出てくるのではないかと思うんですけども、早急にこういうものについてはその学校の児童生徒の数に合わせて配置をして取りつけていただきたいと思えます。

次に、校庭開放との関連でお尋ねするんですけども、校庭開放が進んで、実は窓ガラスが破れる量がずいぶんふえておるわけです。この場合個人や団体で弁償するものもあるんですけども、個人や団体で弁償した以外に学校が負担するのが三十万を超えるところが実はあるわけです。こういうふうな金額というのは実際にはじき出して、場所があるようで実はないわけですけども、こういう問題についても、単に開放することだけにとどめずに、開放した後どんな問題が起きるのか分析をしていただいて、それなりの手だてをしていただくことがきわめて大事で

はないかというふうに思います。したがって、防球ネットなりそういうふうなものをきちっとしていただいて処置をしていただきたいと思います。ただ、この防球ネットの場合、すでに防球ネットが張ってあってもなおかついま申し上げた数字のところが出ておりますから、いまの防球ネットは余り役に立ってない、こういうふうなことが言えると思いますので、そういう面は技術的に検討を加え直していただきたいと思えます。

それから次に、教育機器の計画的な配置についてでございます。ここではカラーテレビなり、カラーのVTR、OH P、こういう問題について質問させてもらうんですけども、これらの大半はPTAの手で実は配置をされてきたと思います。もちろん教育委員会の方でも幾つかは買っていただいたと思うんですけども、すでに数校では全クラスにもこれが配置されたというふうなところもあるんですけども、逆に学校間格差がこれによって広がったと、こういうふうなことが出てきたわけです。そこで、教育委員会にも少し尋ねたいところですけれども、PTA寄付について、私はここではPTAの寄付はいいとか悪いとかそういうことに触れるつもりはないんですけども、善意でそういうものが充足された後、アンバランスが生じたときに、一体どういうふうな手だてをするのか、格差の是正をどういうふうに考えているのか、このことについてもお答えをいただきたいと思えます。

それからもう一つは、たとえばこういう機器が備えつけられたとして、熱心な先生がお見えになりますと、この機器をうまく利用しながら子供さんに勉強を教えることができると思うんですけども、どういうかげんか機器の使い方を知らない先生の方が実は多過ぎて、せっかく設備をされてもほこりをかぶるといいう例の方が実は多いんじゃないかというふうには承っておるんですけども、そういう問題についても、教育委員会の方として、せっかく備えつけた教育機器が有効に使われるような先生に対する指導といいますか、あるいはまた、一定の助成金を出すような政策的に誘導して、そういうものを使っていただくようなそういう措置が同時に必要になるんじゃないかと思えます。

で、この点についても考え方をお尋ねしたいと思えます。

それから、PTAの寄付の問題にいま少し触れましたので、念のために申し上げるんですけども、今年度のPTAの寄付は、勤労奉仕を別にしまして、およそ八千五百万です。この八千五百万という数字は、これから質問する後の問題とも関連をしますのでもっと覚えておいてもらいたいと思うんですけども、こういうふうにお金を集めていろいろ対応させていただくんですが、そのPTA負担のその体制は、たとえば学校の補修といいますか、備品を買ったり、先ほどの教育機器の問題、そういうふうなものに大半が充当されていくわけです。でき得れば最も困っているこの補修費なんかいま一校四十万円の配当があるんですけども、これらを大幅にふやしていただきますと、かなりの面が救われるんじゃないかと思えます。そういうこともあわせてご回答をいただきたいと思えます。

それからもう一つ、この補修費の増額ということについては別の考え方が実はあります。たとえば、去年とことし、ことしは九月ですけれども、三重県建設労働組合四日市支部の皆さんによりまして、市内の学校で大工さんとか左官屋さんの奉仕によりましていろいろ修理をもらったんです。そのときに体育館の屋根に上がりまして塗りかえをしてあげましょうということで準備をしたんですが、実は時間がかかり過ぎて、もう乗っても穴があきそうかどうか、これは張りかえるしかないというふうなことが報告されたんですが、このことを裏返して言いますと、せっかくみんなが税金を出し合って学校をつくるんですが、正確な管理をしない結果として、つくってから何時間もたたぬうちに捨てて新しくまた投資のし直しをしなきゃならぬと、こういうふうな実はむだ遣いをしているんじゃないかというふうな思うんです。そこで、それ以外のことにしても同じような目で見てみますと、一たんはつくるけれども、後はやりっぱなしと、こういうふうなところが公共の施設にずいぶん多いわけですから、そのむだをどう省くかということを含めて、補修費の問題にお答えをいただきたいと思えます。

それからもう一つ、PTA負担の問題であるんですけども、たとえば大体どこの小中学校でも校長先生の意思でこの寄付の問題が方向づけられると思います。たとえば先輩が何かを残したときに、寄付はいかぬという話をしたとしても、その人らの代になると私たちの代にこの寄付をやめるわけにはいかないというふうな、そういう善意の気持ちというのには実は出てくると思います。その場合、おおむね校長さんがそれでは何々を下さいというふうな、そういう方向づけをする場合が多いと思うんです。この校長さんが欲張りですとかかなりのものをここでふっかけられますので、PTAとしてはそれを集めるのに今度は四苦八苦と、こういうふうな実態があるところも実はありますので、これらの父兄負担の問題について、学校教育課の方では、校長先生に対して欲しいような顔をするなど、こういう指導を常日ごろしていますということですけども、現実問題として欲しい中身が提起をされますので、中身の問題について教育委員会として学校長に対してどんな指導をしているのか、また、しておらぬとすれば、適切かどうかと私判断できませんけれども、一定の枠というのが要るんではないかというふうに思いますので、これについてもお答えをいただきたいと思います。

その次に、樹木の剪定やそれから学校の二階、三階の窓ふきのことですけども、大半PTAの奉仕活動で行われているんですが、窓ふきの場合ずいぶん危険が伴うわけです。それからもう一つ、別の角度で言いますと、先生と子供が使ったところを何で親が掃除しなきゃならぬのだと、責任を持って先生と子供でやっていただくか、あるいはまた、たとえばこの庁舎のように、これは私も使って私どもが掃除したことはないんですけども、清掃会社でやっていただくか、あるいはまた下水道部のように、何か管が壊れたときに直営の班が編成されておりました、それで処置をする場合が多いんですけども、そういうふうなことにこの学校の樹木の剪定とか、それから窓ふきの場合もならぬだろうかというふうなことです。これで窓ふきながらけがしたというようなこともありますので、その点踏まえてご答弁いただきたいと思います。

それから次に、プールの問題です。これは堀議員の方からも質問がありましたので、重複は避けたいんですけども、教育長の答弁ですと、来年に校庭開放に続いてプールの開放をするという答弁があったんですけども、実はこのプールの管理をめぐってかなり厄介な問題があるわけです。というのは、このプールの管理で、責任の半分はPTAで、責任の半分は学校の管理者であります校長さんが持つんだと、しかし、学校の先生方の協力の得られるところは、先生が水泳の指導から監視に至って協力をいただけるんですけども、そうでないところにつきましてはまるまるこのPTAが監視をしていかなきゃならぬと。これは一日六人から八人ずつ動員をしていただいでいくんですけども、ずいぶんこのことについて問題がありますので、たとえば水泳の指導の問題について、学生アルバイトですね、こういうふうなものを雇い入れていただいて、水泳を子供に教えるということと同時に、監視もしていただくという、こういうふうなことができぬものだろうかと、そういうことをあわせてやっていただかないと、これをまた一般の方に開放していただきますと、一体だれがこのプールを監視して、また掃除をやっていくんだと。さらに付随して出てくる問題で言いますと、大体教育委員会で作っていたプールには日よけといいますが、表からまをまるのぞかれるわけですから、これを隠すのに、またPTAがどこかでお金を工面してこなきゃならぬということが出てくると思いますので、その点を含めて見解をお聞かせ願いたいと思います。

それから、この中で幼稚園問題ずいぶん多いんですが、二つだけ取り上げさせてもらいたいと思うんですが、幼児教育の問題については先日の討論の中でもかなり掘り下げて出ていますが、より力を入れてやっていただくために、幼稚園係のようなものをつくって、幼稚園教育の内容を図ってもらいたいと思うんですけども、その点についてご答弁をいただきたいと思います。

それから、二年保育の問題ですが、これは保育所との関係もありまして、かなり早い速度で四歳、五歳児を幼稚園に収容してもらえば、実際に働きに行くときに三歳児が保育園になかなか収容していただけないわけですけれども、そういう一番困った人を救っていただくというふうなことにつながってくると思っていますので、この二年保育の問題について、一年一園の速度ではかなり時間がかかりますから、もっと早い速度でやっていただけないかどうか、この辺について回答をいただきたいと思えます。

それから次に、非行対策についてお尋ねをしたいと思います。これは先般来にも質問がありますので、小中学校生に限ってということで質問させてもらいたいと思うんです。青少年課なり、それから社会教育課、少年センター、またそのほかの団体でこの非行問題が取り上げられ対策が進められていますけれども、なおかつ非行の低年齢化と、それから増加傾向に歯どめがかかっていないのが実態だと思います。一例を申し上げますと、四日市の中心部にある小中学校では、小学校の一年生を除いて全学年万引きなり非行が実はあったわけでございます。これはそこだけでなくて、それ以外にも同じような傾向を持っておると思えます。そういうことで、もう一回この非行対策を振り返ってみますと、どうも非行に走った人を早く見つけて処置をする、補導といえますか、こういう側面の方が実はこの非行対策の場合強いというふうに思いますけれども、教育委員会としてこの小・中学校の非行に走る状況をどういうふうにいまとらえておられるのか、それから、いままでの対策ではなかなか効果がなかったという事実がありますから、一味違う対策といえますか、そういうものがあればお聞かせを願いたいと思えます。

それから次に、PTA活動や育成会活動をされている方で、ちょこちょこ困るんですけども、けがの問題です。これについては、何らかの救済措置が実は必要なわけです。たとえば、けがで一番多いのがアキレス腱を切って寝込むというケースが一番多いと思えますけれども、この場合二月も三月も実際には仕事にいけない、収入はないと、こういうふうなことで、実際に活動される人は困るわけです。そこで、市が首頭をとっていただいて、障害保険、これを創設していただきたいと思えます。そこで、もう一回思い起こしてもらいたいですけれども、本年度PTAで寄付をしたのが八千五百万見当があると、これをちょっと思い出して回答いただきたいと思えます。たとえば、育成会の場合ですと、親の場合たしか三十円だったと思えますが、これで初診料と一日目の治療費がこれ出ると思えますから、そう大きな金額は要らないと思えますので、そういうことなんか参考にしていただいて回答いただきたいと思えます。

その次に、二点目として公害関係についてお尋ねをさせていただきます。

まず、公害対策協力財団についてお尋ねをしたいんです。

この件につきましては、昨年一月に引き続き二度目の質問になりますけれども、前回の答弁よりも一年もたっているんですからかなり前に問題が進んでいるだろうと思えますし、また、回答の方も進んでいるのではないかと思いますので、よろしくお願いをしたいんですが、財団の定款によりますと、今年度末財団が解散すると、こういうことなんです。ところが財団としての任務がまだ実は終了していないと思えます。たとえば、この財団でめんどろを見ている市単患者十人の問題、それから健康回復事業として市の方が幾つかの事業を提起しておると思えますけれども、それに対する助成の問題といえますか、こういう問題についてもまだ中途半端だと思えます。たとえば健康回復事業の場合、いままでに実施されているのが転地療養、成人の場合で、三年間に百五十人、児童の場合で二年間で百二十人、それから病院に対する医療機器の備えつけ、これは三病院と一センター、それから空気清浄機の貸しつけ十台、それから療養手引書、それから療養指導事業、こういうふうなことが事業内容としてあるんですけれども、これらについても内容的には不十分だと思います。さらに一番問題にしたいのは、当初患者の皆さんなりがいろいろと要望さ

れた事項が実はあったと思います。たとえば肺機能の回復訓練、リハビリの問題ですね、それから夜間診療、これなんかもいまだに何ら回答がされていないと、そういう何の回答もしない中で、一月の答弁では何ら四日市としての方向を示していただかなかったわけですが、それではちょっと困るといふふうに私思います。そういうことなんか含めて、ここでもう一回財団の問題についてどういふふうに市として取り扱っていくのか、お答えをいただきたいと思えます。

それから、その次に平山物産移転の問題です。

これもけさほどの質問がありますので、重複させたいんですけれども、移転を決意されて、しかし移転されるまでの間一体どういふふうにいままの公害防止していくような対策を立てていくのか、このことについてお尋ねをしたいと思います。

それから、排水の問題で、何か行政指導をしたというふうに答弁があったんですが、一体どういふふうにして排水処理がされようとしているのか、その点についてお聞かせを願いたいと思えます。

○副議長（長谷川鐸元君） 暫時、休憩いたします。

午後一時五十九分休憩

午後二時十五分再開

○副議長（長谷川鐸元君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

教育長。

〔教育長（山鹿静夫君）登壇〕

○教育長（山鹿静夫君） PTAの方には平素小・中学校、幼稚園に對しまして何かとご協力をいただきまして、ことにありがとうございます。いま主として学校施設の点を中心にいろいろと質問をいただいたわけでございますが、まず校舎、体育館、プール等の施設でございますが、私就任しましてから現在までに小・中学校におきましては約九〇%、幼稚園におきましては約三分の一の学校の実際を見せていただきましたが、確かに整備されてきました、鉄筋化率は他市に比べて高いわけでございますが、いまの五カ年計画が来年度で終了いたしますので、五十三年度中に後の新しい五カ年計画を樹立いたしました、いまご質問のありました点につきましては年次計画で考えていきたい、そう考えております。たとえばプールにつきましては、五十三年度までということでございますけれども、現実プールの配置いたします位置等の関係で、五十三年度までにできないところもございまして、こういうところにつきましては、いま申し上げましたとおり、五十三年度中に策定いたします新しい五カ年計画のうちで考えていきたいと、そう思っております。

それから、便所の水洗化の問題でございますが、これは現在の便所の方式が古い方式でございますので、そういうの向きにつきましては年次計画を立てて現在改修にすでに入っております。

それから、運動場の排水を含めました整備計画でございますが、これにつきましては、来年度から年次計画を立てて実施したいと、そう考えております。

それから、手洗い場の蛇口のことでも出しましたが、これにつきましては、基準に合わない学校もございまして、これは基準に合うようにしたい、そう考えております。

それから、校庭開放等に伴います問題が一つございましたが、修繕費の問題でございますが、確かに現場といたしまして最も必要だと思われまはすのは、私はこの修繕費であるうと、こう思います。現在一校当たり四十五万を配

当いたしておりますが、今後修繕費の増についてはできる限りの努力をいたしたいと思っております。これは現場の欲求にこたえる点だと、そう把握しております。なお、校庭開放に伴いますいろいろな設備の問題でございしますが、防球ネットであるとかそういう点でございしますが、これにつきましては、単に防球ネットだけではございせんので、校庭開放を積極的に進める場合には、こういった諸施設の設備の充実につきましては、やはり年次計画でこれを実施していきたいと、そう考えております。

それからその次に、教材備品の点でございしますが、現在四日市の小学校が文部省の教材備品の基準を一〇〇といたしますと、小学校が八二・五％、それから中学校が六三・三％でございします。それで市におきましては市独自のまた基準をつくりまして、これを毎年改定して、この基準に全部の学校を合わせるようにと、そういう努力をいたしております。まずそれが私は先決であろうと、こう思います。したがって、毎年改定いたします市の基準に全部の学校を合わせる努力と、それとその基準を上げてまして文部省基準に近づけていくと、こういう二つの努力がこういう問題については必要である、そう考えております。

それから、せっかいいいものを入れても先生がうまく使えないじゃないかという、こういう指摘がございました。確かにそういう一面もあろうかと思っておりますので、こういった教員の資質研修につきましては、県も企画しておりますが、市の方としましても教育研究所を通じてすでに実施はしておりますが、さらに努力をしたいとそう考えております。いわゆる宝の持ち腐れにならないように配慮をいたしたいと、そう考えております。

校長先生がPTAの方に望むべきでない要求をするというふうなお話でございましたが、もし仮にそういうことがございましたら、私の方は善処をしたいと、そう考えておりますが、PTAの方からいただく寄付というものもあれば、それは何よりも子供中心に考えるべきでございまして、子供のためにどのように使うか、その考え方を

第一として校長たるものを使うべきである、そういうふうにご考えております。それから、こういったご寄付につきましては、実は私の方の調査によりますと、いわゆる学校徴収金というのは修学旅行のお金であるとか、遠足のお金であるとか、そういったものを省きますと、五十一年度の調査では小学校月額一人九十円、それから中学校では月額一人二百四十四円の額になっておりますが、現実はその以外のご寄付のことがあろうかと思っております。それで学校長の方からもしそういうご寄付の話があれば、委員会の方へ申請をいたしまして、これは適当である、これは適当でない、これはお断りさせていただくというふうな方法がもしとれるものかどうか、そういう点については今後検討をしたいと思います、そう考えております。

それから、PTAの方が窓ふきをされるというお話でございしますが、私もいつかこの話をお聞きしまして、PTAの方には申し上げたんですが、なるべくたとえば運動場の草取りであるとか、あるいは教室のガラスふきでも一階であるとか危険性の少ないものにつきましてはなるべく子供にやらせて、そういう教育を徹底的にするようにということとを申し上げて、校長会でもたびたびそのことは申し上げてございます。PTAの方が窓ふきをされるということは、PTAのあり方としては、これはご厚意は非常にありがたいですが、私はこれは望ましくない姿であろうと考えております。そこで、保険の話がございましたが、いまのところ法的な補償制度というものはございせん。

それからまた、プールの管理の話がございましたが、学校開放いたしました場合のプールの管理、あるいは夏休み中におけるプールの管理、そういうものにつきましては、これは私は非常にいろいろ問題があるかと思っておりますので、十分検討をさせていただきたいと、そのように考えております。

また、先ほどちょっと私が触れました校舎のガラスふき等について、委託方式がとれるかどうかという問題についても、今後の検討課題としたいと考えております。

それから、幼児教育の方でございますが、二年保育につきましては、これは現在二園実施しております、来年度さらに一園増加の予定でございますが、この問題につきましては、幼児問題研究会での研究課題の一つになっておりますし、また私学との関係もございますので、今後幼児問題研究会の研究の成果を待ってこれに対処していきたいと、そう考えております。ただし、ご父兄の方から公立の幼稚園の二年保育を実施をとのご希望の強いことはよくわきまえております。

それから小・中学生の非行の問題でございますが、すでに非行が出てから速効的な補導よりも根本的な考え方はどうであるかということでございますが、この問題は非常にむずかしい問題でございます。これが非行の原因であるというふうに直接的に結びつける端的なものはないかと思えますが、一つは家庭環境が大きく影響しております。したがって、家庭教育の充実をして、いわゆる何と云いますか、正しい家庭の雰囲気、あるいは親と子が朝も夜も一緒にご飯を食べると、こういう簡単なことから始まった家庭教育の振興に努めたいと考えております。現実非行に走っております四日市の場合を調査いたしますと、家庭環境が最大の原因の一つでございます。それから、学校におきまして先生と子供との間の心の触れ合いという問題が非常に大切でございます。今後五十五年から始まりますいわゆるゆとりのある時間に、こういった教師と子供との間の心の触れ合いというものをゆとりのある時間にできないかということも一つの案として今後考えていきたいと、そう思っております。

非常に雑駁に申し上げましたので、あるいはご質問の点によく触れなかった点があるかと思いますが、お許しを願いたいと思えます。

○副議長（長谷川鐸元君） 三輪助役。

〔助役（三輪喜代司君）登壇〕

○助役（三輪喜代司君） ただいまのご質問の第二点、公害関係についてご答弁を申し上げます。

まず第一点の公害協力財団でございますが、本件につきまして、ご承知のとおり昭和四十八年の九月に四日市公害対策協力財団が設立されまして、給付事業等を実施してこられたのでありますけれども、四十九年九月の公害健康被害補償法の施行と同時に財団の寄附行為の一部が変更されまして、新法と重複、または類似しない事業として死亡弔慰金の支給、あるいは健康回復等促進事業を縮小いたしましたして実施されてきております。この事業の実施時期につきましては、昭和五十三年三月三十一日と定められておりますのは、ただいま指摘のとおりでございます。

さて、事業の実施期間以後の方向づけにつきましては、法人格を持っております財団の許認可の権限を持つ主務官庁、すなわち県当局と今後とも連携を密にいたしまして、市といたしましては患者対策にそごを来たさないように慎重に対処してまいりて存でございます。ひとつよろしく願いたいと思えます。

次に、平山物産の問題でございますが、これはいま移転、あるいは排水等ございましたが、これは午前中のご質問に対して市長がご答弁申し上げておりますけれども、五十四年をめどに移転を実現させるべく目下県当局と調整をいたしておるといのが実態でございます。排水問題につきましては、環境部長より答弁させていただきますので、よろしくお願いたします。

○副議長（長谷川鐸元君） 環境部長。

〔環境部長（川合一郎君）登壇〕

○環境部長（川合一郎君） 平山物産の排水問題でございますが、これは主として濃縮ドレン、これは濃縮処理でございますが、活性炭の吸着再生排水処理装置とか、クリンマスターだとか、回転板処理装置とか、そういうものをつけて処理するように指導しております。なお、移転するまでにつきましても、十分製造機器の点検とか環境の整

備、汚染物質の随時測定とか、それから運搬を行っておりますので、特に業者に対しては鮮度のあるアラを運搬するような指導をもっていきたいと思っております。

○副議長（長谷川鐸元君） 小林博次君。

〔小林博次君登壇〕

○小林博次君 ちよっと時間が足りないんで、教育問題については別のところでまた話をさせていただきます。

それから、財団の問題についてですけれども、この一月の議会の答弁、こういうふうに答弁されたと思うんです。これは市長がされたんですけれども、「患者に支障を生じないよう事後対策を県市と協議をする」と、いま答弁の要旨は「県当局と連携を密にして患者対策をするんだ」と、こういう答弁なんですけれども、一番公害患者を抱えておる四日市としてどうするかという方向が出てこない、どういうふうにしてこれ連携をとっていくんか知りませんが、それでも、そのとこをもう一回答弁をいただきたいと思えます。

それから、患者の側から初期の段階でずいぶん要求をしましたりハビリテーションの問題とか、夜間診療の問題、一体どういふふうにするかという問題が取り扱われてきたのか、今後の見通しは一体どうなっているのか、そういうことを含めて答弁をいただきたいと思えます。別な言い方をしますと、たとえば財団をつくって企業からお金を集めて公害患者の方に渡していくと、一面そういうシステムであるわけですけれども、もしこの財団をなくすと一体どこが金を集めて、だれが渡しに行くんだと、こういうことなんか考えていきますと、市の立場からすれば、むしろ財団が残った方がやりやすいはずなんです。それについてこの前質問させていただいてから一年近くなるんですが、なおかつ事後対策を県市で協議するということ答弁ではちよっと納得いきませんので、その点答弁していただきたいと思えます。

○副議長（長谷川鐸元君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 財団の定款によりまずと、先ほどの指摘にありましたように、ことしの三月までであるということでございますから、三月以降どうなるのかということとは皆さんご心配になってみえるところでございます。

そこで、ただいま指摘のありましたいろいろな問題を含めまして、三月以降に患者対策にマイナスになることがないように、われわれとしては県の方と現在の段階で事務的に詰めているところでございますので、いましばらくどうするかということについての具体的なお答えは留保させていただきたいと、こういうふうに思います。以上でございます。

○副議長（長谷川鐸元君） 小林博次君。

〔小林博次君登壇〕

○小林博次君 三月以降ということとはわからぬことではないんですけれども、いままでの流れの中で、終わってから何かしてよろしいというほど市の方は信用されてないと思うんです。県も同じだと思うんです。そういうことを踏まえて判断するならば、それ以前にこういうふうな方向なんだということを先に提示していただかないと、答えにならぬと思うんですけれどもね。それから、時間がないからあと福田議員にバトンタッチさせてもらいますけれども、もうちょっと血の通ったといえますか、長いことほったらかしておいて、後ろにもいっばい見に来て、それでもなおかつねばるといふ姿勢をやめていただいて、少なくとも四日市できちっと処置をして県に働きかけるといふ姿勢だけ堅持をさせていただければ、最前堀議員が言われましたように、感謝の一言もここで申し上げることができると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。終わります。

○副議長（長谷川鐸元君） 福田香史君。

○福田香史君 初めに、五十三年度予算について質問する予定でしたが、すでに私がやるまでに六人の議員さんが五十三年度予算編成に当たって質問をいたしますので、私は一点だけ特に本年度重点的に取り組んできました問題点、これは来年度も継続して重点施策として取り組んでいく考えはあるかどうか、それだけをまず最初にお聞きしておきたいと思えます。

次に、市長の公約の実現について質問いたしますが、昨年のきょうは市長は公約をひっさげて市民の前でいるんな公約をしてまいりました。あと三日でちょうど一年になるわけです。四分の一を過ぎようとしているきょう、公約の四分の一はできたでしょうか。四年間でやればいいという考えでおるんではないでしょうか。これから申し上げますことは、市民がいますぐにやっってはしい、こういう問題を提起いたしますので、意のあるご答弁をお願い申し上げます。

第一に、経験をもとにして対話と調和の市政を実現する問題であります。市長は、現在市民の中で問題になっておる浜田地区の歩道の問題、これは昨日も出ておりました。また、近鉄の四日市の北口の道路計画の問題、これについても一軒のために計画が進まない、こういう問題、また地元でありますところの塩浜駅の西口駅の設置の問題であります。これはそれぞれ市民の強い要望の問題であります。対話と調和で実現できる問題ではないでしょうか。私は要望にこたえられるような問題が実際に累積しているわけです。しかしながら、対近鉄なり、あるいは地主なり、あるいは住民こういう中で、市長は対話と調和ということだけでこの問題を解決するお考えでしょうか、この点についてお伺いしておきます。

次に、人間を基本理念とする行政とありますが、この一年人間尊重を基本理念とする行政としてどのように取り組んできたでしょうか。この点をお聞きしておきたいと思えます。

次に、福祉の充実など五項目について質問します。

まず第一に、福祉行政の充実、社会的弱者救済について伺います。

昨日も出ておりましたが、福祉行政の中で老人対策について全般的な対策を今後どうしていくかとするのか。昨日の質問の中でも、入浴の問題が出ておりました。二カ月に一回入る、こういうことではなくして、現在のこのような対策で満足できるようなものではないと思えます。福祉行政の実現と言えるまでに、具体的に計画対策はされておるのでしょうか、この点をお伺いしたいと思います。

次に、社会的弱者の救済の問題でございますが、私は、社会的弱者の中で、日の目を見ない弱者がおります。これは全国に先がけて四日市でぜひともやっていただきたい、これはどういうことかといえますと、母子家庭ということになれば、国もあるいは県も市も取り組んでおります。しかしながら、父子家庭というのは、父親と子供の家庭というのは、何らその手を差し伸べようとしておりません。私はある家庭を見たときに、お父さんは子供たちを学校へやるためにご飯炊きをし、あるいは学校の参観日にもお父さんが出ていかないかぬ、また仕事から帰ってくればご飯炊きをする、こういう状態が続いておる家庭があります。これらは何ら国、県、市にしても手を差し伸べようとしていないのであります。私は母のない家庭、最近は何ら家庭不和の中から蒸発する人もあるし、あるいは亡くなられた人もおります。しかし、家庭にとってみれば、一家の母というものは子供を細かくめんどろを見る母親であります。しかしながら、再婚しようと思っても子供がおり、あるいはなかなか事情が許さない。こういうことで結婚あるいは家庭がおもしろくない暗い家庭になっておる、こういう現状があります。こういう点を市長は受けとめて聞いたり、あるいは見たりしたことがありますか。もしこの問題を受けとめていただくなら、何らかの手を差し伸べていただきました

い、このように思いますので、この点についてご答弁をいただきたいと思ひます。

第二に、教育文化の振興、青少年の健全育成についてでございます。

総合文化会館の早期実現と青少年健全育成の確立、特に最近は青少年の非行化は年齢的にも低年齢層に変わってきております。この点について、行政指導が強く要望されており、地区社協の中でも取り組んではおりますが、余りにも補助金、予算、これが少ないためになかなか対策が講じられない。今後青少年非行防止にどう対処していくのか、伺いたいと思ひます。

特に文化対策について伺ひますが、市制八十周年を記念して総合文化センターが検討されているはずですが、文化的要素の少ないと言われる四日市ですから、経常的な考え方で予算のばらまきをやるのではなくして、百年待ってもできないようなやり方ではなくして、文化不毛都市の汚名を返上するためにも思い切った予算を組まれることを期待しております。特に、市民が請願、陳情などが多く出てきていることもご承知のとおりであります。前進的な答弁をお願い申し上げます。

第三に、生活環境の改善と、特に下水道整備の問題、あるいは河川改修等排水対策の推進であります。

余り幅広くどれから取り上げてよいかむずかしい問題です。しかしながら、都市下水を一つ取り上げてみたいと思ひますが、中心部の排水は何一つ心配はなく排水できる状態になっております。しかしながら、市中心部から離れた地域になりますと、下水を排水するところもなく、また農業排水路の中へ流せば農家の方から苦情が出る、こういうところがあるわけです。これらの対策をなくして生活環境の改善とは言えないでしょう。私は同じ市民でありながら余りにも差があることを、今後どうしてこの問題と取り組んでいこうとしているのか、この点をお伺ひしたいと思います。

大きな河川の改修についても、災害が起きてからでなくては手がつけれられない、これが現状ではないでしょうか。市民にとって消火栓の補修、改修を強く望んでいるところでもあります。これらを早急にやるべきであります。本年度は幸いにして大災害はなく河川改修、排水対策も大きく前進しております。来年度も大幅な予算を計上する考えはあるでしょうか、この点も伺ひたいと思ひます。

第四に、活力と魅力ある都市行政の推進であります。

活力と魅力ある都市とは、理想的なことではありません。現実にはなかなかむずかしい問題です。四日市は公害都市として有名になりました。これは産業優先の市政ではなかったでしょうか。いかにして活力と魅力ある都市にするには、他市と変わった施策がなければだめでしょう。市長は活力と魅力ある四日市をつくり上げる目標をどこに置いているのか、四日市の地場産業をどのように育成していくのか、またきょうの質問にもありましたように、農業問題は質問が出ておりました。しかし、漁業問題についてこの一年間の中でどのような対策が行われたでしょうか。二百カイリ時代を迎えた漁業の問題、沿岸漁業をいかにして育成していこうとするのか。後継者問題一つ取り上げてはいないでしょうか。こういう問題をお聞かせ願ひたいと思ひます。

第五に、基本計画、総合計画の推進であります。五十三年度で基本計画は終わりますが、今後具体的な基本計画の見直しについてどのようにしていくのか、また、どの時期に市民に対して発表できるのか、こういう点も伺ひたいと思ひます。

次には、四日市の加藤市政の中でベストメンバー、こういう形の中で理事者の方がずっと座っておりますが、私は来年度予算に関係いたしますので、なかなか答弁にはむずかしいと思ひます。しかしながら、担当理事者として、この一年間市民から要求があった問題点、あるいはこれだけではどうしても取り組んでいかなければならない、これは

特に予算が伴う問題ですからむずかしい問題ではあると思いますが、一言ずつ所信を表明していただきたい、このように思います。

次に、公害、工場災害について質問いたします。先ほど小林君も財団関係の問題について質問いたしておりますので、私はあえて追及をしようとは思いませんけれど、ただ一つ市長の患者に対しての対策の考え方、県に対してどう求めているのか、これを聞きたいのであります。私は、それなくしてやはり四日市の二十五万市民の代表である市長とは言えないんじゃないでしょうか。私は、この辺を、一市民として、はっきりと公害患者の人たちの立場に立って県、国に対して求めていき、この考え方をはっきりと表明していただきたい、このように思います。特に出ておりました問題は割愛させていただきます。

次に、患者救済についてですが、これは私は、原告自主交渉患者についての救済処置の問題でございます。

これも議会の中で何遍となく問題に出されて、いつになるのか、どうなるんだというようなことが追及されておりますが、原告患者の救済措置は、すでに五十三年度実施されると聞いておりますが、具体的にこれを説明していただきたい。特に原告自主交渉患者は全国の大气汚染患者の救済の土台をつくった人たちです。意のある答弁をお願い申し上げます。

次に、工場災害についての質問をします。最近特に工場災害が多く発生しております。これは昭和三十年代に創業された工場の事故の発生率が高いということです。創業されてから二十年以上経過しているプラントなり、あるいはタンクがございます。これは老朽化したせいではないでしょうか。こういう点を伺っておきます。各企業は老朽化したプラントや、あるいはタンクをどのように新設、あるいは修理、こういう計画をされているかお聞きしたいと思います。特にスクラップ・アンド・ビルドにするのか、あるいはスクラップ・アンド・スクラップにするのか、この辺

を各企業の計画を行政としてどの程度把握されているか、伺っておきたいと思っております。

これらの問題は四日市にとって大きく変化またしてくる問題であります。さきにも述べましたように、活力と魅力ある四日市の将来をどう考えていくのか、重大な問題であります。市長はこの問題についてどう考えておられるか伺います。最近の事故においては大協石油の流出事故、あるいは昭石の軽油タンクのひび割れ、こういう点が指摘されております。中には工場内での老朽化によるところの負傷者が出ておる、こういう問題点もあります。参考のために申し上げますけれど、昭和石油は三十三年、三菱油化四日市三十四年、旭工場は二十三年、あるいは化成二十八年、モンサント二十七年、合成ゴム三十四年、三十五年、石原産業十六年、大協石油十八年と、これは昭和の年代でもいまからさかのぼりますと二十年以上たった企業が操業しているわけです。定修等において補修は行っておりますけれど、このプラントが今後どう改善されていくのか、あるいは企業の考え方をどう把握されているかということをお聞かせ願いたいと思っております。

次に、薬品管理の問題でございます。これは新聞紙上でも過日合成ゴムの研究所から青酸カリが盗まれたる件がございました。これがもし私たち市内の中で悪用され、また命を危険にさらされるようなところに投げ込まれたりなんかしたらどうでしょうか。私は大変なことになると思います。これは企業の問題ですけれど、市行政の薬品管理について私はお伺いしたいと思います。市の中でもいろんな薬品を使っている現場事務所がございます。こういう点の薬品管理はどのように点検されておるか、あるいは行政指導は企業に対してできるのかどうか、事件が起きてからでは遅いと思いますので、こういう点を明らかにしていただきたいと思っております。

まず第一回目の質問を終わります。

○副議長（長谷川鐸元君）

市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 福田議員のご質問にお答えを申し上げます。ご質問が非常に幅広く各般にわたっておりますので、あるいは漏れることがあるかもしれませんが、その点はあらかじめご容赦をお願い申し上げます。

まず最初の公約という問題に関連をいたしました。具体的な問題を幾つかお挙げをいただいたわけでございますが、具体的な問題の解決へ向かっての対策ということについては、それぞれ関係の部長より触れてもらうことといたしまして、私自身の昨年市長選挙に立候補いたしました当時の市民の皆様方にお訴え申し上げた主流といえますか、基本といえますか、これは現在行われておる四日市の市政の方向というものは、昭和四十七年七月に判決がおりました公害裁判の判決の中に書かれておりました地方自治体行政に対する裁判の内容というものを踏まえまして、それまで四日市市が歩いてきた行政の方向というものを大きく転換させました。以降は人間尊重ということで、そこに住み働く市民の方々が明るく楽しい生活が営まれるように、福祉都市を建設していくんだということで、基本構想というものが昭和四十九年度を初年度といたしましたスタートをいたしましたのでございました。この四十九年以降大きく行政の方向というものが転換をされました。したがって、この方向は今後といえども守っていくかねばならないし、またそこに盛り込まれた計画を遂行していくことが本当の意味での四日市を明るくしていく道であると、したがって、私はそういう方向について、現在四日市にある基本構想の線を守りながら今後の市政を進めてまいりたいということをお訴え申し上げたのでございます。幸いにいたしました。市民の大方の皆様方の大変なご支援によりまして、昨年の暮れ市長に就任をいたしましたから、忠実にこの基本構想の線を守りながら行政を運営してまいりましたつもりでございます。具体的に特にその中で私が申し上げましたことは、福祉行政の充実ということについては、今後の福祉行政のあり方ということも、昨年もそうございましたが、現在におきましてもいろいろと全国で議論が沸騰をしておるところでございます。

すけれども、やはり弱者対策ということがまずきめ細かくなされなければならないということで、就任をいたしましたから相対きめ細かく福祉対策というものを進めようということで努力をいたしましたつもりでございます。もちろん、福祉行政というものは終わりがございません。やればやるだけ市民生活というものが全体明るくなっていくわけでございますから、毎年着実にこれを進めていく以外にないというふうに考えておる次第でございます。老人対策にいたしましたも、あるいは各種の障害者の方々の対策にいたしましたも、さらには母子家庭の対策にいたしましたも、あるいは母親のない父子家庭と申しますか、そういった方々の対策にいたしましたも、目立ったはな事業ではなくても、じみちに一步一步そういう方々が前進をしていただけるような対策を立ててまいること、一番私は必要ではないかというふうに考えておるのでございます。したがって、ことしの三月以降非常にわずかではございますが、少しずつこれらの対策を前進させてきたつもりでございます。これは予算書等を十分お振り返りいただければご理解をいただけるものだというふうに確信をいたしております。

また、父子家庭、父親だけの家庭ということについても、私自身十分承知をいたしておりますし、現にここでこういうことを言うのはいかかと思えますが、私の地区でそういう方からずいぶんご相談を受け、それなりの努力をしておりますのでございます。もちろん父子家庭全般に対してどう対処していくかということについては、まだこれからの課題として取り上げて進めてまいらねばならないというふうに考えておる次第でございます。

さらに第二番目の教育文化の振興、特に四日市で立ちおかれておると思われます文化対策としての総合文化会館の建設につきましては、すでに一千万円という調査費をお認めいただいておりますので、現在どういうものをその中に盛り込むかということについて、事務局の方で方向づけを急いでおるのでございまして、実際にこれを建設するという段階になりますと、来年度実施設計を組んで再来年以降になろうかというふうに思うのでございますが、かなり多

くの金額になる予定でございます。さらに青少年の健全育成ということは、福田議員は十分ご承知のとおりでございます。過日も青少年対策協議会におきましても、市民会議というものを結成して、自主的に各種団体が寄ってこの青少年を健全に育成をしていくための方策、あるいはPR等について進めてまいろうというお話し合いがすでに進められておるのでございまして、私はそういった面に大いに期待をし、それらの運動を行政的に支援できる限りにおいてご支援を申し上げてまいりたいというふうに考えておるのでございます。

それから、生活環境の改善でございますが、この中で特に今年度から重点の事業として取り上げておりますのは排水対策の問題でございます。この予算を見ていただければ、きりぎり理解がいただけるというふうに思うのでございますが、常習浸水地帯を解消いたしますために、膨大な予算をつぎ込んでおるわけでございます。さらに国の第一次の景気浮揚、あるいはただいま国の方から要請を受けております第二次の景気浮揚につきましても、これらのチャンスを的確にとらえまして、対策事業が一日でも早く完成をするようにということで、その方向に向かって努力をいたしておるのでございますが、中小河川の改修につきましても、すでに三十億以上の金をここに つぎ込んでまいっております。もちろんそういった河川、あるいは主要幹線の事業だけでは、現実に市民の方々が大雨が降ったときに困るといふことで支派線の整備についても予算の許す限り事業を進めるといふことで今日の状況ではやや私の見る限りでは下水道部、あるいは土木部がパンクするのではなからうかという心配さえいたしておるのでございます。そういったようなことで、この面につきましては、特に排水対策ということを中心にして仕事を進めておるのでございまして、来年度以降についてもこれらの事業は途中でやめるわけにはまいりませんので、同じような方向で考えていかざるを得ないかというふうに思っておる次第でございます。

次に、活力と魅力ある都市、特に地場産業ということでございますが、四日市市におきます地場産業と申しましたも非常にたくさんございます。製造業で言えば、いわゆる地場産業と言われる万古製造業、あるいは網の製造業、あるいは炒粉の製造業、その他鉄工関係にいたしましても中小の企業の対策というものを従来とも進めておるのでございまして、こういったような事業は今後も後へ退くことはできないというふうに考えて大いに振興をしてまいりたい。

漁業問題にどのように対処しておるのかということでございますけれども、現に四日市地区におきます沿岸漁業対策については、それぞれの組合の方々と十分お打ち合わせをしながら進めさせていただいておるといふのが今日の現状でございます。また、そういった漁業を進める上においては、ただ単にとってくるということだけではこれは問題の解決になりません。やはり流通機構を整備してまいるということは、一方で消費者の問題でもございまして、一方で生産者対策でもあるわけでございます。そういったチャンスを通じながら漁業関係者の育成を図ってまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

それから、さらに総合計画の見直しをどのような時期にやるのかということでございますが、これはすでに何回もご答弁を申し上げておりますように、五十三年度というものが現在策定をされております五カ年計画の最終年度に当たるわけでございます。したがって、五十三年度中には次の計画を明確に打ち出せないと、五十四年度以降の事業というものに差しさわりが生じてまいるということでございますので、その策定を五十三年度いっぱいまで終わらねばならないというふうに考えております。そのための対策といたしまして、けさ午前中の金森議員でございましたかのご質問にもお答えを申し上げたとおり、懇話会を来月早々には発足をさせながら問題を整理してまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

以上、昨年度私が公約というほどのものではございませんけれども、市民の皆様方に訴え申し上げた事柄に対して、

今日まで対処してきた概略を申し上げたつもりでございます。

なお、これらの事業を進める、あるいは連帯と協調ということが言われておりますけれども、そういった方向づけをしてまいるために、地域社会づくりということを私は強調してまいりましたつもりでございます。そのための事業というものは、やはりまずは地域市民センターづくりを急いでいかなければならない、これは来年度以降においていまいしスピードアップができるような配慮をしまっているつもりでございます。さらに今年度機構改革を行い、市民部を創設いたしましたのは、そういった面を重点的に考えているから行った改革でございます。こういうようなことについて十分ご理解をいただきたいというふうに思う次第でございます。

それから、工場災害等については、消防長の方からお答えを申し上げたいと思っておりますが、今日四日市にあります企業が大変な不況をこうむって、地盤沈下をしつつあるというのは覆いがたい現実ではなからうかというふうに思う次第でございます。で、このままに放置しておいてよいものかどうかというふうには私も考えておりません。これからの方向につきましては、それぞれの関係者と十分協議を尽くして、四日市の活力が落ちないように、あるいは工業力が落ちないように、努力をしまいたいというふうに考えておる次第でございます。

それから、最後に、公害患者の方々の救済につきまして、特別救済措置についてはさきの九月議会でその概要のご説明を申し上げたわけでございますが、その後環境庁及び公害健康被害補償協会と具体的な事務の進め方について協議をいたしました結果、四日市市と企業六社が協定書を締結いたしましたして、原告患者及び自主交渉患者を公害健康被害補償法に準じて救済をしようということで見えております。実施については、特別救済措置要領を定めまして、五十三年四月から該当者の方々に給付を開始する予定にいたしております。等級の審査等につきましては、医師会等のご協力をいただきまして、特別審査会を設置いたしまして、給付開始までに審査を実施するという運びになってお

るのでございます。また、患者の方々には、近く具体的な手続等についてご説明を申し上げる予定にいたしておりますので、ご協力をお願い申し上げますと存じます。

私から以上ご答弁を申し上げます。

○副議長（長谷川鐸元君） 暫時、休憩いたします。

午後三時十四分休憩

午後三時三十二分再開

○副議長（長谷川鐸元君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

三輪助役。

〔助役（三輪喜代司君）登壇〕

○助役（三輪喜代司君） 福田議員の方から各担当者にいろいろの五十三年度に対処する所信についてどのような考えておるかということがございます。したがって、私も担当助役の一人といたしまして、私の担当しておる部門についての非常に抽象的になるかも知りませんが、お答えをさせていただきますかと思っております。

ただいま市長は福田議員のご質問に対しまして、人間尊重を理念とした市行政を推し進めていくんだと、そのためには、いわゆる基本構想に定められておるものを十分尊重しながら今後とも市民のための市政を進めていくと、簡単に申しますと私はそのように受けとめておりますし、また、基本構想自体もそのような表現でいろいろな具体的な事項を書き、また、皆様方のご承認を得ておるのでございますが、これを推し進めていくためにはいろいろな事業がございます。私の担当といたしましても人事問題、あるいは財政の問題、あるいは福祉の問題、あるいは病院のいま大

きな事業でございます建設問題等々いろいろな事業がございますが、私といたしましては、今後とも加藤市政が市民のための市政である加藤市政のカラーをよりよく出していくために、この基本理念をよりよく出していくために、微力でございますが一生懸命努力をしてまいれる所存でございます。したがって、私自身といたしましては、そのような方向で今後とも十分努力をしていくつもりでございますが、非常に微力でございますので、また皆様方からのご助言なりご批判なりご協力を特にお願い申し上げます。具体的にはいろいろございます。しかしながら、ただいま各部におきまして五十三年度予算の編成をいたしております。これの調整の中におきましても今議会、あるいは前々の議会等々で市長がいろいろとご答弁を申し上げており、また皆様方からいろいろなご意見なりご要望なり出ておりますが、こういうものを十分しんしゃくいたしまして調整をし、市長の査定を受けるような方向に持ってきたいと、このように考えておりますので、よろしくお願いをする次第でございます。

次に、これとは違ひまして、薬品の管理の問題が出ておりますが、この毒物、劇物に属する試薬につきましては、毒物及び劇物取締法によりまして取り扱い等が規定をされまして、取り締まりにつきましては三重県の保健衛生部、すなわち保健所がその事務を所管しております。製造販売に当たりましては保健所への登録を必要としておりますけれども、試験研究機関等については届け出を要しないことになっておるのが現在の制度でございます。本市における劇物、あるいは毒物を取り扱っております部局についての保管は、施錠した保管庫に責任者を定めまして保管いたしており、受け入れ、あるいは使用等につきましてはその都度受け払い簿で整理して取り扱いの厳正を期し、ただいまご指摘のございましたような問題の起きないように今後とも注意をしてまいります。どうかひとつよろしくお願いいたします。以上でございます。

○副議長（長谷川鐸元君） 坂倉助役。

〔助役（坂倉哲男君）登壇〕

○助役（坂倉哲男君） ただいま三輪助役の方から前段をやっていただきましたので、あと非常に困るわけでございますが、ただいまのご質問の五十三年度予算編成をするに当たっての理事者の考えということで受けとめております。これにつきましては、すでに市長がこの議会でたびたびお答え申し上げておりますように、市の総合計画の中で四つの柱を基本理念といたしまして行政を推し進めていきたいというふうな考え方でございます。助役の立場といたしましては、市長をフォローいたしましたして、これを具現するための努力を重ねていくというふうにご考えておるわけでございます。また、私は四部を所管しておりますが、そのうち三部が都市の建設等に当たる部でございます。したがって、私の主たる任務は、四日市のりっぱな都市計画に従ってその成果を着々と上げていくことだと思っております。都市計画と端的に申し上げますと、働くこと、あるいは憩うこと、住むこと、この三つの人間にとって必要なリズムを満足させる都市機能をつくるということ、あるいは安住性を持った都市をつくるということがやはり都市計画の本来の姿かというふうに思うわけでございます。こういう意味から、非常に都市計画は長期的な展望に立たなければなりません。したがって、その中で積極的な手法として、あるいは建築指導等によってスプロール化を防ぐという形でもって都市の整備を進めていきたいというふうにご考えておるわけでございます。その中で特に市が公共事業として主力を置いておりますのは、いままでご説明がありましたように、浸水対策としての下水道事業でございますが、これは当然全体の完成を目的に今後とも進めるわけでございますが、なおもろもろの事業につきましては、こういう社会情勢でございますので、全般的に手をつけるというのは非常に問題があるかと思っております。十分住民のニーズを集約しまして、選択して事業を進めていきたいというふうにご考えております。以上でございます。

ます。

○副議長（長谷川鐸元君） 教育長。

〔教育長（山鹿静夫君） 登壇〕

○教育長（山鹿静夫君） 就任しましてから最初の当初予算編成でございますので、最大の努力をいたしたいと、そういう決意しております。教育の分野はずいぶん広いわけでございますが、特に学校の施設、設備、備品の充実、これは父母負担軽減につながろうと考えております。

それから、機構改革を含めまして社会教育体制の確立とその施設の拡充、学校開放等も含めまして一般スポーツの振興、あるいは青少年の健全育成といったことに配意をいたしたいと、そう考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○副議長（長谷川鐸元君） 消防長。

〔消防長（松村佳美君） 登壇〕

○消防長（松村佳美君） 消防の方の五十三年度におきます重点施策という基本的な考え方につきましてお答えをしたいと思ひますし、工場災害等につきましてもお尋ねがございましたので、これもこれと同じにひとつお答えをさせていただきますというふうに思ひます。

消防の方といたしましては、第一点はもう予防消防の徹底ということでございます。その一つは、石油コンビナート等の総合防災体制を強化してコンビナート等からの災害を防止していくということがその一つでございます。その中の一つは、防火管理体制等を強化いたしましたして、現在不特定多数のものを収容する複合用途ビル等の建築物に対する予防査察を徹底いたしまして、消防用設備等の保守体制の確立を図りまして、予防消防の徹底を期していきたいと

いうことでございます。

第二点は、迅速的確な初動活動体制を確立していきたいと、こういうことでございます。その中の一つといたしましては、何と申ししても消防資機材の整備充実と救急業務体制の強化ということを考えて仕事をいたしております。

第三点は、内部の問題でございますが、消防職員の処遇改善と施設の整備、こういうことを重点に置きまして職員の資質向上、その他の処遇改善等に努めるということにおいて仕事をいたしております。特に最後でございますけれども、何と申ししても消防防災という仕事は、市民の皆さんのご理解とご協力というものがなければというい砂上の楼閣に終わるのではないかという気がいたしますので、市民の皆さん方の各別のご理解を得るような体制づくりなり、自主防災づくり懸念に努力いたしておるのが基本的な考え方でございます。以上でございます。

なお、福田議員からお話のございました工場災害につきましてお答えをさせていただきますと思ひます。

ご指摘のとおり、当地にコンビナートができました大変長年の経過をいたしております。二十年以上経過しておりますのでございまして、その間施設の大型化、あるいは複雑化ということでございます。危険物施設の数も約二千件というふうな膨大な数に及んできております。こういうような状況でございます。工場施設の災害防止につきまして法令基準であるとか、その他行政指導により綿密厳正なチェックを行うとともに消防職員による立ち入り検査及び事業所の自主検査、それから日常におきます外観検査等の強化を図りまして災害が発生した場合、特に被害の拡大が予想されます特定屋外タンクにつきましては、毎年一回以上事業所に沈下測定を指導し、その結果不等沈下となるタンク、あるいは設置後多年を経過したタンクにつきましては、毎年一回以上事業所に沈下測定を指導し、その結果不等沈下となるタンクなどいたしまして危険物施設の安全対策を積極的に進めてまいりました。また、法制面におきましては近年の石油コンビナート災害の特異性から昨年から本年十月にかけまして防災法の施行、消防法の改正等大幅な整備がなされ

まして、今後数年間にその改善措置の完了が必要となっております。その主な内容としましては防災法では自衛共同防災組織、防災資機材の設置、あるいは流出油の防止堤、消火用の屋外給水設備、通報設備等々を特定防災施設の整備充実でございまして、このうち防災組織と体制整備につきましては本年の七月までに完了いたしております。また、消防法関係につきましては保安距離、保有空地及び防止堤の構造基準が強化されましたほか、一千キロリッター以上の特定屋外タンクの設置変更工事に係る審査、検査基準というものが強化されましたし、特に一万キロリッター以上の大型タンクにつきましては、十年に一回内部開放点検が義務づけられました。これらはともに行政機関が行う検査が必要となりますけれども、本市といたしましては基礎であるとか地盤及び溶接部など専門技術が必要とする部分の検査につきましては技術専門機関である国の危険物保安技術協会に委託して実施しております。このほか一千キロリッター以上の特定屋外タンクはタンクの規模に応じまして五年ないし十年に一回以上の自主開放検査が制度化されておりまして、この検査は事業所が第三者である専門業者に依頼して行っておる現状でございます。現在タンクが大変問題になりますので、私どもの方で掌握しておりますのは、コンビナート地域内で合計一千三百十五基のタンクがございます。その中で一千キロリッター未満が九百九基、一千キロリッターから一万キロリッター未満二百九十四基、一万キロリッター以上が百十二基でございます。このうちで、昭和三十三年までに設置されましたタンクは一千キロリッター未満が五十八基、一千キロリッターから一万キロリッター未満が七十六基、一万キロリッター以上十基と合計百四十四基になっております。それから三十四年から四十三年に設置されましたタンクは一千キロリッター未満が三百二十四基、一千キロリッターから一万キロリッター未満が百二基、一万キロリッター以上が六十七基、合計四百九十三基でございます。それから、四十四年から五十二年、現在まででございますけれども、残り数がちょっと計算が記載しておりませんが、あと三十三年までと三十四年から四十三年までを合計したものが出てまいっておりますので、

四十四年から五十二年までの分につきましてはこれらの合計数を差し引いたものが四十四年から五十二年までになっておるということでございます。ちょっといいますと計算できませんので大変恐縮でございますが、後刻計算いたしました。そのようにいたしましたして、私どもといたしましては、タンクの年数実態を詳細に掌握いたしましたして、そのうち現在まで開放検査を行いましたのが一千キロリッター未満につきましては十四基、一千キロリッターから一万キロリッター未満が五十七基、一万キロリッター以上のもにつきましては十三基のタンクの内部開放点検を終わっておるわけでございます。これらにつきましては再度使用できると、あるいは支障がないというものにつきましては再びタンクを使用しているわけでございますけれども、その過程にはいろいろ厳密な先ほど申しましたような検査過程を経まして施設の使用をやっておるといふことでございます。このようなことでございますけれども、先ほど来、ご指摘がございましたように、最近一、二事故が発生いたしておりますけれども、この事故の原因につきましては徹底的に究明いたしましたして、企業側に対して警告あるいは改善指示など必要な行政措置を厳しく行いまして、事故の再発防止を図っております。しかし、一面本年の事故を顧みますと、損害額もきわめて軽微でありますし、被害を他に及ぼしたものがほとんどないというのが実情であります。このことは各事業所においてこの監視作業等に従事する防災要員等の事前の努力の成果によるものがあると思われまので、これらのものに対しましては、その業績を評価する措置を講じさせ安全意識の向上と事故の事前防止に役立てていきたいというふうにも考えております。

今後の方針といたしましては、法令改正に伴う諸対策の実施促進は当然のことでございますけれども、特に事故事例から見まして、年数を経た施設を対象に重点的査察を実施いたすとともに自主保安検査の強化を図るほか、事業所等危険物保安技術協会等との間にタンク補修についての技術援助の指導を積極的に進める考えであります。また、補修を行ったタンクにつきましては補修前後の環境変化等も考慮いたしまして監視体制の強化と確実な実施を指導す

るとともに、危険物施設全般にわたる安全管理の徹底を図るなど、諸対策を強力に推進いたしましてコンビナート災害の防止に万全を期する所存でございます。

以上のようなことでございまして、私どもといたしましても、施設等につきましても、十分に実情を踏まえまして、掌握を怠ることなく計画的なそういった補修なり維持管理体制の万全を期していくように指導していきたいと、かように考えている次第でございます。以上でございます。

○副議長（長谷川鐸元君） 福田香史君。

（福田香史君登壇）

○福田香史君 助役の方から答弁をいただいて、皆さんの前で来年度予算についてはご披露していただけると思っておったんですけど、まとめていただきましてあと部分的なかつこうで考え方が出てまいりましたけれど、現実的にはやはり来年度はうまの年でありますし、駿馬のごとくひとつ市民の要求にこたえられるような予算編成を各担当理事者は市長に向けて出していくと思っておりますので、市長の方で十分そういう点をくみ取っていただきまして、予算編成に当たっては市民本位の予算編成をしていただきたい、このように思います。

それから、消防長の方から詳しく出ておりましたけれども、一遍聞くともうここへ出てくるまでにわからないような説明でございまして、できることなら資料をいただきたいと思っております。ただ問題は、工場災害が起きたときに問題なわけですけれども、新設なり、あるいは定修、事故が起きた後、あるいは事故前の問題、こういう点については心配な問題が一つあるわけです。これはですね、工場災害が起きる前に機械がとまっておって、それを消防隊員が立ち入り調査をして検査する、こういう問題があるわけです。その段階で調査後事故が起きた場合の事故の責任、行政側の立ち入り調査を受けて認可をもるた、こういう問題が出たときに責任はどこにあるのか、こういうことを企業

の方から言われた場合に、消防あるいは防災対策の中でどう対処していくのか、こういう問題はこれは大きな問題になると思われますので、ひとつ十分の問題についての対処の仕方を考えていただきたい。

それから、五十三年度原告救済開始に伴い、また、自主交渉患者の扱いについての問題でございますけれども、先ほど詳しく説明はされておりますけれども、特に自主交渉患者の問題については、六社と協定書が結んであるわけであります。この関係についてはどのようなようになっていくのか、その辺の問題をやはり今後話を詰めていく段階で十分にこれは考えてもらわなければならぬ問題だ、話し合いをしてももらわなければならぬことだと思っておりますし、今後その問題についてはげたを預けたいと思っております。

それから、財団関係の問題については、来年三月以降の問題としては県あるいは市と財団こちら辺で話し合っているという問題ですけれど、特に財団が解散するという考え方があるのかどうかという、また、延長するのとかどうかという問題は問題ですけれど、どのような形に変わろうと患者にマイナスにならないような話し合いが持たなければならないと思っております。これは次の三月議会までに具体策をやはり示していただきたいと思っております。

それから、父子家庭の問題ですけれど、市長は相談に乗って努力してきたというような答弁をされておりますが、これはやはり市条例の中でもはっきり明確にしていくな必要があるんじゃないだろうか、母子家庭の問題はやはりそのような明確さがあるわけですけれど、今後この問題についてのどのような内容でやっていく考え方があるのか、この辺ももう一つ伺いたいと思っております。

それから、老人福祉対策、これはきめ細かくやることだということですけれど、昨日も出ましたように、せっかく入浴車をつくっても、現在入浴制度を扱っておるのが全市の中で八名だと、八名が一週間に一遍ずつ行くと二カ月に一遍きり入れない、こういう体制だということなんです。こうなるとやはりきめ細かいとは言いがらも、形だけは

できたけれども中身が伴ってないと、こういうことになりますし、四日市の寝たきり老人は多数おって家におりたいというような気持ちですからこの体制は充実してもらいたい。

それから、文化会館の件についてですけれど、気の長いようなことを言うてなくて、やはり八十周年を記念して皆さんが期待しておる問題を早期実現しておきたいと思えます。以上で終わりたいと思えます。

○副議長（長谷川鐸元君） 山本 勝君。

（山本 勝君登壇）

○山本 勝君 四点にわたって通告をいたしてございますが、順に従って質問いたしたいと思えます。

まず、仮称であります、スポーツ災害共済の実施についてであります。最近スポーツに親しむ人口がふえてまいりまして早期マラソンからテニス、バレー、あるいは野球など多くの種目にわたって市民参加のスポーツが盛んになっており、野球、テニスなどは施設の不足が強く訴えられている状況にあります。また、地域におけるスポーツも地区協などが主催する運動会、あるいは育成会などが主催するソフトボール、あるいは野球大会などが住民同士の交流の場として重要な役割を果たしております。本年もほとんどの地区で運動会などが開催されました。このようにスポーツ熱が高まることは非常に喜ばしいことであり、さらに高揚を図っていかなきゃならぬと思うわけでありますが、その反面困っている問題があります。それはせっかくの行事に参加したために不幸にしてけがなどを負ったときの処置の問題であります。本年における運動会、球技大会などのけが人がはざっと調べただけで富田地区の十二件、三重地区の五件をはじめとして三十件に近い事故が発生をし、それぞれの主催者は見舞金とかあるいは補償の話などで苦慮いたしておるのが実情であります。一部の地区では保険会社との話し合いで一日保険などに入って万一に備えたという例もありますが、多くの場合はそれぞれが加入する医療保険、これは市民の方であります、医療保険などで措

置されており、主催者に対する苦情が絶えない、こういう状態にあります。このような行事に参加するときは、万一のときは割り切って参加すべきだと、こういう声もありますけれども、市民のスポーツを高める立場で考えたとき、いま市が実施している、たとえば交通災害共済と同じような共済制度を新しくつくって主催者の負担を軽減し、さらにスポーツの振興を図るべきではないかと考えるのであります。市長はどういうふうにお考えになりますか、お尋ねをいたします。

次に、北勢沿岸流域下水道事業についてであります。北勢沿岸流域下水道事業の問題については、昨年九月の定例会で質問をいたしておりますが、すでに一年以上経過いたしておりますので、その後の経過を含めてお尋ねをいたします。

昨年九月の一般質問では、一つとしては九百億円に及ぶ事業の見通し、二つめは、四日市の負担金額、三つ目としては、四日市内における年次計画、四つ目としては、汚水処理と大量排水の影響、五つ目としては、いわゆる受益者負担などについてお尋ねをいたしましたのであります。それに対して当時の三輪助役から抽象的な答弁がなされたのであります。すでに四日市市北部の富田、富洲原方面ではこの事業の関連事業と称して一部工事が進められている状態にあり、計画の推進が具体的に説明されないまま、特に関係地区住民には昨年十二月の公聴会前に説明をされたのみで、その後全く説明がなされない、あるいは協議の話がないという状態の中で、市民の人は不満を持っているところであります。そこで改めて次のことをお尋ねし事業の促進を要望したいと思えます。

その一つは、現在の経済情勢から見て、当初の事業計画及び事業費に変化はないかということであり、二つ目は、四日市の負担額については総事業費のうち起債を含めて五十億円程度となり、一般財源からは、これは当時の三輪助役の発言の間違ひであろうと思うんですが、十五か年間で三億円ということになっておりますけれども、毎年三

億円ではないかと私はそういうふうに理解するわけですが、そういう説明であります。流域関連公共下水道費としては、市費負担約四百億円、しかし、この関連事業については受益者負担をいただく、こういう説明をされました。四日市における事業費の変更及び財政計画の変更はないのかということでもあります。この事業の区域に含まれる受益者に対しても具体的な受益者負担の計画説明が現在説明をされておりませんが、どういふふうにお考えになられているのかお尋ねをいたしたいと思います。

三つ目としましては、昨年の九月の質問でも要望したところでありましたが、この県営事業に対して、四日市としての計画はどのように計画をされて上乘せられるかということでもあります。先ほども少し触れましたように、一部では関連事業としてすでに着工されているところもありますが、また、産業部の方で農業集落排水施設整備事業、こういうふうに称しまして県地区の北の黒田、あるいは江村の下水処理が行われようとしておりますけれども、この事業と北勢沿岸流域下水道の事業との関係がはっきりしませんので、四日市としての計画を含めて明らかにしていただきたいと思います。

なお、最後に水質汚染の問題について明らかにしていただきたいと思えます。昨年の質問の中では明らかにしておりません。聞くところによりますと、川越地内の処理場の建設は地元の了解が得られずに着工できない、こういうことになっておりますが、前回の答弁では日量四百トン以上排出する工場は独自処理、四百トン以下の事業所は前処理をして流域下水道に放流すると、こういう内容で説明されております。対象地域内の一日最大汚水量は家庭排水二十二万九千六百トン、工場排水十万二千八百トン、地下水三万四千三百トン、合わせて三十六万六千七百トン、こういう計画水量になっておるわけですが、そのうち一工場四百トン以下の工場排水のみを流域下水道に受け入れるということでありますが、四百トン以下の工場排水の総量が一体どれだけになるのかということとあわせて、前処

理の方法は昨年も指摘をいたしました。有機物以外のものを処理できる方法、いわゆる無機物も含めた前処理ができる方法をぜひ採用すべきだということを私は述べましたが、その方法について明らかにしていただきたいと思えます。さらに有機物以外のものまで前処理をぜひしていただきたいわけですが、処理しない以上、いままで分散をして各地で排水されていたものが川越地内一カ所で放流することになりますと、海水の汚濁ということも含めて今後に大きな問題を残すことになります。私はそのことを指摘し、事前に解決をすべきであるということ強く要望いたしておきたいと思えます。

次に、美里ヶ丘の開発と三重団地の公共施設についてであります。

三重団地の開発もいよいよ最終段階に入り、当初計画の約二千戸の団地が完成されようとしておりますが、この三重団地の開発と併行して開発されつつある地上社の第一、第二美里ヶ丘の開発と三重団地の公共施設、特に教育、福祉施設についてお尋ねをしたいと思います。いま三重団地内には教育施設として三重平中学校、三重西小学校及び三重西幼稚園、さらに福祉施設としては三重保育園の四施設があります。もちろん、この中の三重西幼稚園はまだプレハブですが、これらの四施設は開発公社が計画した分譲住宅九百六十一戸、公営住宅九百六十七戸合わせて千九百三十八戸が基礎となって小・中学校の、あるいは幼稚園、保育園の敷地が確保されたと思っております。その後地上社の開発する美里ヶ丘がこの区域に編入をされ、すでに第一美里ヶ丘は三重西小学校区に編入され、第二美里ヶ丘についても校区が来年度から三重西小学校区に編入されようとしております。第一美里ヶ丘の地域は神前小学校区であり、第二美里ヶ丘は三重西小学校区であります。第一美里ヶ丘の三百二十三戸、第二美里ヶ丘の六百二十三戸、合わせて四百八十五戸が三重西小学校に編入されますと、当初千九百三十八戸に対して二割五分以上の戸数がふえる。享便戸数となって、小・中学校などの公共施設は敷地構造など大幅に変更しなければならないのではないかと考えま

す。しかし、三重団地の現状を見てまいりますと、公共施設の規模などについて大幅に変更する余地がないこと、その反面第一、第二美里ヶ丘は三重西小学校に非常に近いということで神前小学校、または三重小学校の校区にいまさら変更するということは全く困難な状態にあると考えます。したがって、いま考えられますことは、いま計画をされております三重九丁目に計画をされている三百四十戸分の公営住宅敷地を分譲住宅に計画変更し、少しでも専任戸数の緩和を図るとともに、現在の敷地内における公共施設の高層化などによって人口に比例する施設を確保する以外にないと考えるのでありますが、市長のお考えをこれまた聞かせていただきたいと思ひます。さらに、このような状態に三重団地周辺だけに起きている問題ではないと思ひます。すでに笹川団地周辺でも同じようなことを私は聞いておりますが、このような状態に追い込んでいく行政の責任は非常に大きいと私は考へるのでありますが、開発申請の段階で関係部課の調整が全く不十分であると言わざるを得ません。一体どこの部、あるいは課がこれらの調整の責任をとっていくのか明らかにしておいていただきたいと思ひます。

次に、四番目でありますが、大規模小売店の建設問題について私の意見を呈しておきたいと思ひます。

いま三重地区を中心にして、大規模小売店の建設に反対をされておられる小売店の方々が三重地区の生桑地内で計画されている大規模小売店ジャスコなどの建設に反対をされて大変な運動が展開され本定例会にも反対の陳情が提出されておりますが、昨日の質問に対する市長の答弁なども考へまして大規模小売店について市長の基本的な考へ方に一言苦言を呈して、詳細については私の責任担当の委員会でもありますので、その中で発言をしていきたいと思ひます。

本来私たち市民、いわゆる消費者と小売店の関係は需要と供給の関係にあり、そのバランスが適切に保たれなければならぬことは言うまでもありません。需要と供給のバランスが崩れたとき、そこには大きな混乱が起こり、小売店においては過当競争による弱肉強食の、特に零細小売店の営業と生活を大きく侵害することとなり、場合によっては閉店、あるいは廃業にまで追い込まれるということは各地の実例を見ても明らかであります。しかし、消費者にとっては買ひ物がしやすくなる、あるいは安く買へるなどというような理由によって、大規模小売店の誘致を願う声も高くなっていることは事実であります。小売店には小売店の言い分があり、消費者には消費者の言い分がありますが、この両者の言い分を、そのバランスを適正なところで保っていくというのが、先ほど申しましたように需要と供給の正しい関係ではないだろうかと思ひます。いま全国的に言われていることは、大型店の売り場面積一平方メートル当たりの人口は五人を割ったら小売店は成り立たないということであり、大型店の進出によって、過当競争が強いられているところでは、地元小売商店街はもちろん、市町村議会などの反対決議、あるいは市長みずからの反対、あるいは規制の宣言がなされているところもあります。指導要綱も含めてであります。四日市においてもすでに人口支持率は全国平均の四・八人を大きく上回る三・一になっていられると思ひます。小規模零細小売店の方々が大型店の建設に反対されるのは当然と私は言わなければならぬと思ひます。いま大規模小売店舗法で規制されるのは売場面積一千五百平方メートル以上の大型店となっており、規制の方法にしても商調協の賛成さえ得られればよいというようなそういう内容になっておりますけれども、この商調協のあり方についても問題があり、本年五月の国会では、一つとしては大企業などの中小小売商業分野への進出に対し事前調査制度を導入する、二つ目としては大企業の進出規制を強化するための調整勧告、一時停止勧告、調整命令などを盛り込んだ小売商業調整特別措置法の一部改正が成立いたしております。この内容につきましては、不十分であると思ひますけれども、一応中小零細企業の擁護を一段と強くする、こういうことではご承知のとおりだと思ひます。私は生桑地内のジャスコ、あるいはスーパーサンシなどの建設に賛成する陳情、あるいは反対する陳情が市長あてに提出され、この取り

扱いをめぐって市長及び担当部長などが、あるいは商工会議所が適切な措置に思い悩んでいることを聞きます。なぜ早急に対処できないのかという私は疑問を持っております。昨日からの答弁を聞いておりますと、県とか国とかの出方を待つという非常に消極的な内容のみにとどまっております。四日市を代表する市長の姿勢とは私は理解できないのであります。法とは最低の条件を定めるものであり、そこに規定するもの以上に定められることは、これは端的な例であります。たとえば労働基準法に基づいて各職場で定められる労働条件などの決定が優先をされる、悪くなる場合はさておきまして、よいことについては優先をされるという実情を見ても、法にこだわる、あるいは国、県にこだわるという市長の態度には私は納得がいけないのであります。法で定められる範疇を一步も出ないこういう姿勢から脱皮をしていただきまして、今回の問題につきましても、市長みずから最善を尽くす立場でまずその態度を明らかにしていただくと同時に、国、県に対してその上で物を言っていたら、こういうことを私は市長に強く望んでおきたいと思っております。

四点目につきましては、冒頭に申し上げましたように、担当の委員会の方でさらに詳細にわたって発言してまいりますが、一点から二点目についてのご答弁をお願いしたいと思います。

○副議長（長谷川鐸元君） 市長。

（市長（加藤寛嗣君）登壇）

○市長（加藤寛嗣君） 第一番目のスポーツ災害共済についてお答えをいたします。

北勢沿岸流域下水道、あるいは美里ヶ丘の開発に伴う施設等については、それぞれ担当部局の方からお答えを申し上げます。

スポーツの振興と災害時の共済制度については、これは同時に考えなければならぬ問題であろうかというふうに思います。五十二年度から市の主催するスポーツ行事におきます不測の事故に備えまして、全市民を対象といたしました全国市長会市民スポーツ災害賠償補償保険制度に加入をいたしております。賠償と補償の両面にわたって市の主催するスポーツ行事に参加された場合においては対応できるような体制になっております。それから、日常活動が行われるクラブ活動におきましては、その団体ごとにスポーツ安全協会の障害保険に加入をいただきますように指導をいたしております。その結果、五十一年度におきましては、四日市で百六十一団体、八千九十七人が加入をいたしております。さらに、年々増加をいたしておる傾向にございます。ただ、これだけですべてが解消するといふわけではございませんが、ある程度安心をしてスポーツ活動に参加することができそうです。さらに各団体に対して加入をお勧めするようにいたしてまいりたい、そう考えております。それから、さらにスポーツの中にはロードレースなどという危険度の高い種目がございますし、あるいはある年配以上になりますと参加をするスポーツの種類によりましては、やはり事前に医師との相談を十分やっていたりかなきゃならない種目もございます。そういった点については今後也十分指導をしてまいりたいというふうに考えておりますけれども、もう一つ市が主催をしておりますスポーツ教室の参加者には、全員スポーツ安全協会障害保険に加入の手續をとっております。以上のような三種類の保険によって今日まで災害に対する対応策を講じておるのでございます。ただ、これだけで必ずしも十分であるかどうかということについては、疑問の点もありますので、ご指摘のありました共済制度というものについても十分研究をして今後の課題として、けががあった場合の対応処置を講じてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○副議長（長谷川鐸元君） 下水道部長。

（下水道部長（奥村仁人君）登壇）

○下水道部長（奥村仁人君） 二市九町を対象としました県営北勢沿岸流域下水道事業でございますが、昭和五十一年度から一部処理場用地の取得という形で着工しております。この処理場の位置は、川越町地先埋立地が決定されており、これに接続する四日市幹線に名四国道に沿って南に延びまして、さらに海蔵川に沿って西へ孤野町に至るルートでございます。また、計画処理人口でございますが、先ほどお言葉ございましたように三十五万一千人でございます。まして、うち四日市市域が十万人でございます。計画面積につきましては一万二百八ヘクタールのうち四日市市が三千六百五十七ヘクタールでございます。事業の完成目標は昭和六十五年となっております。さて、昭和五十一年度から第一期事業としまして、昭和五十七年を目標に処理場の一部処理開始と四日市幹線についても逐次上流に向かつて施行されるということになっておりまして、その流域幹線に取りつきます面的な整備につきましては、関連公共下水道ということで各市町が整備することとなっております。四日市市の場合、その対応としてすでに富田、富洲原地区約百十ヘクタールにつきまして事業認可をいただきまして、地元と十分協議をさせていただきながら、本年度からまず雨水対策といたしまして幹線工事を進めさせていただいておるわけでございます。今後とも流域幹線の進捗状況を見きわめながら、漸次区域拡大を図りまして整備をいたす方針でございます。その際には事前に関係地元と十分説明協議をさせていただく所存でございます。

全体の事業費のご指摘がございましたんですが、概算一十億円が予定されておりまして、その財源内訳につきましては、補助対象事業の分につきましては国費が処理場四分の三、管渠が三分の二というのが割合でございます。これの補助うらと県単独の事業につきましては、県が二分の一、市町が二分の一という内訳でございます。これには起債が充当されることになっておるわけでございます。そこで概算しまして、本市の負担金は約五十四億となるかと思っております。計画年度でございます五十一年から六十五年までの十五年間の平均でいきますと年三億六千万円となるわけ

でございます。これにつきましても起債をお借りして市費として充当するものでございますが、このほかにお話ございました市独自の関連公共下水道があるわけでございます。その財源措置につきましても国費、起債、受益者負担金、市費等で事業を進めていくこととなりますので、県営事業の財政計画と市の下水道事業全体の財政計画とを十分検討しながら対処してまいりたいと考えておる次第でございます。今後さらに流域下水道事業を促進させるために県、関係市町からなっております連絡協議会推進部会が組織されておるわけでございますが、私も各市町と相協力して事業促進に努めたいと思っております。

それから、他事業のご指摘がございました原地区で農業集落の排水施設整備事業が農林省所管事業として進められておりますが、現在のところ流域下水道とは関連はないわけでございます。しかし、将来統合することが種々の面で有利であるという判断がなされる場合には、県、国に対して統合についての要望をいたしていきたいと考えておる次第でございます。

それから、水質汚染の問題に関連いたしました、四百トンパーデー以下の中小工場の工場排水の総量と除外施設についてのご指摘がございました。県営処理場の日最大計画処理水量はご指摘ございました全体で三十六万六千七百トンパーデーでございますが、このうち、工場排水量は十万二千八百トンパーデーと県から聞いております。

次に、その汚水処理の方法でございますが、活性汚泥法によります高級処理でございます。流入下水の予定水質としましてはBOD濃度百五十ミリパーリッター、SS濃度二百五十ミリグラムパーリッターでございます。これを高級処理することによりまして、放流水質としましてはBOD濃度が二十ミリグラムパーリッター以下、SS濃度が七十ミリグラムパーリッター以下となっております。工場排水量の十万吨で二千八百トンパーデーにつきましてはこの規制値に見合うよう除外施設の設置を義務づけられることになっておるわけでございます。以上でございます。

す。

○副議長（長谷川鐸元君） 建設部長。

（建設部長（石井三夫君）登壇）

○建設部長（石井三夫君） 第三点の美里ヶ丘の開発と三重団地の公共施設についてのうち、九丁目の市営住宅建設予定地を分譲にする考えがあるかどうかというご質問のように思いますので、それに従いましてお答えさせていただきます。

ご指摘いただきましたように、九丁目に計画いたしております市営住宅を分譲住宅にいたしますと、確かに戸数の減少ということは考えられるわけですが、昨今の経済事情あるいは土地家屋の建設費の上昇等から、家を持つに持てない市民の方々は最近の市営住宅入居募集を見ましても数多くあるわけでございます。これらの市民の方々は公営住宅に期待するところが非常に大きなものであろうかと存じます。しかしながら、反面生活水準の向上等もありまして、入居者のニーズは家賃が少々高くても新しくしかも広い住宅への入居希望が強くなってきております。これら市民の需要動向等から見まして終戦直後から三十年前半にかけて建設いたしました老朽、狭小住宅の今後の維持管理につきましては見直すべき時期にあると考えております。したがって、三重団地九丁目への市営住宅の建設につきましては、これらの既設市営住宅の建てかえ計画の立案とあわせ検討いたしたいと存ずる所存でございますので、どうかよろしくご了解いただきたいと存じます。

○副議長（長谷川鐸元君） 山本 勝君。

（山本 勝君登壇）

○山本 勝君 仮称スポーツ災害共済につきましては、市長の方から研究をしていただくと、こういう発言がございました。先ほどご答弁の中にもありました三つの方法について、私は承知の上でこれを提案いたしておりますので、十分に研究をしながら、早い機会に実施をしていただきたい。できることなら来年のスポーツの一番盛んになる秋の季節までに何らかの方法を出していただきたいと、このように思います。

北勢沿岸流域下水道事業の関係であります。聞いておりますと、担当部長だけに内容が細かくなったということだけで、昨年一年前に聞いた範疇から脱却していないというふうに思います。特に私は促進ということを先ほど申し上げましたが、計画をされている地域内における現在の汚濁といえますか、下水の問題で困っているわけでありましたとえて申し上げますと、先ほども三重団地の建設問題で言いましたが、三重団地の下水処理管は、野田の東の中部処理場まで行っているわけであります。具体的に申し上げますと、坂部地内から生桑、野田を通して行っているわけですね。ところが、生桑地内の排水などを見てまいりますと、周辺にある団地の処理水が灌漑用水などにそのまま放流されているわけであります。海蔵川流域を見ても三交生桑台とか、あるいは協和油化の社宅、あるいは中部電力の社宅、坂部ヶ丘、大沢台たくさんあるわけであります。これらから排出されてくるのはすべて海蔵川に放流をされております。さらに個々の問題としては労生協の県団地が海蔵川に放流されます。いま答弁がありました農村集落下水路の関係につきましては関係がないというふうには言われましたが、これまた海蔵川に放流されてくるわけであります。私はたまたま住んでおるのは海蔵川流域でございますので、海蔵川だけを取り上げましたが、このような地域は、ただ単に海蔵川だけじゃなくて、朝明水系の中にも、あるいはその他の水系の中にもあるはずであります。したがって、せっかくの北勢沿岸流域下水道事業が進められるのであるんなら、問題のところは早急に解決をしながら促進をしてほしい、こういう立場で申し上げておるわけであります。したがって、促進をする立場で申し上げますと、どうしても関係地域の協力を得なければできないと思います。関係地域の協力を得るためには、できるだけ事前

に地域に細かい説明なり、あるいは協議に入っていないことには私はできないだろう、ましてや受益者負担を取るということは当然のことだというふうに私は考えておるわけでございますので、そういう立場で今後処理をしていただきたいと思えますし、それから、川越地先から放流される汚水の問題であります、先ほどの説明も昨年のおりであります。ただ、四百トン以下の工場から前処理をされたといたしましても、相当量の排水が一カ所から排出されるということは昨年も指摘をいたしておるわけでありますが、そのことについての伊勢湾の汚染、この問題がどうかということとをさらに今後の問題として私は残しておきたいと思えますので、十分に研究をして、有機物であろうと無機物であろうと完全に処理をしたやつを伊勢湾に放流するんだという立場でお願いをしておきたいと思えます。

三点目の美里ヶ丘と、それから三重団地の公共施設の関係であります、私ほとんどない答弁が返ってきたと思うんであります。建設部長から答弁を聞こうと思っていなかったのであります、これは企画の担当になると思うんであります。したがって、公営住宅そのものだけをとりまえて言うんなら、建設部長の説明のとおりだと私は考えるわけでありすけれども、公共施設と、その前に開発と公共施設といったらいいと思えますが、その関係を一体どこが調整をするのか、私はこの質問事項を出す場合に考えております。恐らくこれは企画調整課じゃないだろうか。公室ではないだろうかと思えます。極端に言うんなら企画調整課じゃなく企画分裂課と違うんかと、もう少しこの開発行為についてそこに含まれる公共施設も含めて十分に検討していただかないことには、私はこのような結果が出てくるんじゃないだろうか、こういうことを申し上げておりますので、三点目についてのみ責任者の方から方向づけを明らかにしていただきたいと思います。

○副議長（長谷川鐸元君） 三輪助役。

〔助役（三輪喜代司君）登壇〕

○助役（三輪喜代司君） 開発問題についての総合的な調整は開発審査会で行っております。開発審査会で行うことになっておりますし、行っておるのでございます。

○副議長（長谷川鐸元君） 山本 勝君。

〔山本 勝君登壇〕

○山本 勝君 開発審査会でやっているという、そういうことで済まぬと思うんです。私の説明を先ほど求めたのは、三重団地、美里ヶ丘、特に三重団地の計画は三重団地だけを対象にして内容設計したわけでしょう。それなのにそれ以外からそのすぐそばに第一、第二美里ができた、そのことによって三重団地で当初計画をした公共施設が不足するじゃないか、そのことを事実を挙げてそういうことを調整するのは一体どこなのか、美里ヶ丘の開発問題をやっていくわけじゃないんですよ。あるいは三重団地だけの開発問題をやっているわけじゃないんです。方々でやるそういう開発行為をどう役所として見ながら公共施設なんかを含めて調整をしていくのか、そのことを問うておりますので、いまの答弁を聞いておりますとはっきりと企画分裂課としか言えない、こういうことを申し上げてはっきりと方向だけ出していただきたいと思います。

○副議長（長谷川鐸元君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 開発審査会では開発の申請が出された場合に、たとえば水の問題は、上水道の問題はどうか、あるいは学校の問題はどうか、児童生徒の問題はどうか、ということについて一応審査をいたすわけでございませう。ただ、現実には各団地がデベロッパーの手によって開発をされます場合にその地域に新たに居住をする方々の公共施設の利用については学校問題であればやはり教育委員会、幼稚園も教育委員会、あるいは保育所については福祉部

というような形で、それぞれの団地にお住まいの方々にできるだけご不便をかけないように配慮をしておりますというのが今日までやってまいりました事務の処理の方式でございます。したがって、全体について、すべてを調整するということはなかなか困難な問題であるかというふうに思っております。やはりそれぞれの担当部局が担当すべき問題ではないだろうかというふうに私は考えております。以上でございます。

〔「関連」と呼ぶ者あり〕

○副議長（長谷川鐸元君） 前川辰男君。

〔前川辰男君登壇〕

○前川辰男君 いまの市長の答弁を聞いてみると、何か市長は人ごとのようなことを言っていると思うんですがね。三重団地だけの問題言ってるんじゃないんですよ。全体にこのような条件がこちらこちらに出てくると、そういうことで一つの例として山本君はそれを挙げています。しかも答えまで出してくれているんです。中高層を建てる人口がふえるから、これをやめてその中高層は別のところに計画したらどうだと、こういう答えまで出しているにもかかわらず、具体的な答弁がなされてないと、質問の要旨がわかっているのかどうかという心配が出てくるわけです。そこで私は関連質問をするわけです。このようなことはですね、残念なことには四日市においてはかなり前からこういう不均衡が生じておるんです。私は、ずいぶん古い話になりますけれどもかつて平田市長に、市長というものは一つの交響楽をやっているコンダクターみたいなもんだと、各楽器が演奏するのにコンダクターの指揮がうまくいかなければばらばらになってくる、市長というのはちょうどそういう立場にあるんじゃないか。したがって、開発審査会がどうかこうとか、これは大変むずかしい問題ですというんじゃないか。市長が乗り出してそういう不調整をこういうふうに考えていこうと、こうならなければならないと思うので、あえて関連の質問をしたわけですが、答

えがないのならないで結構ですが、この次の三月議会にはっきりした答弁を出してもらうように私は再質問したいと思います。

思います。

○副議長（長谷川鐸元君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） いまの前川議員のご質問は、三重団地の残りのところへ高層を建てずに、むしろ一戸建ての住宅を建てたらどうかという質問に対する答弁になってないじゃないかというお話でございました。私はそのことに對して答弁を申し上げたんではなくて、どこで調整をするのかというお話がございましたので、具体的な仕事の進め方についてお答えを申し上げたつもりでございます。

この団地をどう開発するか、残ったところへ高層を建てるか、それとも別なところへ高層を建てるかということについては、これは十分検討をさせていただきたいと、そういうふうに考えております。以上でございます。

○副議長（長谷川鐸元君） この際、ご報告いたします。坂口正次君から一般質問の通告について取り消しの申し出がありましたので、ご承知願います。

本日は、この程度にとどめ、あとの方は明日お願いすることにいたします。

明日は、午前十時から会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午後四時四十八分散会

昭和五十二年十二月十七日

四日市市議会定例会会議録（第四号）

四日市市議会

○議事日程 第四号

昭和五十二年十二月十七日(土)

午前十時開議

第一 一般質問

- 第二 議案第一二七号 昭和五十二年四日市市一般会計補正予算(第二号)……………
- 第三 議案第一二八号 昭和五十二年四日市市競輪事業特別会計補正予算(第一号)……………
- 第四 議案第一二九号 昭和五十二年四日市市国民健康保険特別会計補正予算(第一号)……………
- 第五 議案第一三〇号 昭和五十二年四日市市と畜場食肉市場特別会計補正予算(第二号)……………
- 第六 議案第一三一号 昭和五十二年四日市市営魚市場特別会計補正予算(第一号)……………
- 第七 議案第一三二号 昭和五十二年四日市市公共下水道特別会計補正予算(第一号)……………
- 第八 議案第一三三号 昭和五十二年四日市市土地区画整理事業特別会計補正予算(第二号)……………
- 第九 議案第一三四号 昭和五十二年四日市市立四日市病院事業会計第一回補正予算……………
- 第一〇 議案第一三五号 昭和五十二年四日市市水道事業会計第一回補正予算……………
- 第一一 議案第一三六号 農業共済事業の実施について……………
- 第一二 議案第一三七号 四日市市農業委員会の委員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき委員の定数に関する条例の一部改正について……………
- 第一三 議案第一三八号 四日市市事務分掌条例の一部改正について……………
- 第一四 議案第一三九号 四日市市役所出張所設置条例の一部改正について……………
- 第一五 議案第一四〇号 四日市市吏員退職料、退職給与金、遺族扶助手支給条例等の一部改正……………

議案質疑：
委員会付託

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

第一六	議案第一四一号	四日市市社会福祉事務所設置条例の一部改正について	議案質疑
第一七	議案第一四二号	四日市市母子医療費の助成に関する条例の制定について	議案質疑
第一八	議案第一四三号	四日市市農業共済条例の制定について	議案質疑
第一九	議案第一四四号	四日市市建築審査会条例の制定について	議案質疑
第二〇	議案第一四五号	四日市市特別工業地区建築条例の一部改正について	議案質疑
第二一	議案第一四六号	三泗伝染病隔離病舎組合規約の変更について	議案質疑
第二二	議案第一四七号	市道路線の認定について	議案質疑
第二三	議案第一四八号	工事請負契約の締結について	議案質疑
第二四	議案第一四九号	工事請負契約の締結について	議案質疑
第二五	議案第一五〇号	工事請負契約の締結について	議案質疑
第二六	議案第一五一号	昭和五十二年四日市市一般会計補正予算(第三号)	議案説明：質疑 委員会付託
第二七	議案第一五二号	四日市市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	議案質疑
第二八	議案第一五三号	四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	議案質疑
第二九	議案第一五四号	四日市市職員給与条例の一部改正について	議案質疑

○本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

○出席議員(四十二名)

青	天	小	伊	岩	宇	小	大	大	加	金	川	喜	訓
山	春	井	藤	田	田	川	谷	森	藤	森	口	野	霸
峯	文	道	信	久	良	四	喜	多	定	洋	也		
男	雄	夫	一	雄	市	郎	正	三	男	正	二	等	男

○議長（大谷喜正君）

これより、本日の会議を開きます。

午前十時二分開議

主事	主事	議事係長	議事課長	事務局長
金山	山口	板崎	小坂	佐々木
金森	克彦	大之丞		晃精
伸夫				

○出席事務局職員

代表監査委員	消防長	水道事業管理者	技術部長
森幸雄	岡本林衛	黒川薫	村山了

病院事務長	次長	教育委員長	教育委員長	副収入役	下水道部長	建設部長	都市計画部長	環境部長	産業部長	福祉部長	市民部長	財政部長	総務部長	市長公室長	収入役
藪田裕	六田嶺裕	山鹿静夫	栗原弘	荒木三郎	奥村仁人	石井三夫	杉本義広	川合一文郎	谷沢治男	杉本治芳郎	矢田三郎	伊藤治郎	斎藤久美彦	阿南輝彦	平井清三

ただいまの出席議員数は、三十五名であります。

本日の議事については、お手元に配布いたしました議事日程第四号によりとり進めますので、よろしく願います。

日程第一 一般質問

○議長（大谷喜正君） 日程第一、これより一般質問を昨日に引き続き行います。

後藤寛次君。

〔後藤寛次君登壇〕

○後藤寛次君 おはようございます。

通告の順に従いまして、質問を行います。

先月、富洲原と川越との境のところに「サンリバー」というスーパーがオープンいたしました。一日の人は四万人を超したということを新聞が報道しておりました。その間に一号線は物すごい渋滞、南は四日市、羽津あたりまで、北は桑名の入口まで渋滞が続いたということ聞いております。ところが、先月の二十三日ごろと思います。三重地区で生業にジャスコとスーパーサンソンが進出するので、付近の商店や市民が反対の集会を開いたことがあります。また、うわさ話ですから確かなことはわかりませんが、富田東紡の付近にユニーが進出するということがあります。四日市北部の住民、すなわち富田、富洲原の人はですね、非常に個人商人的な感覚を持ちまして、非常にこういふことに対する関心は深いわけでございます。こんなに大型スーパーがあそこにも進出して付近の商店、小売屋はこれでやっていけるのか、また大型スーパー自体もこんなに出て、経営がやっていけるやろうかと、これでいいや

ろうかという心配を、関係ないことながら心配しております。また、こういうことについては商工会議所なり、市が介入することはおかしいように思うけれども、商工会議所あたりでうまく話し合いがつかぬものか。それができにゃ、市当局もやってやるべきじゃないかというような批判の声は出ております。昔からこれらの小売商店、小売屋さん、それなりに地域に貢献していままでに至っておると思うんです。この問題については一昨日から三人もの議員がいろんな面から質問してみえますから、わたしの質問は非常に幼稚な、初歩的なものになるかもわかりませんが、この際理事者の考えをただしておきたいと思ひまして、質問をさせていただきます。

大型スーパーはどのくらいあるかという質問に対して、十二社あるというご返事ございましたから省きまして、大型スーパー、スーパーというものがですね、消費者に対する、いわゆる功罪、メリット、デメリットはどういうところがあるか。

次に、大型スーパーと商店街との調和はうまくとれておるか。

三番目に、大型スーパーに入居している、いわゆるテナントとして入っている商店の現在の状態はどんなものか。

次に、将来進出を予定される大型スーパーに対する考え方を伺いたします。

次に、四日市の人口について、市行政の基礎となる四日市の人口についてお尋ねいたしますが、ご存じのように、人口統計には住民台帳人口と推計人口に区別されておりますが、五十二年九月一日の現在では、推計人口二十五万一千四十五人と示されておりました。住民台帳人口では二十四万九千五百六人と示されておるのでございます。役所の入口の人口表示板に、人口二十四万九千五百六人と記入されておるのを見まして、確かに人口は二十五万を超したというのに、ちょっと疑問を持ったのでございます。こんな質問をしているのでございます。

いずれも正しい人口ではありませんが、市行政運営の場合、どちらの人口を基礎としておられるのでしょうか。もし、

住民台帳の人口でありますと外人の人口が省かれてしまいますが、この人口をどう考えておられるかという疑問が残ります。この二点について市民部長からお答えをいただきたい。

ついでに、人口三十万になりますと事業所税が賦課できるように、二十五万都市になりますと何かメリットがあるように聞き及んでおりますが、この点についてお答えをいただけましたらと思います。

次に、市有地の処理について、九月議会で清風会の高木議員の指摘いたしました元町二番三号、二百六十一・五五平米の市有地についてその処理がついたということでありましたので、この場合、この場でその経過と結果についてご説明いただきたいと思ひます。

なお、私たちの調査いたしました点で、個人が市有地を占拠しているらしく見受けられる土地がたくさんありますが、今後は、今後この土地についてどう処理しようとしておられるのか伺っておきたいと思ひます。

次に、市営住宅の家賃の不均衡を是正するために近く改正案が出されるということを聞き及んでおりますが、聞くところによりますと、開発公社の出している貸し店舗、三重団地にあるところのメインセンターの家賃は二十三坪何がして月額十萬一千円ということを聞きました。内装も何もできておらぬ外郭だけの店舗でございます。ちょっと高いように思ひますが、それにひきかえといひますか、いつかも話題に出ました市役所の中にある三重銀行市役所支店は、年間百九萬六千四百三十円、月額にするると九萬一千三百円でございます。光熱費その他すべてを含んだ家賃がどのように安いんでございますが、不均衡を是正する改正案にどのように改正されるかお聞きをいたしたいと思ひます。第一回の質問を終わります。

○議長（大谷喜正君） 産業部長。

（産業部長（谷沢文男君）登壇）

○産業部長（谷沢文男君） 後藤議員の第一の大型スーパーに関する諸問題について四点ばかりのご質問で、ちょっとわたし聞き取れなかつた点があつたので、答弁が不足をされるかもしれませんが、お許しをいただきたいと思ひます。

まず第一の、大型スーパーの進出によるメリット、デメリットの問題でございませうけれども、まあデメリットと言へば、いろいろの考え方があろうかと思ひますが、大型店舗には数多くの商品があつて、むしろ消費者側から見た場合には不必要なものまで衝動的に買っていくという議論があろうかと思ひますが、逆に、各家庭の買物傾向というのが、最近のモータリゼーション化から休日、週末に大量に購入するという場合、駐車場が完備しているというような側から見ると、消費者にとってメリットではなからうかと思ひます。また食料品、衣料品、雑貨品と各種の商品がそろつておつて経済的なむだがなく、時間をかけなくてもいいというような議論もあろうかと思ひます。まあこれについては、消費者側からの議論としてはそういうことでございませうけれども、また地域の小売商の側から言へば、いろいろの逆の議論も出るかと思ひます。

それから、一番目の調和の問題でございませうけれども、これもすでに一昨日来いろいろの議論がなされてるところでありますし、国においてもやはりいろいろの各地区においてこの問題が出ております。したがつて、通産当局においても、第八十国会の議決から、すなわち大型店舗法の附帯決議に基づく商調活動をやれと、こういうような附帯決議がございませうので、学識経験者から構成する小売問題懇談会というようなものを開催いたしましたして、中小小売店のあり方、それから振興調整のあり方と、こういうような検討が進められております。

こういう中で、一つは、消費者利益、中小小売商の事業機能の確保、流通近代化の調和と、こういう問題を考えなければならぬかと思ひます。二つ目には、小売商業における共存共栄のあり方はどうなつていくんだらうかと。三つ目には、大型店舗法の運用等についての再検討を加える問題があろうかと思ひます。さらに、現在あります基準面

積について、要するに大店舗法における千五百平米という基準の問題があるかと思いますが、こういうような諸問題を調整していくことが、一つの時点に来ているのではないかと考えています。

それから、三番目のテナントの現状ですけれども、具体的なデータは一部しか持っておりませんので、それによってご了承いただきたいと思いますが、日永カヨーにおけるテナントですが、大体七十四でございます。なお、先ほどご指摘のあったサンリバーについては、テナント数が六十九と聞き及んでおります。

それから、最後の大型スーパーの進出についての考え方は、先ほども申し上げましたような幾つかの現在起きておる問題を各方面からいろいろと調整しなければならぬと思いますが、現在の法令あるいは要綱の範囲からいきまして、まず千五百平米以上のものについて、すなわち今回のジャスコについては商調協で調整される問題であります。千五百平米以下の問題については、要するに大店法の附帯決議に基づく一つの調整という考え方から、市におきましても十一月二十四日付で県に対して調整の依頼をいたしておるわけでございます。今後、中小小売の近代化、高度化の問題、それから消費者利益の保護の問題、営業自由の原則の問題、それから地域開発との関連等を考えて、先ほど通産も行っているような幾つかのアンケートを中心にして具体的な調整を検討してまいりたいと思います。以上です。

○議長（大谷喜正君） 市民部長。

（市民部長（矢田三郎君）登壇）

○市民部長（矢田三郎君） 四日市の人口についてお答えをさせていただきます。

人口統計には、推計人口と、そして住民基本台帳による人口があるわけでございますけれども、推計人口とは国勢調査の人口、これは外国人も含むわけでございますが、これをもとにしまして、日々の移動人口を増減したものが国勢調査であるわけでございますが、基本台帳による人口とは、住民基本台帳にいわゆる登録されておる人口を指すわけ

でございます。国勢調査は、さきの五十年の十月一日国勢調査が実施されたわけですが、この際の人口としましては二十四万七千人であったわけですが、五十二年の十二月一日現在では、この二十四万七千人を基礎としまして、推計人口は二十五万一千七百八十六人と、このようになっております。住民基本台帳の人口は、同じくこの十二月一日現在では二十五万二千四百七十七人とでございます。十二月一日現在の外国人の登録人口は、二千四百六十人でございますので、この住民基本台帳人口に外国人人口をプラスしますと、二十五万二千七百七十七人という人口であります。したがって、この推計人口との差が九百二十一人ということになります。これは住民登録をしたまま市外へ転出しておられる人口の数ということで推定をいたしております。

なお、地方自治法で人口の定義としまして、第二百五十四条でこの人口の定義を示しておりますが、「官報で公示された最近の国勢調査またはこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口による」ということになっております。したがって、次回の国勢調査は五十五年ということになりますので、人口二十五万以上になった場合というのは、人口の定義からいきますと、いわゆる次回行われます国勢調査ということに相なるんだらうと思っております。

したがって、二十五万都市としての義務づけられる事務等につきましては、知事の権限に属する事務で委任されるものといましては、建築基準法の規定による、いわゆる建築確認事務並びに水質汚濁防止法の規定に基づきます水質管理等に関する事務であらうと考えます。

建築指導については来年の二月から実施されるということで、本議会に関連する議案を提出いたしておりますが、水質管理につきましては、政令で指定する人口二十五万以上の市が行うということになっておりますけれども、国、県との協議の関係から、なおこの水質管理につきましては、かなり先になるという見込みでございますので、ご了承を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（大谷喜正君） 総務部長。

〔総務部長（斎藤久美君）登壇〕

○総務部長（斎藤久美君） ただいまご指摘をいただきました市有地の処理について報告をさせていただきます。

先般の九月議会におきましてもご意見ございました。特に総務委員会におきましていろいろ経過をご説明申し上げ、ご趣旨を体しまして相手方と話し合いの交渉を進めてまいりました。特に元町の二百六十一・六平米と、それから西伊倉に所有をしております二百六十六平米との交換をするという考え方で話をまとめたものでございます。交換をするに当たりまして、条件といたしまして、双方の土地の鑑定評価を参考にしながら四五％の権利控除を行い、西伊倉の土地と交換を行うということで、いわゆる地上権あるいはそれに類する権利の控除でございます。それから、交換差金と借地料の相当額といたしまして二百万円を納付する。それから、交換に伴う諸経費一切はそれぞれの負担であるという三条件を出しまして、双方に合意が成立をいたしましたので、十月十四日に土地交換契約の締結を行いまして現地の受け渡しを完了いたしました。なお、十七日には交換差金の納入もなされたので、十八日、それぞれの土地につきまして所有権の移転登記を完了したというのが経過でございます。よろしくご了承を賜りたいというふうに思います。

それから、第二点の公社の家賃等と比較いたしましたして、銀行の庁内支店の使用料が不均衡ではないかというご指摘でございます。

このことにつきましては、三重銀行の庁内支店の庁舎使用料につきましては、指定金融機関業務あるいは銀行支店業務、両方行っておるわけでございますが、公有財産規則に基づきまして、庁舎の一部八十八・三九平米の使用許可を行っております。その使用料につきましては、行政財産の使用に係る使用料として条例を適用いたしまして徴収をいたしておるわけでございますが、従来は、金融機関ということもございまして、他の状況等も勘案をいたしまして、使用料につきましては四〇％の公用減額を行って算定をいたしておたわけでございますが、昭和五十二年度からこれを改正いたしまして、銀行支店業務を行っておるといふ考え方に立ちまして、使用料を徴収しておるといふ実態でございます。使用料につきましては、建物の使用料という考え方で固定資産評価額の百分の十に、いわゆる庁内の面積比率案分を掛けた相当額、それから土地使用料としまして評価額の百分の三相当額、いわゆるこれも面積案分をいたしております、を加算いたしまして、さらに庁舎の管理経費、いわゆる清掃、警備、設備、光熱水費などの管理経費を加えた額をもって年額使用料として算定をし、ご指摘のように、百九万六千四百三十円を五十二年度から増額計上をいたしておるといふ実態でございます。

ご指摘のありました公社の家賃とのかかわりでございますが、公社の貸し店舗につきましては、十万円が五店舗ほどございます。徴収をいたしておるわけでございますが、これは住宅金融公庫融資に伴って算出基礎が定められておるといふことでございます。特に、庁内との不均衡ということとのかかわり合いについては、少し開きがあるんじゃないかというふうに思いますが、これにつきましては、私どものこの庁舎の土地建物の評価改正時に評価額に見合った形で処理をしてみたいと思っておりますし、また庁舎管理経費等が年々増額をされてまいりますので、それに見合った後は追加、いわゆる使用料を増額改定してみたいというふうに考えておりますので、ご了承を賜りたいというふうに思います。

それから、さきの件で一つ回答を落としておりますが、市内に細かい市有地がたくさんあるではないか、そのことについてはどう処理をするんだということでございますが、戦災復興関係の清算事務が現在行われておるわけござ

いますが、その完了までという形で現在、貸し付けをいたしております市有地等が細かくたくさんございます。それから、それ以外にもいろんな経緯を経て貸し付けておる市有地等がございますが、これらについては順次整理をしてまいりたいというふうに考えておりました。現在も鋭意そのように担当の方で努力をいたしておるのでございますから、今後ともその努力を続けてまいりたいというふうに思います。よろしくご理解いただきたい。

○議長（大谷喜正君） 後藤寛次君。

（後藤寛次君登壇）

○後藤寛次君 ただいまご答弁をいただいたんですが、まず、産業部長にですね、現在生桑地区の小売店業者から反対運動が出てますね。さっきも言いましたように、何かの話し合い、何かの調停でもってということをお聞きしたんですが、商工会議所あたりからこれに対する調停の労をとるとか、反対運動者とスーパーとのですよ、その調停をするとかというような働きは全然なかったんですかということ。

それから、カヨーの中で、すでにテナントが四社閉店しておるということ聞き及んでおるんですが、閉社をしたということは、経営が困難になったんだということよりほかにないと思うんです。いわゆる高い権利金でテナントに入ってますね、しかもそこでひとつ将来を考えて、迷惑を立てて入ったところが、閉店のやむなきに至ったということとは、運営しておっても将来メリットがないと考えたか、またはもう経営を続ける能力がなくなったかのどっちかだと思うんですが、こういう四社というものがあるのをどう考えるか。これはですね、いいと思って入ったり、もういままでにずいぶん苦勞をしたための金をそこに入るためにつき込んで、入ったけれども、結果がよくなかった。あるいはそれに入るために大きな借財を抱えて入った。こういう場合は非常に悲惨ですね、もう再び立ち上がり得ぬような立場になるかもわかりません。そういうことをかみ合わせ、今後の大型スーパーの進出に対しては、仮に、大店法

に係る千五百平米以上のものであっても、歓迎される場所にはそういうスーパーでも来てもらうのがいいと思うんですね。カヨーのできたときは、皆さん喜んであれのできたことを祝い、また今度のサンリバーにしても地元と業者とはうまく話し合いができて反対運動はなかったわけですが、結果として、そういう悪い結果が出ておれば、これはどうにもしようのないことで、やっぱり上に立つというか、指導する立場の人がそういうものをうまく調停してやる。まして反対運動の起こっておるような地域に対しては、特別の配慮が要るんじゃないかとわたしは思うのであります。

このことをわたしこの当議会で質問するに当たりました。十一日、日曜日の晩でしたか、その反対運動の業者の方が見えまして、まあいろいろ話をされる。自分らの言い分を言われますが、わたしも晩酌をやっておるところに入っておられてですね、非常に気の大きくなったところで、それはもっともだということで非常に共鳴はしたんですが、けんか両成敗ということもありますし、片一方の言うことだけ聞いておってそのままぶつけるわけにもいきませんが、市当局の扱いのこともいろいろ聞きましたところ、わたしなりに中和して、いま現在のようなことをしゃべっておるわけでございますので、その点はひとつ考えてやってもらいたいということですよ。

それから、市有地の問題ですね、元町の問題。方法はどうかあるとも、そういうことに決着をつけたということは非常にご苦勞さんでございましたと評価する次第でございます。

次に、ちょっとこれ前後しますけれども、三重銀行の庁内支店というんですか、これをですね、間違いのない算定方法で出しておると思うんですよ、それは。ところが、市役所というものは市民の税金によって建てられておるんです。それを、一般行政事務をやる皆さんの仕事場やこと同じような算定方法で、営業しておるものに貸しておる、おかしいですよ、これは。それで、しかも来年、今度の来るべき改正の案には、全然それを計画も恐らくしておらぬ

のだろうと思う。市民が印鑑証明をもらいにくるのも、去年でしたか、倍になりましたでしょう、手数料も。こんなものをこそただにしておきまいんですよ。わたしはそう思います。再度、今後どういうふうにするかお聞きしたい。それから、さっき言い残しましたけれども、わたしが先月九州の唐津に視察に行きましたときにも、唐津でも大型店の進出を阻止しておられたということを聞いてきております。

それから、人口の問題ですけれども、先日市長二十五万になったら、三十万に人口をしたいのか、それとも四十万にしたいのかということをお聞きしたことがあったが、それは二十五万になれば、三十万になった方がいいし、まあ四十万程度でしょうなというふうなお話をちょっと承ったことがあるんですが、われわれ会派ですとね、二、三カ月前ですが、勉強をしたときにこういうことが出てきたんです。ちょっと参考までに聞いておいてもらいたいと思っております。

魅力ある地方都市であるためには、成長に幻惑されない清さがなければならぬということですね、サンフランシスコ湾北部のベタルマ市、人口三万五千人という小都市の人口抑制条例ベタルマプランを次のように伝えている。これは五十年十月十七日のことです。長年都市を支配してきた神話が崩れようとしている。大きいことはよいことではなくなりつつある。かわって、米国の小都市に合い言葉のように呼び始められたのは、グロースコントロール、要するに成長抑制という新しい都市ビジョンだ。この条例は、具体的には向こう五年間市内の住宅建設を年間五百戸に抑制することを骨子としたもので、住む家がなければ新しい人間は入ってこれまいというわけで、これは結果的に、人口流入防止政策だが、当然ながら米國憲法に保障された移動の自由、居住の自由に抵触する面を持つ。二つの住宅建設協会が早速憲法違反を唱え、裁判を起こした。七十四年四月、サンフランシスコ地方裁判所の判決。たとえ都市計画の必要性のためとはいえ、地方自治体が市民の移転の自由を制限するのは誤り。よって、ベタルマプランは憲法

違反という判決だったんですね。ところが、七十五年八月、巡回連邦控訴審の判決では、人口の集中を抑え、小都市の性格を維持しつつ、整然かつゆっくりしたペースで成長していきたいとするベタルマ市当局の方針は、広い意味での公共の福祉の範疇に入る。また、当事者でない建設業者は居住の自由を申し立てる立場にないという結果で、争いは一挙連邦最高裁に持ち込まれる見込みとなったのでございます。

市長代理の弁護士はこう言っております。もちろん成長は必要です。だが、それはあくまでも共同体としての生活の快適さや質を保ちながらの成長でなければいけません。人口急増で、児童が二部制授業を受けたり、下水道も道路も警察も消防も不足というのは、何の成長と言えますか。

ある米国の都市計画専門家の推定によりますと、全米で百以上の市や町がベタルマ市と同様、成長抑政策を考慮しているということでございます。当該地ばかりでなくどの都市でも、成長より生活を選ぶことは勇気の要る決断であるということ、結んでおります。

市長も、せっかく四日市の市長になられたんですから、二十五万都市の市長よりも三十万に、また五十万の市長になった方がいいと思われるでしょうけれども、こういうこともあるということも、おがましい言い方ですが、ございますので、ひとつ考慮に入れて今後の四日市の町づくりを考えていただきたいと思っております。

では、商工会議所の調停があったのかなかったのかということ、銀行の家賃の改正は今後あるのかというふうなことだけにしぼってご答弁願います。

○議長（大谷喜正君） 産業部長。

〔産業部長（谷沢文男君）登壇〕

○産業部長（谷沢文男君） 今回の問題に対しての商工会議所の調停のお話でございますけれども、まず今回の経過

でございますが、十月二十一日に反対の方々が商工会議所に陳情書を出されて、その写しを市にも出されまして、それ以来、市といたしましても反対の方々のお話を聞き、またその間、市、商工会議所あるいは商店連合会の方々あるいはいまの反対の方々、それからジャスコ、サンシの方々との懇談会も持たれております。なお、私もはその後も市長に対する反対の陳情やら、逆に賛成の陳情やらをいただいております。こういう経過の中で十二月八日には、市といたしましても、県、市、商工会議所及び商調協との話し合いの場を持ちまして、現状に対応する幾つかの意見の交換をしたわけでございますが、まず、県あるいは会議所、商調協あたりについては、一昨日来ご答弁申し上げているような基本論の議論になっておるわけでございます。

したがって、わたしどももいたしましたけれども、さらに通産、県、商工会議所というように、具体的な問題としての働きかけをしていくとともに、近い時期に、きわめて近い時期に、この小売問題に対する市長の懇話会的なものを発足させて何らかの具体策を検討してみたいと、こういうような努力をいたしておるということでございます。以上です。

○議長（大谷喜正君） 総務部長。

〔総務部長（斎藤久美君）登壇〕

○総務部長（斎藤久美君） 先ほどもお答えをいたしましたつもりでございますが、指定金融機関業務と銀行業務両方を併用して行っておるといふこともございますので、他都市の実態等も十分調査をいたし、ご趣旨を体しまして、諸経費の増額等もございますから、それらに見合って今後年々改正を考えていくという考え方でございます。

○議長（大谷喜正君） 後藤寛次君。

〔後藤寛次君登壇〕

○後藤寛次君 家賃については、恐らくいまどうする、このぐらい上げますというような計算も何も恐らく出ぬでし

ようから、まあその程度の答弁だろうと思えます。

ところが、商工会議所の方はですね、聞きますと、余り何もしなかったということですね。商工会議所は年間市から、二百万ずつ補助金持っていておるんです。こういうときにこそ何かの働きをしてみらわいかぬと思うんです。何でもかんでも市にかぶせてきて、ただあそこに構えておるから、おれのところは補助金を取る権利があるんやというような態度のものなら、もう何にもならぬと思うんです。補助金を引き下げたらどうか。そういうことをわたしは提案して、わたしの質問終わります。

○議長（大谷喜正君） 岩田久雄君。

〔岩田久雄君登壇〕

○岩田久雄君 十二月定例会のしんがりを務めさせていただきました。二日間にあたって、皆様からいろいろご質問され、ご答弁をいただいたわけでありますが、できるだけ重複を避けて質問をさせていただきたいと思えます。

第一番に財政問題について。

この不況がいつまで続くかわからない今日、来年度の予算編成は不安な条件ばかりで、つい消極的にならざるを得ないではないかと思うのでございます。しかし、財政は不況時代には拡大し、好況の時代には縮小するというのが理想的な運営だと言われておりますが、実行には非常にむずかしい問題であろうと思えます。五十一年度の決算を見まして感じたことではありますが、その過程がどうあるうとも、結果として十三億四千万の黒字を出したような財政運営は、決してほめられたことでもないし、絶えず理事者の方々が口にされる、効率的な運営が行われたとは思えないのであります。数字的には、財政力指数一・一三五とすぐれておりますし、超過財源も十五億二千万円ございます。ゆったりした財政の四日市でありますから、当然だと言ってしまうばそれまでであります。この財政運営には、甘さ

はありまじでも、厳しさを見つけることができないうのであります。四日市は、過去長い間財政に恵まれてきたので、そのなれはあつても財政運営の苦しみを味わつたことがありませんので、この運営を責めてもいたし方のないこととあります。しかし、今日のように市民要求が多様多様化し、その実現を厳しく迫られている中であつて、財政運営は重箱のすみをほじくつても財源を見つけ、それを市民生活に役立てていくといった姿勢が欲しいと思うのでございます。今日ほど財政運営の効率を望む時代はないと思ふのであります。市長のお考えをお伺いいたします。

次に、五十三年度の予算編成は、作業はすでに始まっているようでありますが、経常経費とか、継続事業費などは別としての今日的な問題に対して、市長はどう対応していられるのかをお考えをお伺いしたのであります。

その一つとして、不況対策であります。初めにも申し上げましたように、円高と深刻な不況の今日、国家予算におきましても、国債を増発してでも社会資本充実を中心として積極予算を編成すべきであるという声が強いようであります。市行政におきましても、一つは、積極的な公共事業によって景気を刺激し、一つは、この不況に苦しむ中小商工関係者や離職者にどんな手だてを講じるかという問題もあります。どんな対応をしていくお考えなのか、お伺いいたします。

次に、福祉問題であります。昨日来いろいろご答弁をいただいておりますが、不況で一番大きく影響を受けている社会的弱者の低所得者層並びに身体障害者などでありますが、これらの人たちには、昨日来答弁をいただいているような施策を十二分に考えていただきたいことを強く要望いたします。

次に、下水対策でございますが、四日市で最も不平不満の多い排水問題であります。

市は、本問題に対応して本年度は総額九十八億を投入して市民の要望にこたえようといたしておりますが、私たちはこの姿勢を高く評価するものであります。しかしながら、都市下水路の現況は、朝明都市下水路八五%、羽津都市下水路三五%、雨池都市下水路三〇%、塩浜都市下水路四〇%の進捗でありまして、この状況から見ても、さらに多額の予算を投入して一日も早く市民が安心して暮らせる環境づくりこそ、大切な今日の問題であろうと思ひます。排水問題と予算措置についてお伺いいたします。

次、公共下水道について。

市の中心部では公共下水道事業を整備、進捗を図っておりますが、市民の要望の強い周辺部から西部にかけての区域の拡張と事業認可手続は新年度から実施されるお考えなのか、お伺いいたします。

次に、平山物産の移転の問題であります。昨日もご答弁がありましたので、省略させていただきますが、昭和五十四年度移転目標に向かって最大のご努力を強く要望しておきます。

教育問題について。九月議会で清風会は教育問題に三名の質問者を立てました。しかし、議場でどんな論議が交わされましたも、それが予算化され、行政として実施されない限り、空論という結果でございます。空論にならないよう、教育長に次の点をただしておきたいと思ひます。

一、障害児教育。私たちの会派の主張いたしました内容の中で、障害児教育はこれによいのかということでありました。それは、教育行政機構の上からも、またその内容からも指摘いたしましたのでございます。五十一年度で特殊学級に在学する児童生徒は、精薄児、小中学校で百三十三名、難聴児、小中学校で六名、言語障害児、小中学校で十五名、肢体不自由児、小中学校で十四名、幼稚園に在園する障害児は、五十二年度で九名でありました。これらの行政費千二百六十万円、うち介助員給料六百四十万とその二分の一が人件費であります。五十三年度は、障害児教育の条件整備のため、どんな構想と財政措置を考へておられるのかお伺いいたします。

二、しし教室。教育効果が大きいとわかりながら、しり切れトンボのようになっているしし教室をどう考へている

のかということでもあります。年度計画を立てて実施していく用意がおりなのか、それともその効果を無視して五十三年度も見送るおつもりなのか。教室がないという理由なら、学校建設の際、それをなぜ考えなかったのかを反問いたしたいのであります。今日の教育委員会が、学校建設にばかり気をとられ、大切な教育内容を目をつけようとしなから、学校長から、校舎一棟分ぐらい内容充実に回してくれたらなという声があるのでございます。

次に、社会見学。過日、名張の赤目へ行きました。その近くに青蓮寺というムダがあります。七十億の金をかけて水資源公園がつくったりっぱなダムですが、そのとき同行をしていた四日市の先生が、四年生の児童を連れてここへ社会見学に来たということでありました。こんなところまで社会見学に来るのかと思って、後で教育委員会で調べていただいたら、三年生で千五百四十四円、四年生で千円、五年生で千三百七十九円一人平均使っているということでありました。教育課程の改定でゆとりのある学校ということで児童生徒の文化活動や体育活動が盛んになってきます。先ほど申し上げました一人平均の負担で、周辺部や小規模の学校ほど負担が大きいということでもあります。学習するのに、児童負担に格差のあることは望ましくありません。格差をなくするための予算措置も必要だろうと思われまじし、また文化活動、体育活動に金の必要なことも多くあるだろうと考えられます。五十三年度が初年度でありますので、ゆとりのある学校の精神が十分生かされる条件整備のための予算措置をどう考えておられるのか、お伺いいたします。四日目、特色ある学校づくり。私たちは四日市の幼稚・小・中学校に特色ある学校の少いことを指摘いたしました。この指摘にこたえて、嘱託研究校を指定して特色ある学校づくりに努力しているという答弁がありました。その後調査いたしますと、各校五十万の予算配当で、小・中六校を指定いたしておりますが、この五十万の予算使用の状況は、中部東小を見てみますと、講師の謝礼八万、旅費十四万、研究物印刷など二十六万、備品二万、計五十万といった内容であります。この予算使用の状況から見ますと、ほとんどは教師のための基礎づくりに使われてしまつて、児童生

徒への教育効果はまだまだといった感じがいたすのであります。一校少くとも二百万、幼稚園を入れて七校、一千四百万ぐらいの予算措置で五カ年間継続したら、若干特色が出るかもわかりません。四日市の教育振興は、特色ある学校づくりからという考え方で、教育行政をお進めいただきたいと思うわけですが、お考えをお聞きしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（大谷喜正君） 暫時、休憩いたします。

午前十時五十七分休憩

○議長（大谷喜正君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

午前十一時十三分再開

市長。

（市長（加藤寛嗣君）登壇）

○市長（加藤寛嗣君） 岩田議員のご質問の第一点の、来年度の予算編成に向かって今日の不況に対してどういうふうに四日市の財政を考えておるかというご質問に対してお答えをいたします。

その他の諸点につきましては、それぞれ担当部長の方からご回答を申し上げます。

まず最初に、四日市の財政力、必ずしもそう弱いものではないではないかと、現に、五十一年度大きく黒字を出している、こういうご指摘ございました。確かに、五十一年度で決算があいいう黒字決算になったことは事実でございます。ただ、今日の四日市の財政力が弾力性がなくなりつつあるということも、これまた事実でございます。

弾力性がなくなってきた一番大きな理由は、税収入の伸びが足りないということでございます。年々税収が伸びてまいりますが、これが十数%という大きなパーセントで伸びていければ、まあまあいままでのペースで市民の皆様方のご要望に対応でき得ると。しかも、若干の黒字を残しながら、緊急事態があっても十分対応できるという財政力を持つておったわけでございますが、近年の不況の影響を強くこうむって、市税収入の伸びが非常に少なくなっておるということ、それからもう一つは、今日の段階で政府の対策でございますが景気浮揚というものに對しまして、地方自治体もこれに對應していくということでございます。したがって、この景気浮揚対策というものは、補助金を除いた補助金がすべて起債という形になりますので、どうしても起債の額がふえてまいる。当年度はそれで越せるわけでございますが、いよいよ起債の元利償還が始まってきます年度がまいりますと、借入額と元利の償還額とを比較いたしました場合に、元利の返済額が借入額に近くなると、こういう事態を生じてまいるおそれがございます。五十二年度の借入額は、大体五十億ぐらいの借り入れになるかというふうに想定をいたしておりますが、返還額が現在の段階では約十八億程度でございますから、まだまだ心配はないわけでございますけれども、さらに五十三年度、五十四年度と進んでまいりますと、だんだん借入予定額と返済額との差が縮まってくると、こういうことが一つあるということでございます。

そのほか、たとえば予算上は出てまいりませんが、現在、四日市の土地開発公社あるいは財団法人開発公社の方で立てかえてもらってございます金額が、土地開発公社だけをとってても六十億というような莫大な金額を抱えておりまして、いずれこれらについては一般会計の中から返済をしていかなければならないという問題がございます。もっともこの中には、市場団地あるいは市立病院の用地の買い入れの立てかえがございます。これにつきましては、実際はそれぞれの特別会計で、たてまえからいけば返済をしていかなければならないということでございますけれども、病院などは、その会計の実情を判断いたしますととも病院の経常収支でこれを返済してまいるということができかねるといふふうに考えております。昭和五十三年度においては、すでに十億以上の金を返済していかなければならないというような実態があらわれておるわけでございます。そういうようなことを考えますと、なかなか四日市の財政もそう安心のできるという状況であろうということは言えないというふうに思っております。したがって、先ほどご指摘のありましたように、公会計というものは好況時には比較的締めて、不況時にはこれを緩和して景気の刺激を図っていくという一つの理論があるわけでございますが、これらにつきましては、主として国家財政についてそういうような取り扱いをすべきであるということが言われております。地方財政はあくまでも忠実型で通すのが一番よろしいというような学者間の通説になっておりますけれども、今日、国家財政と地方財政全体の国民経済に占める比重を考えてみますと、ほとんど同じないしむしろ地方財政の方が大きいというような実態があらわれつつあるということを考えてみますと、やはりこの不況ということに対して、四日市内内だけでも多少でも景気の振興策になるような財政の運用の仕方ができるならば、これにこしたことはないというふうに私は考えております。したがって、来年度の予算編成あるいは場合によればことしの一月に議会あるいは臨時に全員協議会もお願いしなければならぬのかなというようなことも考えておりますが、第二次の国の景気浮揚策に對應して、今日、先ほどご指摘のありました排水対策事業などの進捗を図ってまいりたいというふうに考えております。できるだけ各部の事業内容についてよく検討をして、私はそう消極的な考え方をとっておるわけではございません。できるだけ各部の事業内容についてよく検討をして前向きで取り組んでまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

大変、お答えになつたかならないか、抽象的な答弁で恐縮でございますけれども、今日の段階で申し上げられることは、来年度の税収入の伸びというものを想定した場合には、やはりそう四日市の財政、裕福なものであるというふ

うに安心はしてられないと。しかしながら、やはりこの市財政の運用の仕方いかんによってかなり四日市市内におきます景気対策ということも考慮をされるということを考えれば、私は余り消極的になることを避けて、来年度の予算編成に取り組みたいと、こういうふうにご考えておる次第でございます。

以上でございます。

○議長（大谷喜正君） 産業部長。

（産業部長（谷沢文男君）登壇）

○産業部長（谷沢文男君） 第一問のうち小さい一の不況対策についてお答えをさせていただきます。

ご指摘のとおり、最近の景気動向というものは、オイルショックを契機といたしまして個人消費、設備投資など依然回復感に乏しく、企業の生産活動は在庫水準が高いために一進一退を続け、長期不況化をまともに受けておるわけでございます。しかも、円の急騰に見舞われるなどいたしまして、中小企業は一段と厳しい状況の中で年末を迎えるということになります。

したがって、ご承知のように、国におきましては九月の初めに公定歩合の再引き上げを初めいたしましたして、中小企業為替変動対策緊急融資制度あるいは中小企業の倒産対策緊急融資制度の延長、すなわち五十三年の三月三十一日までの延長など金融財政面からの総合経済対策を打ち出しておりますが、中小企業に浸透するには相当な期間がかかりまして、生産出荷の停滞やら、受注不振、売り上げ不振など国内外の企業を取り巻く問題はきわめて厳しい状況でございます。そこで市といたしましても、中小企業の健全な育成を図るためには、均衡のある地域経済の発展を促すことがきわめて重要な問題と考えまして、この厳しい年末を迎えるに当たりまして、次のような施策を打ち立てて実施しておるわけでございます。

まず、資金の供給の円滑を図るためには、最もよく利用されておりますところの小規模事業資金と中小企業振興資金の保証料を全額保証するということと、その貸付金利につきましては、五月二十日付で〇・八%引き下げまして、さらに去る十月二十五日付では〇・四%引き下げまして、現在では六・九%という金利にいたしておるわけであります。

なお、年末資金の円滑化を図るためには、政府、三公庫、保証協会、商工会議所など国、県の関係機関のご協力を得て、去る十月三十一日にも個別の融資相談を開設してご相談に乗っておりますし、また、市内の金融機関二十社の支店長に対しまして、市長からも年末の資金の問題についてご要請を申し上げておるわけでございます。

さらに、この激激な円高相場に対応する輸出関連の中小企業の経営安定対策としまして、すでに国も立てておりますし、県も立てておりました為替変動対策の緊急融資制度に対しまして、市といたしましては五百万円を限度として、国が行う制度に対しては三年間、県が行うのは、これは一年です。一年間について一%の利子補給をすることを去る十一月十九日要綱をもって対応したわけでございます。以上のような、金融、経営の両面についての指導なり、あるいは中小企業の経営安定にさらに努力をしてみたいということで、来年度についてもさらに厳しい状況かとは思いますが、そういうような諸施策をもって対応してみたいと思っております。以上です。

○議長（大谷喜正君） 下水道部長。

（下水道部長（奥村仁人君）登壇）

○下水道部長（奥村仁人君） 下水道関係につきまして、お答えをさせていただきます。

本市の下水道事業は、国の策定しております第四次下水道整備五カ年計画と市の総合計画に基づきまして年次的に整備を進めさせていただいております。特に昨年九月議会におきまして、常時浸水地域の早期解消に関

する決議を賜りまして、これが早期促進に鋭意努力をいたしておるところでございます。

まず、都市下水道事業といたしましては、継続でやっております各事業の整備促進を図りまして、支派線と一体的機能が發揮できるよう努めたいと考えております。公共下水道につきましても、旧市街地を中心としました日永処理区の水洗化事業の促進と富田、富洲原地域及び塩浜地域の抜本的な雨水対策を継続で重点的に進めていく所存でございますが、さらにご指摘のございました川島幹線の沿線、常磐地域と認可区域外の地域につきましても、近い将来整備を行うために測量、調査、設計に着手いたしますとともに、終末処理場の拡張等の整備の準備を進めていきたいと考えておる次第でございます。しかし、下水道事業は莫大な資金を必要といたしますので、国庫補助率のアップ、補助対象枠の拡大などを関係省庁に要望をいたしまして、なお起債充当率の引き上げ、償還年限の延長など財源の確保に努めたいと存じておる次第でございます。

なお、事業施行の面につきましては、一昨日来、市長から排水問題は来年度も引き続いて重点的に取り上げていきたいとのご答弁があったわけでございまして、私も非常に工事施行に当たりましては困難でじみちな、地元の方々に多大なご協力をお願いせねばならない仕事でございますが、常時浸水地域早期解消のために、水洗化対策の促進のために全力投球をいたす所存でございますので、よろしくご指導のほどをお願い申し上げます。

○議長（大谷喜正君） 教育長。

（教育長（山鹿静夫君）登壇）

○教育長（山鹿静夫君） お答えいたします。

まず第一点の障害児教育に係る条件整備等の問題でございますが、障害児教育が現在の教育課題の重要な課題の一つであることは言うまでもないわけでございますが、この問題につきましては、一つは施設設備の充実ということと、それともう一つは、その中身の充実であることは言うまでもございません。現在、小中学校で二十七学級、それから幼稚園におきまして十人ほどの障害児が入っております。わたし、学校を見させていただいて、担当の先生方それから介助員の方に本当にご苦労を願っておりますことは十分承知をしておりますが、さて、この問題の条件整備で考えますと、最も必要なことは、特殊教育に当たられる先生方の資質の向上でございます。専門的な教養を身につけられて学校を出られる方は、現実いまの制度ではこの特殊教育担当の先生は非常に少いわけでございます。そこでまず、特殊学級なりあるいは幼稚園の先生につきまして資質の向上に努めたいと、そう考えております。教育研究所を通じて、こういう意味の嘱託研究をさらに拡張したいと考えておりますし、なおその他の方式におきましても、さらに研修、向上をしていただくような手だてをしたいと、そう考えております。また、これは県の方へお願いをいたしております、本年度そういう担当の方を長期の、一年間でございますが、長期の、大学への内地留学をさせていただいております。この点につきましても、県にお願いをいたしまして、こういう人数をさらにふやしまして、まず第一は、こういう担当をされる先生方の資質の向上に努めたいと、そう考えております。

それからその次は、中のその教材備品が特殊なものがたくさん必要でございますので、そういった特殊教育用の教材備品あるいは消耗品を含めまして、そういう面につきましては、現在も普通学級に比べまして上積みをして予算配当を実はしておるわけでございますが、この点につきましては、わたしはさらに増加する努力をいたしたいと、そう考えております。また、教師用のこういった特殊教育の指導資料というものの予算措置も現在しておるわけでございますが、こういう面につきましても配慮をいたしたいと、そう考えております。

それから、第二に大切なことは、ご存じのとおり、障害児教育というのはどの場所でも、いわゆる統合教育という意味で普通学級ですか、あるいは特殊学級へ入るか、あるいはその他の施設へ入るかという判別が非常にむずかし

いわけてございまして、その点専門の方のご意見をお聞きして、ある時期は普通学級へ入るけれど、ある時期は特殊学級へ入るといふような面も現実にあるわけでございます。小中につきましましては、就学指導委員会がございまして、幼稚園につきましましては、今後、就学指導委員会というものは制度的につくれませんので、その方のご意見をお聞きして、その判別を誤らないようにしたい。この面の連携というのを今後さらに密接にしていきたいと、そう考えております。それから次に、ＬＬ教室でございますが、現在、港中学にＬＬ教室があるわけでございますが、ＬＬ教室が、非常に持つておる意義というのは、いまさら説明申し上げることもないと思うわけですが、ただ、このＬＬ装置は、これは文部省の教材備品の基準外になっております。したがって、いまのところはとりあえず、小中学校の教材備品が、昨日も申し上げたように、文部省の一〇〇に対しますと小学校が八二・五％、中学校が六三・三％の実は充足率でございまして、この充足率をさらに上げまして、教育効果を上げるように努めて努力をしたいと、そう考えております。

したがって、ＬＬ教室につきましましては、今後の課題として検討をさせていただきたいと、そう考えております。それから、三番目の社会見学につきましましてでございますが、赤目のお話をお聞きしたわけでございますが、四日市におきましては小学校の三年生には「伸びゆく四日市」という副読本を実は予算化したしまして、郷土の学習に努めておりますと同時に、この三年生が、いわゆる四日市をずっと回りまして、港あるいは市役所、その他ずっと回りまして、いわゆる郷土の現地を見学する行事をやっております。そこで、こういった面につきましては、今後ひとつ大いに検討をさせていただきたいと考えております。

それから、ゆとりある時間が出るので、社会見学をということと、その点の予算化等はどうであろうかというお話でございますが、ゆとりあるというのは、これは小学校では三年生以上、それから中学校は全学年でございますが、二時間ないし四時間の授業時間が、昭和五十五年ないし五十六年から減少するわけでございますが、現在のところ移り措置はするわけでございますが、授業時間は変更されないわけでございます。教科書の内容等教え方についての移行措置でございますので、今後こういった面につきましては十分検討をさせていただきたい。ゆとりある時間をどのように使うかは、いま全国的に検討されている段階ですので、今後それと関連しながら検討をさせていただきたいと、そう考えております。

それから、特色ある学校づくりということにつきましては、全く同感でございます。四日市におきましては、いわゆる嘱託研究校で三年ないし五年の期間で、その学校、該当校につきましましては、真剣に検討をされ、研究成果が上がっております。わたしも赴任しましてから、嘱託研究校の発表を見せていただきました。実際、授業も見ましたが、確かにその効果が上がっているように思いました。しかしなお、この嘱託研究につきましては、今後前進させる必要があるかと、そういうふうにご考えております。特色ある学校というのは、結局その学校の置かれた地域の特殊性に依りまして、特色ある学校をつくるべきものだと、そういうふうにご考えておるわけでございます。私立学校とは違いますが、物すごく、何と申しますか、際立った特色を出すというのは、非常にむずかしいと思っております。公立の学校としましては、定められた教育課程の実践の中でその地域の特殊性に依り学校の特徴づくりというものがなされるべきであろうと、そういうふうにご考えますと同時に、こういった面の予算措置等につきましましては、今後努力をいたしたいと、そう考えております。

きわめて抽象的な言い方がずいぶん入りましましたが、お許しを願いたいと思っております。

○議長（大谷喜正君） 岩田久雄君。

〔岩田久雄君登壇〕

○岩田久雄君 ただいまご答弁をいただいたわけですが、市長も、来年度は非常に財政が苦しい中を積極的な予算を

編成して市民の要望にこたえていきたいというようなご答弁を賜りまして、ありがとうございます。ぜひ、来年度は加藤市長も二年を迎えるわけでございますので、大いにがんばっていただきたいと、かように考える次第でございます。

それから、教育長からいろいろご答弁を賜ったわけですが、先ほど障害児教育についていろいろまあその先生がいま三重大大学の方で教育を受けているとか、いろいろご説明を賜ったわけですが、学校において障害児教室をつくって、そこで教育をしていくと、こういうようなお考えはないのか、再度ご答弁を賜りたいと思うわけでございます。

それから、公共下水道の方でございますが、聞き及んでおるところによりますと、将来の区域拡張に向かって、新しい処理場用地も確保をしていられるというように承っておるわけですが、先ほどの部長の答弁では、まだここ拡大の時期が明確でなかったもので、五十三年度あたりにはこう整備に向かって拡大をしていただけるのか、まだ五十三年度はだめなのか、その点を再度ご質問をいたします。

○議長（大谷喜正君） 下水道部長。

〔下水道部長（奥村仁人君）登壇〕

○下水道部長（奥村仁人君） 五十三年度に調査をいたしまして国の方へ認可申請をいたします。認可になりますと補助金がついてくるわけでございますので、その時点で着手させていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（大谷喜正君） 教育長。

〔教育長（山鹿静夫君）登壇〕

○教育長（山鹿静夫君） お尋ねの件は、学校の現場において現場教育として障害児教育をやっていく意思があるかと、こういう意味でございますが、先ほど研修の話をいたしましたが大切なのは現場においていたします現場の勉強でございますので、それぞれの学校におきまして障害児の研修という点はさらに努めたいと、そう考えております。

〔「関連」と呼ぶ者あり〕

○議長（大谷喜正君） 伊藤信一君。

〔伊藤信一君登壇〕

○伊藤信一君 わたしの会派で、この九月教育問題を三人でご質問申し上げたわけでございますけれども、岩田議員がおっしゃったように、どんな議論をいたしましたも、それが予算化されない限り、あるいは行政として行わない限り空論にすぎないので、具体的な問題を岩田議員から指摘しながらご質問を申し上げますけれども、最後の、先ほどの教育長の答弁は、質問の仕方も間違っておったかわかりませんが、九月の議会におきまして粉川議員が、障害児教育が一番大事な問題でないか、それがためには教育行政としてこれでいいかどうかというようなことをお尋ねいたしましたわけでございます。ところが、そういう質問をいたしましたのは、障害児教育に当たっているのは指導主事の一人が、これは変な言い方になるかわかりませんが、片手間に教育をやっているから、そういう指摘をいたしておるのでございます。本当に障害児教育が大事であれば、その行政の組織の中に同和教育室と同じように障害児教育室を組織しながら、部署を定めながら条件整備をやり、教師の研修をやりして、そして障害児教育の充実を図っていくのが、それが道でないかということをお願い申し上げます。ただいまの教育長の答弁に対して、もう一遍わたしのこういったことに対してご答弁をお願いいたします。以上です。

○議長（大谷喜正君） 教育長。

〔教育長（山鹿静夫君）登壇〕

○教育長（山鹿静夫君） 答弁を間違えまして失礼いたしました。

いままのお尋ねの件でございますが、障害児教育を専任する指導主事がわたしは必要であると、そう考えております。できれば県の方へお願いいたしまして、県から派遣の指導主事を増員していただきまして、専門的に障害児教育を扱う指導主事というものを強化いたしたい、そういう考えで現在おありまして、今後最大の努力をいたしたいと、そう考えております。

○議長（大谷喜正君） 伊藤信一君。

〔伊藤信一君登壇〕

○伊藤信一君 わたしの申し上げたことが教育長に十分おわかりにならないので、ああいうご答弁があったと思えますけれども、もっと端的に申し上げますと、同和教育室と同じように障害児教育室というようなものを、そういったようなものを教育委員会の中の組織の中に組み入れて、そしてそこで指導主事ももちろんおられますし、あるいは関係の人たちもおられます、そういう人たちによって障害児教育の充実を図ったり、あるいは教師の研修を図ったり、そういったことをするような部署を組織の中へつくってほしいというような言い方をしておるのでございますから、これは教育長が即座に答弁できないと思っておりますので、来春を期して教育委員会が機構改革されますので、それまで十分検討をして、障害児教育の充実にとつ努力をしていただきたいということを申し上げて、終わります。

○議長（大谷喜正君） これをもって、一般質問を終了いたします。
暫時、休憩いたします。

午前十一時五十一分休憩

午後一時一分再開

○議長（大谷喜正君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第二 議案第一二七号 昭和五十二年四日市市一般会計補正予算（第二号）、ないし

日程第二五 議案第一五〇号 工事請負契約の締結について

○議長（大谷喜正君） 次に、日程第二、議案第二百二十七号昭和五十二年四日市市一般会計補正予算（第二号）、ないし日程第二十五、議案第五百十号工事請負契約の締結についての二十四件を一括議題といたします。

ご質疑がありましたら、ご発言願います。

前川辰男君。

〔前川辰男君登壇〕

○前川辰男君 議案第二百二十七号の第十款教育費の中の第五項第一目の社会教育総務費の中にあります工事請負費の減額に対してご説明をいただきたいと思えます。

たしかこれは御池沼沢植物群落地盤整備工事ということで、ことしの当初予算に非常に数少ない四日市の文化対策の一つとして出されたものだと思っておりますが、どうしてこれが減額されるのか。ほとんど減額されておりますので、この説明をお願いしたいと思います。

○議長（大谷喜正君） 教育次長。

〔教育次長（六田猶裕君）登壇〕

○教育次長（六田猶裕君） ただいま社会教育総務費の中の御池沼沢植物群落の減額についての説明をしろということでございますので、お答えさせていただきます。

ご承知のように御池周辺につきましては、著しい環境の変化によりまして、沼沢植物群落にとっては好ましくない自然環境というようになりつつある状態でございます。そこで、昭和四十八年度から五十一年度にかけてまして、全体〔私語する者あり〕

的にこの沼沢植物群落の面積といたしましては、西部と東部と二つのブロックに分かれておりまして、西部におきまして約一万八千平米、東部におきまして二万五千平米と、このように相なっているわけでございますが、その中の当初計画いたしました新年度予算として盛りました形でございますが、それにつきましては、いまの西部の土地に削井をいたしまして、井戸を掘りまして、それから西部の地帯を潤し、さらに東部のブロックの方にパイプラインを持つてまいりまして、両方の湿潤化を図ろうかと、このように考えたわけでございます。

しかし、その後専門の関係の方々それから文化庁の技官等とも協議を進めました結果、いろいろそれには問題があるろうと。一カ所の削井によって水を潤すということについては、やや保存上問題があるんではないかということ、再々の協議を持つということに相なりました。したがって、総額といたしまして二千六百九十万円の中から、本年度といたしましては給水ボーリング、それからフェンスボーリング、さらにはその調査委託等を含めまして、本年度におきましては六百万の経費をもって、そのボーリング並びに調査に当たろうということに相なったわけでございます。

将来にかけましてはなお六千万程度の経費を必要とする事業でございますが、五十二年度につきましては、いま申し上げましたような形に相なりましたので、補助金の減額になりました分、そのような経費に使いたいと、こういう考え方でございます。よろしくご理解賜りたいと思います。確におっしゃられるように、当初に予算をいただきながら減額したということはきわめて不定見な点があったと思いますが、今後ともこういうことのないように尽力したいと思っておりますので、その点ご理解賜りたいと思います。以上でございます。

○議長（大谷喜正君） 前川辰男君。

〔前川辰男君登壇〕

○前川辰男君 いまの説明は、ぼくの質問に答えた説明だというふうには、私は理解しにくいわけなんです。と言いますのは、逆に言うならば、ことしの三月に本年度の予算をつくるに当たりまして、確信を持って提案をされているはずですが、したがって、私どもはそれを認めておる。一年足らずの間に、その予算つまり二千六百四十万のうちでほとんど、二千二百二十万八千円というほとんどの予算を削減しなきゃならぬというのは、まことに不定見だと思っております。これでよろしくご理解を願いますというのは虫がよ過ぎるんじゃないですか。あと、この問題に関しては教育民生委員会の方で十分にやっていたかということも期待して、これ以上細かくは申し上げたくはないんですが、せっかくこの二千六百四十万のうち、国の補助金として一千四十五万も了解をとっておりながら返してしまわなきゃならぬと、まことに不定見だと思っております。であるならば、いっそのこと、たとえば東部の方で自治会の所有地約四百坪がすでにその枠内に入れられておるようですが、地元ではこれを買収してもらいたいという希望もあるようです。どうしてこの御池の沼沢群落を守るのに、もっと積極的な姿勢をとらないのかと。強いて言うならば、四日市市が文化というものに対する定見がなくまた意欲がないと。何かよそからうるさく言われるから、それじゃこのぐらいはやらなきゃならないのかなというふうな姿勢しかないように受け取られてもやむを得ないんじゃないですか。非常に少ない文化予算のうち、ここにいままでかつてない予算を組み入れて意欲的にやろうと、私どもは大変期待をして持ったにもかかわらず、このような形で削られてしまうと、削ってしまうと、不定見と言わざるを得ないわけです。これは私がいまさら申し上げるまでもないと思うんですけれども、文化というものは一朝にしてできるもの

じゃありません。四日市は文化不毛の地と言われているわけですが、この汚名を返上することに対して、昨日も福田議員の質問に対して、市長は前向きな姿勢で答えているんですが、どうもこの前向きな姿勢というのが怪しいんじゃないかと。議会答弁に終わってしまうという前向きな姿勢であってはならないわけです。したがって、いまの具体的内容につきましては、教育民生委員会の方でお願いするとして、こういう取り扱いに対しまして、今後絶対に起こさないように、それからまた文化に対する考え方をもっと積極的に持つことに対して、一言市長の方から答弁をいただきたいと思うんです。

○議長（大谷喜正君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） せっかく計上しながら減額をしなければならないという姿勢については、私も大変遺憾だというふうに思っております。私は、文化ということに対して、前向きに取り組んでまいりたい。四日市の現状を考えて前向きに取り組んでまいりたいと思っておりますので、今後もしそういう方向で努力をいたしたいと思っております。以上でございます。

○議長（大谷喜正君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 最初に議案第三百三十八号、百四十四号、百四十五号に関連してお尋ねをしたいと思っております。

現在、県において行われております建築指導業務を本市都市行政の一環として、市民に直結したきめ細かい建築指導をやる、こういうことで市に移管をされるわけですが、今回の国勢調査五十五年には二十五万人都市になることは必至だと言われますが、今日の時点、つまりこれは来年二月ということになりますけれども、建築指導業務

を県から市に移管しなければならない根拠はどこにあるのかと。逆に言いますと、県の押しつけではないかということでございます。その点について、市があえて受けなければならないその根拠を明らかにしていただきたい。

それから、この業務の市移管によって、人件費その他諸経費一切を含めて幾らぐらいに年間なるのかということでございます。

三番目は、県はこういう移管に対して、その見返りとして何をしてくれるのかということでございます。

それから四番目は、開発行為の許可業務はどうなるのかということでございます。開発行為の許可業務をたとえば県の所管にしておる根拠、あるいはこれを市に移管するという事になった場合県の所管か市の所管か、それを分ける基準というものは何なのかと。この開発行為の許可等についての業務はどういうふう将来を見えるのかという点でございます。

それから、議案第三百三十六号、議案第四百十三号でございますが、市の財政が厳しいと言われて、また今議会におきましても革新クラブの議員から、行政の簡素化、合理化が提起されました。市長もこの際思い切って民間の力を大きく活用すると言われましたが、このような状況のもとで、農業共済業務を市に移管することにされたことは、私は大きな英断であると思うわけでございます。その早期実現を願ってきたものの一人として喜んでおるんですけども、そして願わくはこれを契機に、現在市として懸案となっており、またホームヘルパーをはじめ幼稚園業務員、保育園の障害児保育に従事する保母など、嘱託、臨時職員の正職員化についても、決断されて早期実現を図られるよう望みますのでございますが、ただこの農業共済業務市移管につきましては、他市の状況や農家の方々、その他関係者の皆さんの要望と農業振興という面から、もっと早く行われるべきであったけれども、市当局がこれに積極的に対応しなかつたために非常に政治的に流れて、そして昨年の市長選がらみにもなったと言われるようなことはまことに遺憾に思

うわけです。ところで、その農業共済業務を市に移管するに当たりまして、引き継ぐ職員の問題についてはどういふふうになったのか。この点を当局から責任ある答えをいただいておきたいと思うわけです。

二番目の問題は、職員の共済組合在職期間をどうするのか。したがって、これは初任給とか給料とか、そのほか少なくとも将来の退職手当がどうなるかということにも、大きくかかわってまいります。ですからこの点についてお答えをいただきたいと思います。

○議長（大谷喜正君） 都市計画部長。

（都市計画部長（杉本義広君）登壇）

○都市計画部長（杉本義広君） お答えいたします。

建築主事の設置につきましてでございますが、この問題は、一昨年から国、県の方から四日市市においても確認事務を取り扱ってほしいといったような要請が、再々来ていたわけなんです。四日市市といたしましては、まだ人口二十五万になっていないのでお断りいたしますということで、ずっと経過してきていたわけなんです。今年十一月、すでに二十五万突破した都市については指導業務を行うということになっておりますので、建築主事の特定行政庁の設置を行うと、こういったようなことでとり進めさせていただいておるわけなんです。建設主事の設置、人件費につきましては、当面担当職員十名と、こういったようなことで進めていく予定をしております。十名で

経費入れまして二千四百万という予定であります。

それから、県の見返りということでございますんですが、二名の派遣職員が当面四日市市の行政がなれるまで来て指導をしてもらうと、こういったことでございます。

開発行為の許可業務でございますんですが、これは都市計画法の二十九条で、市街化区域あるいは調整区域内で開発行為を行う場合は都道府県知事の許可を受けなければならないということでございまして、これは許認可事業は知事でございます。そこで、市との関係でございますんですが、市の業務といたしましては、三十二条の公共施設の管理の管理者の同意ということで、これが開発許可の協議書ということで参ってまいりまして、この協議につきましては道路とかあるいは水路、そういったような公共施設の協議を受けると、こういったようなことでただいまも進めておるわけなんです。業務の分担としましては以上でございます。

○議長（大谷喜正君） 三輪助役。

（助役（三輪喜代司君）登壇）

○助役（三輪喜代司君） 補足いたしておきますが、建築確認申請を市で行うということにつきましては、従来の建築確認につきましましては、ご承知のように市の都市計画課へ出しまして、その書類がさらに県の土木事務所へまいります。物によりましてはこれが県庁の方へまいります。それから土木事務所の方を通じて市民の方へおりてくるという、こういう二段構え、三段構えのような許認可事務でございました。ところが、これを市の方で委任を受けてやるということになりますと、市民は四日市市の建築課なりあるいは建築指導課になりますか、こちらの方へ出しまして、そこで確認事務の調査それからこれは適格であるかどうかを審査いたしました。ここから直ちに市長名で確認に対する許認可の事務がとり行われるということになります。市民の側からとりますれば、一回、二回あるいは三回、あるいは場合によりましては県まで行かなければならないような仕事、そういう複雑なことを四日市市役所で一括して全部できると、こういうような非常に市民側にとりましては便利になってくるというようなことでございます。したがって、そういうふうな観点に立ちまして、四日市市の方でこれを各都市の実例等も十分調べた上で、受けよ

うじゃないかというふうな事になったのでございますので、やはり考え方をいたしましたは、あくまで市民にどのようにして便宜を与えるかというところから発想をいたしておりますので、ご了承賜りたいとこのように思っております。

○議長（大谷喜正君） 総務部長。

〔総務部長（斎藤久美君）登壇〕

○総務部長（斎藤久美君） 建築確認を実施するに当たって必要な人件費等を含めた費用ということでございますが、先ほど都市計画部長は人員十名で対処したいというふうに申し上げたわけでございますけれども、人員十名ということにつきましては、都市計画部の要望でございます。まだ人員は確定をいたしておりません。確かに年度途中でもございまして、他市の実態等をながめてまいりますと、それぞれの処理件数に応じた人員配置がなされておるということではございますけれども、年度途中でありますだけに、十分それらのことも含めて、業務に支障のない最小限度の人員配置をいたしたいというふうに考えております。そういう意味合いにおきまして、人件費を含めた総額について試算をいたしておりませんので、さようご了承いただきたい。なお、庁舎に入りますについての一部庁舎の改造費等は、今回の補正等でもお願いをいたしておりますので、ご了承を賜っておきたいというふうに思います。

それから、後で産業部長の方からお話があると思いますが、第二点の農業共済の関係職員の共済組合に在職いたしましたときのその年限の問題等どう処理するのかということでございますが、人事といたしましては、給与その他のことについてはまだ個人別に確定をいたしておりませんけれども、基本に沿って配慮をしてみたいということを考えております。従来から職員を採用いたしましたときの基準が一つございますので、その線に沿って処理をいたしたい。ただ共済組合と市町村の職員ということになりますと、全くこれは別の団体でございますだけに、退職金の

通算をするわけにもまいりませんし、それから年金制度におきましても通算をいたすわけにはまいりませんので、向こうの団体で退職をいただいた後に、こちらへご加入をそれぞれ賜るといような形で処理をいたしたいというふうに考えております。

○議長（大谷喜正君） 産業部長。

〔産業部長（谷沢文男君）登壇〕

○産業部長（谷沢文男君） 議案第三十六号の人員の問題についてお答えをさせていただきます。

予備協議書締結のときにおきましては、家畜共済の制度改正というのが明記されていなかったわけですが、五十二年の一月の十九日農林省告示をもって、家畜、特に種豚、肉豚を新たに共済の制度に加えるというようなことが出てまいりましたので、新規の共済事業を早急に開始して農業の振興に努めたいということでございます。

もう一つは、四日市の農業共済が果樹共済をやっておるわけですが、その共済がきわめて複雑であるわけでございます。特にまた引き受け数量に対する被害率も高くて、損害評価、共済の掛金の決定、支払いの事務というような特殊業務を持っておるわけでございます。したがって、移譲当初の業務の円滑化を図るためにも、経験者をもって対応したいと、こういう考え方で予備協議書の十名を、本協議書では十四名とお願いしたいということでございます。以上です。

○議長（大谷喜正君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 ちょっといまの都市計画部長のご説明でははっきりわからなかったんですが、政令とか通達で住民登録人口が二十五万を超えたら、必ず市に移管しなければならぬようになってくるのかどうかということですね。こ

の点をいま一度改めて明らかにしていただきたいと思ひます。

それから、総務部長のご答弁ですと、担当職員十名は当該の部局の要望だと言われましたが、今日は市長の提案ではないのですか。この議案は都計部長の提案ですか。その点をもう少しきちんとして、せつかくこれだけの三つの条例提案をされるんですから、きちっと意思統一を出されるべきではないかと思ふんです。

それから、二千四百万の中に、庁舎改造費も含まれるのかどうかということですが、

それで、いまお尋ねした点は、ちょっと簡単に後で答えをいただいで、それから開発行為の許可業務については、ずっといつまで経っても県の所管業務なのか。いつかはまた市に移管するという問題が出てくるのかどうかと、この辺もお尋ねしているわけですが、この辺お答えがございませんでした。いずれにしましても、これまで県がいろいろ言ってきたことを抑えてこられたのは多とするんですが、市政の厳しい折から、いまそうしたものを受ける必要があるのかどうかというのが疑問があるということと、それから市民に直結したきめ細かい建築指導を行うと言われますが、一面では依然開発行為の許可業務は県に残るわけですし、二元行政になるわけですね。そして、一昨日来の今日の議会でも、開発行為をめぐる行政の対応の問題というのは非常にやはり多く問題があるということがはっきりしたわけですが、したがって、市民の利便で本当に必要なことなら、開発行為の関係についても、建築確認申請、こうした関係についても、やはり一緒に一体のものとして考えるべき性質のものではないのかと、この辺の問題がありますので、これらの点について十分委員会できつご審査をいただきたいと思ふわけでございます。

それから、農業共済の関係ですが、問題は経歴換算がそうしますと同種ですから十割になりますね。しかし初任給限度額という問題がありますから、頭打ちの問題が出てまいります。この点の配慮と、それからもっと問題は将来にわたる退職手当の問題ですが、まるっきり共済組合の期間を棒引きしてしまうんではなくて、やはり少なくとも多少

の配慮というものはなされていくべきではないか。この点についても委員会審査で十分ひとつよろしくお願ひを申し上げたいと思ひます。

○議長（大谷喜正君） 三輪助役。

（助役（三輪喜代司君）登壇）

○助役（三輪喜代司君） お答えいたします。

現在建築確認申請の件数が大体三千件から三千五百件ございます。それから開発許可につきましては年間大体百件ぐらいでございます。そういうことでございますので、建築確認というものにつきましては、これは非常に市民の多くの人たちに関係があるということ。これでしかもこれは法律によって二十五万都市ということになりますと、市長に義務づけてきておるわけでございます。一方開発の許可につきましては、都市計画法によりまして人口制限はございません。したがって、まだ年間百件程度でございます。もちろんいろいろ問題はございまして、都市計画法によりまして人口制限はございません。したがって、私どもといたしましては、現時点におきましては建築確認、一番住民からいろいろご要望もありません。あるいは議会の方でも建築確認等につきましては、いろいろご要望があつても、これを私どもの方で直接お答えできずに、県に要望するというようなご答弁しかできなかったのが過去の実態でございますが、そういうことも絡み合わせまして、建築確認の事務を市でということになったわけでございます。したがって、開発業務については、いまのところ市の方で受けるというふうな考えは持っておりません。以上でございます。

○議長（大谷喜正君） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大谷喜正君） 他にご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。本件を、それぞれ関係常任委員会に付託いたします。

各常任委員会の担当部門は、お手元に配布いたしました付託議案一覧表（一）のとおりであります。

日程第二六 議案第一五一号 昭和五十二年四日市市一般会計補正予算（第三号）、ないし

日程第二九 議案第一五四号 四日市市職員給与条例の一部改正について

○議長（大谷喜正君） 次に、日程第二六、議案第五十二号昭和五十二年四日市市一般会計補正予算（第三号）、

ないし日程第二九、議案第五十四号四日市市職員給与条例の一部改正についての四件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

（市長（加藤寛嗣君）登壇）

○市長（加藤寛嗣君） ただいまご上程の各議案について、ご説明申し上げます。

議案第五十一号から議案第五十四号までは、特別職の報酬及び給与改定に伴う必要経費に係る一般会計補正予算案並びにそれら関係条例の一部改正案でありまして、去る八月九日、人事院は国家公務員の一般職の給与について、基本給の引き上げ、扶養手当、住居手当及び通勤手当等の増額を、四月一日にさかのぼって実施するよう勧告いたしました。

本市といたしましても、この勧告の趣旨を尊重し、市財政の現状等も慎重に検討いたしました結果、給料月額、扶養手当、住居手当及び通勤手当について、本年四月一日にさかのぼって六・九五%の増額を実施するよう所要の改正をするともに、特殊勤務手当の改正につきましては、来年二月から建築基準法に基づく確認事務を実施するのに伴い、担当技術職員に対する手当及び火葬業務従事者のための手当を新たに設けようとするものであります。また、市議会議員並びに市長助役及び収入役の報酬等につきましては、一般職の給与改定並びに同格都市における報酬改定の動向にかんがみ、去る十一月特別職報酬等審議会を設置して、種々ご検討いただいてまいりましたが、このほど特別職の報酬改定について答申を得ましたので、この答申の趣旨に沿い十二月一日から増額改定をお願いするものであります。

さらに、各種行政委員及び消防団員等の報酬につきましても、同格都市との均衡等を十分に検討いたしまして、それぞれ増額改定しようとするものであります。

なお、これら改定に要する経費につきましては、一般職員及び嘱託職員の給与改定に係る見込額はすでにご提案申し上げている追加補正予算案に計上いたしておりますので、今回は特別職及び各種行政委員等の報酬改定に伴う経費の不足額につき追加補正をしようとするものであります。

どうかよろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大谷喜正君） 提案理由の説明は、お聞き及びのとおりであります。

ご質疑がありましたらご発言願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大谷喜正君） 別段、ご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

本件を総務委員会に付託いたします。

○議長（大谷喜正君） 次に、本日まで受理した請願及び陳情は、お手元に配布しました文書表のとおりであります。それぞれ文書表記載の関係常任委員会に付託いたします。

なお、目下総務委員会で審査中の請願第一号大瀬古新町及び永宮町の避難所建設について、及び教育民生委員会で審査中の陳情第三号私立幼稚園教育振興については、取り下げの申し出がありましたので、ご了承願います。

○議長（大谷喜正君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、来る十二月二十二日午後二時から会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午後一時四十分散会

昭和五十二年十二月二十二日

四日市市議会定例会会議録（第五号）

四日市市議会

○議事日程 第五号

昭和五十二年十二月二十二日(木)

午後二時開議

第一	議案第一二七号	昭和五十二年度四日市市一般会計補正予算(第二号)	委員長報告：質疑、討論、議決
第二	議案第一二八号	昭和五十二年度四日市市競輪事業特別会計補正予算(第一号)	”
第三	議案第一二九号	昭和五十二年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算(第一号)	”
第四	議案第一三〇号	昭和五十二年度四日市市と畜場食肉市場特別会計補正予算(第二号)	”
第五	議案第一三一号	昭和五十二年度四日市市営魚市場特別会計補正予算(第一号)	”
第六	議案第一三二号	昭和五十二年度四日市市公共下水道特別会計補正予算(第二号)	”
第七	議案第一三三号	昭和五十二年度四日市市土地区画整理事業特別会計補正予算(第二号)	”
第八	議案第一三四号	昭和五十二年度四日市市立四日市病院事業会計第一回補正予算	”
第九	議案第一三五号	昭和五十二年度四日市市水道事業会計第一回補正予算	”
第一〇	議案第一三六号	農業共済事業の実施について	”
第一一	議案第一三七号	四日市市農業委員会の委員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき委員の定数に関する条例の一部改正について	”
第一二	議案第一三八号	四日市市事務分掌条例の一部改正について	”
第一三	議案第一三九号	四日市市役所出張所設置条例の一部改正について	”

第一四 議案第一四〇号 四日市市吏員退隠料、退職給与金、遺族扶助料支給条例等の一部

改正について……………

委員長報告：質
疑、討論、議決

第一五 議案第一四一号 四日市市社会福祉事務所設置条例の一部改正について……………

第一六 議案第一四二号 四日市市母子医療費の助成に関する条例の制定について……………

第一七 議案第一四三号 四日市市農業共済条例の制定について……………

第一八 議案第一四四号 四日市市建築審査会条例の制定について……………

第一九 議案第一四五号 四日市市特別工業地区建築条例の一部改正について……………

第二〇 議案第一四六号 三四伝染病隔離病舎組合規約の変更について……………

第二一 議案第一四七号 市道路線の認定について……………

第二二 議案第一四八号 工事請負契約の締結について……………

第二三 議案第一四九号 工事請負契約の締結について……………

第二四 議案第一五〇号 工事請負契約の締結について……………

第二五 議案第一五一号 昭和五十二年度四日市市一般会計補正予算(第三号)……………

第二六 議案第一五二号 四日市市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部

改正について……………

第二七 議案第一五三号 四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例等の

一部改正について……………

第二八 議案第一五四号 四日市市職員給与条例の一部改正について……………

第二九 議案第一五五号 監査委員の選任について……………

第三〇 発議第八号 大規模小売店舗法等の抜本的改正に関する意見書の提出について……………

第三一 発議第九号 大型小売店舗の進出に関する決議について……………

第三二 委員会報告第一四号 総務委員会請願書等審査結果報告……………

第三三 委員会報告第一五号 教育民生委員会請願書等審査結果報告……………

第三四 委員会報告第一六号 建設委員会陳情書審査結果報告……………

議案説明：質疑
討論、議決

採否決定

○本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

○出席議員(四十三名)

青	山	峯	男
天	春	文	雄
小	井	道	夫
伊	藤	信	一
岩	田	久	雄
宇	治	良	市
小	川	四	郎

山 山 山 山 森 松 增 前 堀 古 福 平 長 橋 野 野 生 中
 本 中 路 口 島 山 川 市 田 野 川 本 呂 崎 川 村
 忠 信 安 良 英 辰 新 元 香 行 鐸 增 平 真 平 信
 勝 一 剛 生 吉 一 一 男 衛 一 史 信 元 藏 和 芳 藏 夫

出 坪 田 高 高 坂 後 後 小 小 粉 訓 喜 川 金 加 大 大
 井 井 中 木 井 口 藤 藤 林 林 川 霸 野 口 森 藤 森 谷
 妙 基 三 正 長 寬 喜 博 也 洋 定 多 喜
 博 子 介 勲 夫 次 六 次 夫 次 茂 男 等 二 正 男 三 正

議事課長 小坂靖
議事係長 板崎大之丞
主事 山口克彦
主事 金森伸夫

午後二時二分開議

○議長（大谷喜正君） これより、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は、三十九名であります。

本日の議事については、お手元に配布いたしました議事日程第五号によりとり進めますので、よろしくお願ひいたします。

日程第一 議案第一二七号 昭和五十二年度四日市市一般会計補正予算（第二号）、ないし

日程第二八 議案第一五四号 四日市市職員給与条例の一部改正について

○議長（大谷喜正君） 日程第一、議案第一二七号昭和五十二年四日市市一般会計補正予算（第二号）、ないし

日程第二八、議案第一五四号四日市市職員給与条例の一部改正についての二十八件を一括議題といたします。

本件に関する委員長の報告を求めます。

まず、総務委員長にお願ひいたします。

粉川 茂君。

〔総務委員長（粉川 茂君）登壇〕

○総務委員長（粉川 茂君） ただいま議題となっております各議案のうち、総務委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第一二七号昭和五十二年四日市市一般会計補正予算（第二号）の關係部分についてであります。

歳出第四款衛生費については、清掃費において、今回南部塵芥埋立処分場の建設費が計上されているのでありますが、本事業は北部埋立事業の完了が目前に迫っていることから、かねてより計画されていたものであります。当委員会といたしましては、北部埋立処理場の建設当時における関係地区住民の要望の一部がいまだに実現されていない現実を踏まえ、関係地区住民と事前に十分な話し合いを行い、要望事項の実現については周到な準備のもとに履行され、本事業推進に万全を期されるよう強く要望いたしましたのであります。

また、北部清掃工場への進入路の早期拡幅については、当委員会としても再三要請してきたところですが、遅々として進捗していない実態から、重ねてその実現化について強く要請いたしました次第であります。

なお、尿尿くみ取り事業を民間委託している地区において、委託業者との間に再三トラブルが発生している状況にかんがみ、その実態の把握に努め、業者の指導監督を強化すべきであるとの意見がありました。

歳出の第一款議会費、第二款総務費、第五款第二項労働諸費、第九款消防費及び歳入全般、並びに第二条債務負担行為、第三条地方債については、別段異議はありませんでした。

次に、議案第一三十七号四日市市農業委員会の委員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき委員の定数に関する条例の一部改正について、議案第一三十八号四日市市事務分掌条例の一部改正について、議案第一三十九号四日市市役所出張所設置条例の一部改正について、議案第一四十四号四日市市吏員退隠料、退職給与金、遺族扶助料支給条例等

の一部改正について、及び議案第四百十六号三泗伝染病隔離病舎組合規約の変更についての五議案については、別段異議はありませんでした。

また、議案第四百十八号ないし議案第五百十号の工事請負契約の締結についての三議案は、いずれも下水道関係工事に係る請負契約締結案であり、別段異議はありませんでした。

次に、議案第五百十一号昭和五十二年度四日市市一般会計補正予算（第三号）、議案第五百二十二号四日市市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、議案第五百十三号四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部改正について、及び議案第五百十四号四日市市職員給与条例の一部改正についての四議案についてであります。これら四議案は特別職、各種行政委員等の報酬及び一般職の給与改定に伴う関係条例の改正並びにそれに伴う必要経費の追加補正であります。特に特別職の報酬については、特別職報酬等審議会の答申の趣旨に沿い、市長、助役及び収入役の給与を平均一〇%、議員の報酬については平均一四%を増額改定しようとするものであります。

当委員会は、本件の審査に当たって、関係理事者から特別職報酬等審議会における審議内容の詳細な説明を求めるとともに、各種行政委員の報酬については関係委員会の意見を参考にするなど慎重を期したのであります。各委員からは、特に特別職の報酬改定、中でも議員の報酬改定が他に比し改定率が高いことから、活発な論議が交されたのであります。その結果、当委員会といたしましては、特別職の給与改定については、現下の厳しい社会経済情勢を十分留意した上で、同格他都市等の動向、一般職との均衡の問題あるいはその職責の重要性にかんがみ、やむを得ないものと判断をいたしました。

また、議員報酬については、議員活動の専門職化に伴い同格他都市における対市長給与の比率においても、本市報酬現行額が低率であり格差が生じていることから、この際対市長比率の格差を是正する上からも改定の率が高くなることもやむを得ないという理事者の説明を了とし、いずれも原案のとおり承認いたしました次第であります。

以上の経過をもちまして、当委員会に付託されました関係議案についてはいずれも原案のとおり承認いたしました次第であります。簡単であります。これをもちまして総務委員会の審査報告といたします。

○議長（大谷喜正君） 次に、教育民生委員長にお願いいたします。

訓覇也男君。

〔教育民生委員長（訓覇也男君）登壇〕

○教育民生委員長（訓覇也男君） ただいま議題となっております各議案のうち、教育民生委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第二百二十七号昭和五十二年四日市市一般会計補正予算（第二号）のうち関係部分についてであります。歳出第三款民生費については、給与改定所要額のほか母子家庭に対する医療費の公費負担制度、並びに身体障害者に対する事業資金融資制度を実施するための所要経費等を追加補正するものであります。別段異議ありませんでした。

歳出第十款教育費については、給与改定所要額のほか仮称三重北小学校土地購入費等の追加補正、御池沼沢植物群落地整備費の減額補正等が主なものであります。

御池沼沢植物群落地整備工事請負費の減額については、特に理事者から詳細な説明を求め慎重に審査を行いました。理事者からは、減額については同群落地の水量の減少に対処するため、西側部分にさくせんを行い、東側に給配水する計画を策定したのであります。さらに専門家の意見を聴したところ、東側部分の必要水量は西側の給配水計画水

量では不足すること、また水質等に問題があることが判明したので、本事業を改めて見直し今年度を初年度とする継続事業に計画を変更し、今年度は調査事業のみを実施することになったため、減額を生じたものであるとの説明がありました。さらに今後、群落地に隣接する民有地についても、保護、保存上その必要性から買収を進めたい旨の説明があり、当委員会はこれを了といたしましたのであります。

なお、市内における天然記念物の自生地指定されている民有地についても、計画的に用地買収するなど天然記念物の保存に万全を期するよう要望いたしました。

小学校土地購入費は、仮称三重北、仮称八郷西及び神前小学校について四日市市土地開発公社がすでに先行取得したものを、今回予算計上されたものであり、別段異議はなかったものでありますが、三重北小学校にかかる通学路の横断歩道橋の完成が遅延している現状から、開校に間に合うよう努力すべきであるとの意見がありました。

三重県私学振興基金出捐金については、理事者より本年二月、県から各市に対して同基金への出資について要請があり、以来今日まで検討を加えてきたのでありますが、各市の対応状況等にかんがみ、今回私学設置数による割り当て分相当額を追加計上したとの説明がありました。

また、教育費の各項にわたって多額の減額補正が見られることから、予算の見積りに正確さを期すべきであるとの意見がありました。これについては理事者から、減額は金利の改定、国、県補助金の確定時期等によって生じたものであるとの説明がありました。なお、施設整備をはじめとして教育の充実が叫ばれている折りから、減額補正された予算についてはできるだけ教育の充実のために運用すべく検討するようとの意見がありました。

次に、議案第二百二十九号昭和五十二年四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）については、別段異議ありませんでした。

議案第四百一十一号四日市市社会福祉事務所設置条例の一部改正については、同事務所の位置を変更しようとするものでありまして、別段異議ありませんでした。

議案第四百二十二号四日市市母子医療費の助成に関する条例の制定については、母子家庭の経済的な負担を解消し、福祉増進を図るため医療費を助成しようとするものでありますが、県における同制度と比較して対象子弟の年齢制限を十八歳まで引き上げること、所得制限の限度額を緩和すること、準母子家庭も適用範囲に含むこと等、一層手厚く実施されるものでありまして別段異議はなかったものでありますが、本件に関連して父子家庭に対しても、その実態にかんがみかかる制度を検討すべきであるとの意見がありました。

以上の経過をもちまして、当委員会に付託されました関係議案はいずれも原案のとおり承認いたしました次第であります。これをもちまして教育民生委員会の審査報告といたします。

○議長（大谷喜正君） 次に、産業公営企業委員長にお願いいたします。

山本 勝君。

〔産業公営企業委員長（山本 勝君）登壇〕

○産業公営企業委員長（山本 勝君） ただいま議題となっております各議案のうち、産業公営企業委員会に付託された関係議案につきまして、当委員会の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第二百二十七号昭和五十二年四日市市一般会計補正予算（第二号）の関係部分であります。

歳出第六款農林水産業費については、マツクイムシ防除事業、作付体系団地設置事業に対する補助金の追加、大鐘町ほかの県単土地改良事業費の新規計上、補正の主なものであり、異議はなかったのであります。新規事業である作付体系団地設置事業について転作促進の観点から、内部地区における露地野菜の事業拡大を図るため、県の補助を

得て行うものであるとの説明がありました。

第七款商工費については、給与改定等に伴う補正であり、また第十一款第一項農林水産施設災害復旧費については、過年発生及び現年発生災害の国庫補助割り当て等による補正でありまして、異議はありませんでした。

議案第二百二十八号昭和五十二年四日市市競輪事業特別会計補正予算（第一号）、議案第三百一十一号昭和五十二年四日市市営魚市場特別会計補正予算（第一号）については、給与改定等に伴う補正であり、また議案第三百三十号昭和五十二年四日市市と畜場食肉市場特別会計補正予算（第二号）については、業務用電気、水道使用料の追加等であり、また議案第三百三十四号昭和五十二年四日市市立四日市病院事業会計第一回補正予算については、企業債及び用地取得費割賦金等の利息減額、改築に伴う事業用器械備品の購入についての債務負担行為と重要資産の取得事項の変更等でありまして、いずれも別段異議はありませんでした。

議案第三百三十五号昭和五十二年四日市市水道事業会計第一回補正予算については、配水管移設工事費、河原田水源揚水能力調査工事費の追加、北勢水道用水受水費の減額等が主なものであり、異議はなかつたのでありますが、市内各所の水源池の防災も含めた管理体制の強化と敷地の効率的な活用について意見がありました。

議案第三百三十六号農業共済事業の実施について及び議案第四百十三号四日市市農業共済条例の制定については、現在農業共済組合が運営している農業共済事業を、市が昭和五十三年四月から実施するとともに、これが実施のため条例を制定しようとするものであります。

当委員会においては、本事業の内容、運営方法等について詳細な説明を求めたのであり、特に財政運営も含めた将来展望についてたゞしたのであります。理事者からは、本事業の市への移譲は今後の経営の困難等から、市が行う方が農家の経営安定、生産性向上に資するとの判断に基づくものであり、移譲されたからと言って直ちに事業の改善がなされるものではないが、今後共済事業の拡大、内容の充実、損失防止に努めたい。また当面の運営については、一般会計からの繰り入れをせず行う考えである。なお利益率の高い任意の建物共済についても、別途推進協議会の設置などにより本事業に寄与させる等、事業の改善に努めたいとの説明がなされたのであり、当委員会はこれを了としたのであります。

以上の経過により、当委員会に付託された関係議案につきましてはいずれも原案のとおり承認いたしました次第であります。これをもちまして産業公営企業委員会の審査報告といたします。

○議長（大谷喜正君）次に、建設委員長にお願いいたします。

橋本増蔵君。

〔建設委員長（橋本増蔵君）登壇〕

○建設委員長（橋本増蔵君）ただいま議題となっております各議案のうち、建設委員会に付託されました関係議案について、当委員会の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

まず、議案第二百二十七号昭和五十二年四日市市一般会計補正予算（第二号）の関係部分についてであります。

歳出第五款第一項失業対策費につきましては、労務者賃金の改定による増額が主なもので、別段異議はありませんでした。

歳出第八款土木費につきましては、土木管理費は建築主事設置に伴う所要経費の追加であり、道路橋梁費、河川費は国庫補助事業費の増額決定に基づく各事業費の追加補正が主なものであり、いずれも別段異議はありませんでした。港灣費は、別段異議はなかつたのでありますが、四日市港管理組合負担金に関連して、オーストラリア記念館について市民の期待に沿った活用を講じられたいとの強い要望がありました。

都市計画費は、国庫補助事業費の決定による街路事業費、公園緑地整備事業費の補正及び西浦地内の街路用地二百三十三平米の購入費の追加が主なものであり、別段異議はありませんでした。

都市下水路費は、国の景気刺激対策による国庫補助事業費の増額決定に基づく朝明、羽津、雨池、塩浜の各都市下水路の事業費の補正が主なものであり、別段異議はありませんでした。

住宅費は、市営住宅の空き屋が当初見込みより約百戸増加し、この整備費として建物修繕料二千八百万円が追加計上されていることに関連して、市営住宅の空き屋の増加傾向にがんがみ、老朽狭小住宅について市民の要望に沿うものに改良すべく検討されるとともに、時代に即応した新住宅の建設に努力されるよう要望いたしました。

第十一款第二項土木施設災害復旧費につきましては、別段異議はありませんでした。

次に、議案第三百三十二号昭和五十二年四日市市公共下水道特別会計補正予算（第二号）につきましては、国庫補助事業費の増額決定に基づく管渠工事費及びポンプ場設備工事費等の追加と債務負担行為の変更が主なものであり、別段異議はありませんでした。

次に、議案第三百三十三号昭和五十二年四日市市土地画整理事業特別会計補正予算（第二号）につきましては、国庫補助事業費の決定に基づく西浦土地画整理事業費の減額補正が主なものでありますが、地区民の当該事業の早期完了を望む声も強いことから、これが減額補正は遺憾であり、今後は国庫補助金の確保に最大の努力を払うよう指摘いたしましたほか、別段異議はありませんでした。

次に、議案第四百四十四号四日市市建築審査会条例の制定については、建築主事の設置に伴い、建築基準法の規定に基づき設置義務のある建築審査会について、その組織及び議事等を規定しようとするものであり、議案第四百四十五号四日市市特別工業地区建築条例の一部改正については、前条例の制定に伴い特別工業地区建築審査会の廃止等により

所要の改正をしようとするもので、以上二議案につきましては、建築確認事務の移管につき説明を求めた上で、審査をいたした次第であります。本事務の移管は理事者から、市民に直結した行政サービスが図れること、また特定行政庁の設置状況を見ても、政令指定都市を除いた人口二十万人以上の市においては現在本市を含め四市のみが未設置であり、本市以外の三市においても来年度中には設置されること等から、移管を受けることとなったという説明があり、当該事務の移管については当委員会は適切なものと判断し、本議案を了いたしましたのであります。なおこれに関連して、知事の権限に属する開発行為の許可事務については、現在のところ県から事務の委任を受ける考えはないとの意思表明がありました。

次に、議案第四百四十七号市道路線の認定についてであります。本案は、坂部が丘団地及び高花平団地内における未認定道路等三十四路線を市道として認定しようとするもので、別段異議はありませんでした。

以上の経過をもちまして、当委員会に付託されました各議案につきましてはいずれも原案のとおり承認いたしました次第であります。これをもちまして建設委員会の審査報告いたします。

○議長（大谷喜正君） 以上で、委員長の報告は終了いたしました。

委員長の報告に対し、ご質疑がありましたらご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大谷喜正君） 別段ご質疑ありませんので、委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

これより直ちに本件の採決に入ります。

まず、議案第三百五十二号四日市市議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大谷喜正君） 起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、ただいま採決をいたしました議案を除いた残り二十七議案について一括採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大谷喜正君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第二九 議案第一五五号 監査委員の選任について

○議長（大谷喜正君） 次に、日程第二十九、議案第百五十五号監査委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） ただいまご上程の議案第百五十五号は、本市の監査委員のうち、森 幸雄、永田一郎両氏の任期が来る十二月二十四日をもって満了いたしますので、後任の委員として吉田耕吉氏、伊藤涼一氏をそれぞれ非常勤の監査委員に選任いたしたいと存じご提案申し上げるものであります。

なお、両氏の経歴につきましては、お手元の経歴書のとおりであります。

どうかよろしく審議いただき、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大谷喜正君） 提案理由の説明は、お聞き及びのとおりであります。

ご質疑がありましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大谷喜正君） 別段ご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

おはかりいたします。本件については、委員会の付託を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大谷喜正君） ご異議なしと認めます。よって、本件については委員会の付託を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより、本件を採決いたします。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大谷喜正君） ご異議なしと認めます。よって、本件はこれに同意することに決しました。

日程第三〇 発議第八号 大規模小売店舗法等の抜本的改正に関する意見書の提出について、及び

日程第三一 発議第九号 大型小売店舗の進出に関する決議について

○議長(大谷喜正君) 次、日程第三十、発議第八号大規模小売店舗法等の抜本的改正に関する意見書の提出について、及び日程第三十一、発議第九号大型小売店舗の進出に関する決議についてを一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

山本 勝君。

〔山本 勝君登壇〕

○山本 勝君 たいま上程されました発議第八号及び第九号について、発議者を代表して、提案説明をいたします。四日市市はもちろんのこと、わが国内における小売店業は、ずうっと昔からそれぞれの土地において、その地域の形態に合った商圏を基礎に、そこに住む人々から愛され、ときによっては住民の交流の場として親しまれてきたのでありますが、戦後欧米式のスーパー方式による商法が導入されるや、一躍この形式が日本全国に採用され消費者に歓迎される状態になりました。

しかし、このスーパー方式による小売店業も、消費者の進出を望む要望にもかかわらず、スーパー建設の限度に達し、需要と供給すなわち消費者と小売店のバランスが崩れる段階を迎えることになり、地域によっては大型小売店、スーパー建設に反対する動きが、特に中小零細小売店を中心にして活発になってきました。四日市においても、すでに大型小売店は十二店が建設され、店舗面積一平方米当たりの人口は、全国平均の四・八人を大きく上回る三・一人となっております。

いま全国的に言われている「店舗面積一平方米当たりの人口が五人を割ったら中小零細小売店業は成り立たない」ということから判断しますと、四日市はすでにその限界を越えているのではないかと思われるのであり、これ以上の大型小売店の建設は、既存の中小零細小売店に与える影響は大きく、このまま無制限に放置される状態ではないと言わざるを得ません。しかし、消費者の大型小売店、スーパー進出を望む声もいまだに根強くあり、現在注目的となっている生糸地内でのスーパー建設予定をめぐる動きを見ても明らかのように、消費者の圧倒的多数はスーパー建設に賛成している状態にあり、いま一方的に大型店のみを建設規制することは困難と言わざるを得ませんが、需要と供給のバランスを適切に保つことは、すべての市民生活を守るためには欠かせないことであり、この原則的な立場に立つて、本定例会に提出された大型小売店進出反対の陳情についても審査したのであります。現行の関係法律及び指導要綱などだけでは、紛争のすべてを解決することはきわめて困難と思われ、すでに多くの県、市で、地方自治体の行政指導の一環として条例または要綱などによる調整の動きも見られますが、これとてあくまで調停、あっせんが限界といきわめて指導性の弱い現状にあります。

通産省が主催した小売問題懇話会においても、大型店舗が数多く出店する現状では法令による強力な規制以外には方法がないとさえ言われております。

したがって、消費者の利益の保護と、中小零細小売業の近代化への対応を考慮し、両者が適正に秩序ある基盤に立って共存共栄できるよう、早急に関係法令の抜本的な改正と整備を図られるよう、発議第八号によって通産省をはじめとする関係当局に意見書を提出しようとするものであり、さらに四日市においても、関係法令の改正いかんにかかわらず、市内の現状をつぶさに把握され、需要と供給のバランスを十分に考慮した適切な店舗面積の実現、商工会議所など関係団体がその指導性を發揮し、特に商調協が主体的に活動できるための内容の充実強化、開発許可、建築確認の申請段階から、交通、衛生、青少年の不良化防止などを図るための環境整備などについて、条例または指導要綱を早急に実現させ、行政指導の強化を求めると、この際市の商工行政について先導的立場に立って諸施策を推進されるよう、議会としての意思表示を発議第九号の決議によって表明しようとするものであります。

ぜひとも皆さん方のご理解とご賛同をいただき、この発議が成立するようお願いをしまして、提案の説明といたします。

○議長（大谷喜正君） 提出者の説明は、お聞き及びのとおりであります。

ご質疑がありましたら、ご発言願います。

小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 発議第八号、九号を提案されましたことにつきましては、その内容になお不十分なものがあると思えますけれども、その積極面について評価し、関係の皆さんの労を多としたいと思いますますが、問題は陳情第二十六号との関連で、この陳情が継続審査となっていることは納得できないわけでございます。

スーパーサンシの生糸進出は、その店舗の建築確認申請手続が進んでおりまして、まさに事態は切迫しております。これが何らの紛争解決のめどもついていない中で、強行されるということについては、どうしても歯どめをしなければならぬと思います。

陳情を継続審査とすることについて、この点どのように配慮をされたのか。あるいは、その配慮の一つとして提案されました発議第九号の内容が、今日のスーパーサンシの問題にどうかかわるのか。特にスーパーサンシなどの店舗進出を中止してほしいという中小零細な小売業者の皆さんの死活の願いにこたえることになるのかどうか明らかではありません。スーパーサンシの店舗建築確認申請を目前にして、この決議に対して市の理事者の対応はどうなるのかを含めて明らかにしていただきたいと思えます。

〔「議事進行」の声あり〕

○議長（大谷喜正君） 小林博次君。

〔小林博次君登壇〕

○小林博次君 ただいまの質問内容ですけれども、委員長報告がされて、それに対する質問内容ではなかったかというふうに思いますので、質問する場所を少し早目にされたような気がしますので、その辺ちょっと議長において調整をさせていただきたいと思えます。

○議長（大谷喜正君） 議長に対するご発言であります。確かに小林議員が申し述べられましたように、言葉の中では請願陳情等に関連する言い方がありましたけれども、大型スーパーの進出問題の根本的なことにつきましては、小井議員の発言は、ただいまの提出者の説明にも多分に関連がありますので、この発言を認めることにいたしたいと思いますので、ご了承のほどお願いいたします。

山本 勝君。

〔山本 勝君登壇〕

○山本 勝君 ただいま質問されました発議第八号及び第九号に関係をしまして、きっかけになりました陳情については、市長の出席を求めまして慎重に審査をしたのであります。総体的には陳情されました願意については大方の委員の皆さん方が妥当というふうに認めておるわけでありまして、陳情文の内容について、特に現在四日市における売場店舗面積に關係をする人口支持率が三・一人ということになっております。にもかかわらず、陳情文の中ではこれを六人にせよ、こういう内容であります。具体的に申し上げますと、現在の四日市における店舗面積の約半分を規制しろ、なくしろという内容になっております。したがって、この陳情文そのものを趣旨としては十分に理解できますけれども、いま直ちにこれを選択した場合、一体この数字はどうなされるのか。この点に論議が集中を

しました。したがって、第九号の決議によって、早急に四日市市内における大型店舗の問題についての条例あるいは指導要綱をつくっていただくということを要請しました。

このことは、通産省及び関係当局に意見書という形で、四日市市議会としての意見を出しましたが、関係法令の改正までに相当時間がかかるだろう。それではいま四日市に起きている問題が解決されないで、具体的に市当局に、いま起きている問題に早急に見直しを付けられるようにという意味での決議をお願いしたわけでありまして、前段は意見書提出ということでありませぬ。

陳情の継続にした理由も、いま申し上げましたような具体的な内容が含まれておりますので、これは文中を見ていただくとよくわかると思いますけれども、前段の方での陳情趣旨については皆さんからご異議がなかったわけでありませぬけれども、項目にわたっての部分的に反対の意見がありましたので、継続ということになったのであります。以上です。

○議長（大谷喜正君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 陳情の問題については、これ以上あえてこの場所と違うというご指摘もあるかと思しますので差し控えますが、しかしいまの委員長のご答弁のようでありますと、やはり願意は妥当だとして普通採択するのが素直なところではないかと思えます。それにしまして、この発議第九号の内容が、当面の切迫したサンシスパーの進出の問題について、たとえば建築確認申請等がもうすでに出ようとしていますが、そういうものにどう作用していくのか。この辺は市当局の対応の問題ともかかわると思えますが、どのように考えられたか、いま一度ひとつお答えをいただきたいと思えます。

○議長（大谷喜正君） 山本 勝君。

〔山本 勝君登壇〕

○山本 勝君 はっきりお答えしておきます。賢明な小井君ですから、そこらあたりの手順のことは十分に承知の上でいまの質問をされたと思えます。したがって、議会の手の及ぶ範囲というものもあります。いま質問のあった内容は、執行権の問題であります。それぐらいのことは十分にご承知の上で今後質問していただきたい、このように申し上げます。

○議長（大谷喜正君） 他にご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大谷喜正君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第三二 委員会報告第一四号 総務委員会請願書等審査結果報告、ないし

日程第三四 委員会報告第一六号 建設委員会陳情書審査結果報告

○議長（大谷喜正君） 次に、日程第三十二、委員会報告第十四号総務委員会請願書等審査結果報告、ないし日程第三十四、委員会報告第十六号建設委員会陳情書審査結果報告についての三件を一括議題といたします。

本件は総務、教育民生、建設の各常任委員長からの請願陳情に対する審査結果の報告であります。

委員長の報告に対し、ご質疑がありましたらご発言願います。

小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 総務委員長にお尋ねをいたします。

請願第十七号高松海岸保全についての問題でございますが、九月議会におきまして継続審査となり、今回は不採択となったわけでございますが、その理由を教えてくださいたいと思います。

○議長（大谷喜正君） 総務委員長粉川 茂君。

〔総務委員長（粉川 茂君）登壇〕

○総務委員長（粉川 茂君） お答えいたします。ご質問の高松海岸保全についての請願は、ご承知のように、九月議会に請願第十七号として総務委員会に付託になりまして、九月議会での委員会、引き続きこの委員会と二度にわたり慎重にご審査をお願いしたわけでございます。審査の内容についていろいろ十分に審査させていただいたのでございますが、行政区域が異なっているということと、請願が地元川越町並びに県議会あるいは港議会にも提出されておらず、ただ四日市市議会のみということから、全員一致で不採択というふうになったわけでございますので、ご了承のほどお願いいたします。

○議長（大谷喜正君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 いまお聞きしました理由による不採択ということについては、納得できないわけでございます。一つは、高松海岸地先も四日市港域に入っております。港管理組合の管理運営をなすところでございます。港管理組合は県と四日市市によって設置されている特別地方公共団体で、市議会からも組合議会議員を選任しており、直接、間接

を問わず四日市市あるいは市議会も、高松海岸地先をめぐる諸問題に対応するのは当然だと思っております。

二つ目の問題は、港管理組合によりますと、高松海岸地先は四十五年につくられた港湾整備計画において朝明埠頭用地として埋め立て、岸壁三バースをつくることを企図したということでございますが、しかし、それは高度経済成長期のものでありまして、それが大きく変化した今日のような経済情勢におきましては、将来のめどもつかず、この事業を進める条件もないし、その考えもいまは全く持っていないという責任ある人の答弁でございます。いわば高松海岸地先の将来について見直す時期になってきていると思っております。

この際、請願者の言いますように、四日市近辺ただ一つの貴重な浜辺を保全するために請願を採択して、その趣旨の実現に積極的に努力すべきであると思っております。

なお、請願者はいま港管理組合議会に対しても、四日市市議会に対する請願と同趣旨のものを出そうという準備を進めているわけでございます。いま不採択にする理由は全くないと思うのでございます。以上のことをご斟酌いただきたいと思えます。

○議長（大谷喜正君） 他にご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

これより直ちに本件を採決いたします。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大谷喜正君） 起立多数であります。よって、本件は委員長の報告のとおり決定されました。

○議長（大谷喜正君） なお総務、産業公営企業、建設の各常任委員長から、目下委員会で審査中の事件について、

お手元に配布しました申し出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出がありません。

おはかりいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大谷喜正君） ご異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

○議長（大谷喜正君） 以上をもちまして、今期定例会の日程は全部終了いたしましたので、会議を閉じ、昭和五十二年十二月、四日市市議会定例会を閉会いたします。

連日におわたりご苦勞様でございました。

午後二時五十八分閉会

右、地方自治法第二百二十三条第二項の規定に基づき署名する。

四日市市議会議長 大谷喜正

四日市市議会副議長 長谷川 鐸 元

署名議員 高木 勲

署名議員 森安 吉

第1日(12月15日)

一般質問通告一覧表(昭和五十二年十二月定例会)

発言順序	要旨	氏名
1	一、五十三年度予算編成にあたって 1. 就学前教育について 2. 五十一年九月議会発議七号の五十三年度以降の執行態勢について	政策研究会 宇治田 良市
2	一、各種許認可について 二、幼児教育について 三、消費行政について	政策研究会 川口 洋二
3	一、近鉄四日市駅前中央線(七〇米道路)の横断道路遮断の件について 二、近鉄四日市駅前広場の確保と駅前交通体系について	市民クラブ 山路 剛
4	一、入札方法について	市民クラブ 天春 文雄
5	一、大型店舗の進出と中小売店の営業権、生活権について市行政の対策を問う 二、来年度の子算編成といくつかの具体的施策についての考え方を問う	日本共産党 小井道 夫

11	10	9	8
<p>一、教育関係について</p> <p>1. 新年度予算の編成にあたって</p> <p>二、公害関係について</p> <p>1. 公害対策協力財団について</p> <p>2. 平山物産の移転について</p>	<p>一、日中友好について</p> <p>二、税制について</p>	<p>一、農業に関する諸問題について</p> <p>1. 三重用水事業について</p> <p>2. 減反について</p> <p>二、スポーツの振興について</p> <p>三、消防の強化について</p>	<p>一、社会教育の創造について</p> <p>実践と機構の両面から</p> <p>二、環境行政に関連して</p> <p>悪臭対策その後の経緯を問う</p> <p>三、新年度の行政施策に関連して</p>
<p>社会市民連合</p> <p>小林博次</p>	<p>自由クラブ</p> <p>後藤長六</p>	<p>自由クラブ</p> <p>堀新兵衛</p>	<p>革新クラブ</p> <p>金森正</p>

7	6
<p>一、五十三年度の財政展望について</p> <p>1. 健全化のための施策</p> <p>2. 行政の諸問題(簡素化、合理化など)</p> <p>二、大規模震災の対処について</p> <p>1. 政策</p> <p>2. 予知、体制、常時対応策</p> <p>三、北部清掃工場埋立地のその後について</p> <p>吉田工業のその後処理について</p>	<p>一、昭和五十三年度予算編成にあたって</p> <p>1. 一二・八的世相の再来</p> <p>2. 深刻化する地方財政の危機</p> <p>3. 不況克服への有効な予算編成を望む</p> <p>二、教育について</p> <p>1. 青少年白書は何を訴えているか</p> <p>2. 欠ける社会との連帯感について</p> <p>三、福祉について</p> <p>1. 無年金者救済について</p> <p>2. 中小零細企業勤労者福祉共済制度について</p>
<p>革新クラブ</p> <p>中村信夫</p>	<p>公明党</p> <p>田中基介</p>

14	13	12
<p>一、大型スーパーに関する諸問題について</p> <p>二、四日市の人口について</p> <p>三、市有地の処理について</p> <p>四、住宅家賃並びに開発公社等家賃の不均衡について</p>	<p>一、スポーツ災害共済の実施について</p> <p>二、北勢沿岸流域下水道事業について</p> <p>三、美里ヶ丘の開発と三重団地の公共施設について</p> <p>四、大規模小売店の建設問題について</p>	<p>一、五十三年度予算について</p> <p>1. 市長の公約実現について</p> <p>2. 担当理事者の重点施策を明らかにせよ</p> <p>二、公害、工場災害について</p> <p>1. 財団について</p> <p>2. 患者救済について</p> <p>3. 工場災害について</p> <p>4. 薬品管理について</p>
清風会 後藤寛次	日本社会党 山本勝	日本社会党 福田香史

15
<p>一、財政問題について</p> <p>五十三年度の財政運営について</p> <p>1. 不況対策</p> <p>2. 福祉対策</p> <p>3. 都市下水路対策</p> <p>4. 公共下水道</p> <p>5. 平山物産</p> <p>二、教育問題について</p> <p>1. 障害児教育</p> <p>2. LL教室</p> <p>3. 社会見学</p> <p>4. 特色ある学校づくり</p>
清風会 岩田久雄

○総務委員会

議案第一二七号 昭和五十二年四日市市一般会計補正予算(第二号)

第一条 歳入歳出予算中

歳入全般

歳出第一款 議会費

第二款 総務費

第四款 衛生費

第五款第二項 労働諸費

第九款 消防費

第二条 債務負担行為

第三条 地方債

議案第一三七号 四日市市農業委員会の委員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき委員の定数に関する条例の一部改正について

議案第一三八号 四日市市事務分掌条例の一部改正について

議案第一三九号 四日市市役所出張所設置条例の一部改正について

議案第一四〇号 四日市市吏員退隠料、退職給与金、遺族扶助料支給条例等の一部改正について

議案第一四六号 三四伝染病隔離病舎組合規約の変更について

○教育民生委員会

議案第一四八号 工事請負契約の締結について

議案第一四九号 工事請負契約の締結について

議案第一五〇号 工事請負契約の締結について

○教育民生委員会

議案第一二七号 昭和五十二年四日市市一般会計補正予算(第二号)

第一条 歳入歳出予算中

歳出第 三款 民生費

第一〇款 教育費

議案第一二九号 昭和五十二年四日市市国民健康保険特別会計補正予算(第一号)

議案第一四一号 四日市市社会福祉事務所設置条例の一部改正について

議案第一四二号 四日市市母子医療費の助成に関する条例の制定について

○産業公営企業委員会

議案第一二七号 昭和五十二年四日市市一般会計補正予算(第二号)

第一条 歳入歳出予算中

歳出第 六款 農林水産業費

第七款 商工費

第十一款第一項 農林水産施設災害復旧費

- 議案第一二八号 昭和五十二年四日市市競輪事業特別会計補正予算(第一号)
- 議案第一三〇号 昭和五十二年四日市市と畜場食肉市場特別会計補正予算(第二号)
- 議案第一三一号 昭和五十二年四日市市営魚市場特別会計補正予算(第一号)
- 議案第一三四号 昭和五十二年四日市市立四日市病院事業会計第一回補正予算
- 議案第一三五号 昭和五十二年四日市市水道事業会計第一回補正予算
- 議案第一三六号 農業共済事業の実施について
- 議案第一四三号 四日市市農業共済条例の制定について

○建設委員会

議案第一二七号 昭和五十二年四日市市一般会計補正予算(第二号)

第一条 歳入歳出予算中

歳出第 五款第一項 失業対策費

第 八款 土木費

第十一款第二項 土木施設災害復旧費

- 議案第一三二号 昭和五十二年四日市市公共下水道特別会計補正予算(第二号)
- 議案第一三三号 昭和五十二年四日市市土地区画整理事業特別会計補正予算(第二号)
- 議案第一四四号 四日市市建築審査会条例の制定について

- 議案第一四五号 四日市市特別工業地区建築条例の一部改正について
- 議案第一四七号 市道路線の認定について

付託議案一覽表 (一) (昭和五十二年十二月定例会)

○総務委員会

- 議案第一五一号 昭和五十二年四日市市一般会計補正予算(第三号)
- 議案第一五二号 四日市市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 議案第一五三号 四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部改正について
- 議案第一五四号 四日市市職員給与条例の一部改正について

請願

受理番号	受理年月日	件名	請願者の住所及び氏名	紹介議員氏名	付託委員会
第一九号	五二、一一、一一	浜田小学校校舎改築について	四日市中浜田町一―二三 浜田地区連合自治会長 山路 伊三郎 ほか一名	山路 剛	教育民生

陳情

第二号	第一号	第二〇号	第一九号	受理番号
〃	〃	〃	五二、一三、二二	受理年月日
市立図書館の自動車文庫車輛の増車について	近鉄四日市駅前七十米道路横断路閉鎖の解除について	県立理科教育センター施設について	納屋幼稚園に二年保育実施について	件名
四日市市赤堀町二二三 四日市図書館後援会 会長 熊沢章	四日市市中浜田町一三三 浜田地区連合自治会 会長 山路伊三郎 ほか五九九名	四日市市北町二二三 四日市市小学校長会長 板見栄次郎 ほか一名	四日市市浜町三一三 港区連合自治会 会長 坂倉伝十郎 ほか一七七名	陳情者の住所及び氏名
教育民生	建設	教育民生	教育民生	付託委員会

第二号	第一号	第二〇号
五二、一三、一五	〃	五二、一三、二二
元号法制化促進について	私立幼稚園教育振興について	公共建造物の建設について
四日市市大矢知町一二四〇一 生長の家三重県連合会事務局長 片山由雄 ほか二三名	四日市市下の宮町三三五 四日市私立幼稚園PTA連合会 会長 山田弘 ほか一名	四日市市日永西一丁目二十七番 十五号 大瀬古新町自治会長 植松康行 ほか一名
伊藤信一 坪井妙子 野呂平和 出井博 大森多喜三	川口洋二 宇治良市 野崎貞芳 岩田久雄 青山多喜三 大森多喜三 田中基介 加藤定男	増山英一
総務	教育民生	総務

第二九号	第二八号	第二七号
〃	〃	五二一三、一五
し尿浄化槽維持管理の公費負担について	浄化槽汚泥海洋投棄料金公費負担について	旧近鉄婦人文化センターの使用について
四日市市山之一色字大沢台一〇三三 一八〇 辻 誠 二 ほか八七二名	四日市市浜町五一三五 四日市浄化槽維持管理協同組合 理事長 木 村 栄 三 ほか三名	四日市市北浜町六一二 中央地区連合自治会 会長 後 藤 武 男 ほか一八名
総務	総務	総務

第二六号	第二五号	第二四号	第二三号
〃	〃	〃	五二一三、二二
生桑町地内大規模小売店舗進出反対について	市立美術館設立について	四日市公害対策協力財団存続延期について	四日市総合文化センターの建設について
四日市市曾井町四八七一一番地 神前地区連合自治会長 坂 倉 万 吉 ほか一、二〇名	四日市市北浜町七番八号 市立美術館設立を進める会 発起人代表 安井 廣 和 ほか二八名	四日市市栄町六一一五 四日市公害認定患者の会 事務局長 松 村 進	四日市市西新地一四一二〇 社団法人四日市医師会 会長 松 尾 光 一
産業公営企業	教育民生	総務	教育民生

委員会報告第一四号

総務委員会請願書等審査結果報告

総務委員会に付託の請願及び陳情について、当委員会における審査の結果を別紙のとおり報告します。

昭和五十二年十二月二十二日

総務委員会

委員長 粉川 茂

四日市市議会

議長 大谷 喜正 殿

請願

受理番号	受理年月日	件名	請願者の住所氏名	紹介議員氏名	委員会の意見	審査結果
第一七号	五三、九、二二	高松海岸保全について	四日市市相生町一の七 四日市入浜権を取戻す会 会長 三浦 靖弘 ほか四七一名	宇治田 良市 伊藤 信一 天春 文雄 小林 博次 福田 香史 小井 道夫	願意にそいがたい。	不採択

陳情

受理番号	受理年月日	件名	陳情者の住所氏名	委員会の意見	審査結果
第二七号	五三、二、一五	旧近鉄婦人文化センターの使用について	四日市市北浜町六一二 中央地区連合自治会 会長 後藤 武男 ほか一八名	その主旨を了とする。	採択

委員会報告第一五号

教育民生委員会請願書等審査結果報告

教育民生委員会に付託の請願及び陳情について、当委員会における審査の結果を別紙のとおり報告します。

昭和五十二年十二月二十二日

教育民生委員会

委員長 訓 覇 也 男

四日市市議会

議長 大谷 喜正 殿

請願

受理番号	受理年月日	件名	請願者の住所氏名	紹介議員氏名	委員会の意見	審査結果
第一九号	五三二二二二	浜田小学校校舎改築について	四日市市中浜田町一 二二三 浜田地区連合自治会長 山路 伊三郎 ほか一名	山路 剛	その主旨を了とす る。	採 択
第二一号	〃	私立幼稚園教育振興について	四日市市下の宮町三三五 四日市私立幼稚園 PTA連合会 会長 山田 弘 ほか一名	川口 洋二 宇治田 良市 野崎 貞芳 岩田 久雄 青山 峯男 大森 多喜三 田中 基一 加藤 定男	願意妥当と認める。	採 択

陳情

受理番号	受理年月日	件名	陳情者の住所氏名	委員会の意見	審査結果
第一九号	五三二二二二	納屋幼稚園に二年保育実施について	四日市市浜町三一二二 港地区連合自治会 会長 坂倉 伝十郎 ほか一七七名	その主旨を了とする。	採 択
第二〇号	〃	県立理科教育センター施設について	四日市市北町二一二三 四日市市小学校長会 会長 板見 栄次郎 ほか一名	その主旨を了とし、その 実現に努力されるよう 理事者に要望する。	採 択
第二二号	〃	市立図書館の自動車文庫車輛の増車について	四日市市赤堀町二一三 四日市市図書館後援会 会長 熊沢 章	その主旨を了とする。	採 択
第二三号	〃	四日市総合文化センターの建設について	四日市市西新地一四一二〇 社団法人四日市医師会 会長 松尾 光一	その主旨を了とする。	採 択

第二五号	五三二二二二	市立美術館設立について	四日市市北浜町七番八号 市立美術館設立を進める会 発起人代表 安井 廣 和 ほか二八名	その主旨を了とする。	採 択
------	--------	-------------	---	------------	--------

委員会報告第一六号

建設委員会陳情書審査結果報告

建設委員会に付託の陳情について、当委員会における審査の結果を別紙のとおり報告します。

昭和五十二年十二月二十二日

建設委員会

委員長 橋 本 増 蔵

四日市市議会

議長 大谷 喜正 殿

陳情

受理番号	受理年月日	件 名	陳情者の住所氏名	委員会の意見	審査結果
第二二号	五三二二二二	近鉄四日市駅前七十米 道路横断路閉鎖の解除 について	四日市市中浜田町一―一二三 浜田地区連合自治会 会長 山 路 伊三郎 ほか五九九九名	その主旨を了とし、理 事に善処されるよう 要望する。	採 択

閉 会 中 継 続 審 査 申 出 書

本委員会は審査中の事件について、左記により閉会中もお継続審査すべきものと決定したから会議規則第九十九条の規定により申し出ます。

記

一、事 件

- 請願第二〇号 公共建造物の建設について
- 請願第二二号 元号法制化促進について
- 陳情第二四号 四日市公害対策協力財団存続延期について
- 陳情第二八号 浄化槽汚泥海洋投棄料金公費負担について

陳情第二九号 し尿浄化槽維持管理の公費負担について
二 理 由

調査研究のため

昭和五十二年十二月二十二日

総務委員会

委員長 粉川 茂

四日市市議会

議長 大谷喜正 殿

閉会中継続審査申出書

本委員会は審査中の事件について、左記により閉会中もなお継続審査すべきものと決定したから会議規則第九十九条の規定により申し出ます。

記

一、事 件

陳情第二六号 生桑町地内大規模小売店舗進出反対について

二、理 由

調査研究のため

昭和五十二年十二月二十二日

産業公営企業委員会

委員長 山本 勝

四日市市議会

議長 大谷喜正 殿

閉会中継続審査申出書

本委員会は審査中の事件について、左記により閉会中もなお継続審査すべきものと決定したから会議規則第九十九条の規定により申し出ます。

記

一、事 件

陳情第一六号 諏訪公園内駐車場の増設について

二、理 由

調査研究のため

昭和五十二年十二月二十二日

建設委員会

委員長 橋本 増蔵

四日市市議会

議長 大谷喜正 殿